

令和元年度
包括外部監査結果報告書

子ども・子育て支援に関する施策に係る財務事務の執行について

令和2年1月

神奈川県包括外部監査人
税理士 鵜藤 俊英

目 次

第1部	令和元年度包括外部監査の概要	1
第2部	令和元年度包括外部監査の内容	5
第1章	次世代育成課	5
1	次世代育成課の組織と分掌事務と予算執行状況	5
2	子ども・子育て支援人材確保育成事業費	8
3	地域限定保育士試験実施事業費	34
4	保育エキスパート等養成事業費	45
5	保育事業指導費	53
第2章	子ども家庭課	57
第1節	子ども家庭課実施事業	57
1	子ども家庭課の組織と分掌事務と予算執行状況	57
2	児童福祉諸費	60
3	里親制度推進費	64
4	民間児童養護施設等運営費補助	75
5	児童養護施設退所児童等支援事業費	79
6	母子家庭等自立支援事業費	84
7	母子父子寡婦福祉資金貸付金	93
第2節	児童相談所	100
1	児童相談所の組織と分掌事務	100
2	児童相談所の内部統制	103
3	5児童相談所の財務に関する事務の向上	107
4	児童相談所の物品管理状況	112
5	児童保護措置費自己負担金の適正管理	115
6	児童保護措置費自己負担金収入未済額の処理	117
7	職員等賄料立替収入の適正な徴収	121
8	一時保護所の食事の比較	123
9	児童相談所費	131

第3節	子ども自立生活支援センター	141
1	子ども自立生活支援センターの組織と分掌事務と予算執行状況	141
2	職員賄料収入の納付遅延	143
3	給食調理業務の連携によるコスト削減の検討	145
4	県有財産を使用した業者に対する契約内容の履行の確認の実施	148
5	非常勤職員退職者の給与精算事務の早期実施	149
第4節	おおいそ学園	151
1	おおいそ学園の組織と分掌事務と予算執行状況	151
2	職員等賄給食代の調定遅延	152
3	職員等賄給食代の徴収額残高の効率的な管理	154
4	生産物売払収入の調定遅延	156
5	県立児童福祉施設維持運営費	158
第3章	子ども支援課	165
1	子ども支援課の組織と分掌事務と予算執行状況	165
2	子どもの貧困対策推進事業費	166
第4章	青少年課	170
第1節	青少年課実施事業	170
1	青少年課の組織と分掌事務と予算執行状況	170
2	藤野芸術の家運営費補助	172
第2節	青少年センター実施事業	191
1	青少年センターの組織と分掌事務と予算執行状況	191
2	事業費	193
第5章	私学振興課	206
1	私学振興課の組織と分掌事務と予算執行状況	206
2	私立学校経常費補助	208
3	財務事務の総括（高等学校等就学支援事業費などにおける全般的な事項として）	218
4	神奈川県私立学校検査	219

第6章 障害福祉課	226
第1節 障害福祉課実施事業	226
1 障害福祉課の組織と分掌事務と予算執行状況	226
2 聴覚障害者福祉センター（障害福祉施設指定管理費）	229
3 ライトセンター（障害福祉施設指定管理費）	235
4 神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）	236
第2節 総合療育相談センター	237
1 総合療育相談センター費	237
第7章 障害サービス課	243
1 障害サービス課の組織と分掌事務と予算執行状況	243
2 愛名やまゆり園（障害福祉施設指定管理費）	247
3 三浦しらとり園（障害福祉施設指定管理費）	252
第8章 生活援護課	253
1 生活援護課の組織と分掌事務と予算執行状況	253
第9章 子ども教育支援課	257
1 子ども教育支援課の組織と分掌事務と予算執行状況	257
2 児童生徒指導推進費	259

本報告書における記載内容等の注意事項

1 端数処理

報告書にある金額の表示は、原則として単位未満切り捨てのため、表中等の総額の内訳が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明瞭な場合もある。

2 報告書の数値・表記等の出典

報告書の数値・表記等は、原則として神奈川県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。予算額としては、特段の断りのない限り最終予算額（予算現額）を示している。決算額は、会計システム上の決算データだが、細事業内での報酬・共済費・報償費の割り振りにおいて、会計システムの都合上、実際の決算額と異なる場合がある。

報告書の数値等のうち、神奈川県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表記したものについては、その出典を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨を明示している。

3 監査の結果および意見

本報告書では、監査の結論を「指摘事項」と「意見」に分けて記載している。

「指摘事項」は、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、規則や規定等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県として速やかに措置する必要を要望するものである。

「意見」は、前記指摘事項以外のもので、組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたものであり、経済性・効率性・有効性の視点から改善を要望するものである。

第1部 令和元年度包括外部監査の概要

第1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に規定する神奈川県との包括外部監査契約に基づく監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

子ども・子育て支援に関する施策に係る財務事務の執行について

一般社団法人かながわ青少年協会（財政的援助団体等）

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会（指定管理事業）

日本赤十字社（指定管理事業）

社会福祉法人かながわ共同会（指定管理事業）

社会福祉法人清和会（指定管理事業）

3 外部監査対象期間

平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）。

ただし、必要に応じて平成29年度以前および令和元年度の執行分を含む。

4 特定の事件（テーマ）を選定した理由

全国的に少子化が進む中、人口減少を現実的な課題とすべき神奈川県にとっても少子化は人口減少の大きな要因のひとつであり、子ども支援対策は重要な施策と考えられる。

神奈川県では、「子ども・子育てを支える社会環境の整備」「支援を必要とする子ども・家庭への対応」「豊かな心と健やかな体を育む体験的な学習などの推進」等を掲げ、支援すべき対象としての子どもだけでなく、その家庭をも支援対象とすることにより、効果のある支援体制の構築を目指している。

少子化の進行は、経済や社会、地域の発展の可能性を揺るがし、社会保障制度における現役世代の負担の増大、子ども同士の交流機会の減少による健やかな成長への懸念などがあるとされ、県民の関心も高いものと考えられる。

厳しい財政が続く中で子ども・子育て支援に関する施策が効果的かつ効率的に執行されているかを合規性のみならず有効性及び経済性・効率性の観点から監査することは県民にとって有意義であると考えテーマとして選定した。

5 外部監査の実施期間

令和元年6月11日から令和2年1月8日まで

6 監査対象部署

原則として、福祉子どもみらい局子どもみらい部を対象とした。

ただし、選定したテーマに関する財務事務を行う部署としての、同局福祉部障害福祉課、障害サービス課、生活援護課および教育局支援部子ども教育支援課が行う選定したテーマに関する財務事務事業を加え、福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課が行なう私立学校に対する直接支援については、子ども・子育て支援に重要な影響があるもののみ対象とした。

したがって、教育現場における教育も広義においては、子ども・子育て支援にかかわるものではあるが、その特殊性から、今回の監査対象から外した。

7 監査従事者

包括外部監査人	税理士	鶴藤 俊英
監査補助者	税理士・公認会計士	鈴木 尚道
	税理士	竹花 直子
	税理士	下村 敏明
	税理士	吉田 歌純
	税理士	才野 知裕
	税理士	鈴木 祥子
	税理士	中野 寛也
	税理士	川口 邦子
	税理士	長坂 祐司

8 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人および監査補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 外部監査の基本方針および結果について

1 外部監査の基本方針

外部監査制度が地方自治体に創設された背景としては、一部の地方公共団体で不適正経理処理等に対して、監査機能の専門化・独立性の強化や、住民からの信頼の向上を目的として、地方自治法の改正に至っているとされている。それらの背景に鑑み、本監査において選定したテーマである子ども・子育ての支援は、マクロ的視野に立てば日本の少子高齢化という社会現象に神奈川県もその波に巻き込まれ、県内のみを短視点的に考察するのではなく、日本社会全体を俯瞰しつつ、神奈川県に所在する問題点を把握するという視点から財務事務を監査することは有意義であろう。また、他方ミクロ的視野に立てば、県が施策する具体的な財務事務の執行について、その適正性、有効性等の点から監査することが求められている。さらに、県民という納税者の視点に立ち、県の財政の主な財源である税の使い方に対して深く検証することも包括外部監査に求められていると考えるのが、その背景から理解する上で必要な視点である。

県が策定した予算は、当該年度における県の提供する行政サービスのグランドデザインとも言えるものである。理想を言えば、その行政サービスに関わるすべての県民および本県に関わる人たちが等しく受けられるサービスでなければならないものである。したがって、その目的のために定められたルールに基づき、適正に提供されなければならない。しかし、現実においてはルールを逸脱することもあり、またルールの趣旨・目的を読み間違えて提供してしまうケースも出てくることはある。あるいは、ルールに則り適正に提供されたものでも、その効果の波及において考えるべき内容を含むこともある。それらの行政サービスの受け取られ方としての「税の無駄遣い」という観点からは、時として、当該行政サービスの効果の薄い人たちから見れば、無駄遣いと言い、当該行政サービスを直接受ける人たちから見れば、その効果を当然視してしまう惧れがある。

外部監査人は、それらの行政サービス提供の効果を、中立な立場で的確に判断・評価しなければならない。

2 合規性の監査

前述のとおり包括外部監査の意義は、不適正経理の発見にあることから、法規等に準拠していない財務事務を発見し、その措置の必要性を報告することにある。すなわち、財務に関する事務の執行および経営に関する事業の管理について、規則や規定に違反しているか、著しく適切さを欠く（脱法的。形式的には合法であっても実質的違法な執行および管理）と判断されたものは、「指摘事項」として報告書に記載した。

3 経済性・効率性・有効性の監査

包括外部監査は、地方自治法第 252 条の 37 において、同法第 2 条第 14 項・第 15 項に照らし、最小の経費で最大の効果をもたらすような監査に努めなければならない使命を負っている。会計の専門家の視点を有し、且つ一民間人の視点を持ちながら、税の専門家としての視点で所謂税の無駄使いについても監査することが、県民から期待されている。すなわち、組織および運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたものは、「意見」として報告書に記載した。

4 結果について

監査の対象とした部局の「結果」としての指摘事項の数および意見の数を一覧の表にした。なお、出先機関および指定管理者は所管する課に含めた。

局 部 名	課 名 (令和元年度編成)	指摘事項数	意見数
福祉子どもみらい局子どもみらい部	次世代育成課	2	17
同上	子ども家庭課	13	33
同上	子ども支援課	0	0
同上	青少年課	3	8
同上	私学振興課	1	6
福祉子どもみらい局福祉部	障害福祉課	3	2
同上	障害サービス課	2	1
同上	生活援護課	0	0
教育局支援部	子ども教育支援課	1	0
合計		25	67

令和元年度に組織再編が行われ、新たな「かながわ障がい者計画」のもと、障がい者施策をより効果的に迅速に推進するため、施設・事業者指導を行う障害サービス部門を分割し、障害福祉課が障害福祉課及び障害サービス課の 2 課に再編された。また、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を具体的な施策に生かし、障害者施策はもちろんのこと、ともに生きる社会かながわの実現に向け、全庁横断的な取組を推進する体制を強化するため、共生社会推進課が福祉部から独立し、特定の部に属さない課とするとともに、津久井やまゆり園再生業務が障害サービス課に移管された。

第2部 令和元年度包括外部監査の内容

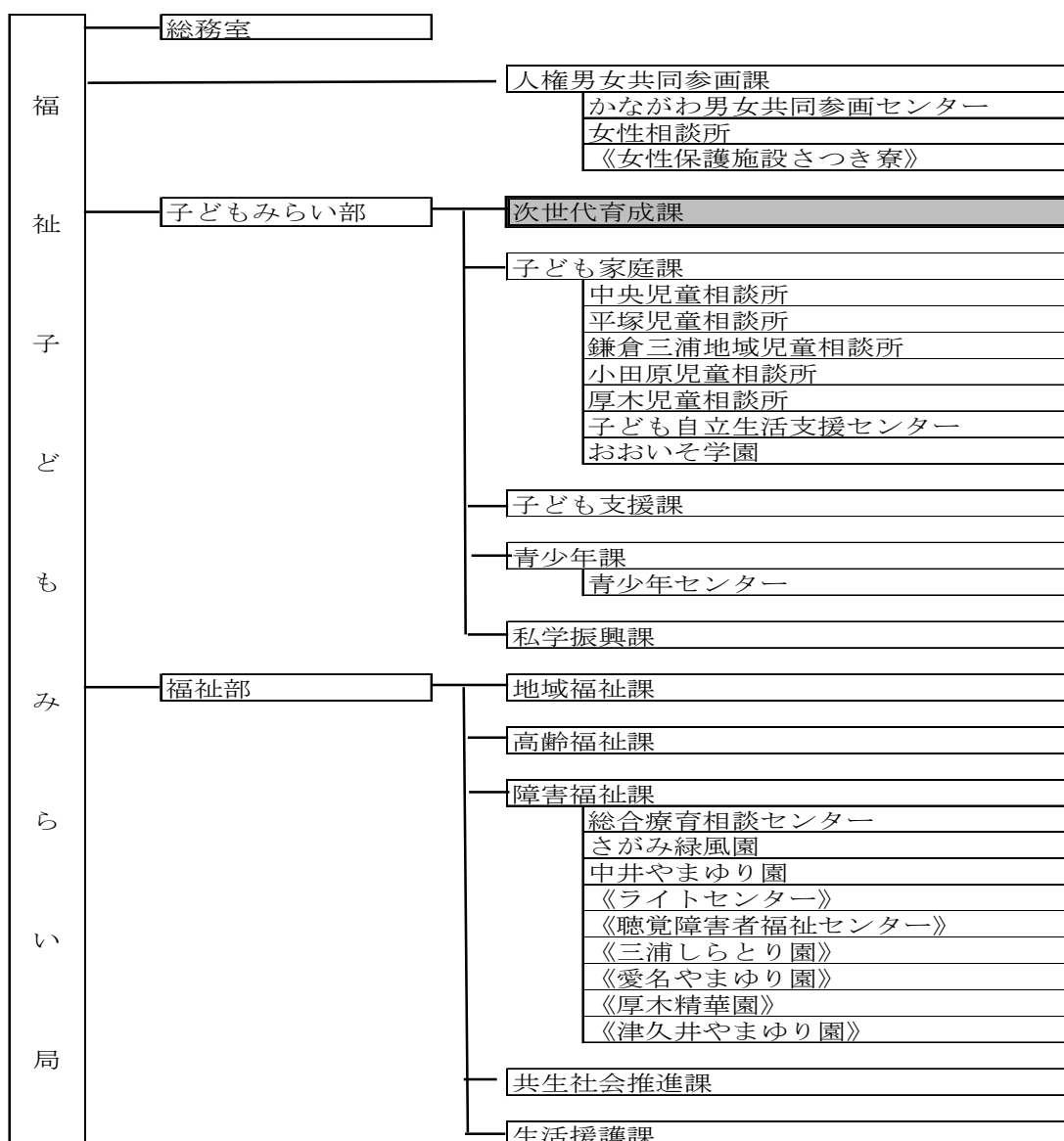
第1章 次世代育成課

1 次世代育成課の組織と分掌事務と予算執行状況

(1) 概要

次世代育成課は、次世代育成支援対策の総合的企画及び調整、社会福祉法に基づく保育及び子育て支援並びに社会福祉法人の認可・検査、児童福祉法に基づく保育及び子育て支援並びに施設の検査、子ども・子育て支援法の施行、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行、待機児童対策の推進、保育士の養成確保等に関する事務を行っている。

(2) 組織



(3) 分掌事務

組 織	分 掌 事 務
企画グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人事・予算等に関すること。 ○ 地域子ども・子育て支援事業に関すること。 ○ 子ども・子育て支援新制度の運用に関すること。 ○ 県子ども・子育て会議の運営に関すること。 ○ 「かながわ子どもみらいプラン」(県子ども・子育て支援事業支援計画・次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画)に関すること。 ○ 子育て応援に関すること。
保育・待機児童対策グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育施策の企画・調整に関すること。 ○ 保育所の設置認可、運営指導に関すること。 ○ 保育所の施設整備に関すること。 ○ 認定こども園の認可・認定に関すること。 ○ 私設保育施設に関すること。 ○ 施設型給付等の運用に関すること。
子育て支援人材グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士の養成・確保に関すること。 ○ 放課後児童健全育成事業に関すること。 ○ 子育て支援員に関すること。
監査グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当課所管の社会福祉施設・法人等の指導監査に関すること。 ○ 認可外保育施設へのフォローアップ指導に関すること。 ○ 認可外保育施設等への巡回指導に関すること。

(4) 次世代育成課の予算執行状況

平成 30 年度予算執行状況の概要は、次のとおりである。

【歳 入】

(単位：千円)

科目(款)	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
使用料及び手数料	55,384	49,149	49,149	0
国庫支出金	913,578	729,208	729,208	0
財産収入	242	241	241	0
繰入金	871,978	815,993	815,993	0
諸収入	397,060	436,748	436,748	0
計	2,238,242	2,031,341	2,031,341	0

【歳 出】

(単位：千円)

科目(事業)	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
(目) 児童福祉総務費	42,702,372	40,822,204	125,300	1,754,867
児童福祉諸費	3,284	2,222	0	1,061
次世代育成支援推進費	12,825	11,213	0	1,611
安心こども基金積立金	11,215	9,749	0	1,465

安心こども交付金事業費	871,978	690,693	125,300	55,984
民間児童福祉施設整備借入償還金補助	161,031	160,323	0	707
保育事業指導費	54,588	47,160	0	7,427
地域少子化対策推進事業費	10,255	5,783	0	4,471
保育緊急対策事業費補助	223,107	189,441	0	33,666
子ども・子育て支援人材確保育成事業費	309,386	131,007	0	178,378
子ども・子育て支援給付費負担金	33,423,352	32,433,592	0	989,759
地域子ども・子育て支援交付金事業費補助	6,819,480	6,382,855	0	436,625
保育対策支援事業費補助	380,722	365,176	0	15,546
地域限定保育士試験事業費	47,768	46,092	0	1,675
保育エキスパート等養成事業費	130,537	123,842	0	6,694
認定こども園施設整備交付金事業費補助	242,844	223,052	0	19,792
(目) 諸費	55,364	55,364	0	0
子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金返納金	38,343	38,343	0	0
保育対策総合支援事業費補助金返納金	17,021	17,021	0	0
合計	42,757,736	40,877,568	125,300	1,754,867

他に、他課からの再配当に係る支出計画による執行分（支出済額）が16,503千円ある。

(5) 研修委託事業の予定価格一覧

次世代育成課では、様々な研修を委託事業として実施している。研修委託事業は、価格だけでなく、業務遂行能力及び提案内容を評価する必要があるため、競争入札ではなく、公募型プロポーザル方式（随意契約）で委託業者を選定している。

公募型プロポーザル方式の場合、募集要項で委託料上限額として予定価格を公表し、多くの場合、予定価格とおりの金額で契約が行われるため、適正な金額で契約を行うために、適正な予定価格の積算が特に重要である。

そのため監査においても予定価格の積算の妥当性の検証に特に重点を置いて監査を実施した。

【委託研修事業の予定価格積算内訳の一覧（監査人で一部要約）】

(単位：千円)										
研修名称	子育て支援員研修		保育エキスパート研修		保育実技講習会		放課後児童支援員資質向上研修		放課後児童支援員認定資格研修	
受託業者	A社		A社		A社		B社		B社	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
契約金額（消費税等込）	40,603	100%	105,062	97%	17,212	100%	22,565	89%	16,317	100%
予定価格（消費税等込）	40,694		107,784		17,213		25,330		16,318	
（予定価格の積算内訳、要約）										
講師謝礼	7,054	19%	25,200	25%	6,600	41%	1,120	5%	9,072	60%
講師手配打合せ	1,590	4%	960	1%	0	0%	1,000	4%	512	3%
会場費	4,070	11%	18,600	19%	0	0%	1,376	6%	1,568	10%
研修運営人件費	2,960	8%	8,370	8%	1,260	8%	720	3%	0	0%
カリキュラム作成費	0	0%	3,200	3%	1,200	8%	8,000	34%	0	0%
教材費	0	0%	0	0%	240	2%	2,400	10%	0	0%
実習謝礼	2,510	7%	0	0%	1,200	8%	0	0%	0	0%
修了評価、終了証作成	1,428	4%	9,180	9%	1,915	12%	0	0%	698	5%
WEB制作、広報費	2,471	7%	1,700	2%	0	0%	2,700	12%	0	0%
本社事務人件費	10,320	27%	20,400	20%	1,400	9%	4,800	20%	2,793	18%
企画費	851	2%	500	1%	500	3%	0	0%	0	0%
その他経費	4,424	12%	11,690	12%	1,622	10%	1,338	6%	465	3%
小計（消費税等抜）	37,680	100%	99,800	100%	15,937	100%	23,454	100%	15,108	100%
消費税等	3,014		7,984		1,274		1,876		1,208	
合計（消費税等込）	40,694		107,784		17,212		25,330		16,318	

(注) 保育エキスパート研修のその他経費には、研修備品が 10,320 千円計上されている。
保育実技講習会は、発注者が会場を手配することになっているため、会場費が計上されていない。

2 子ども・子育て支援人材確保育成事業費

(1) 事業の概要

ア 目的・内容

子ども・子育て支援新制度において重要な役割を担う保育士や保育教諭、放課後児童支援員などの人材の確保・育成のため、修学資金の貸付や「かながわ保育士・保育所支援センター」の運営、各種研修事業等を実施する。

イ 概要

(ア) 子育て支援員研修事業費

a 目的：地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識

や技能等を修得するための全国共通の子育て支援員研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図る。

- b 根拠：子育て支援員研修事業実施要綱
(平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
- c 事業主体：県
負担割合 県1/2、国1/2
- d 内容：国が定めたカリキュラムに基づく研修を実施する。
- e 執行額の性質別(節)内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
共済費	82	非常勤職員の社会保険料負担
賃金	485	非常勤職員への賃金支払
委託料	18,054	(株) A社に委託
計	18,622	

(イ) 保育士修学資金貸付等事業費補助

a 目的 指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金、保育補助者の雇い上げに必要な費用、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料及び保育士の再就職に必要な準備金を貸し付けることにより、保育士確保を図る。

効果 保育士の資質や適性はあるものの、経済的理由により修学を断念せざるを得ない者が、修学継続が可能となる。また、保育士や保育補助者の就職に伴う負担軽減となる。

- b 根拠 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱
- c 事業主体 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
負担割合 県1/10、国9/10(ただし、国負担分は平成28年度に一括補助しているため、平成30年度は県負担分のみ。)
- d 内容 修学資金等の貸付けに必要な費用に対する補助
- e 執行額の性質別(節)内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
負担金、補助及び交付金	50,026	県社協へ補助

(ウ) 保育センター運営費補助

- a 目的 現任者研修の充実、強化を図る。
効果 本県における保育の質の確保が図られる。
- b 根拠 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金交付要綱
- c 事業主体 学校法人白峰学園
負担割合 県3.5/10、横浜市3/10、川崎市2/10、
相模原市1/10、横須賀市0.5/10の割合で協調実施。
- d 内容 県内の現任保育士に対する研修、保育関係の研究・調査・情報収集・情報提供等の事業を行う。
- e 執行額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
負担金、補助及び交付金	7,281	(学) 白峰学園へ補助

(エ) 放課後児童支援員等資質向上研修事業費

- a 目的 放課後児童指導員等に対して必要な知識及び技術の習得のための研修を行うことにより指導員等の資質の向上及び放課後子どもプランの円滑な実施を図る。
効果 放課後児童指導員等に対する研修を行い、指導員等の資質向上を図ることにより、放課後児童の健全な育成が図られる。
- b 根拠 児童福祉法第6条の3第2項、同法第21条の10、同法第34条の8、児童福祉法施行令第1条の2、社会福祉法第2条第3項第2号、放課後子どもプラン推進事業実施要綱、放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱
- c 事業主体 県
- d 負担割合 県1/2、国1/2
- e 内容 放課後児童指導員等の資質の向上及び放課後子どもプランの円滑な実施を図る
- f 執行額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
共済費	113	非常勤職員の社会保険料負担
委託料	22,565	(株) B社へ委託

計	22,679	
---	--------	--

(オ) 放課後児童支援員認定資格研修事業費

a 目的：放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を習得する。

b 根拠：放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第63号）

c 事業主体：県

負担割合 県1/2、国1/2

d 内容：放課後児童支援員は、研修の受講が義務となったため、国が定めたカリキュラムに基づく研修を実施する。

e 執行額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
共済費	84	非常勤職員の社会保険料負担
賃金	1,399	非常勤職員への賃金支払
需用費	13	消耗品購入
役務費	288	修了証等発送費
委託料	16,317	(株) B社へ委託
計	18,102	

ウ 予算現額・決算額

(単位：千円)

細事業	29年度 決算額	30年度	
		予算現額	決算額
子育て支援員研修等事業費	22,661	19,420	18,842
子育て支援員研修事業費	21,699	18,808	18,622
地域子育て支援人材育成事業費	961	612	219
保育士等確保対策事業費	50,595	236,969	59,830
保育教諭確保支援事業費補助（県事業）	210	529	431
保育教諭確保支援事業費補助（政令・中核市事業）	31	879	122
保育士・保育所支援センター事業費（県事業）	8,100	8,100	8,100

	保育士試験受験促進事業費	1,081	1,207	1,151
	保育士修学資金貸付等事業費補助	41,173	226,254	50,026
	保育士等子育て支援人材育成事業費	10,321	11,723	11,495
	保育センター運営費補助	6,096	7,281	7,281
	保育関係団体事業費補助（国庫）	2,320	2,320	2,320
	保育関係団体補助事業費（県単）	502	502	502
	保育士等資質向上研修事業費	1,403	1,620	1,392
	放課後児童支援員認定資格研修等事業費	40,408	41,274	40,839
	放課後児童支援員等資質向上研修事業費	20,167	23,447	22,679
	放課後児童支援員認定資格研修講師 代替雇用費補助	84	57	57
	放課後児童支援員認定資格研修事業費	20,157	17,770	18,102
	計	123,987	309,386	131,007

（２） 監査の内容

ア 子育て支援研修事業委託取引（子育て支援員研修事業費）

（ア） 委託取引の概要

契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）提案１社
委託先	（株）Ａ社
委託業務の概要	子育て支援員研修
契約金額（Ａ）	40,603,224円うち県負担額18,054,645円 県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の共同発注
予定価格（Ｂ）	40,694,819円
割合（Ａ／Ｂ）	99.8%

年度推移

平成28年度	平成29年度	平成30年度
22,359千円	21,274千円	18,054千円

（イ） 検討

a 予定価格積算及び契約金額の妥当性（検討する着眼点）

予定価格は委託金額の予想をするものではなく、委託金額の適正性を確保するために、発注者である県の責任で調査検討の上、積算し設定するものであり、当然のことながら参考として提出を受けた見積書の金額を、その妥当性を検証することなくそのまま適用するのは妥当ではない。

特に、価格競争ではなく企画内容を評価して受託業者を選定するプロポーザル方式においては、予定価格が委託料上限額として募集要項に記載され、予定価格とほぼ同額で契約が行われることが通例である以上、予定価格の積算・設定は特に留意する必要がある。

【予定価格に関する規則等の抜粋】

(神奈川県財務規則の運用について)	
第50条の2 (随意契約の方法) 関係	
1 契約の締結を随意契約の方法によって行う場合にもあらかじめ第41条に準じて予定価格を定めるものとしたが、これは <u>随意契約を単に相手方との協定だけに任せておく</u> と不当に高価となったり公正を欠くものとなるおそれがあるので契約しようとする内容に従い相手方にその代価を算定させるとともに、競争入札の場合に準じて、あらかじめ <u>予定価格を作成して見積書と対照することによって価格が適当かどうか検討すべきものとしたからである。</u>	
(神奈川県会計事務の手引)	
○	予定価格とは、地方公共団体が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準として長があらかじめ設定するものである。
○	競争の公正性を確保しようとするものであるから、予定価格の決定は極めて重要な意義を有するのみでなく、その決定にあたっては、常に厳正・公平に行わなければならない。
○	予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、 <u>取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短、消費税等を考慮</u> して適正に定める必要がある。
○	随意契約による場合でも、競争入札に準じた手続により、公正かつ有利な契約を締結するようにしなければならないものであり、随意契約による場合にも、予定価格を定めるものとされている。
○	これは、 <u>相手方の見積価格が妥当であるかどうか</u> を予定価格と対照して比較検討するためである。

【予算額と決算額 (受託業者の事業収支計算書)】

(放課後コース)

科目		予算額	決算額
講師費用	講師謝礼	1,411,200 円	840,000 円
	講師手配・打合	325,000 円	375,000 円
会場費	会場使用料・備品代	880,000 円	413,360 円
	会場手配/下見	85,730 円	64,000 円
広報費	パンフ・チラシ作成費	321,111 円	540,000 円
	WEB サイト作成費	120,370 円	170,000 円
	パンフ等発送費	148,472 円	74,800 円
企画費	企画費	181,622 円	181,000 円
運営費	研修運営人件費	640,000 円	810,000 円
	研修運営雑費	56,000 円	56,000 円
	研修備品送料	89,600 円	89,600 円

修了証	修了証	299,400 円	171,498 円
本部経費	本社事務・人件費	2,231,352 円	3,012,001 円
	通信費・雑費	147,401 円	140,000 円
	小計	6,937,258 円	6,937,259 円
	消費税等	554,981 円	554,980 円
	合計	7,492,239 円	7,492,239 円

(放課後コース以外)

科目		予算額	決算額
講師費用	講師謝礼	5,440,000 円	5,314,000 円
	講師手配・打合	1,265,000 円	1,140,000 円
会場費	会場使用料・備品代	3,190,000 円	1,992,500 円
	会場手配/下見	310,769 円	212,650 円
実習費用	実習先謝礼	2,618,150 円	641,332 円
	実習手配・通信	2,433,000 円	2,540,000 円
広報費	パンフチラシ作成費	898,888 円	1,605,000 円
	WEB サイト作成費	529,629 円	730,000 円
	パンフ等発送費	626,627 円	357,714 円
企画費	企画費	658,379 円	658,341 円
運営費	研修運営人件費	2,320,000 円	2,730,000 円
	研修運営雑費	203,000 円	203,000 円
	研修備品送料	324,800 円	324,800 円
修了証	修了証	1,107,780 円	1,221,255 円
本部経費	本社事務・人件費	8,088,649 円	10,181,000 円
	通信費・雑費	643,649 円	806,728 円
	小計	30,658,320 円	30,658,320 円
	消費税等	2,452,665 円	2,452,665 円
	合計	33,110,985 円	33,110,985 円

b 問題点の整理

予定価格積算及び契約金額の妥当性について、関係資料の閲覧、担当者への質問を行い、以下の問題点について詳細な検討を行った。

- 積算している企画費の業務内容及び多額な本社経費の計上

- 実費精算方式（条項）の導入の検討
- c 積算している企画費の業務内容及び多額な本社経費の計上
 - (a) 問題点の指摘

当該事業は、国庫補助事業であり厚生労働省の「子育て支援員研修事業実施要綱」に基づいて実施されるものであるが、受託業者からの見積金額とおりに企画費（851千円）が計上されている。

県の説明では、以下の業務を行う管理者の person 費を受託業者からの見積金額のおりに積算しているとのことである。

- 当初の研修の設計（講師の選定、研修全体計画作成）
- 広報（紙媒体、ホームページ）の内容設計
- 各自治体との調整費用等

【受託会社の実施体制】

プロジェクト責任者、プロジェクトリーダー、サブリーダー（各1名）
事務局（5名）
このうち、プロジェクト責任者の person 費を企画費、他の社員の person 費を本社事務 person 費として積算しているとのことである。

経費の27%もの多額の本社事務 person 費を受託業者の見積金額のおりに積算したうえで、さらに、研修に直接従事しない管理者の person 費を受託業者の見積金額のおりに計上することの妥当性に監査人として疑義を感じる。

【予定価格積算の内訳】 (単位：千円)

	両コース合計金額	割合
講師料：講座	7,054	19%
講師料：打合	1,590	4%
研修運営 person 費	2,960	8%
本部事務 person 費	10,320	27%
企画費	851	2%
会場費	4,070	11%
実習先謝礼	2,510	7%
実習手配	2,433	6%
その他	5,890	16%
税抜合計	37,680	100%

本社事務 person 費は、受託業者の事業収支計算書の決算額では13,193千円とさらに多額に計上されている。

予定価格の積算において本社事務 person 費及び企画費という研修に直接従事しない間

接経費が業者の見積金額とおりに多額に計上されているが、業務の内容及び従事割合等を踏まえた適正な積算を行うことを要望する。

(b) 次世代育成課の見解

予定価格の積算は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易等を考慮して適正に定める必要があるとされている。

取引の実例価格や履行の難易等を考慮せず、適切な運営が見込めない業者の見積額を参考とすることは、事業の適正な運営に支障を及ぼす可能性がある。

このため、子育て支援員研修の予定価格の積算は、当該研修の特性（保育園での見学実習）を踏まえて、過去に適切に実施した実績を持つ業者からの見積額を参考として行っている。

平成 30 年度の積算において参考とした業者は、神奈川県の前年度及び平成 29 年度のプロポーザル提案募集において、複数の応募業者の中から、唯一、審査会の基準点に達した業者である。

このため、予定価格の積算は適正なものとする。

(c) 更なる検討

実績を持つ業者からの見積額を参考に予定価格を積算することは当然だと考えるが、事業の円滑な実施を重視するあまり業者の見積額をそのまま受け入れることは税金を原資とした県の発注者として適正ではない。

もちろん、県は可能な範囲で業者の見積額の妥当性を検討しているとのことであるが、本研修においては、研修に直接従事しない本部事務人件費・企画費が業者見積額に基づき多額（約30%）に積算されている。

「その金額は高額過ぎる。」と断言できないが、今後は委託した研修業務の指導監督をとおした本部事務の管理者等の従事状況の把握及び会計報告（事業収支計算書）のチェック等により、業者の見積金額及び予定価格の妥当性について毎年度継続して検討し、より適正な積算を行うことを要望する。

d 実費精算方式（条項）の導入の検討

(a) 問題点の指摘

研修経費のうち会場使用料及び実習先謝礼は、以下のとおり予定価格と決算額の差異（減額）が大幅に生じている。

	予定価格（注）	決算額	差異
実習先謝礼（放課後コース以外）	2,510	641	1,868
会場使用料・備品代			
放課後コース	880	413	466
放課後コース以外	3,190	1,992	1,197
計	4,070	2,405	1,664

（注）受託業者の予算額も予定価格とほぼ同額である。

実習先謝礼は、一日当たり2,500円と県の指示により決められており、差異の原因は、対象人数の想定と実際の人数の差異によるものであり、受託業者の経営努力によるものではない。

謝礼の単価が決められており、あらかじめ数量（対象人数）を決められないものについては、精算条項のない委託契約ではなく、単価契約等対象人数に応じて謝礼を支払うことにした方が適正な金額で契約を行う観点からは望ましいと考える。

また、委託仕様書で「研修を実施する具体的な場所については別途発注者（県、市）が示す。」と示されており、公共施設で研修が行われているため、会場使用料も業者予算額よりも大幅に減少している。

会場使用料についても、発注者（県、市）が示す以上、委託契約に含めず実費精算方式（条項）の導入の検討が望まれる。

単価が決められている実習先謝礼及び発注者が場所を示す会場費については、予定価格よりも実績金額が大幅に減少している。これらの項目については、単価契約等の実費精算条項の導入を検討することを要望する。

（b） 次世代育成課の見解

特にない。

（c） 更なる検討

特にない。

イ 保育士修学資金貸付等事業費補助（保育士修学資金貸付等事業費補助）

（ア） 補助金の概要

補助金の目的	保育士の確保を図る。
根拠法令・条例・要綱等	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

創設年度／終期	創設：平成28年／終期：平成32年
補助対象事業	保育士修学資金等の貸付
補助対象経費及び補助率	貸付金原資及び貸付事務費 補助率：10／10
補助金の金額	50,026千円
補助金の交付先	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 (以下「県社協」という。)

年度推移

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
前期繰越金額	0	274,574	253,749
補助金交付金額	297,433	41,173	50,026
貸付金額	△ 15,842	△ 53,474	△ 74,262
返済金額	0	0	4,594
貸付事務費	△ 7,017	△ 8,524	△ 10,968
次期繰越金額	274,574	253,749	223,139

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
国庫補助金	285,954	27,921	35,891

貸付決定額 (県負担分)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	計
保育士修学	25 件	31 件	43 件	99 件
	33,826 千円	42,568 千円	57,880 千円	134,274 千円
補助者雇上		6 件	7 件	13 件
		29,959 千円	47,825 千円	77,784 千円
保育料 一部貸付		39 件	26 件	65 件
		7,639 千円	4,941 千円	12,580 千円
就職準備金		5 件	1 件	6 件
		1,000 千円	200 千円	1,200 千円
計	25 件	81 件	77 件	183 件
	33,826 千円	81,166 千円	110,846 千円	225,838 千円

貸付残高の推移 (相模原市等他の政令市分も含む。)

	28 年度	29 年度		30 年度				
	貸付	貸付	返還	貸付	返還	免除	貸付残高	猶予
保育士 修学	19,442	40,818	200	44,496	2,803		101,752	44,926

補助者 雇上		16,130		36,067	1,884	6,031	44,282	4,499
保育料 一部貸付		6,314		5,752	267		11,799	8,656
就職 準備金		3,600		1,746	400		4,946	4,986
計	19,442	66,862	200	88,061	5,354	6,031	162,779	63,067

(イ) 検討

a 問題点の整理

予定価格積算及び契約金額の妥当性について、関係資料の閲覧、担当者への質問を行い、以下の問題点について詳細な検討を行った。

- 貸付額を大幅に超過する補助金の前渡しにより多額の余剰資金（223,139千円）について県社協から分別管理の報告を受けていない。また、県社協からの報告書の内容の妥当性
- 貸付事務費の金額の妥当性

b 余剰資金の分別管理及び貸付残高の報告の誤り

(a) 問題点の指摘

本貸付は、県の指導助言のもと県社協が実施し、国（補助率9／10）からの補助金は前倒しで交付され、県負担分と合わせて県社協に補助金として交付しているため、貸付額以上の多額の余剰資金が県社協に発生している。

この余剰資金については、厚生労働省からの事務連絡で、県社協において貸付金制度ごとに預金口座を設け、他の財産と明確に分別管理するよう求められているにもかかわらず、県は県社協から預金の残高証明書の提出を求めておらず、多額の余剰資金が適正に分別管理されているか確認していない。

【厚生労働省事務連絡（会計処理に関する基本的考え方）】

貸付原資は、複数年にわたって使用するものであること、また社協の他の財産とは明確に分別管理する必要があることから貸付金制度ごとに預金口座を設定し貸付金名称を付して管理する。

また、県社協からの貸付事業の実績報告書に記載されている貸付中額（債権）は、「貸付額（送金済額）」から「返還（返還が決まった貸付金全体であり、今後返還を受ける金額を含む金額。）」を差し引いたものであり、貸付（債権）残高を示したのではない。

また、相模原市等と合わせて行っている貸付についても、県と他の市分の区分が示されていないので、県分の貸付残高が把握できない状況になっている。

貸付に使用していない余剰資金についての残高証明書の提出を県社協から求め分別管理が適切に行われていることを県として確認することを要望する。

また、県社協の実績報告書の記載内容であるが、現状は県と相模原市負担分の区分が明確にされておらず必要に応じ手書きで追加記載されているが、今後は県負担分の貸付残高等を把握できるよう改善を指導することを要望する。

(b) 次世代育成課の見解

- 貸付金の貸付決定総額、送金総額、免除額、返還額、返還金収納額等の各項目別の金額については、県社協から毎月報告を受けており、**残高**についても、毎年度、実績報告書の提出を受け、その内容を確認している。
- 金融機関の残高証明書を提出すべきとの御指摘については、厚生労働省の事務連絡に記載はないものの、資金が適切に管理されていることを証明する確実な証拠書類となりえることから、今後、県社協に対して、当該年度の実績報告を受ける際に、提出を求める予定である。
- 月次報告書の書式の「貸付中額（債権）」に計算誤りがあるとの記載については、月次報告書の「送金総額」から「返還」を差し引いた額で記載しているところ、「送金総額」から「返還金収納」を差し引いた額を記載すべきとの趣旨の内容であると考えるが、月次報告は毎月の進捗を確認するためのものであり、債権管理は当該年度の実施状況報告で行っている。
- 県と他の市分の区分については、毎月の報告書の中で原則として区分を明示しているものの、他の市分の実績がない項目について、他の市分の区分の記載を省略するなど、一見、区分されていないように誤解を与える記載内容となっていたこと箇所もあることから、県社協に対しては、令和元年12月に実績の有無に関わらず県と他の市の区分を明示するように求めたところである。

(c) 更なる検討

県社協が行っている貸付事業の状況を把握するために、貸付額等だけでなく、貸付金残高・件数の報告を受けること及び県負担分の貸付残高が明確に分かるよう記載方法の改善を指導することを要望する。

c 貸付事務費

(a) 問題点の指摘

県社協が行う貸付事務に係る経費として、平成30年度に県は10,968千円（他の3市

の負担分を併せた県社協の費用計上額は15,344千円)を負担している。この事務費については、予算措置を取ることなく補助金として前もって交付した貸付金原資を、県の了解のもと流用により充てることとされている。

補助金を貸付原資だけでなく、貸付事務費に使用することは国の補助金交付要綱でも認められているものであり、県社協の貸付事務費に充当すること自体に問題はない。

しかし、貸付事務費の金額について、正式な手続として県と県社協との間で協議・確認が行われておらず、県社協からの実績報告で貸付事務費の金額を事後的に把握しているとのことである。

貸付事務費(15,344千円)は貸付金残高(162,779千円)に対して約9.4%と高い金額である。

県社協は貸付事務費として、担当する正職員の人件費の1/2とフルタイムの嘱託職員2名の人件費(計13,594千円)及び諸経費(1,750千円)を計上しているとのことである。

しかし、保育士修学資金等貸付金は制度の性質上、返還猶予及び免除されることが多く返還を受けることはあまりなく、実際の貸付事務の業務量に対し極めて高額ではないか、と思われる。

貸付事務費は県社協から事後報告を受けるのではなく、業務の内容、職員の従事時間等を考慮した適正な金額について、事前に県社協と協議確認することを要望する。

(b) 次世代育成課の見解

- 貸付事務費については、毎年度、事前に協議確認することについて、検討していきたいと考えている。
- しかし、返還猶予及び免除されることが多いことをもって、貸付事務費が高額と論じることについては、貸付事務費の額は国から示された額の範囲内で実施しており、神奈川県内の貸付事務費が極めて高額と断言はできないものとする。
- なお、就職準備金貸付のように、貸付額が少額なものについては、貸付額が高額なものに比べても貸付事務費が高額のものと同様に一定量存在するため、貸付額が高額なものに比べて貸付事務費の割合が高くなるを得ない。

(c) 更なる検討

国の要綱の範囲内だから妥当であるということとはできない。

県社協の職員の方の従事状況を把握し貸付事務費が適正な金額であるかについて、

毎年度事前に検討協議することを要望する。

ウ 保育センター運営費補助（保育センター運営費補助）

（ア） 補助金の概要

補助金の目的	現任者研修の充実、強化を図る。
根拠法令・条例・要綱等	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金交付要綱
創設年度／終期	創設：昭和58年／終期平成31年
補助対象事業	保育センターの運営
補助対象経費及び補助率	保育センター研修・研究事業に要する経費 補助率：選定額×10/10
補助金の金額	7,281,000円
補助金の交付先	（学）白峰学園

年度推移

平成28年度	平成29年度	平成30年度
6,096千円	6,096千円	7,281千円

当該補助金は、県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市で按分して負担するものであるが、申込者数の増加による事業費の増大に対、運営委員会の決定により、神奈川県予算増加で対応することになった。

（イ） 検討

a 実績報告の内容の不備

（a） 問題点の指摘

補助金実績報告書に添付される収支決算書は、以下のとおり単に補助金を支出したと報告しているだけであり、補助対象事業の支出の一部しか計上されておらず、補助金の実績報告として必要な会計報告になっていない。

補助対象事業で発生した経費及び収入金額の総額が記載された収支報告書を実績報告書に添付してもらう必要がある。

【実績報告書に添付されている収支決算書（一部簡略化）】

	交付決定	うち人件費	うち事業費	支出額
県	7,281,000	3,360,000	3,921,000	7,281,000
横浜	5,276,000	2,877,000	2,399,000	5,276,000
川崎	3,440,000	1,878,000	1,562,000	3,440,000
相模原	1,832,000	913,000	919,000	1,832,000

横須賀	878,000	472,000	406,000	878,000
計	18,707,000	9,500,000	9,207,000	18,707,000

なお、(学)白峰学園が作成している保育センター決算書によれば、補助対象である保育センターの収支は以下のとおりであった。なお、今後実績報告書の添付書類としての収支決算書は、支出の性質が分かる費目に細分化したものにすることが必要である。

【保育センター決算書】

収入の部		決算額
	補助金収入	18,707,000 円
	講習料収入	13,083,200 円
	白峰学園負担金	565,953 円
	収入計	32,356,153 円
支出の部		
	研修事業費	21,453,309 円
	人件費	10,031,972 円
	運営委員会等経費	211,872 円
	維持管理費	659,000 円
	支出計	32,356,153 円

実績報告書に添付されている収支計算書は補助対象事業の収支の状況を把握できる会計報告になっていない。補助対象事業の収入及び支出の総額を計上し、かつ、支出の性質がわかる費目ごとに細分化した収支計算書の提出を指導することを要望する。

(b) 次世代育成課の見解

特にない。

(c) 更なる検討

特にない。

エ 放課後児童支援員資質向上研修事業委託（放課後児童支援員等資質向上研修事業費）

(ア) 委託取引の概要

契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）提案1社
委託先	(株) B社

委託業務の概要	放課後児童支援等資質向上研修委託
契約金額（A）	22,565,817円
予定価格（B）	25,330,320円
割合（A／B）	89%

年度推移

平成28年度	平成29年度	平成30年度
——	19,538千円	22,565千円

平成29年度にキャリアアップ処遇改善事業が創設されたことを受け、県は当該事業の対象となる職員が受講する市町村が認める研修として実施。

(イ) 検討

a 予定価格積算の妥当性

(単位：千円)

	予定価格積算内訳			事業収支計算書	差異
	単価	数量	金額		
研修に直接要する経費			7,124	4,388	2,736
講師料	70	16	1,120	1,520	△ 400
講師手配・打合	1,000	1	1,000	320	680
会場費	86	16	1,376	800	576
会場備品使用料	5	16	80	70	10
研修運営人件費	45	16	720	1,212	△ 492
研修運営雑費	1	16	16	136	△ 120
研修備品送料	7	16	112	150	△ 38
広報物作成費	300	1	300	0	300
広報物印刷代	1,200	1	1,200	0	1,200
広報物発送費	600	1	600	0	600
WEB サイト	400	1	400	0	400
受講決定案内通知	0.1	2,000	200	180	20
研修実施の間接経費			16,330	16,506	△ 176
カリキュラム作成費	2,000	4	8,000	3,080	4,920
テキスト作成代	1.2	2,000	2,400	2,600	△ 200
ファイル代	0.14	2,000	280	0	280
報告書作成	50	1	50	0	50

	本部事務人件費	600	8	4,800	9,100	△ 4,300
	諸経費	100	8	800	1,078	△ 278
	事務所家賃				647	△ 647
	税抜価格計			23,454	20,894	2,560
	消費税等			1,876	1,671	204
	税込金額			25,330	22,565	2764

(注) 事業収支計算書には、予算額と決算額が対比して記載されているが、すべての項目について全く同じ金額が計上されている。

b 問題点の整理

予定価格積算及び契約金額の妥当性について、関係資料の閲覧、担当者への質問を行い、以下の問題点について詳細な検討を行った。

- 教材・資料制作費及びカリキュラム作成費（cで検討）
- 会計報告（事業収支計算書）の妥当性（dで検討）

c 教材・資料制作費及びカリキュラム作成費

(a) 問題点の指摘 (教材・資料制作費)

県の予定価格積算内訳にテキスト作成代（1,200円×2,000人＝2,400千円）及び受託業者からの事業収支計算書には教材・資料制作費として2,600千円（予算額、決算額とも同額）が計上されている。

委託仕様書においてテキスト代等の実費は受講者から徴収することとされており、受講者から徴収するテキスト代等が県へも請求されていれば、二重請求であり返還を求める必要がある旨を指摘した。

【委託仕様書（抜粋）】

4 委託内容（3）研修の企画・運営
エ 費用徴収

研修費用に係る実費相当額の費用については、受注者が受講者から徴収すること。

県からは受託業者に確認のうえ、以下の回答があった。

事業収支計算書に計上の「教材・資料制作費（2,600千円）」は、教材・資料の企画・内容制作費用であり受講者から徴収する費用ではない。別途発生しているテキストの印刷費用について受講者から一人500円を徴収しており、二重請求ではない。

【教材・資料制作費の内訳】

項目	金額
教材制作部署担当者人件費	960 千円
社外専門家人件費 A	560 千円
社外専門家人件費 B	1,050 千円
書籍・資料購入費	30 千円
計（消費税等抜き）	2,600 千円

別途多額に計上されているカリキュラム作成費の中で教材・資料の制作検討が行われているのではないかと質問したが、県からは納得できる合理的な説明は得られなかった。

（カリキュラム作成費）

予定価格は契約金額を決定する基準として設定するもので、仕様書等に基づき業務の内容について履行の難易度、数量の多寡等を考慮して適正に定める必要がある、と財務規則及び会計事務の手引きで定められている。

しかし、当事業ではカリキュラム作成費についてカリキュラム検討会議 1 回あたり一式 2,000 千円、4 回行うものとして 8,000 千円もの高額な金額（全体の約 34%）を仕様書に記載された業務ごとの詳細な内訳を作ることなく一括して計上している。

しかも、この一式 2,000 千円の単価は、前年度に他の事業（保育エキスパート研修）のために入手した見積金額に基づき設定したとのことである。

しかし、当事業の受託会社から 30 年度の当事業の見積書を入手しており、その見積書ではカリキュラム作成について詳細な業務ごとの内訳を作成し金額を算定している。

【カリキュラム作成費についての受託業者の見積内訳】

項目	単価	回、月	人	金額（税抜）
カリキュラム検討会委員報酬	35 千円	4 回	7 人	980 千円
カリキュラム検討会委員交通費	4 千円	4 回	7 人	112 千円
アドバイザー人件費	250 千円	2 月	1 人	500 千円
カリキュラム検討スタッフ人件費	250 千円	2 月	2 人	1,000 千円
カリキュラム検討会資料・企画製作費	80 千円	4 回	1 式	320 千円
カリキュラム検討会会場費	10 千円	4 回	1 式	40 千円
カリキュラム制作資材費	50 千円		1 式	50 千円
計				3,002 千円

委員の報酬単価等は高い金額で設定されているが、それでも3,002千円であり、なぜ8,000千円もの多額の費用を積算しているかについて、納得できる説明は得られなかった。

なお、契約は8月17日に締結され、研修は10月19日にスタートすることになっており、カリキュラム検討期間は2カ月足らずであり、平成30年度のカリキュラム検討会議は3回で終了していた。

国からシラバスが示されていないとのことであるが、厚生労働省の専門委員会で示された別紙「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理」を参考に研修を行うこととされており、かつ、平成30年度が初年度ではなく過去から継続して行われている研修であることを考慮すると、カリキュラム作成費8,000千円の積算はあまりにも高額ではないかと考える。

【委託仕様書】

カリキュラム及び教材は、別紙「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理」を参考に、1科目3時間の研修を実施する。なお、適宜演習等を取り入れる等、受講者の理解を深められるように工夫すること。

(契約金額の妥当性)

研修に直接要する講師料、会場費、研修運営人件費等の直接経費と研修をサポートする本社事務人件費、カリキュラム作成費等の間接経費の割合は以下のとおりであり、受託会社の利益も含む間接経費の割合が異常に高い割合（受託業者の金額では約8割）になっている。

【研修実施の直接経費と間接経費の割合】

(単位：千円)

	予定価格		事業収支計算書	
	金額	割合	金額	割合
研修に直接要する経費	7,124	30%	4,388	21%
研修実施の間接経費	16,330	70%	16,506	79%
計(税抜金額)	23,454	100%	20,894	100%

カリキュラム作成費の安易で高額な予定価格の積算及び本社事務人件費を含む多額な間接経費（全体経費の8割）より、監査人として契約金額の妥当性に疑義を感じている。担当者任せではなく、組織として予定価格の積算の妥当性を検証する仕組みを検討することを要望する。

予定価格を委託料上限額として募集要項で公表するプロポーザル方式においては、業者の見積金額をそのまま予定価格の積算に用いることは特に問題がある。

プロポーザル方式で設置される審査会で提案された企画内容の審査の他に予定価格

の積算の方法及び根拠を報告することも今後検討することを要望する。

(b) 次世代育成課の見解

- カリキュラム作成費と教材製作費用の差異に係る記述について補足説明する。カリキュラム作成費は、カリキュラム検討委員会に係る費用である。カリキュラム検討委員会で作成されたシラバス及び議事録をもとに、教材製作部署の担当者が教材を作成しており、担当者も別人である。
- 厚生労働省の専門委員会の資料の記載があるが、この資料は都道府県が研修を実施していく上で参考とする資料であって、研修の中身は都道府県が自ら判断して策定しなければならない。シラバス代わりにある資料があるとの前提で論じることが適切ではないと考える。なお、参考までに、放課後児童支援員の認定資格研修は、国から研修内容が示されているため、カリキュラム検討委員会は設置せずに実施している。
- 予定価格の積算は事業課において確認すべき事項であり、プロポーザル審査会の場で審議すべき事項には当たらない。
- また、予定価格の積算は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易等を考慮して適正に定める必要があるとされている。
- 取引の実例価格や履行の難易等を考慮せず、放課後児童クラブに係る研修実績等を持たない業者の見積額を参考とすることは、事業の適正な運営に支障を及ぼす可能性があり、行政の事業本来の目的を達成するためにも、実績等を持つ業者の見積書を参考として積算することは、今後に必要なことと考える。

(c) 更なる検討

監査においてカリキュラム検討会議の議事録も閲覧しており、研修実施のためカリキュラム作成費が必要であることは理解しているが、問題は、その金額が非常に高額であることである。

実績等を持つ業者の見積書を参考にすることは当然であるが、本研修のカリキュラム作成費(8,000千円)は、前年度の他の研修事業のために本研修の受託事業者以外の業者から入手した見積書に基づき積算されたものであり、本事業の受託業者から当年度用として入手した見積書では約3,000千円である。

カリキュラム作成費の他にも本社事務人件費等の間接経費も非常に多額に積算(70%)されているが、事業の円滑な実施を重視するあまり業者の見積額をそのまま受け入れることは適正ではない。

もちろん、県は可能な範囲で業者の見積額の妥当性を検討しているとのことであるが、業務の内容、難易度の検討及び本部事務スタッフの従事状況の把握をし、より適正な金額で契約できるよう改善していく必要がある。

d 会計報告（事業収支計算書）の妥当性

(a) 問題点の指摘

事業完了報告書に事業収支計算書が添付されているが、予算額と決算額がすべての項目について全く同じ金額が計上されており、会計に関する専門家として本当に決算金額が実際の支出額の積み上げの金額であるのか、疑義を感じるものである。

最少の経費で事務を執行するためには、受託会社の会計報告も十分に検討し、疑義のある項目・金額について質問確認し、次年度以降の契約金額の適正化を図るというマネジメントサイクル（P D C A）を機能させることは不可欠である。今後、契約書に事業収支計算書について支出明細及び本部事務員の従事状況等についての資料の提出等、県が確認できる仕組みを契約書に規定することを要望する。

(b) 次世代育成課の見解

特にない。

(c) 更なる検討

特にない。

オ 放課後児童支援員認定資格研修事業委託（放課後児童支援員認定資格研修事業費）

(ア) 委託取引の概要

契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先	（株）B社
委託業務の概要	放課後児童支援員認定資格研修委託
契約金額（A）	16,317,936円
予定価格（B）	16,318,000円
割合（A／B）	100%

年度推移

平成28年度	平成29年度	平成30年度
19,456千円	19,347千円	16,317千円

研修実施回数の減少（29年度：18回、30年度：16回）

予定価格積算及び事業収支計算書

認定資格研修実施経費

	予定価格の積算				事業収支計算書（注）
	単価	回数	人数等	金額	
準教授・講師	40,500	16回	6人	3,888,000	3,840,000
支援員（民間有識者等）	32,400	16回	10人	5,184,000	
講師交通費	2,000	16回	16人	512,000	567,000
会場費	98,000	16回		1,568,000	3,070,000
受講案内	20	16回	150人	48,000	
受講票・アンケート	40	16回	150人	96,000	263,200
消耗品	12,000	16回		192,000	23,200
お茶	130	16回	16人	33,280	
資料発送	4,000	16回		64,000	223,200
ホームページ設定、制作					210,000
通信費（講師やり取り）	2,000	16回		32,000	200,000
研修当日（運営）	1,230	16回	84時	1,653,120	2,488,000
研修当日（交通費）	2,000	16回	12日	384,000	207,000
準備等（運営）	2,000	40時	9月	720,000	
準備等（交通費）	4,000	1	9月	36,000	
研修事務局人件費交通費					4,017,600
税込金額計				14,410,400	15,109,200
消費税等				1,152,832	1,208,736
税込金額計				15,563,232	16,317,936

終了証作成時事務経費

名簿データ入力	1.3	120	2,400人	374,400	上記実施経費に含む。
賃金（含む交通費）	10,460	36日		376,560	
共済費	376,560		0.009	3,390	
税込金額計				754,350	

総合計				16,317,582	
-----	--	--	--	------------	--

(注) 事業収支計算書には、予算額と決算額が対比して記載されているが、すべての項目について全く同じ金額が計上されている。

(イ) 検討

a 会計報告（事業収支計算書）の妥当性

(a) 問題点の指摘

事業完了報告書に事業収支計算書が添付されているが、予算額と決算額がすべての項目について全く同じ金額が計上されており、会計に関する専門家として本当に決算金額が実際の支出額の積み上げの金額であるのか、非常に疑義を感じるものである。

最少の経費で事務を執行するためには、受託会社の会計報告も十分に検討し、疑義のある項目・金額について質問確認し、次年度以降の契約金額の適正化を図るというマネジメントサイクル（P D C A）を機能させることは不可欠である。今後、支出明細及び本部事務員の従事状況等についての資料の提出等、詳細な実績金額について県が確認できる仕組みを契約書に規定することを要望する。

(b) 次世代育成課の見解

特にない。

(c) 更なる検討

特にない。

b 個人情報の廃棄又は消去の報告件数の誤り

(a) 問題点の指摘

個人情報の取扱いについて、委託仕様書の特記事項として16条もの多くの規定を置き、詳細に規定し慎重な取扱いを要請している。しかし、受託業者から提出された「廃棄・消去に関する証明書」に以下のとおり誤りがあった。

	受託業者からの報告件数	本来の件数
申込者名簿	1,988名	2,037名
受講者名簿	1,947名	2,013名

受託業者のケアレスミスとのことであるが、誤りをチェックしていない県も含め、個人情報の取扱いに関する意識が低いのではないかと危惧される。特記事項において、個人情報の廃棄又は消去の方法について、単なる削除ではなく個人情報が判読、

復元できないよう特別な方法を取ることが規定されているが、人数という最も基本的な事項について誤りをチェックできない程度では、特記事項に規定された特別な方法による廃棄又は消去が行われたか、疑義が生じるものである。なお、本事業では、受託業者から「個人情報データ消去ソフトにて消去」と報告されている。

【個人情報の取扱いに関する特記事項（抜粋）】

(個人情報の帰属及び返還、廃棄又は消去)

第12条 発注者から引き渡された電子データに記録された個人情報のほか、この契約による業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が収集、作成、加工、複写又は複製等した個人情報は、発注者に帰属するものとする。

2 受注者は、委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて、前項の個人情報返還、廃棄又は消去しなければならない。

3 受注者は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 受注者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 受注者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。

(立入調査等)

第14条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な処置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受注者に報告を求めると及び受注者の作業場所を立入調査することができるものとし、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

受託業者から提出された個人情報にかかる「廃棄・消去に関する証明書」において、件数に誤りがあり県も誤りをチェックできていなかった。個人情報の取り扱いを特記事項として詳細に定めた趣旨を理解し、慎重に取り扱う必要がある。

(b) 次世代育成課の見解

特にない。

(c) 更なる検討

特にない。

(3) 指摘事項及び意見

(子育て支援員研修事業費)

(意見1) 予定価格の積算の妥当性（多額な間接経費）

予定価格の積算において本社事務人件費及び企画費という研修に直接従事しない間接経費が業者の見積額とおりに多額（約30%）に計上されている。今後は、業務の内容及び従事状況の把握及び会計報告のチェック等により、より適正な積算を行うことを

要望する。

(意見2) 実費精算方式(条項)の検討

単価が決められている実習先謝礼及び発注者が場所を示す会場費については、予定価格よりも実績金額が大幅に減額されている。これらの項目については、単価契約等の実費精算条項の導入を検討することを要望する。

(保育士修学資金貸付等事業費補助)

(意見3) 余剰資金の分別管理及び実績報告の内容改善

貸付に使用していない余剰資金(223百万円)についての残高証明書の提出を県社協から求め、分別管理が適切に行われていることを県として確認することを要望する。また、県社協の実績報告書についても、県負担分の貸付残高等を明確に把握できるよう改善を指導することを要望する。

(意見4) 貸付事務費の妥当性検証

貸付金残高に対し約9%もの多額な貸付事務費を県社協からの事後報告により負担している。今後は業務の内容、職員の従事状況等を把握したうえで適正な金額について県社協と事前に協議確認することを要望する。

(保育センター運営費補助)

(意見5) 補助事業の実績報告書(収支計算書)の不備

実績報告書に添付されている収支計算書は補助対象事業の収支の状況を把握できる会計報告になっていない。補助対象事業の収入及び支出の総額を計上し、かつ、支出の性質がわかる費目ごとに細分化した収支計算書の提出を指導することを要望する。

(放課後児童支援員等資質向上研修事業費)

(指摘事項1) 予定価格の積算の妥当性(多額な間接経費)

高額なカリキュラム作成費及び本社事務人件費等、多額な間接経費(予定価格では約7割、決算額では約8割)が積算計上されている。「高額過ぎる。」と断言できないが、今後は指導監督をとおして業務の内容及び難易度の検討、本部事務スタッフ等の従事状況を把握し、より適正な積算を行う必要がある。

(意見6) 会計報告(事業収支計算書)の妥当性

受託会社から提出される事業収支計算書は、予算額と決算額が全く同じであり、会計専門家としてその信憑性について疑義を感じる。次年度以降の契約金額の適正化のためには、会計報告のチェック・検討は不可欠である。詳細な支出明細及び本部事務員の従事状況についての資料の提出等、詳細な実績金額を県が確認できる仕組みを契約書に規定することを要望する。

(放課後児童支援員認定資格研修事業費)

(意見7) 会計報告(事業収支計算書)の妥当性

受託会社から提出される事業収支計算書は、予算額と決算額が全く同じであり、会計の専門家としてその妥当性について疑義を感じる。次年度以降契約金額の適正化のためには、会計報告のチェック・検討は不可欠である。詳細な支出明細及び本部事務員の従事状況についての資料の提出等、詳細な実績金額を県が確認できる仕組みを契約書に規定することを要望する。

(意見8) 個人情報の廃棄又は消去の報告件数の誤り

受託業者から提出された個人情報にかかる「廃棄・消去に関する証明書」において、件数に誤りがあり県も誤りをチェックできていなかった。個人情報の取り扱いを特記事項として詳細に定めた趣旨を理解し、慎重に取り扱う必要がある。

3 地域限定保育士試験実施事業費

(1) 事業の概要

ア 目的・内容

全国共通の保育士試験(年2回)に加え、国家戦略特区を活用し年3回目の保育士試験として、新たに民間企業等を試験機関に指定して県独自の地域限定保育士試験を実施し、県内の保育士確保を図る。

イ 概要(県独自地域限定保育士試験事業費)

(ア) 目的: 保育士試験の受験機会の拡大を図り、県内の保育士を増やすことで、潜在的ニーズも含めた待機児童の解消を目指す。

(イ) 根拠: 児童福祉法第18条の8(保育士試験の実施)、国家戦略特別区域法第12条の5(児童福祉法等の特例)、保育対策総合支援事業費補助金

(ウ) 事業主体: 県

負担割合 県1/2、国1/2（保育実技講習会に係る経費）

(エ) 内容 年3回目となる神奈川県独自の地域限定保育士試験を実施する。この試験に合格したものは、3年間は神奈川県内限定で保育士として働くことができる資格が付与される。

(オ) 執行額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
報酬	2,622	試験委員報酬
共済費	88	非常勤職員の社会保険料負担
賃金	609	非常勤職員への賃金支払
報償費	2,200	試験問題出題作成料
旅費	206	会議出席旅費
需用費	483	受験申請の手引き他の印刷
役務費	100	保育実技講習会会場の空調運転管理等
委託料	37,838	県独自地域限定保育士試験実施業務（20,626千円） 保育実技講習会業務（17,212千円、（2）で検討）
使用料及び賃借料	1,943	県独自保育士試験会場費
計	46,092	

ウ 予算現額・決算額

(単位：千円)

細事業	29年度	30年度	
細々事業	決算額	予算現額	決算額
県独自地域限定保育士試験事業費	39,337	47,768	46,092
県独自地域限定保育士試験事業費	39,337	47,768	46,092

(注) 再配当に係る支出計画額を含む執行額。

(2) 監査の内容

ア 保育実技講習会業務委託取引（県独自地域限定保育士試験事業費）

(ア) 委託取引の概要

(単位：千円)

契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）提案1社
委託先	(株) A社
委託業務の概要	県独自地域限定保育士試験の筆記試験合格者に対する保育実

	技講習会、10月～11月の14日間、10クラス、 1クラス27時間（演習18時間、実習6時間、講義3時間）
契約金額（A）	17,212,068円
予定価格（B）	17,213,000円
割合（A／B）	約100%

年度推移

平成28年度	平成29年度	平成30年度
—	18,122千円	17,212千円

国家戦略特区の認定を受け、平成29年度より実施

（イ） 検討

a 予定価格積算及び契約金額の妥当性（検討する着眼点）

予定価格は委託金額の予想をするものではなく、契約金額の適正性を確保するために、発注者である県の責任で調査検討の上、積算し設定するものであり、当然のことながら業者から参考として提出を受けた見積書の金額を、その妥当性を検証することなくそのまま適用しては発注者としての責任を果たしているとは言えない。

特に、価格競争ではなく企画内容を評価して受託業者を選定するプロポーザル方式においては、予定価格が委託料上限額として募集要項に記載され、予定価格とほぼ同額で契約が行われることが通例である以上、予定価格の積算・設定は特に慎重に対処する必要がある。

【予定価格に関する規則等の抜粋】

<p>(神奈川県財務規則の運用について) 第50条の2（随意契約の方法）関係</p> <p>1 契約の締結を随意契約の方法によって行う場合にもあらかじめ第41条に準じて予定価格を定めるものとしたが、これは<u>随意契約を単に相手方との協定だけに任せておく</u>と<u>不当に高価となったり公正を欠くものとなるおそれがある</u>ので契約しようとする内容に従い相手方にその代価を算定させるとともに、競争入札の場合に準じて、あらかじめ<u>予定価格を作成して見積書と対照することによって価格が適当かどうか検討すべきもの</u>としたからである。</p> <p>(神奈川県会計事務の手引)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予定価格とは、地方公共団体が契約を締結するに際し、その<u>契約金額を決定する基準</u>として長があらかじめ設定するものである。 ○ 競争の公正性を確保しようとするものであるから、予定価格の決定は極めて重要な意義を有するのみでなく、その決定にあたっては、常に厳正・公平に行わなければならない。 ○ 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、<u>取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短、消費税等を考慮</u>して適正に定める必要がある。 ○ 随意契約による場合でも、競争入札に準じた手続により、公正かつ有利な契約を締結するようにならなければならないものであり、随意契約による場合にも、予定価格を定めるものとされている。
--

○ これは、相手方の見積価格が妥当であるかどうかを予定価格と対照して比較検討するためである。

【予定価格の積算内訳と決算額】

(単位：円)

	予定価格積算内訳			決算額
	単価	数量	金額	
講師謝礼	50,000	132	6,600,000	4,600,000
カリキュラム作成費用	300,000	4	1,200,000	1,200,000
受講者評価費用	3,000	480	1,440,000	810,000
準備費用	250,000	1	250,000	2,250,000
当日運営費用	90,000	14	1,260,000	1,800,000
当日運営交通費	6,000	14	84,000	120,000
教材費	500	480	240,000	400,000
研修備品、消耗品費	100	480	48,000	100,000
音響機器レンタル代	50,000	2	100,000	0
研修備品送料	7,000	14	98,000	127,500
受講案内等作成費用	200,000	1	200,000	200,000
通信費	150	480	72,000	760,000
会場費	35,000	2	70,000	50,000
説明会開催費用	50,000	2	100,000	
説明会開催備品送料	7,000	2	14,000	
実習園調整費（（人件費）	750	480	360,000	
実習園通信費	450	120	54,000	
実習先謝礼	2,500	480	1,200,000	342,500
実習先謝礼振込手数料	600	120	72,000	
会場下見等費用	10,000	5	50,000	3,800
終了証印刷費用	420	480	201,600	140,400
発行作業費用	120	480	57,600	81,000
終了証送料	450	480	216,000	126,900
報告書	50,000	1	50,000	50,000
企画費	500,000	1	500,000	500,000
管理費	200,000	7	1,400,000	2,275,000
小計			15,937,200	15,937,100

消費税等			1,274,976	1,274,968
合計			17,212,176	17,212,068

b 問題点の整理

予定価格積算及び契約金額の妥当性について、関係資料の閲覧、担当者への質問を行い、以下の問題点について詳細な検討を行った。

- 受講者負担の教材費等が計上されている点（cで検討）
- 実習先施設への謝礼支払の契約方法（dで検討）
- 予定価格の積算の妥当性（eで検討）

c 受講者負担の教材費が県の予定価格の積算及び業者からの収支計算書に計上されている点

(a) 問題点の指摘

委託仕様書において、テキスト等の教材費は受講者から実費相当額を徴収することとされており、本来、契約金額に含めるべきでない費用であるが、県の予定価格の積算（240千円）及び受託会社からの収支計算書に「教材費等」という科目が計上（予算額200千円、決算額400千円）されている。

【委託仕様書（抜粋）】

2事業内容（1）保育実技講習会の実施
ク 費用徴収
講習会に使用するテキスト代（楽譜含む）、画用紙など各受講者が使用する消耗品、保育実践見学実修に参加する際の傷害保険料、細菌検査費用及び予防接種費用などの実費相当額については、受託者が受講者から徴収する。

県が公表している試験の案内でもテキスト代等は受講者が負担すると明記されている。

受託業者が受講者から費用を徴収している費用が誤って県へ請求されているとしたら仕様書の規定に反した二重請求であり、返還を求めべきではないかと質問を行った。

担当者が受託業者に連絡をしたところ、収支計算書に計上した教材費等は「講習会運営にあたり受託業者が受講者の演習のために用意した演習用教材であり、受講者から費用を徴収するものではない。受講者が使用するテキスト他の消耗品代を受講者から徴収している。」との回答があり、二重請求ではなく県として問題としないとのことであった。

受託業者が研修で使用する演習用教材は、収支計算書の研修備品・消耗品費に計上

(100千円) されているのではないかと疑念をもち、県の担当者に追加質問を行ったが、委託契約では受託業者の支出明細及び領収書等の証拠書類の提出を求めることができないため、これ以上の調査はできなかった。

受託業者から実績報告として提出される収支計算書をしっかり検査し、誤解を招く科目については確認し修正を求めることを要望する。

(b) 次世代育成課の見解

特にない。

(c) 更なる検討

特にない。

d 実習先施設への謝礼支払の契約方法

(a) 問題点の指摘

保育実技講習会の講習科目に保育実践見学実習があり、実習先施設に一人当たり2,500円の謝礼を支払うことが委託仕様書で規定されている。また、実習先施設も市町村からの推薦施設を県が受託業者に紹介することになっている。

予定価格及び受託会社の予算額では余裕を見て480人を想定し、1,200千円が計上されているが、実際には137人しか実習を行わなかったため、受託業者に利益が857,500円発生している。

謝礼の金額は県が仕様書で規定した金額であり、この利益は受託業者のノウハウ・経営努力により生じたものではない。

【保育実践見学実習に係る仕様書の規定（抜粋）】

保育実践見学実習の受入れを行う実習先施設について、発注者（県）が市町村からの推薦施設を取りまとめるので、その情報をもとに受託者は実習先施設に対して実習日の日程調整を行う。
実習先施設は、一人当たり2,500円の謝礼を支払う。

最少の経費で事務を執行する観点から、実習先施設への謝礼支払の方法について検討が望まれる。

委託業務の範囲から実習先施設への謝礼の支払業務を除き、受託事業者からの報告に基づき、県が直接実習先に謝礼を支払う。または、実習先施設への謝礼の支払については、実費精算（単価契約）方式を検討することを要望する。

【単価契約（会計事務の手引き）】

単価契約とは、実務上行われている契約方法の呼称であり法令上の用語ではない。物品の売買又は役務の給付契約において、あらかじめ数量を確定することができないものについて、

単価を定め、一定期間の購入又は業務量に応じた金額を支払うことを内容とするもの。

県が実施している県独自地域限定保育士試験実施業務委託では、郵送費の他すべての業務委託費について実績精算を行っており、平成30年度は契約金額21,628千円に対し不用額1,002千円が清算・返戻されている。

(b) 次世代育成課の見解

事業委託の趣旨を踏まえると、「委託業務から実習先施設への謝礼支払業務を除き、県が直接実習先に謝礼を支払う。」ことは合理的ではないと考える。

(c) 更なる検討

適正な金額で契約を行うためには、対象人数をあらかじめ確定できず、かつ、県が単価を定めている実習先への謝礼について、実際の対象人数に応じた支払をする仕組みの検討は必要だと考える。

e 予定価格の積算の妥当性

(a) 問題点の指摘

(カリキュラム作成費)

本講習会は平成28年度から行われ、主な内容は県の実施要領で内容が示されており、かつ、講習テキストは指定保育士養成施設で使用する既存のテキストでも可、と委託仕様書で規定されているにもかかわらず、カリキュラム作成費として300千円×4分野=1,200千円と多額に予定価格が積算され、受託業者の収支計算書の決算額にも同額が計上されている。

(企画費)

管理費(1,400千円)の他に企画費として一式500千円が県の予定価格及び受託会社の収支計算書の予算額及び決算額に計上されている。

県の説明では、以下の業務を行う管理者の person 費を受託業者からの見積金額のとおり積算しているとのことである。

- 当初の研修の設計(研修全体計画作成費、講師の選定)
- 受講者への配布資料(手引き等)の内容設計・作成
- 実習受入れ園への配布資料(手引き等)の内容設計・作成

多額のカリキュラム作成費及び管理費の他に管理者の person 費を企画費として積算していることについて、その妥当性に監査人として疑義を感じるが、本事業ではなく他の事業において指摘及び意見としてまとめることにする。

イ 計上区分（事業間）の誤り（県独自地域限定保育士試験事業費）

（ア） 問題点の指摘

（款）民生費（項）児童福祉費（目）児童福祉総務費に、事業として「地域限定保育士試験実施事業費」という科目が設けられ、地域限定保育士試験実施にかかる経費が計上されることになっている。

しかし、8月24日の開催された神奈川県国家戦略特別区域限定保育士試験委員判定会議に係る委員報酬及び旅費の一部（報酬228,000円、旅費13,531円）が、「次世代育成支援推進費」という別の事業に計上されている。また、以下のとおり同じ委員に対する報酬と旅費で計上する事業が異なるものもあった。

【同じ委員に対する報酬と旅費で計上事業が異なるもの（8月24日開催会議）】

費目	金額	受取人	事業名
委員報酬	19,000	A氏	次世代育成支援推進費
	19,000	B氏	次世代育成支援推進費
	19,000	C氏	次世代育成支援推進費
	19,000	D氏	次世代育成支援推進費
旅費	849	A氏	地域限定保育士試験実施事業費
	2,084	B氏	地域限定保育士試験実施事業費
	1,608	C氏	地域限定保育士試験実施事業費
	2,264	D氏	地域限定保育士試験実施事業費

なお、他の月に開催された地域限定保育士試験の会議に係る委員報酬及び旅費は、すべて「地域限定保育士試験実施事業費」に計上されている。

担当者によれば、予算が足りなくなる恐れがあったために行ったとのことであるが、このようなことをしては、各々の事業で要した経費の金額を適正に把握することができず、適正な会計報告の観点から問題であることは当然であるが、予算制度の趣旨からも問題である。

適正な計上区分（事業）に計上することを要望する。

（イ） 次世代育成課の見解

- 「県独自地域限定保育士試験事業」に係る事務の経費（予算）を「地域限定保育士試験実施事業費」と「次世代育成支援推進費」の異なる事業費から、執行しているのは事実である。

- しかしながら、今回の計上区分の処理手続きについては、神奈川県財務規則の手引きに基づき実施したものであり、当課は「計上区分（事業間）の誤り」はしていない。
- 「（ア）問題点の指摘」の最終見解は、適正な会計報告を実施するための見直しであり、同様の趣旨の表題に変更し、「誤って」を削ることを希望する。

（ウ） 更なる検討

何度要請しても具体的な規定の提示がないまま、「県のルール上問題ない。」との見解は、監査人として当然納得できるものではない。表題も変更しない。

ウ 報酬にかかる源泉税（県独自地域限定保育士試験事業費）

（ア） 問題点の指摘（試験問題作成報酬に係る源泉税）

神奈川県国家戦略特別区域限定保育士試験委員が審議のために会議に出席した時の委員報酬19,000円に対しては、税務上の規定に基づき給与所得として源泉税を計算している。

【委員報酬の税務上の取扱い】

所得税法基本通達28-7

国又は地方公共団体の各種委員会（審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。）の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とする。

県と委員との間に雇用契約はないが、審議の場所、日時を指定し、拘束を行うため、委員への出席謝金は一種の日当に類するものとみなされ、税務上は給与所得として取り扱われており、この処理は全く問題ない。

一方、場所及び時間の拘束を伴う会議への出席謝金の他に、委員22名に対して筆記試験問題作成報酬として合計2,200千円の報酬を支払、これについても給与所得として計算された源泉税を控除している。

報酬総額	源泉税総額	差引支払額
2,200,000円	78,300円	2,121,700円

これらの筆記試験問題作成報酬は、委員会出席謝金と異なり場所・時間の拘束を伴うものではなく、かつ、作成依頼問題数に基づき委員により報酬が異なり県の指揮命令に服して提供した業務とは考えられないため、給与所得として取り扱うことの妥当性に懸念を感じ、県の担当者に質問を行った。

【（参考）類似事例に係る税務上の取扱い、所得税基本通達】

28-9の2 医師又は歯科医師が、地方公共団体等の開設する救急センター、病院等において休日、祭日又は夜間に診療等を行うことにより地方公共団体等から支給を受ける委嘱料等は、給与等に該当する。

27-5 事業所得を生ずべき事業の遂行に付随して生じた次に掲げるような収入は、**事業所得**の金額の計算上総収入金額に算入する。

(5) 医師又は歯科医師が、休日、祭日又は夜間に診療等を行うことにより地方公共団体等から支払を受ける**委嘱料等**

担当者によれば、過去に税務当局に「問題作成報酬についても会議出席謝金と合わせて給与所得として取り扱って問題ない。」との確認を行ったとのことのため、「税務当局の誰に、どのような前提で確認を行い、どのような回答があったか。」について質問を行ったところ、記録が残っておらず分からないということであった。

当該事業は平成29年度から始まった事業であり、一年程度で確認の記録が分からなくなってしまうとのことであった。

確認した記録は適切に保存し、担当者が変わっても適切に引き継がれる仕組みを作るべきである。

外部監査の質問を受け、再度国税局の電話相談窓口を確認して、問題作成報酬についても給与所得として取り扱っても問題ない、との回答を得たとのことである。

税務当局に確認をした以上、給与所得としての取扱いに異議を唱えることはない。しかし、6月に支払われた報酬について、委員会出席謝金と問題作成報酬を別に源泉税を計算しているため、源泉税の金額が間違っており合計5,261円源泉税の控除及び納税が過少となっている。

【源泉税控除及び納税の過少について】

	県の算定			本来の源泉税	差異
	問題作成	委員出席	計		
サンプル（A氏）報酬	120,000	19,000	139,000	139,000	0
源泉税	4,300	581	4,851	7,100	2,249
6月支給、源泉税計	78,300	11,620	89,920	95,181	5,261

(イ) 次世代育成課の見解

平成31年4月以降、同一月で支払いをする際の源泉徴収額については、合計額に即した源泉徴収額とするよう是正済である。

今回の監査において、源泉徴収区分を問われたが、事業初年度である平成29年度の文書はすでに所管課の手元になく、過去書類を確認するには時間を要するため、改めて税務当局に確認することとし、確認した結果、処理内容が適切であることが確認できた。

過去に担当者が確認した内容の一部について、書類として県から示されないことをもって、問題として取り上げることについては、疑問である。

(ウ) 更なる検討

源泉税の取扱いに関する税務当局への確認結果を、組織で共有し担当者が変わっても引き継げる仕組みは組織として不可欠だと考える。

(3) 指摘事項及び意見

(意見1) 受講者負担との誤解を招く教材費等が計上

業者からの収支計算書に受講者負担と誤解を招く教材費等が計上されている。

外部監査の指摘を受け業者に確認したところ、受講者負担ではない費用が計上されていたとのことであった。実績報告である収支計算書のチェックをしっかりと行い、誤解を生じる科目については提出時に確認し修正を求めることを要望する。

(意見2) 実習先施設への謝礼支払の契約方法

実習先施設への謝礼について予定価格では480人分1,200千円積算しているが、実際は137人分342千円しか支払われていない。謝礼単価(2,500円)は県の指示で決まり、かつ、あらかじめ人数を確定できない以上、単価契約又は県が直接謝礼を支払う等、契約方法を見直すことを要望する。

(意見3) 経費の計上区分(事業)の誤り

地域限定保育士試験実施に係る経費の一部(報酬228千円、旅費13千円)が「地域限定保育士試験実施事業費」ではなく「次世代育成支援推進費」に誤って計上されている。適正な会計報告の観点及び予算制度の観点から、正しい事業区分に計上することを要望する。

(意見4) 報酬に係る源泉税の誤り

委員謝金と問題作成報酬の支払にあたり別々に源泉税を計算しているため、源泉税の控除及び納税額が5,261円過少となっている。適正な計算を行うことを要望する。

(意見5) 源泉税の取扱いにかかる税務当局への確認記録の適切な保存引継ぎ

過去に税務当局に確認した記録が一年程度で分からなくなってしまうとのことである。確認した記録は適切に保存し、担当者の変更があっても適切に引き継がれる仕組みをつくることを要望する。

4 保育エキスパート等養成事業費

(1) 事業の概要

ア 目的・内容

一定の経験を積んだ保育士等を対象に食育・アレルギー対応、保護者支援・子育て支援、乳児保育など各分野のスペシャリスト（保育エキスパート）等を養成し、保育の質の向上と就業継続の支援を図る。

イ 概要（保育エキスパート等研修事業費）

(ア) 目的：保育士が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、一定の経験を積んだ保育士を対象に、県がより高度な知識・技能を習得するための研修を実施する。

(イ) 根拠：子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

(ウ) 事業主体：県

負担割合 県1/2、国1/2

(エ) 内容：研修の実施の委託及び認定事務。

(オ) 執行額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
共済費	293	非常勤職員の社会保険料等負担
賃金	1,651	非常勤職員の給与
委託料	105,062	研修事業の委託
計	107,006	

ウ 予算現額・決算額

(単位：千円)

細事業	29年度 決算額	30年度	
		予算現額	決算額
細々事業			
保育エキスパート等養成事業費	94,254	130,537	123,842
保育エキスパート等研修事業費	83,348	107,148	107,006
保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助	10,906	23,389	16,836

(2) 監査の内容

ア 保育エキスパート等研修事業委託取引（保育エキスパート等研修事業費）

(ア) 委託取引の概要

契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）提案3社
委託先	(株) B社
委託業務の概要	保育エキスパート等研修 8分野にわたり計60講座を開催、 1講座あたり3日間（計15時間）
契約金額（A）	105,062,400円
予定価格（B）	107,784,000円
割合（A/B）	97%

年度推移

平成28年度	平成29年度	平成30年度
—	82,329千円	105,062千円

国の制度新設に伴い、29年度から実施。講座数の増加（29年度：42講座、30年度60講座）により委託料も増加している。

(イ) 検討

a 予定価格積算及び契約金額の妥当性について（検討する着眼点）

予定価格は委託金額の予想をするものではなく、委託金額の適正性を確保するために、発注者である県の責任で調査検討の上、積算し設定するものであり、当然のことながら参考として提出を受けた見積書の金額を、その妥当性を検証することなくそのまま適用するのは妥当ではない。

特に、価格競争ではなく企画内容を評価して受託業者を選定するプロポーザル方式においては、予定価格が委託料上限額として募集要項に記載され、予定価格とほぼ同額で契約が行われることが通例である以上、予定価格の積算・設定は特に留意する必要がある。

【予定価格に関する規則等の抜粋】

(神奈川県財務規則の運用について) 第50条の2（随意契約の方法）関係 1 契約の締結を随意契約の方法によって行う場合にもあらかじめ第41条に準じて予定価格を定めるものとしたが、これは <u>随意契約を単に相手方との協定だけに任せておく</u> と <u>不当に高価となったり公正を欠くものとなるおそれがある</u> ので契約しようとする内容に従い相手方にその代価を算定させるとともに、競争入札の場合に準じて、あらかじめ <u>予定価格を作成して見積書と対照することによって価格が適当かどうか検討すべき</u> ものとしたからである。 (神奈川県会計事務の手引) ○ 予定価格とは、地方公共団体が契約を締結するに際し、その契約金額を
--

- 決定する基準として長があらかじめ設定するものである。
- 競争の公正性を確保しようとするものであるから、予定価格の決定は極めて重要な意義を有するのみでなく、その決定にあたっては、常に厳正・公平に行わなければならない。
 - 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、**取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短、消費税等を考慮**して適正に定める必要がある。
 - 随意契約による場合でも、競争入札に準じた手続により、公正かつ有利な契約を締結するようにしなければならないものであり、随意契約による場合にも、予定価格を定めるものとされている。
 - これは、**相手方の見積価格が妥当であるかどうか**を予定価格と対照して比較検討するためである。

【予定価格の積算内訳と決算額】

業務内容		予定価格の積算内訳			決算額
		単価	回数	計	
テキスト 修正	講師謝礼	200,000	16	3,200,000	1,200,000
	校正・デザイン料				1,781,568
講義費用	講師謝礼・交通費	60,000	420	25,200,000	26,569,271
	講師手配・打合せ	30,000	32	960,000	
会場費	会場費	50,000	372	18,600,000	25,225,731
	備品使用料・雑費	25,000	357	8,925,000	
運営費	研修運営人件費	45,000	186	8,370,000	8,280,000
	研修備品送料	7,500	186	1,395,000	1,380,000
広報費	Web サイト作成費	800,000	1	800,000	1,501,311
	受講決定案内通知	150	6,000	900,000	1,224,669
修了評価	レポート内容確認	1,000	6,000	6,000,000	5,264,000
修了証	修了証作成	600,000	1	600,000	2,732,103
	郵送費	430	6,000	2,580,000	
報告書	報告書作成	50,000	1	50,000	21,347
本部経費	本社事務人件費	1,700,000	12	20,400,000	20,400,000
	本社諸経費	110,000	12	1,320,000	1,700,000
	企画費	500,000	1	500,000	
	税抜合計金額			99,800,000	97,280,000
	消費税等			7,984,000	7,782,400
	税込合計金額			107,784,000	105,062,400

b 問題点の整理

予定価格積算及び契約金額の妥当性について、関係資料の閲覧、担当者への質問を行い、以下の問題点について詳細な検討を行った。

- 高額なテキスト修正の講師謝礼（cで検討）
- 高額な講師謝礼・交通費（dで検討）
- 企画費の業務内容（eで検討）
- 郵送費の積算の誤り（fで検討）

c テキスト修正の講師謝礼

(a) 問題点の指摘

当該事業は、平成29年度から同じ8分野の講座が行われており、平成30年度は新たにテキストを作成するのではなく、平成29年度のテキストの見直しだけであるにもかかわらず、1科目400千円（二人で担当する科目が多く、一人当たりでは200千円。）、総額3,200千円もの費用が積算されている。予定価格積算のため業者から提出を受けた見積書の金額と同額である。

なお、テキストは講師が講義を行う際に用いる資料であり、テキスト修正について別途報酬を支払うのではなく講師謝礼の中で対応してもらう、ということも一般の取引慣行ではよく行われているものである。

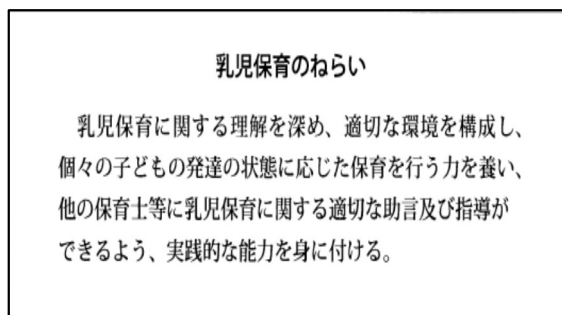
なお、テキストの修正内容を監査において確認しようとしたところ、業務委託仕様書で「研修テキストを更新しようとするときは、その箇所及び内容について、あらかじめ発注者と協議し、発注者の確認を受けること。」と記載されているにもかかわらず、更新内容を確認するために通常用いられるワードの変更履歴の記録もないとのことであった。

県及び受託会社から提示された平成30年度のテキストの修正内容は以下のとおりである。

a' 全科目共通の修正

- 表紙をめくり最初の頁に「講座のねらい」を独立して表示
(平成29年度は、独立した頁ではなく、最初の頁の先頭に記載)
- 奥付（書誌事項）の修正
(「第2刷」の挿入、県の局・部の名称の変更に伴う修正)
- 裏表紙にイラストを挿入
(特にロイヤルティが発生するイラストではない。)

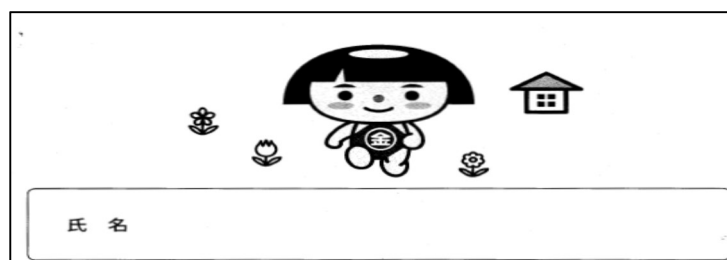
「a' 講座のねらい」



「b' 奥付」



「c' 裏表紙イラスト」



b' 各科目の修正内容

8分野のうち、「保護者支援・子育て支援」については、36頁から58頁へと大幅に加筆修正されているが、その他の7分野のテキストは、「乳児への適切なかかわり」を第4章第3節から第5章に独立させる等、章立てや語句の一部修正だけである。

以上のとおり、当該研修は平成29年度から継続しているものであり、平成30年度のテキストの修正も極めて軽微なものしか行われていなかった。

予定価格として3,200千円もの高額の積算(業者の決算額は2,981千円)したことの妥当性について監査人として全く納得できる内容ではなかった。

業者の見積もりを検討することなく予定価格の積算に適用することは妥当ではない。委託する業務の内容をしっかりと把握して、予定価格を適性に積算する必要がある。

(b) 次世代育成課の見解

当該研修は平成29年度に新たに開始したものであり、県において経験のない業務であったことや、数多くのテキスト、講座を新設すること、一定のキャリアを積んだ受講者に対するものである等の特性から、受注可能な業者が限られることが想定された。よって対応可能と思われる事業者の見積もりを参考に当初の予定価格を設定する必要があった。

指摘を受けた年度は開始2年目に当たる年であったが、初年度より講座数が増加していることや、テキスト作成からテキスト修正へ切り替えた初年度ということ等から、引き続き受託可能な事業者からの見積もりを参考に予定価格を設定していた。ま

た、価格を抑えた提案が可能な事業者があれば、審査会において有利な点数を得られる取扱いとなっている。

なお、テキスト修正については予定価格と修正結果を比較し、修正箇所が少ないことから予定価格として高額であると指摘しているが、ここで指摘されているのはあくまで「予定価格」であり、事業開始前に「修正見込」の積算が適性であったかを検証するべきと考える。

テキストの内容は専門性が高く、見込段階ではどの程度の修正が生じるかは県職員が自ら積算することは困難であり、また、その設定時期（29年度中）は初年度の研修実施中であることから、実施結果を踏まえた様々な状況の変化にも対応可能な価格を設定する必要があった。

結果としては想定よりも変更箇所が少なかったが、謝礼は修正作業に対する対価という面以外に、専門的知見を活かして「制度変更などがなく修正する必要がないことの確認。」を含めて謝礼を支払っていると考えており、修正箇所が少ないから謝礼が高額であるという指摘には当たらないと考える。

研修テキストの更新箇所及び内容については、原則電子メールで県と事業者がやりとりし、確認しているが、必ずしも指摘されているような変更履歴で残す形をとっているわけではない。これについては、受託業者の負担の少ない範囲で指摘されているような変更履歴を残すことを運用の中で要望することとしたい。

(c) 更なる検討

「結果としてテキストの修正箇所は少なかったが、県の担当者は専門家ではなくどの程度修正が必要になるか分からないので業者の見積とおりに予定価格を積算した。」のでは、税金を原資とした県の発注者としての責任を果たしているとは言えないと考える。

業者の見積書を参考にすることは当然であるが、事業の円滑な実施を重視するあまり業者の見積額をそのまま受け入れることは適正ではない。

今後も継続的に委託業務の内容・難易度を把握し、より適正な金額で契約できるよう努めることを要望する。

d 講師謝礼・交通費

(a) 問題点の指摘

講師については、テキストの修正報酬（一人当たり200千円）及び事前の打合報酬（一人当たり30千円）の他に、講師謝金として1時間当たり30千円の単価で予定価格

を積算している。予定価格積算のため業者から提出を受けた見積書の金額と同額である。

県で予算の積算に当たり、「該当する項目については、原則としてこの単価を用いること。」とされている標準単価は、教授級で1時間当たり23千円～27千円であるが、それよりも高い金額で積算されている。

担当者にその理由を質問したが、「講師との事前打ち合わせや資料作成経費が含まれている。」との回答があったが、講師手配・打合せで960千円、テキスト修正で3,200千円を別途積算しており、その回答は納得できる合理的なものではなかった。なお、実際の講師は、教授の他準教授・講師、民間の有識者が務めている。

予定価格積算の1時間当たりの講師謝金単価

1時間当たり単価 ($a \div b$)	1コマ単価 a	講座時間 b
30千円	60千円	2時間

神奈川県予算編成与件（標準単価）

	1時間当たり単価 ($a \times b \div c$)	1単位単価 a	講演加算 b	講義時間 c
教授	23～27千円	31～36千円	50%	2時間
助教授・講師	22～23千円	29～31千円	50%	2時間

【予算編成与件（標準単価表）】

予算の見積りに当たっては、事業規模の適正化を図るとともに、特に単価の設定については、効果的かつ効率的に事業を執行するために必要最小限の額とすること。ここには各事業に共通的な経費の主なものの標準的な単価を提示したので、予算積算に当たって十分配慮されたい。

○積算単価 該当する費目については、必ずこの単価を用いること。

○標準単価 回答する費目については、原則としてこの単価を用いること。

特別な理由がないにもかかわらず、予算編成与件で設定された単価を上回る業者見積単価で予定価格を積算することは適切ではない。規定の標準単価を十分配慮した適正な予定価格の積算を行うことを要望する。

(b) 次世代育成課の見解

保育エキスパート等研修は、保育士の処遇改善の前提となる研修であり、全都道府県で実施されている。研修の講師ができる人材は限定されており、研修分野（8分野）・対象人数（6,000人）・講義時間（15時間）が、県が一般的に行う研修よりも多いことから対応できる講師確保が困難になっているため、講師謝礼が一般的な県の予算編成与件より割高とならざるをえない。

また、予算編成与件は、あくまで予算の積算・県が直接事業を執行する場合の標準

的な単価であり、委託料の積算単価は、上記のようなさまざまな事情を考慮の上決定されるべきものであるから、委託積算単価を拘束するものではなく、単純に比較できるものではないと考える。

(c) 更なる検討

予定価格の積算にあたりさまざまな事情を考慮することは当然であるが、講義謝礼の他、講師手配・打合せ及びテキスト修正でも講師への謝礼を積算しており、そのうえで、県の標準単価を上回る業者の見積単価で積算することの理由は納得できるものではない。

e 積算している企画費の業務内容

予定価格の積算において、研修運営人件費諸経費（9,765千円）及び多額の本社事務人件費諸経費（21,720千円）を積算したうえ、さらに1式500千円の企画費を積算している。

企画費は、研修全体計画を作成する管理者の人件費を受託業者からの見積金額とおりに積算しているとのことである。

しかし、保育エキスパート等研修は、国の補助事業として実施されておりその内容等については国のガイドライン等で規定されており、多額に積算している本社事務人件費に加え別途契約金額に加えることの妥当性を納得できるものではなかった。ただし、本事業ではなく他の事業において指摘及び意見としてまとめることにする。

f 郵送費の積算単価の誤り

(a) 問題点の指摘

修了証の郵送費として、1通あたり430円（簡易書留）を積算している。

しかし、この金額は消費税等を含んだ金額であり、消費税等込で積算した金額にさらに消費税等を計算しており、消費税分二重に過大積算されている結果になっている。

予定価格の積算：

(税込) $430円 \times 6,000件 = 2,580,000円$ (正しい積算額) $\times 1.08 = 2,786,400円$

郵送費の積算単価の誤りにより、予定価格が206,400円過大に積算設定されている。

(b) 次世代育成課の見解

特にない。

(c) 更なる検討

特にない。

(3) 指摘事項及び意見

(指摘事項) 予定価格の積算の妥当性 (テキスト修正に係る講師謝礼)

受託会社からの見積書単価をそのまま適用しテキスト修正に係る講師謝礼を3,200千円と多額に積算しているが、実際は極めて軽微な修正しか行われていなかった。委託業務の内容及び難易度をしっかり把握して予定価格を適正に積算する必要がある。

(意見1) 予定価格の積算の妥当性 (講師謝金)

講師謝金について、県の規定である予算編成与件で定められた標準単価よりも高い業者見積書の単価により予定価格を積算しているが、その理由は納得できるものではなかった。県で定めた標準単価を十分配慮した予定価格の積算を行うことを要望する。

(意見2) 予定価格の積算の誤り (郵送費)

郵送費について消費税等を二重に計算している結果、予定価格が206千円高く積算されている。予定価格を適正に積算することを要望する。

(意見3) 受託者との協議記録の証拠資料の保存

委託仕様書で「研修テキストの更新箇所及び内容について、あらかじめ県と協議し確認を受けること。」と規定されているにもかかわらず、更新箇所等を明示した変更履歴が提出されていない。県が協議し確認したことの証拠資料としても、更新箇所等を明示した変更履歴の提出を求め、証拠資料として残すことを要望する。

5 保育事業指導費

(1) 事業の概要

ア 目的・内容

子ども・子育て支援新制度において重要な役割を担う保育士や保育教諭、放課後児童支援員などの人材の確保・育成を行う。

イ 概要 (保育士登録事務費)

(ア) 目的：児童福祉法及び国家戦略特別区域法で準用する児童福祉法に基づき、

保育士及び国家戦略特別区域限定保育士の登録事務を実施する。

(イ) 根拠：児童福祉法（第18条の18, 19, 20）、国家戦略特別区域法第12条の5

(ウ) 事業主体：県

(エ) 内容：保育士及び国家戦略特別区域限定保育士の登録事務は都道府県の事務とされており、登録事務のうち申請受付事務及び証書交付事務については社会福祉法人日本保育協会に委託する。

(オ) 執行額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
共済費	146	
賃金	798	
役務費	491	
委託料	22,345	保育士の新規登録、書き換え交付、再交付に関する事務
計	23,780	

ウ 予算現額・決算額

(単位：千円)

細事業	29年度	30年度	
細々事業	決算額	予算現額	決算額
保育事業指導費	22,972	25,354	23,379
保育事業指導事務費	14,549	14,159	22,327
認可外保育施設巡回指導事業費	8,422	11,195	1,052
保育士登録事務費	27,713	29,234	23,780
保育士登録事務費	27,713	29,234	23,780
計	50,686	54,588	47,160

(2) 監査の内容

ア 保育士登録業務の委託取引（保育士登録事務費）

(ア) 委託取引の概要

契約方法	随意契約（単独）
委託先	（社福）日本保育協会
委託業務の概要	保育士及び地域限定保育士登録業務

契約金額（A）	単価契約 新規：3,628円、書換え：1,382円、再交付：950円
予定価格（B）	新規：3,628円、書換え：1,382円、再交付：950円
割合（A／B）	100%

年度推移

平成28年度	平成29年度	平成30年度
——	23,671千円	22,345千円

(イ) 検討

a 再委託の承認通知の遅れ

委託業務の一部を第三者に委託等する際は発注者の事前承認が必要と契約上定められている。

【再委託に関する契約条項】

<p>第9条 受注者は委託業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得て委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる時はこの限りではない。</p>

本件において、電算処理についてC社に再委託されているが、県は受託者から5月に再委託の通知を受けているにもかかわらず、担当者の失念により、県内部における再委託承認の起案文書の作成が遅れてしまった。

- 4月23日 : 県と（社福）日本保育協会との契約締結
- 5月16日 : （社福）日本保育協会から県へ再委託の通知（承認申請）
- 10月4日 : 県の再委託承認の起案文書作成
- 10月19日 : 県知事の「保育士登録業務の再委託の承認」通知

県からの承認通知が来る前に再委託が行われ業務執行に支障はなかったとのことであるが、契約の規定が形骸化することのないよう、適切な対応を図る必要がある。

b 次世代育成課の見解

今後はチェックを徹底し、このようなことが生じないように対応する。

c 更なる検討

特にない。

(3) 指摘事項及び意見

(意見) 再委託の承認通知の遅れ

担当者の処理の失念により、受託業者から再委託の承認申請から6カ月後に承認通知を行っている。契約上の規定に従い適正・迅速な対応を取ることを要望する。

第2章 子ども家庭課

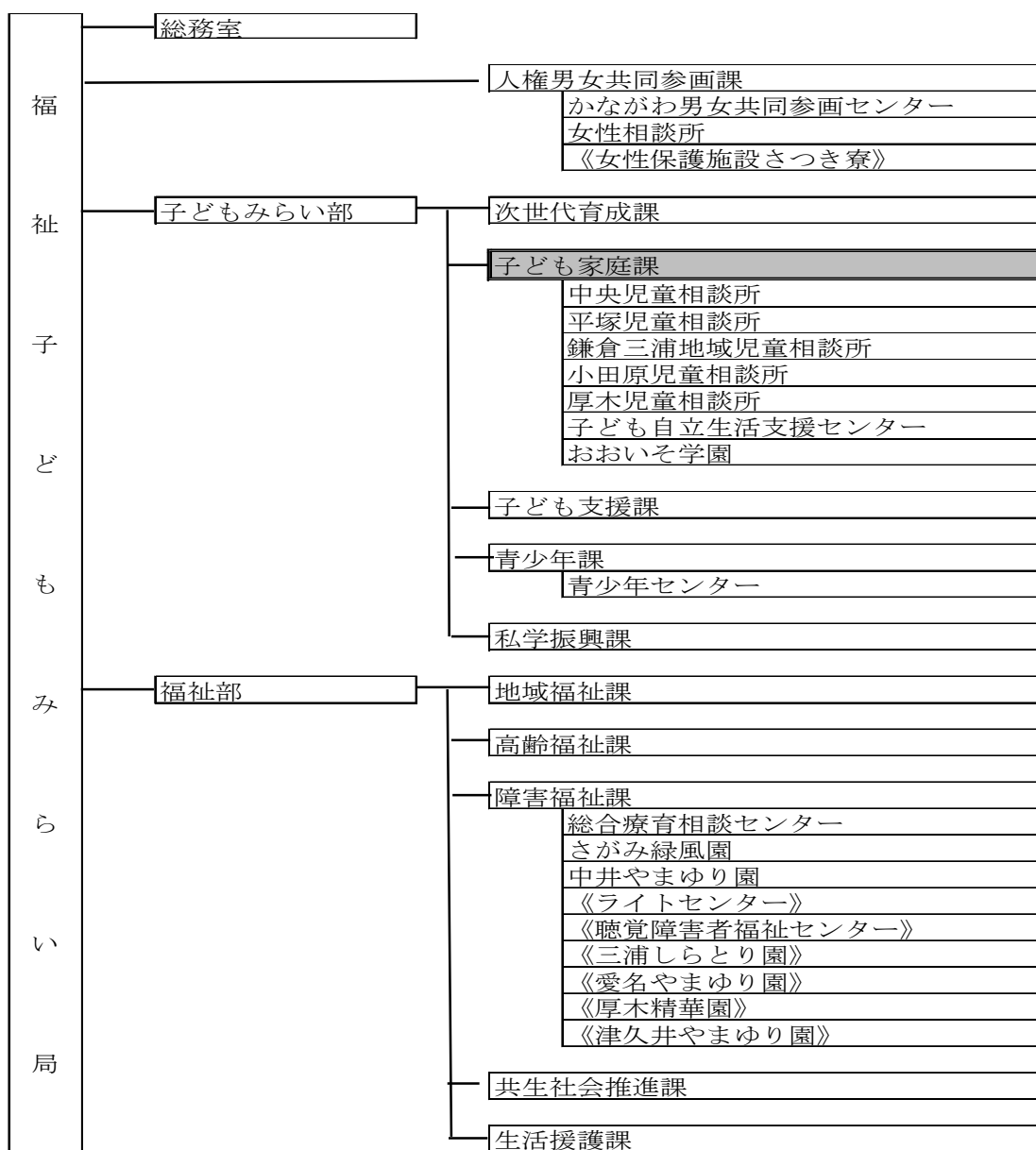
第1節 子ども家庭課実施事業

1 子ども家庭課の組織と分掌事務と予算執行状況

(1) 概要

子ども家庭課は、要保護児童、母子家庭及び父子家庭等の福祉の増進を図るため、各種援護事業、相談活動、施設の整備、児童扶養手当等の支給、各種福祉資金の貸付等に関する事務を行っている。

(2) 組織



《 》は指定管理施設

(3) 分掌事務

組 織	分 掌 事 務
児童養護グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人事、予算等に関すること。 ○ 広報、広聴に関すること。 ○ 家庭的養護推進計画に関すること。 ○ 児童福祉審議会に関すること。 ○ 児童養護施設等の整備及び許認可に関すること。 ○ 児童相談所及び児童入所施設（障害児施設を除く。以下同じ。）の運営・指導に関すること。 ○ 児童委員及び主任児童委員に関すること。 ○ 児童入所施設の措置費に関すること。 ○ 所管出先機関に関すること。
家庭福祉グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 ○ 児童手当法の施行に関すること。 ○ 母子福祉及び交通遺児援護に関すること。 ○ 母子福祉団体の指導、育成に関すること。 ○ 母子家庭等自立支援の推進に関すること。 ○ 母子父子寡婦福祉資金に関すること。 ○ 母子生活支援施設、助産施設の許認可、運営指導及び措置費に関すること。 ○ ひとり親家庭医療費助成事業に関すること。 ○ 小児医療費助成事業に関すること。 ○ 小児慢性特定疾病審査会に関すること。 ○ 小児慢性特定疾病医療給付事務に関すること。 ○ 育成・養育医療給付事務に関すること。

(4) 子ども家庭課の予算執行状況

平成30年度予算執行状況の概要は、次のとおりである。

ア 一般会計

【歳入】

(単位：千円)

科目(款)	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
分担金及び負担金	106,442	142,454	108,596	29,896
使用料及び手数料	16,312	22,601	22,326	274
国庫支出金	3,175,085	3,042,002	3,042,002	0
財産収入	33	151	151	0
寄付金	0	100	100	0
諸収入	70,776	201,150	66,745	123,850
計	3,368,648	3,408,461	3,239,922	154,021

【歳出】

(単位：千円)

科目(事業)	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
(目) 児童福祉総務費	5,276,485	5,137,085	29,571	109,828
児童福祉法等施行事務費	13,340	13,033	0	306
児童福祉審議会費	4,714	3,672	0	1,041
児童福祉諸費	3,914	3,444	0	469
児童相談所費	235,236	226,497	0	8,738
里親制度推進費	50,505	49,268	0	1,236
民間児童養護施設整備費補助	289,619	260,048	29,571	29,571
民間児童福祉施設整備借入償還金補助	113,524	113,475	0	48
民間児童養護施設等運営費補助	63,534	61,279	0	2,254
育成医療費給付費	11,560	11,521	0	38
未熟児等養育費	114,938	110,095	0	4,842
小児特定疾病医療援護費	423,388	421,385	0	2,002
小児医療費助成事業費補助	3,892,702	3,818,576	0	74,126
児童養護施設退所児童等支援事業費	51,525	37,133	0	14,391
厚木児童相談所新築工事調査設計費	6,200	5,940	0	260
厚木児童相談所新築工事推進費	1,786	1,713	0	72
(目) 児童措置費	24,528,080	24,240,579	0	287,500
児童保護措置費	4,055,276	3,837,799	0	217,476
児童手当負担金	20,472,804	20,402,780	0	70,023
(目) 母子福祉費	2,559,984	2,508,853	28,098	23,032
母子家庭等自立支援事業費	57,633	25,258	0	32,374
ひとり親家庭等医療費助成事業費補助	1,589,893	1,576,426	28,098	13,467
母子父子寡婦福祉資金会計操出金	25,525	25,525	0	0
児童扶養手当給付費	886,933	881,644		5,288
(目) 児童福祉施設費	356,131	342,407	0	13,723
県立児童福祉施設維持運営費	356,131	342,407	0	13,723
合計	32,720,680	32,228,925	57,669	434,085

他に、他課からの再配当に係る支出計画による執行分(支出済額)が28,673千円ある。

イ 特別会計

【歳入】

(単位：千円)

科目(款)	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
母子父子寡婦福祉資金収入	518,235	1,775,013	518,548	1,226,342
計	518,235	1,775,013	518,548	1,226,342

【歳出】

(単位：千円)

科目(事業)	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
(目) 母子父子寡婦福祉資金貸付金	503,544	480,139	0	23,404
母子父子寡婦福祉資金貸付金	503,544	480,139	0	23,404
(目) 貸付事務費	14,691	13,406	0	1,284
母子父子寡婦福祉資金貸付事務費	14,691	13,406	0	1,284
合計	518,235	493,545	0	24,689

2 児童福祉諸費

(1) 事業の概要

ア 目的・内容

児童福祉関係団体自主的な活動を促進する。

イ 概要

(ア) 児童福祉推進事業費

- a 目的：児童福祉関係団体の自主活動を促進する。
- b 根拠：児童福祉関係諸行事費補助金交付要綱
- c 事業主体：県
- d 内容：児童福祉関係団体の自主的活動を促進するため、児童福祉関係団体が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において各種補助金を交付する。
- e 執行額の性質別(節)内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額		内容説明
	本課	その他	
報償	152		児童虐待による死亡事例等調査検証委員会報償

需用費	450	233	複写サービス代、用紙代、資料代、文房具代
役務費	300	1,426	里親、民間施設賠償責任保険
使用料及び賃借料	16		ファックス（カラー複合機）の賃貸借
負担金、補助及び交付金	865		児童福祉関係諸行事費補助金
計	1,784	1,659	

ウ 予算額・決算額

(単位：千円)

細事業		29年度	30年度	
	細々事業	決算額	予算現額	決算額
児童福祉推進事業費				
	児童福祉関係諸行事費	865	866	865
	児童福祉施設等指導費	3,880	3,048	2,579
計		4,745	3,914	3,444

(2) 監査の内容

ア 児童福祉関係諸行事費補助金の概要

当該補助金は、児童福祉関係諸行事費補助金交付要綱第2条において指定する4団体に限定し、毎年同額の交付をする定額補助金である。

【児童福祉関係諸行事費補助金交付要綱】

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 福祉関係団体とは、神奈川県児童福祉施設職員研究会、神奈川県児童福祉文化体育協会、神奈川県里親会及び関東ブロック母子生活支援施設研究協議会をいう。

(補助額の算出方法等)

第4条 前条に規定する補助事業に対する補助額は、別表のとおりとする。

【別表】

補助先	補助対象経費	補助額
神奈川県児童福祉施設職員研究会	児童福祉施設の職員を対象としたスキルアップ研修等に要する経費	116,000円
神奈川県児童福祉文化体育協会	施設入所児童が参加する文化活動及び体育	250,000円

	行事に要する経費	
神奈川県里親会	里親大会の開催や広報・機関誌の発行等に要する経費	500,000円
関東ブロック母子生活支援施設研究協議会	母子生活支援施設職員等を対象とした研究会等に要する経費	指定都市等と調整した金額※

※関東ブロック母子生活支援施設研究協議会は、開催前年度に県・指定都市等の予算状況及び母子生活支援施設への入所世帯数を考慮して、補助金額を調整する。

過去3年間の交付金額は下記のとおりである。

補助交付団体	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	賛助金	補助金	補助金
神奈川県児童福祉施設職員研究会	115,200円	115,200円	115,200円
神奈川県児童福祉文化体育協会	250,000円	250,000円	250,000円
神奈川県里親会	500,000円	500,000円	500,000円
関東ブロック母子生活支援施設研究協議会	64,000円	0円	0円
計	929,200円	865,200円	865,200円

当該事業は昭和53年から継続しており、平成28年度までは賛助金として支払われていた。平成29年度からは、交付要綱を策定して、補助金として交付することとなった。現在の定額の交付金額となった時期と金額の根拠を確認したところ、正確に時期は判明しないが、児童福祉関係団体が行う自主的な活動に補助金を交付することにより、神奈川県家庭的養護推進計画が推進されるとして、手元の資料で確認できる範囲では、平成21年度以降は現在の金額となっていた。

イ 未実施事業があった場合の補助金額の検討

関係書類を閲覧したところ、平成30年度の神奈川県児童福祉文化体育協会の事業計画では、平成30年8月26日に第57回水泳大会が実施されることとなっていた。しかし、これまで会場として使用していたプールが老朽化のため使用できなくなり、代替案で実施を検討したが、準備期間が短く適切な運営ができる見込みが立たず、水泳大会は実施できずに中止となっている。

当該補助金は、定額補助金であるため、神奈川県児童福祉文化体育協会へは、当初より決まっている25万円の補助金が支払われている。

毎年決まった金額を交付する定額補助金は、長期間に渡って、補助金の必要性や効果を見直す機会がないまま、既得権益化する恐れがある。また、計画されていた事業

内容を実施しなかった場合においても、定額の補助金を交付すると、補助交付団体が事業計画を確実に行うという最大限の経費節減等の努力を怠る要因となり、支出されなかった金額に相当する補助金が、他の活動のために使用される、もしくは補助交付団体に留保されることとなる。

神奈川県児童福祉文化体育協会に対する補助金は、神奈川県の他に横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市からも定額交付されている。事業計画に含まれていた内容が実施できなかった場合には、事業が実施されなかった原因を把握し、翌年度以降は確実に実施できるよう事業改善を行うことは当然のこととして、補助交付団体の当初予算額全体のうち、実施されなかった事業の占める割合によって、補助金額を減額する等の対応について、市町村と検討することが望まれる。

なお、令和元年度においては、新たな開催場所を確保して、水泳大会は実施された。

ウ 実績報告書の内容の検討

当該事業は、平成 29 年度から補助金として交付されることとなったため、各団体が事業計画書や実績報告書を作成したのは、平成 29 年度と平成 30 年度の 2 年となっている。児童福祉関係諸行事補助金交付要綱においては、事業計画書や実績報告書の様式は定められていないため、各団体の書式により作成されている。関係書類を閲覧したところ、各団体とも詳細な事業計画と実績報告書が作成され、収支決算書は、適正に作成されていると推測できる内容であった。

改善が望まれるのは、神奈川県児童福祉施設職員研究会において、事業計画の中で、実施予定日が記載されているものと記載されていないものがあり、実施予定日が記載されていないものについては、実績報告書の中でも実施日が記載されていなかった点である。

神奈川県では、実施年月日は把握しているが、補助交付団体が事業実績を明確に実績報告書に示すことは補助金を受ける者の義務でもある。また、実施年月日の記載があることにより、神奈川県側の確認作業も効率的に進められる。事業計画では、できる限り実施予定日まで記載し、実績報告書には、事業が確実に実施されたことを報告するために、実施年月日等を記入することように補助交付団体に指導し、改善することが望まれる。

エ 実施状況報告書の検討

平成 31 年 3 月 31 日に補助交付団体から「平成 30 年度児童福祉関係諸行事費補助金

実施状況報告書」の提出を受けている。3団体の提出書類の内容を確認したところ、精算見込み額には「0」の記載がされるべきであったが、それぞれ精算見込み額に交付金額が記載されていた。当該補助金は、平成29年度から補助金となったため、書類の作成に補助交付団体が不慣れであることが要因と考えられる。

神奈川県の方では、既に補助金が交付済みであることは認識されているため、実際には精算金の支払はされていないが、書類の記載内容が間違っている場合は、正しく記載してもらえるように指導することが望ましい。

(3) 指摘事項及び意見

(意見1) 未実施事業があった場合の補助金額の減額

補助対象事業を実施しなかった場合においても、定額の補助金を交付すると、補助交付団体が事業計画を確実に行うという最大限の経費節減等の努力を怠る要因となる。補助対象事業が未実施の場合においては、補助金額を減額する等の対応を検討することを要望する。

(意見2) 補助交付先に対する関係書類の記載内容の改善指導

実績報告書は、事業計画を確実に遂行したことを報告する役割の書面であるため、事業計画時点で実施予定日が決定されていなかったものについては、事業実績報告書で実施日まで記載して報告することが望ましい。また、実施状況報告書の記載方法が間違っていた。補助交付先に関係書類の記載方法を指導し、改善することを要望する。

3 里親制度推進費

(1) 事業の概要

ア 目的・内容

里親支援、里親制度の普及啓発及び委託調整の取組みを強化し、里親委託率の向上を図る。

イ 概要

(ア) 里親制度推進費

a 里親センター事業費

(a) 目的：里親による養護の拡大に向けて、里親委託を促進するため、県所管全

体の支援拠点となる「里親センター」を設置し、既存の里親支援機関等が効果的に機能するための総合的な取り組みを実施する。また、里親制度の普及啓発や里親に対する支援を強化するとともに、養子縁組を促進するための養子縁組対応専門員を配置し、養子縁組に関する相談体制を整備する。

(b) 根拠：児童福祉法、里親支援事業実施要綱

(c) 事業主体：県

負担割合 県1/2、国1/2

(d) 内容：「里親センター」を設置し、里親制度普及促進事業、里親支援強化事業及び里親委託推進事業並びに養子縁組対応事業を行い、全県的な里親支援機関の統括的役割を担う。

b 里親支援事業費

(a) 目的：里親制度を推進するため、里親への相談支援、里親制度の普及啓発、委託調整等について専門的に行う里親対応専門員を配置するとともに、施設入所児童が家庭を体験するための3日里親制度の実施などにより、里親委託等の向上・促進を図る。また、里親養成及び専門性の向上を図る。

(b) 根拠：児童福祉法、里親支援事業実施要綱、神奈川県里親相談員設置要領、神奈川県3日里親運営要領、神奈川県里親による緊急一時保護委託運営要領

(c) 事業主体：県

負担割合 県1/2、国1/2

(d) 内容：里親委託等推進員を、各児童相談所及び子ども自立生活支援センターに配置するとともに、児童養護施設等を設置する社会福祉法人に委託し、里親支援、里親制度の普及啓発及び委託調整等を行う。また、里親を希望する者及び里親に対し、研修等を実施する。

(e) 執行額の性質別(節)内訳

(単位：千円)

節の名 称	30年度決算額							内容説明
	本課	中央	平塚	厚木	鎌倉三 浦	小田原	センタ ー※	
報酬		3,451	3,398	3,333	3,450	3,380	3,731	
共済費		543	524	444	562	525	602	

報償費		971	478	471	208	374		
旅費		43	43	16	42	42	20	
需用費		96						
役務費	6	28						里親相談員ボランティア保険料
委託料	9,717	455						里親センター業務委託、 家庭養育支援事業委託
負担金、 補助及び 交付金		3		6				
計	9,723	5,592	4,445	4,271	4,263	4,323	4,354	

※子ども自立生活支援センター

ウ 予算額・決算額

(単位：千円)

細事業		29年度	30年度	
	細々事業	決算額	予算現額	決算額
里親制度推進費				
	里親センター事業費	12,293	12,293	12,293
	里親支援事業費(国庫)	35,034	38,212	36,975
計		47,327	50,505	49,268

(2) 監査の内容

ア 子ども家庭課

(ア) 里親センター業務委託

a 委託取引の概要

契約方法	事前公募方式による随意契約
委託先	社会福祉法人唐池学園
委託業務の内容	「里親センター」を設置し、里親に対して、養育スキルの向上を図るとともに、里親制度の普及啓発を促進する事業を委託する。
契約額(A)	12,293,000円
予定価格(B)	12,293,000円
割合(A/B)	100%

【年度推移】

(単位：千円)

事業内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
里親制度普及促進事業等	8,864	8,864	8,864
養子縁組対応事業	3,429	3,429	3,429
合計額	12,293	12,293	12,293

b 支払い方法に関する検討

委託契約書には代金の支払方法について次のように定めている。

(代金の支払方法)

第 3 条 代金の支払は、受注者の適法な請求書を受理した後、次の時期に概算払いするものとする。

支払時期 平成 30 年 6 月 29 日 金 6,146,500 円

平成 30 年 10 月 31 日 金 6,146,500 円

2 委託料の精算は、事業終了後、受注者が実績報告書及び収支決算書を提出し実施するものとする。

契約書において概算払いを約束している金額は、6,146,500 円+6,146,500 円＝12,293,000 円であり、契約金額の全額に相当する金額となっている。担当者に確認したところ、法人の負担軽減のために、年 2 回の概算払いとして取り決めて契約書を取り交わしているとのことであった。

しかし、別項で述べた「母子家庭就業・自立支援事業等委託」においては、第 1 四半期は 1 ヶ月毎に支払をし、第 2 四半期以降は、3 ヶ月分を履行確認後に概算払いをしている。この委託料の支払方法は、神奈川県財務規則第 76 条（概算払）の規定に基づいている。委託業務の履行に合わせて支払っている点において、適切な支払方法である。それに対し、当該委託業務については、結果的に 6 月と 10 月に概算払いをするという規定上示しながら、実質的には 10 月の概算払いが精算となっているように見受けられる。

関係書類を閲覧したところ、神奈川県は検査調書を毎月受理して、事業内容を適正に把握している。当該委託契約の一連の流れの中で、「母子家庭就業・自立支援事業等委託」と同様に、神奈川県財務規則第 76 条（概算払）の規定に基づき、業務の進捗に合わせて概算払いをし、年度末に提出される実績報告書及び収支決算書によって最終履行確認の上、精算するように改善する必要がある。

c 収支決算書の記載内容

契約書及び仕様書において、契約業者が提出する実績報告書及び収支決算書の様式は定められていない。平成30年度に提出された収支決算書の記載内容は次のとおりであった。

【里親センター「ひこばえ」平成30年度決算書】

(単位：円)

科目	予算額	決算額	増減	内容
1 人件費	8,850,000	8,850,000	0	非常勤職員3名
2 事務所機器賃借料	264,496	264,496	0	袖看板・コピー機賃借料
3 事務所家賃	1,413,600	1,415,520	-1,920	事務所家賃、駐車場代
4 旅費交通費	360,000	360,000	0	職員出張旅費
5 事務消耗品費	120,000	120,000	0	事務用品、事務機器他
6 広報・印刷製本費	100,000	150,000	-50,000	ホームページ更新・パンフレット製作他
7 研修研究費	360,000	360,000	0	研修会講師謝礼・職員研修費・書籍
8 通信運搬費	154,000	154,000	0	電話・FAX・携帯電話・プロバイダ料
9 水道光熱費	420,000	420,000	0	水道・ガス・電気・ガソリン代
10 その他の事務費	254,904	202,984	51,920	渉外費、事務所修繕費他
合計	12,293,000	12,293,000	0	

予算額と決算額がほとんどの科目において一致しており、支出済額について、100円未満の端数のない数字となっている。また、経費合計額は予算額と決算額で完全に一致している。

経済情勢の変化等により、実際に事業に要する経費額は毎年変動することが通常である。現状の記載内容では、里親センター事業にどのくらいの経費がかかっているのか不明確である。正確な経費が算出されないと、契約業者に過度の経費負担を強いることもあるし、逆に実際の経費以上に委託料を払ってしまうこともあり得る。次年度以降の予算の積算に生かせるよう、実態を示した収支決算書を作成するように改善する必要がある。契約業者に当該委託契約に係る経費を積み上げて算出することを求め、事業の実態を示す収支決算書の作成をするよう改善が望まれる。

(イ) 家庭養育支援事業委託

a 委託業務の概要

契約方法	事前公募方式による随意契約
委託先	社会的養護の専門機関として地域に根付いた児童養護施設を

	運営している5法人
委託業務の内容	児童養護施設を設置する社会福祉法人が施設の機能を活用し、地域における社会的養護の中核施設として各種事業を行う。
契約額(A) 5法人合計	9,685,000円
予定価格(B) 5法人合計	9,685,000円
割合(A/B) 5法人合計	100%

【積算内訳】

(単位：円)

法人名	積算額	内訳		
		事業費	管理費	人件費
白十字会林間学校	1,937,000	208,000	30,000	1,699,000
心泉学園	1,937,000	208,000	30,000	1,699,000
幸保園	1,937,000	208,000	30,000	1,699,000
ゆりかご園	1,937,000	208,000	30,000	1,699,000
成光福祉会	1,937,000	208,000	30,000	1,699,000
合計	9,685,000	1,040,000	150,000	8,495,000

b 支払い方法

委託契約書において前述の里親センター業務委託と同様に、契約書には代金の支払方法について次のように定めている。

<p>(代金の支払方法)</p> <p>第3条 代金の支払は、受注者の適法な請求書を受領した後、次の時期に概算払いするものとする。</p> <p>支払時期 平成30年6月29日 金 968,500円</p> <p>平成30年10月31日 金 968,500円</p> <p>2 委託料の精算は、事業終了後、受注者が実績報告書及び収支決算書を提出し実施するものとする。</p>

契約書上において概算払いを約束している金額は、968,500円+968,500円=1,937,000円であり、契約金額の全額に相当する金額となっている。6月と10月に概算払いを規定しながら、実質的には10月の概算払いが精算となっているように見受けられる。

「神奈川県家庭養育支援事業実施要綱」において、事業内容の変更がある場合に、変更承認を受けることを求めている。

【神奈川県家庭養育支援事業実施要綱】

(変更)

第5条 委託を受けた事業内容を変更しようとする時は、速やかに変更承認申請書を知事に提出し、次項に定める承認を受けなければならない。

2 前項の申請があった場合、知事は委託契約の変更内容を調査し、やむをえないと認めた場合は変更を行うとともに、家庭養育支援事業変更承認書を交付するものとする。

やむを得ない事情により、事業内容に変更があった場合に、全額10月に支払ってしまっていると、年度末に戻入という処理をしなければならない。また、委託業者の資金繰りの状況によっては、即時の返還が困難な場合もある。

関係書類を閲覧したところ、当該委託契約の一連の流れの中で、神奈川県は検査調書を毎月受理して、事業内容を適正に把握している。里親センター業務委託と同様、神奈川県財務規則第76条(概算払)の規定に基づき、業務の進捗に合わせて概算払いをし、年度末に提出される実績報告書及び収支決算書によって最終履行確認の上、精算するように改善する必要がある。

c 収支決算書の記載内容

里親センター業務委託と異なり、当該委託業務は、「神奈川県家庭養育支援事業実施要綱」の中で、実績報告書及び収支決算書の様式が定められ、平成30年度の5法人の収支決算書の内容は次のとおりであった。

【収入の部】

(単位：円)

科目	収入未済額				
	白十字会林間学校	心泉学園	幸保園	ゆりかご園	成光福祉会
神奈川県家庭養育支援事業委託料	1,937,000	1,937,000	1,937,000	1,937,000	1,937,000
合計	1,937,000	1,937,000	1,937,000	1,937,000	1,937,000

【支出の部】

(単位：円)

科目	支出未済額				
	白十字会林間学校	心泉学園	幸保園	ゆりかご園	成光福祉会
人件費	1,661,000	1,699,000	1,699,000	1,699,000	1,699,000
管理費	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000

旅費交通費	49,000	60,000	40,000	40,000	45,000
消耗品費	12,000	5,000	12,000	12,000	16,000
印刷製本費	20,000	20,000	20,000	20,000	6,000
負担金	80,000	70,000	70,000	75,000	80,000
事務費	26,500		48,000	37,000	
通信運搬費	20,500	23,000		24,000	7,000
研修参加費		10,000			54,000
雑費		20,000			
合計	1,937,000	1,937,000	1,937,000	1,937,000	1,937,000

予算額と決算額がほとんどの科目において一致しており、支出済額について、100円未満の端数がない数字となっている。決算額には消費税等が必ず含まれているため、100円未満の端数が全くないのは不自然である。また、支出済額の合計額は収入済額と完全に一致している。収入の部は、神奈川県からの委託料が同額であることから全法人一致することは当然であるとしても、支出の部については、法人によって支出内容は異なるのが通常であり、一致するとは考えられない。

また、白十字林間学校については、支出合計額が1,937,000円との記載があるが、人件費の記載が間違っており、合計額を再計算すると1,899,000円と不一致となっていた。担当者に確認したところ、監査時点においては、合計額の違いに気付いておらず、双方の確認漏れであると推測されるとのことであった。監査の際、間違いが発見されたため、当該法人に聴取し、再提出を求める等の検討することとなっている。これは、収入と支出が同額の収支決算書が作成されることが慣例となり、チェックが甘くなり、書類の形式的な確認になっていたことによって招かれたと言える。

家庭養育支援事業委託は委託契約書において、「余剰金の返還」に関する記載がある。

(余剰金の返還)

第5条 受注者は、委託料を精算した結果、余剰金が生じた場合には、発注者の指示に基づき返還しなければならない。

余剰金の有無を確認するためには、実態が示された収支決算書が必要である。現状の記載内容では、委託業務にどのくらいの経費がかかっているのか不明確である。正確な経費が算出されないと、経済情勢によっては、契約業者に過度の経費負担を強いられることもあるし、逆に実際の経費以上に委託料を払ってしまうこともあり得る。

次年度以降の予算の積算に生かせるよう、実態を示した収支決算書を作成するよう

に改善する必要がある。里親センター業務委託と同様、契約業者に委託契約に係る経費を積み上げて算出することによって、事業の実態を示す収支決算書の作成をするよう改善が望まれる。

イ 児童相談所及び子ども自立生活支援センター

(ア) 里親推進事業の概要

児童相談所及び子ども自立生活支援センターは、里親委託等推進員と配置し、里親制度の普及啓発から里親の選定、里親と子どもとの間の調整、子どもの養育に関する計画の作成までの一貫した里親支援事業を行っている。

【里親支援事業一覧】

里親支援事業	内容
三日里親	児童福祉施設等に入所措置されている子どもで、保護者がいないなどの理由により、お正月や夏休み、週末など一時帰省ができない子どもを預け、家庭生活を経験させる制度。
緊急一時保護委託	保護者または家族の疾病、事故、出産など緊急な理由により家庭で育てることが困難になった子どもを、生活環境の変化を最小限に抑えるよう配慮して、できるだけ同じ地域の里親に短期間（おおむね20日以内）委託する制度。
レスパイト・ケア	委託児童を養育している里親家庭が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設、他の里親を活用して当該児童の養育を行う制度。
週末家庭	里親制度の普及・拡充を目的に実施する里親制度への誘導のための施策。各児童相談所で登録したボランティアが、3日里親と同様に、児童福祉施設等に入所措置されており、保護者がいないなどの理由により、お正月や夏休み、週末など一時帰省ができない子どもを預け、家庭生活を経験させる制度。
里親研修事業	被虐待児等を養育する専門里親の養成、登録里親の専門性の向上及び里親登録数の拡大のための事業。
里親支援機関事業	各児童相談所等に里親対応専門員を配置し、里親から児童の養育に関する相談等を受け、里親の育成と委託児童の健全な発育を保証するとともに、里親の制度普及及び里親の開拓並びに里親委託の促進を図る事業。
里親相談員	知事に委嘱された、里親としての熱意、理解が十分にあり、養育経験豊

	かな里親が、里親からの軽易な相談に応じ、児童養育等の助言、指導等の援助を行うとともに里親制度の普及啓発にあたっている。
--	---

里親委託、3日里親、緊急一時保護（以下「里親等委託」という。）を合わせた里親等委託率は、自治体間格差が大きく、神奈川県は全国平均を下回っていたが、5児童相談所及び子ども自立生活支援センターにおける里親制度の普及および里親の支援への尽力の結果、徐々に実績を上げている。

【里親等委託率の推移（各年度末）】

里親等委託率＝里親措置委託数／児童養護施設・乳児院措置数＋里親措置委託数×100

里親委託率	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
神奈川県	11.8%	10.7%	11.4%	14.1%	16.0%	16.6%
全国	15.6%	16.5%	17.5%	18.3%	—	—

※29年度以降は、厚生労働省より公表されていないため不明

【里親登録数推移】

年度	26年度	27年度	28年度	30年度
統計年月日	27.2.28	28.1.31	29.2.28	30.12.31
中央	61組	67組	70組	79組
平塚	32組	41組	42組	47組
厚木	38組	42組	42組	46組
鎌倉三浦	33組	34組	34組	30組
小田原	18組	18組	18組	21組
県所管計	182組	202組	206組	223組

(イ) 里親相談員活動報告書の提出期限

里親相談員は、里親相談員活動報告書を各月終了後10日以内に児童相談所長へ報告することとなっている。

【神奈川県里親相談員設置要領】

8 記録及び報告
(1) 相談員は、活動内容を記録し、相談経過を明らかにするとともに、その状況を里親相談員活動報告書（様式3）によって、各月終了後10日以内に児童相談所長へ報告しなければならない。

関係書類を確認したところ、児童相談所にて要領に規定する10日以内に提出されていないことがあった。担当者に確認したところ、要領上は各月終了後10日以内の提出

と定めているが、里親相談員は業務多忙であり、提出が遅れることもあるということであった。

実務上、10日を過ぎたとしても、履行確認後、謝金の支払を行っているため、期日を過ぎることで里親相談業務に支障は出ていない。しかし、要綱・要領というものは、守るべき一定のルールである。一部の拡大解釈を許容すると、重大な事項についても守られなくなる恐れがある。

里親制度の効果的かつ効率的な推進を考慮し、里親相談員の繁忙に考慮するならば、10日以内に提出の規定の必要性を検討の上、実行可能な提出期限を定めることを検討することを要望する。

(3) 指摘事項及び意見

(指摘事項)【子ども家庭課】実績報告書の間違いの修正

「家庭養育支援事業委託」で受託業者から提出された収支決算書に間違いのあるものがあつた。監査時点において、双方で記載間違いについて認識しておらず、確認作業に不備があつた。実績報告書提出時に内容を十分に確認して、間違いがある場合には、正しく作成するように指導する必要がある。

(意見1)【子ども家庭課】「里親センター業務委託」及び「家庭養育支援事業委託」の委託料の支払方法の改善

神奈川県財務規則第76条(概算払)の規定に基づき、業務の進捗に合わせて、概算払いをし、年度末に提出される実績報告書及び収支決算書によって最終履行確認の上、精算するよう改善を要望する。

(意見2)【子ども家庭課】実績報告書の改善

里親センター業務委託及び家庭養育支援事業委託の実績報告書に添付されている収支決算書は、支出済額の合計額が収入済額と完全に一致しており、委託業務に係る実態を示していない。余剰金の返還の有無を確認するために、委託業務に実態を示す収支決算書を作成するよう、委託契約に係る経費を積み上げて算出した、事業の実態を示す収支決算書の作成するよう改善を要望する。

(意見3)【児童相談所】里親相談員活動報告書の提出期限

里親相談員活動報告書は各月終了後10日以内に提出の旨が要領に定められているが、厳守は求めている。里親相談員の繁忙に考慮するならば、10日以内提出の規定

の必要性を検討の上、提出期限を見直すなど、実行可能な提出期限を定めることを検討することを要望するとともに、要綱・要領は守るように改善を要望する。

4 民間児童養護施設等運営費補助

(1) 事業の概要

ア 目的・内容

神奈川県が利用人員を有する指定都市等内の民間児童福祉施設の運営に要する経費に対して、指定都市等の制度に基づき補助することにより、施設入所児童の処遇の向上を図る。

イ 概要

(ア) 民間児童養護施設等運営費補助

a 目的：神奈川県が利用人員を有する指定都市等内の民間児童福祉施設の運営に要する経費に対して、指定都市等の制度に基づき補助する。

効果：施設入所児童の処遇の向上を図ることができる。

b 根拠：民間児童福祉施設運営費補助金交付要綱

c 事業主体：県

d 内容：神奈川県が利用人員を有する指定都市等内の民間児童養護施設等運営費に対する補助

e 執行額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
負担金、補助及び交付金	4,784	民間児童養護施設運営費補助金
計	4,784	

(イ) 家庭的養護推進事業費補助

a 目的：県内の児童福祉施設の家庭的養護の推進を図る。

効果：養護環境の小規模化及び地域分散化を推進するとともに、施設入所児童の処遇向上を図ることができる。

b 根拠：民間児童福祉施設家庭的養護推進事業費補助金交付要綱

c 事業主体：県

d 内容：「家庭的養護推進計画」に合わせて、県の施策に沿った施設の取組みを評価して支援する事業費補助

e 執行額の性質別（節）内訳

（単位：千円）

節の名称	30年度決算額	内容説明
負担金、補助及び交付金	56,244	民間児童福祉施設家庭的養護推進事業費補助金
計	56,244	

（ウ） 児童養護施設等職員研修事業費補助

a 目的：神奈川県家庭的養護推進計画では、ファミリーホーム、グループホーム、小規模ユニットケアなど、家庭的な環境整備を促進している。ファミリーホームなどを増やすため、担い手の児童養護施設職員等を対象とする研修を行い、資質向上とスキルアップを図り、担い手育成につないでいく。

効果：研修実施により、児童養護施設等職員の資質向上とスキルアップが図られると同時に、施設での継続的な就業に繋がる。これにより、社会的養護を要する児童に、より家庭的な養育環境を提供することができる。

b 根拠：国要綱 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱

c 事業主体：県

負担割合 県1/2、国1/2

d 内容：施設間職員交流研修の実施期間中、代替職員を充てることのできるよう、その費用について補助する。

e 執行額の性質別（節）内訳

（単位：千円）

節の名称	30年度決算額	内容説明
負担金、補助及び交付金	251	児童養護施設等職員研修事業費補助金
計	251	

ウ 予算額・決算額

（単位：千円）

細事業	29年度	30年度	
	決算額	予算現額	決算額
民間児童養護施設等運営費補助			
民間児童養護施設等運営費補助	3,283	4,884	4,784

家庭的養護推進事業費				
	家庭的養護推進事業費補助	58,213	56,503	56,244
児童養護施設等職員研修事業費補助				
	児童養護施設等職員研修事業費補助	365	2,147	251
計		61,862	63,534	61,279

(2) 監査の内容

ア 民間児童養護施設運営費補助金

(ア) 概要

補助金の目的	指定都市、児童相談所設置市及び東京都（以下「指定都市等」という。）が所管する児童福祉施設の運営に要する経費に対する補助
根拠法令・条例・要綱	民間児童福祉施設運営費補助金交付要綱
創設年度／終期	平成12年／令和6年
補助対象事業	神奈川県が利用人員を有する指定都市等内の民間児童福祉施設を運営するために要する施設人件費、施設管理費及び事業費
補助対象経費及び補助率	補助事業の内容及び補助額の算出方法は、指定都市等の補助制度に基づく
補助金の金額	4,784千円
補助金の交付先	社会福祉法人

年度推移

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	13,834	6,855	2,746
実績額	4,000	3,283	4,784

(イ) 添付書類の不備に関する検討

関係書類を確認したところ、「民間児童福祉施設運営費補助金実績報告書」の添付書類として必要な「平成30年度事業報告書」の添付がない法人があった。

監査時点において、担当者は事業報告書の提出を社会福祉法人に要請していたものの、その後の確認をしていなかった。

添付書類の不備は、早期に提出を求めて確認を行わなければ、その後、確認が十分でないまま、補助事業が進行し、新年度事業が開始されてしまう恐れがある。補助事業の関係書類を十分に確認するよう、手順等を再確認するよう改善を要望する。

イ 児童養護施設等職員研修事業費補助金

(ア) 概要

補助金の目的	神奈川県内の民間児童福祉施設における家庭的養護を推進のため、児童養護施設職員等を対象とする研修を行い資質向上とスキルアップを図る
根拠法令・条例・要綱	国：児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱 県：児童養護施設等職員研修事業費補助金交付要綱
創設年度／終期	平成29年／平成30年
補助対象事業	児童福祉施設を運営する社会福祉法人等が行う事業に要する経費
補助対象経費及び補助率	指定都市内及び児童相談所設置市内の民間児童福祉施設を除く神奈川県内の民間児童福祉施設が家庭的養護の推進のために取り組む事業に要する人件費、管理費及び事業費
補助金の金額	251千円
補助金の交付先	県内の社会福祉法人

年度推移

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	—	3,838	4,884
実績額	—	365	251

(イ) 交付決定事務の遅れについての検討

平成 30 年度は、「児童養護施設等職員研修事業費補助金交付申請書」が各団体より平成 30 年 7 月から 11 月に提出されているが、いずれも申請書類に不備があり、再提出を求めている。交付決定は平成 31 年 3 月 28 日となっていた。当該事業は、平成 29 年度に開始された事業で、関係書類を確認したところ、平成 29 年度においても、平成 29 年 6 月から 10 月の間に「児童養護施設等職員研修事業費補助金交付申請書」が提出され、交付決定は、平成 30 年 3 月 30 日となっていた。本来は、事前着手の手続きを経なければ、補助対象事業を実施することが出来ないが、申請内容が補助金事業の趣旨に沿っており、かつ精算払いであれば事前着手届を要せずに補助対象事業の実施が可能と誤った理解のまま所定の手続きを経ずに補助事業を実施してしまったため、申請から交付決定までに時間を要していた。その後も「速やかに事務処理をすべきところ、他の業務に忙殺され交付決定を先送りにしてしまった。」という担当者の書面があり、再発防止策について検討された書面が確認された。

当該事業については、平成 31 年度、落事業となり、事業廃止されたが、補助事業全

般については、要綱等の定められた手続きに従い、滞りなく執行するよう、子ども家庭課で再確認するように改善を要望する。

(3) 指摘事項及び意見

(意見1) 実績報告書の添付書類確認

実績報告書の添付書類の不備に対し、添付書類の提出を社会福祉法人に要請していたものの、その後の確認をしておらず、監査時点において添付書類が不備の状態が継続していた。補助事業で共通する確認手順を再確認し、再発防止に務めるとともに、必要書類の不備は早期に提出を求めるよう改善を要望する。

(意見2) 補助金交付決定事務の遅れについての改善

児童養護施設等職員研修事業費補助金において開始年度の平成29年度から事業廃止の平成30年度の2年間、申請書類に不備があったために再提出を求め、その後速やかに交付決定をしていなかった。補助事業全般については、要綱等の定められた手続きに従い、滞りなく執行するよう、子ども家庭課で再確認する等の対策により改善を要望する。

5 児童養護施設退所児童等支援事業費

(1) 事業の概要

ア 目的・内容

児童養護施設退所者等が退所後、円滑に自立できるよう、補助金の交付、身元保証等を実施する。

イ 概要

(ア) あすなろサポートステーション事業費

a 目的：「あすなろサポートステーション」を支援拠点とし、児童に対する相談支援や施設職員に対する研修事業、就労あっせん等を行うことで、児童養護施設等を退所する児童や、里親から自立する児童を支援し、生活と就労の安定を図ることを目的とする。

効果：児童養護施設等退所児童の支援体制を充実させることにより、当該児童が仕事や住まいを失うなど生活困窮に陥ることを防止し、自立支援を促進することにつながる。

- b 根拠：国要綱 社会的養護自立支援事業実施要綱
- c 事業主体：県
負担割合 県1／2、国1／2
- d 内容：児童養護施設等退所児童の支援体制を充実させることにより、当該児童が仕事や住まいを失うなど生活困窮に陥ることを防止し、自立支援を促進することにつながる。
- e 執行額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
委託料	12,648	あすなろサポートステーションでの児童への支援事業委託
計	12,648	

(イ) 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助

- a 目的：児童養護施設の退所者等の円滑な自立を支援するため実施する、家賃相当額や生活費など自立支援資金の貸付事業に対する補助
効果：児童養護施設の退所者等の円滑な自立の支援につながる。
- b 事業主体：県が適当と認める社会福祉法人等
負担割合 県1／10、国定額9／10
- c 内容：児童養護施設の退所者等の円滑な自立を支援するため実施する、家賃相当額や生活費など自立支援資金の貸付事業に係る経費に対し補助
- d 執行額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
負担金、補助及び交付金	2,991	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業費補助金
計	2,991	

(ウ) 児童福祉施設退所児童等身元保証人確保対策費補助

- a 目的：児童養護施設や母子生活支援施設などの入所中又は退所した子どもや母子が就職の際や住宅の賃借の際の身元保証人を確保し、社会的な自立の促進を図る。
効果：子どもや母子の社会的な自立につながる。
- b 根拠：身元保証人確保対策事業実施要綱（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通

知)

c 事業主体：全国社会福祉協議会

負担割合 県措置分 県1/2、国1/2

市措置分（母子生活支援施設のみ） 県1/4、国2/4、市1/4

d 内容：身元保証等を必要とする子どもや母子に対し、その者が入所していた施設の長等が身元保証人となった場合において、原則3年の間に身元保証人が損害を被ったときの保証契約を行う。

e 執行額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
負担金、補助及び交付金	246	身元保証人確保対策事業保証金
計	246	

(エ) 社会的養護自立支援事業費補助

a 目的：里親等への委託や児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳に達する日に属する年度の末日まで、個々の状況に応じ引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつける。

効果：措置解除後も必要な支援を継続することで、将来の自立に結びつける。

b 根拠：社会的養護自立支援事業実施要綱、

社会的養護自立支援事業費補助金交付要綱

c 事業主体：県

負担割合 県1/2、国1/2

d 内容：措置解除後も引き続き居住の場を提供し、必要な支援を行う里親や児童養護施設等に対し、居住、生活に関する一定の費用を補助する。

e 執行額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
負担金、補助及び交付金	21,247	社会的養護自立支援事業費補助金
計	21,247	

ウ 予算額・決算額

(単位：千円)

細事業		29年度	30年度	
	細々事業	決算額	予算現額	決算額
児童養護施設退所児童等支援事業費				
	あすなろサポートステーション事業費	12,648	12,648	12,648
	児童養護施設退所者自立支援資金貸付事業費補助	2,395	11,350	2,991
	児童福祉施設退所児童等身元保証人確保対策費補助	211	300	246
	社会的養護自立支援事業費補助	—	27,227	21,247
計		15,254	51,525	37,133

※社会的養護自立支援事業費補助は平成30年度からの新事業である。

(2) 監査の内容

ア あすなろサポートステーションでの児童への支援事業委託

(ア) 委託取引の概要

契約方法	事前公募方式による随意契約
委託先	社会福祉法人白十字会林間学校
委託業務の概要	退所児童等の社会的自立及び安定就労を支援するための拠点となる「あすなろサポートステーション」を設置し、児童に対する相談支援を行うほか、児童養護施設等の職員に対する研修事業などの実施を委託する。

年度推移

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
委託先	社会福祉法人白十字会林間学校	社会福祉法人白十字会林間学校	社会福祉法人白十字会林間学校
契約方法	事前公募方式による随意契約	事前公募方式による随意契約	事前公募方式による随意契約
見積合わせ参加者数	1 者	1 者	1 者
設計額 (A)	8,650	12,648	12,648
契約額 (B)	8,650	12,648	12,648
(B) / (A)	100%	100%	100%
支出済額 (C)	8,650	12,648	12,648

(イ) 検討

a 委託事業決算書の妥当性

平成30年度 あすなろサポートステーションでの児童への支援業務委託

【事業決算書】

(単位：円)

科目名	予算額	決算額	比較増減	備考
人件費	9,311,000	9,291,685	19,315	非常勤職員3人、アルバイト
事務機器賃貸料	372,000	95,040	276,960	コピーリース、携帯代は通信運搬費へ繰入
事務所家賃	1,560,000	1,719,600	△159,600	家賃、更新料、保険料、駐車場代
旅費・交通費	612,000	249,116	362,884	関係機関調整・利用者支援交通費等
消耗品費	107,000	314,551	△207,551	事務・事業消耗品、利用者支援(食費)等
印刷製本費	24,000	95,911	△71,911	資料代等
講習会費用	8,000	11,408	△3,408	職員研修運営費用等
通信運搬費	120,000	315,954	△195,954	電話、プロバイダー等
研修支援費	354,000	331,000	23,000	派遣研修費用等
その他事務費	180,000	223,735	△43,735	水道光熱費、手数料、その他経費
合計	12,648,000	12,648,000	0	

当初の事業予算見積書の積算内容と内訳等は変わっているが、予算額と決算額の合計額が1円の差額なく一致している。経済情勢の変化等により、実際に事業に要する経費額は毎年変動することが通常で、消費税等の影響により端数が生じる。予算額と決算額が一致していることは、本当に委託業務の決算額であるのか信憑性に疑念を抱かざるを得ない。正確な経費が算出されないと、契約業者に過度の経費負担を強いることもあるし、逆に実際の経費以上に委託料を払ってしまうこともあり得る。契約業者に委託契約に係る経費を積み上げて算出することにより、次年度以降の予算の積算に生かせるよう、実態を示した収支決算書を作成するよう改善が望まれる。

b 支払方法に関する検討

平成30年度の委託料は次のとおり支払がされている。

支払内容	支払日	支払金額
6月概算払い	平成30年6月29日	6,324,000円
10月概算払い	平成30年10月31日	6,324,000円
合計額		12,648,000円

関係書類を閲覧したところ、6月と10月に概算払いしている。6,324,000円＋6,324,000円＝12,648,000円であり、契約金額の全額に相当する金額となっている。

別項述べた「母子家庭就業・自立支援事業等委託」においては、第1四半期は1ヶ月毎に支払をし、第2四半期以降は、3ヶ月分を履行確認後に概算払いをしている。この委託料の支払方法は、神奈川県財務規則第76条（概算払）の規定に基づいている。委託業務の履行に合わせて支払っている点において、適切な支払方法である。それに対し、当該委託業務については、6月と10月に概算払いを規定しながら、実質的には10月の概算払いが精算となっているように見受けられる。

当該委託契約の一連の流れの中で、神奈川県は検査調書を毎月受理して、事業内容を適正に把握しているのであるから、「母子家庭就業・自立支援事業等委託」と同様に、神奈川県財務規則第76条（概算払）の規定に基づき、業務の進捗に合わせて、概算払いをし、年度末に提出される実績報告書及び収支決算書によって最終履行確認の上、精算するように改善する必要がある。

（3） 指摘事項及び意見

（意見1） あすなろサポートステーション支援事業委託決算金額の妥当性

提出されている収支決算書は予算額と決算額が一致し、余剰金が生じたか否か判断できない。余剰金の返還の有無を確認するために、委託業務に実態を示す収支決算書を作成するよう、委託契約に係る経費を積み上げて算出した事業の実態を示す収支決算書の作成するよう改善を要望する。

（意見2） あすなろサポートステーション支援事業委託の支払方法の改善

委託料は、全額概算払いするのではなく、神奈川県財務規則第76条（概算払）の規定に基づき、業務の進捗に合わせて、概算払いをし、年度末に提出される実績報告書及び収支決算書によって、履行確認の上、精算するよう改善を要望する。

6 母子家庭等自立支援事業費

（1） 事業の概要

ア 目的・内容

ひとり親家庭の父母等の就業促進を図ることにより、自立を促進する。

イ 概要

(ア) 母子家庭等自立支援事業費

a ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助

(a) 目的：ひとり親家庭の親の資格取得を支援し、自立の促進を図るため実施する、養成機関への入学準備金や就職準備金の貸付事業に対する補助。ひとり親家庭の親の資格取得や資格職への就業を促進し、ひとり親の自立促進につながる。

(b) 根拠：母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱

(c) 事業主体：県が適当と認める社会福祉法人等

(d) 内容：ひとり親家庭の親の資格取得を支援し、自立の促進を図るため実施する、養成機関への入学準備金や就職準備金の貸付事業に係る経費に対し補助

b ひとり親家庭就業支援事業費（国庫）

(a) 目的：母子家庭の母等を対象にその自立を図るため、市が実施するヘルパー派遣による生活支援への補助を行う。

効果：母子家庭の母等の自立の促進につながる。

(b) 根拠：母子及び父子並びに寡婦福祉法第 17 条、第 31 条の 7、第 33 条

(c) 事業主体：市

負担割合 県 1 / 4、国 1 / 2、市 1 / 4

(d) 内容：母子家庭等にヘルパーを派遣し、生活援助を行う事業を実施している市に対し、補助を行う。

c 高等職業訓練促進給付金等支給費（国庫対象）

(a) 目的：県が実施する高等職業訓練促進給付金等事業に対する補助。ひとり親家庭の親が養成機関で就業する場合は、就労と修業の両立が困難であるが、本事業は生活費負担を軽減するものであるため、養成機関での修業継続に効果的であり、資格取得支援を通じてひとり親家庭の自立促進につながる。

(b) 根拠：母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条、第 31 条の 10、

神奈川県高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱、

高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（国）

(c) 事業主体：県

負担割合 県 1 / 4、国 3 / 4

(d) 内容：母子家庭の母等の経済的自立に効果的な資格を取得するための各種給付金

d 母子家庭等就業支援事業費

(a) 目的：母子家庭の母等を対象に、就業支援等による自立促進及びヘルパー派遣による生活支援を実施することにより、母子家庭の母等の自立につながる。

(b) 根拠：母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条、第30条第2項、第31条の7第1項、第31条の9第2項、第33条第1項、第35条第2項、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱

(c) 事業主体：県

負担割合：母子家庭等就業・自立支援センター事業 県1/2、国1/2

母子・父子自立支援プログラム事業 国10/10

ひとり親家庭等日常生活支援事業

町村部 県1/2、国1/2

(d) 内容：母子家庭の母等を対象に、その自立を図るため、就業相談、就業情報の提供及び自立・就業に向けたプログラムの策定等による就業支援を実施する。また、母子家庭等にヘルパーを派遣し、生活援助を行う。

e 母子・父子自立支援設置費

(a) 目的：母子家庭等の各種相談に対して必要な情報提供や指導を行い、また職業能力の向上、就職活動に関する支援等を行うため、母子・父子自立支援員を配置することにより、母子家庭等の自立支援とひとり親家庭福祉の推進を図る。

(b) 根拠：母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条、

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱

(c) 事業主体：県

負担割合 県1/2、国1/2

(d) 内容：母子・父子自立支援員の設置に係る経費等。

f 執行額の性質別(節)内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額		内容説明
	本課	その他	
報酬		1,159	母子・父子自立支援員報酬
共済費		3	母子・父子自立支援員共済費
報償費	68		研修会講師謝礼
旅費		54	母子・父子自立支援員旅費

需用費		49	印刷費
役務費		9	通信運搬費
委託料	10,594		母子家庭等就業・自立支援事業等委託、ひとり親家庭等日常生活支援事業委託、セミナー事業委託
使用料及び賃借料	5		会議室使用料
負担金、補助及び交付金	13,314		日常生活支援事業（市）、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助
計	23,983	1,275	

ウ 予算額・決算額

(単位：千円)

細事業		29年度	30年度	
	細々事業	決算額	予算現額	決算額
母子家庭等自立支援事業費				
	母子家庭等就業支援事業費	11,528	10,841	10,668
	母子・父子自立支援員設置費	1,265	1,341	1,275
	ひとり親家庭就業支援事業費（国庫）	810	1,400	294
	高等職業訓練促進給付金等支給費（国庫対象）	13,780	11,203	10,925
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助	1,276	32,848	2,095
計		28,660	57,633	25,258

(2) 監査の内容

ア 母子家庭等就業・自立支援事業等委託（母子家庭等自立支援事業費：母子家庭等就業支援事業費）

(ア) 委託取引の概要

契約方法	事前公募方式による随意契約
委託先	一般財団法人神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会
委託業務の概要	ひとり親家庭の父母等の就業促進を図るため、ひとり親家庭就業支援事業を委託する。

契約額 (A)	11,506,000 円
予定価格 (B)	11,506,000 円
割合 (A/B)	100%

平成 17 年度から継続して一般財団法人神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会と、当該委託業務を締結しており、平成 30 年度においても平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの期間で契約を締結していた。しかし、平成 30 年 5 月 31 日に委託業者が解散することとなり、契約期間は平成 30 年 5 月 31 日、契約額は 1,719,381 円に変更され、事業は 2 ヶ月間で一時中断した。法人解散については予見することができず、事業の一刻も早い再開という緊急性から、平成 30 年 6 月 12 日に業者選定承認を受けて、平成 30 年 6 月 26 日新たに業者を選定した。

契約方法	一者随意契約
委託先	特定非営利活動法人 NPO 日本キャリア・コンサルタント協会
委託業務の概要	ひとり親家庭の父母等の就業促進を図るため、ひとり親家庭就業支援事業を委託する。
契約額 (A)	8,655,000 円
予定価格 (B)	8,640,000 円
割合 (A/B)	99.8%

選定方法は、事業の再開を優先してこれまでの「事前公募方式による随意契約」ではなく、「一者随意契約」を採用した。委託業務の内容に含まれていた無料職業紹介許可の要件については緩和し、その結果、当初の委託業者の解散後、1 ヶ月で事業再開することができた。

なお、令和元年度は、要件緩和前の無料職業紹介許可を再度入れて、「事前公募方式による随意契約」によって、同事業者と当該委託業務を締結している。

【年度推移】

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一般財団法人神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会	一般財団法人神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会	特定非営利活動法人 NPO 日本キャリア・コンサルタント協会
11,016,000 円	11,016,000 円	8,655,000 円

イ 検討

(ア) 委託料の支払方法の妥当性

a 委託料の支払状況

特定非営利活動法人NPO日本キャリア・コンサルタント協会に対しては、次のように支払がされていた。

内容	支払日	支払区分	金額
7月～9月分概算	平成30年7月31日	概算払	2,880,000円
10月～12月分概算	平成30年10月31日	概算払	2,880,000円
1月～3月分概算	平成31年1月31日	概算払	2,880,000円
不要額返還	平成31年4月22日	精算	△120,000円
合計			8,520,000円

それに対し、平成29年度の解散した一般財団法人神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会への支払は次のようにされていた。

内容	支払日	支払区分	金額
4月分概算	平成29年4月18日	概算払	950,000円
5月分概算	平成29年5月15日	概算払	950,000円
6月分概算	平成29年6月14日	概算払	950,000円
7月～9月分概算	平成29年7月13日	概算払	2,722,000円
10月～12月分概算	平成29年10月19日	概算払	2,722,000円
1月～3月分概算	平成30年1月15日	概算払	2,722,000円
合計			11,016,000円

平成29年度においては、4月～6月分は毎月、7月以降は四半期毎の支払をしている。平成30年度においては、契約日が平成30年6月27日であったため、7月以降四半期毎の支払をしている。

b 子ども家庭課の見解

当該事業の委託料の支払方法は、神奈川県財務規則第76条（概算払）の規定に基づき、適切に対応している。

c 更なる検討

当該事業の委託料の支払方法については、指摘すべき問題点は認められなかった。

なお、里親推進事業費における「里親センター委託」及び「家庭養育支援事業委託」の委託料、児童養護施設退所児童等支援事業費の「あすなろサポートステーション事業費」の委託料の支払方法と異なっているため、「里親推進事業費」及び「児童養護施設退所児童等支援事業費」の頁で別途比較検討する。

(イ) 地域間格差についての検討

a 就職相談事業の実施状況

母子家庭等自立支援事業の中で、母子等ひとり親の自立支援のための一つの柱である「就職相談事業」の実施状況を確認したところ、29地区のうち、14地区において実施実績がゼロとなっていた。

【就業相談事業実施状況】

市町村名	就職相談	求職者数	求人情報提供	就職数
平塚市	23	2	2	2
鎌倉市	25	4	8	1
藤沢市	219	30	165	10
小田原市	47	7	22	1
茅ヶ崎市	52	9	45	4
逗子市	5	0	0	0
三浦市	0	0	0	0
秦野市	16	1	9	0
厚木市	48	7	5	4
大和市	12	1	9	0
伊勢原市	1	0	0	0
海老名市	39	4	22	4
座間市	0	0	0	0
南足柄市	6	1	0	0
綾瀬市	2	0	0	0
葉山町	0	0	0	0
寒川町	33	4	14	2
大磯町	0	0	0	0
二宮町	0	0	0	0
中井町	0	0	0	0
松田町	0	0	0	0
山北町	0	0	0	0
開成町	0	0	0	0
箱根町	0	0	0	0
真鶴町	0	0	0	0
湯河原町	0	0	0	0

愛川町	0	0	0	0
清川村	0	0	0	0
合計	528	70	301	28

※就職相談は、電話相談、面談、郵送・ファックス、E-mail の延べ数とする。求人情報提供は、面談時提供数及び求人情報送付数の延べ数とする。

b 子ども家庭課の見解

町村部ではまったく相談等がない地域がある要因として考えられるのは、就職相談に繋がりやすい就業支援講習会の開催場所が、申込者の利便性や効果的な集客を行う必要性から、小田急線、江ノ電、JR線が乗り入れる藤沢駅周辺の事務所での開催が多く、会場や交通の利便性から、ほかにも厚木、小田原、平塚等の都市部で開催せざるを得ないことが要因となっている。

c 更なる検討

人口の比較的少ない町村部においても、自立を望む母子家庭等のニーズはあると考えられる。財務執行上の総額が変わらないとしても、事業目的である「地域における母子家庭等対策の普及」のための税金の投入が特定の地域に偏ることは公平性の観点から問題がある。最小の経費で最大の事業成果を上げるように工夫することが望ましい。現状、実施実績がゼロである地域においても、就業相談が受けやすくなるような方法を検討することを要望する。

(ウ) 事業の有効性に関する検証

a 就職相談事業の概要

当該事業の中に、児童扶養手当受給者を対象とした「自立支援プログラムの策定」がある。プログラムの効果は、「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」に基づき、国庫補助金基準額（１）のプログラム参加者の面接回数で評価している。

【母子・父子自立支援プログラム策定事業補助率】

国庫補助金基準額	対象経費	補助率
次により算出した額の合計額 （１） １プログラム当たり 20,000 円 ※補助対象となるプログラムは、プログラムの策定及びその後の支援に際し、最低２回以上、面接（電話、メール等によ	母子・父子自立支援プログラム策定事業に必要な報酬、報償	10/10

<p>るものは含まない。)を行っているものとする。</p> <p>(2) プログラムで設定した目標を達成した後、1年以上定期的にアフターケアを行う場合、1プログラム当たり20,000円を加算する。</p>	<p>費、賃金、旅費、需用費、役員費、委託料、共済費</p>	
--	--------------------------------	--

面接回数が2回に満たなかった場合には、一人当たり2万円を県に返金して精算する。平成30年度については、プログラム策定74人のうち、国の要綱に示された面接2回を達成できた者が66人、当初の実施目標人数が72人であったため、平成31年4月22日、6人×20,000円=120,000円が不要額として返金されている。

なお、平成30年度においては、国庫補助金基準額(2)の実施はなかった。

b 子ども家庭課の見解

国実施要綱に示されている「アフターケア」の基準では、次の①～④を全て満たすものとされている。

<p>① プログラムで策定した目標を達成していること。</p> <p>② 概ね月に1回、面談等を行っていること。</p> <p>③ ②の定期的な面談等を1年以上実施すること。</p> <p>④ 「経過の記録」等に面談等を実施した記録が記録されていること。</p>

県では、長期的な就業に結びつくよう、定期的な支援を継続しているが、国庫補助金基準額(2)の要件を満たす「アフターケア」の事業実施分は県予算で計上して実施していない。

c 更なる検討

現状は、国の要綱に示された国庫補助金基準額(1)により、自立支援プログラムの達成度を図っている。平成30年度は、年度の中途において委託業者を再選定しなければならなかったという事態の中、当初目標72名のうち、66名が自立支援プログラムを達成したことは、委託業者及び県の尽力によるものと評価できる。

平成30年度に選定された業者のノウハウ等を評価し、これまで実施に至っていない国庫補助金基準額(2)について、実施の可否を再検討することは意義あるものと考えられる。今後、更に母子家庭等自立支援を促進するために、新しい取組みを検討することを要望する。

(3) 指摘事項及び意見

(意見1) 就業支援事業の地域間格差の是正

就業支援事業は、人口の相違等の事情により、人口の少ない町村部で成果が上がりにくい傾向がある。しかし、財務上の執行額の総額が変わらないとしても、特定の地域に税金の投入額が偏ることは、投入されていない地域には事業の成果が及ばないという格差を生む。町村部においても成果が及ぶよう対策を検討することを要望する。

(意見2) 委託業務内容の定期的な見直し

現状、国庫補助金基準額の2要件のうち、1要件を満たす自立支援プログラムを実施してきた。一方の要件は厳しい内容が含まれているが、新しい委託業者のノウハウ等を考慮し、実施の余地はないか、改めて検討することを要望する。

7 母子父子寡婦福祉資金貸付金

(1) 概要

ア 目的・内容

母子家庭等の経済的自立を援助するため、配偶者のない者で現に児童を扶養している者や寡婦に対し、各種資金の貸付を行う。

イ 概要

(ア) 母子父子寡婦福祉資金貸付金

a 目的：配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養している者や寡婦に対して福祉資金の貸付を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長を図る。

効果：母子父子家庭等の経済的自立の促進

b 根拠：母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子福祉資金・父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付に関する規則、母子父子寡婦福祉資金貸付審査会設置要領、母子父子寡婦及び特別母子福祉資金口座振替等収納事務取扱要綱、母子父子寡婦福祉資金貸付償還事務実施要領

c 事業主体：県

d 内容：配偶者のない女子又は配偶者のない男子で現に児童を扶養している者や寡婦に対して、福祉資金の貸付を行う。

e 執行額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額		内容説明
	本課	その他	
貸付金	481,139		母子父子寡婦福祉資金貸付
計	481,139		

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付事務費

a 目的：母子、父子及び寡婦福祉資金の貸付や償還のために必要な電算処理等にかかる経費を執行することにより、円滑な貸付及び償還を図る。

b 根拠：母子及び父子並びに寡婦福祉法

c 事業主体：県

d 内容：母子、父子並びに寡婦福祉資金の貸付や償還のために必要な電算処理等にかかる経費を執行する。

e 執行額の性質別(節)内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額		内容説明
	本課	その他	
共済費	154		雇用保険料、社会保険料
賃金	1,274		賃金4月～10月、2月～3月
旅費	2	1	6保健福祉事務所の貸付償還等事業旅費
需用費	1,223	193	文房具、封筒、納入通知書の印刷、リーフレットの印刷、コピー代、しおりの印刷
役務費	465	301	口座振替取扱手数料、官報情報検索サービスの利用
委託料	5,090	118	債権回収業務委託、福祉資金システム改修業務委託、入力データ作成業務委託
使用料及び賃借料	5,209		福祉資金システム等の賃貸借
償還金、利子及び割引料	1		母子父子寡婦福祉資金過年度過誤納に係る還付金
計	12,792	613	

ウ 予算額・決算額

(単位：千円)

細事業		29年度	30年度	
	細々事業	決算額	予算現額	決算額
母子父子寡婦福祉資金貸付金				
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	537,054	503,544	480,139
母子父子寡婦福祉資金貸付事務費				
	母子父子寡婦福祉資金貸付事務費	13,975	14,691	13,406
計		551,029	518,235	493,545

(2) 監査の内容

ア 母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

母子福祉資金貸付制度、寡婦福祉資金貸付制度、特別母子福祉資金貸付制度、父子福祉資金貸付制度の貸付事業を総称し、「母子父子寡婦福祉資金貸付金（以下「母子等福祉資金貸付金」という。）」として、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、特別会計を設けている。

【母子及び父子並びに寡婦福祉法】

第6章 福祉資金貸付金に関する特別会計等

(特別会計)

第三十六条 都道府県は、母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金（以下「福祉資金貸付金」と総称する。）の貸付けを行うについては、特別会計を設けなければならない。

なお、特別母子福祉資金貸付制度は、県単独事業として昭和45年度に制定された神奈川県特別母子福祉資金貸付条例に基づき貸付を実施していたが、平成22年8月3日をもって条例を廃止し、現在は債権管理のみが行われている。

平成30年度貸付金別貸付実績、平成31年3月31日現在の収入未済額、年度中の不能欠損額は次のとおりである。

【平成30年度貸付金別貸付実績】

貸付金種類	平成29年度	平成30年度			
	年度末残高	貸付額	調定額	年度末残高	債務者数
事業開始資金	9,874,625	0		9,874,625	6
事業継続資金	2,335,668	0		2,335,668	2

技能習得資金	44,650,917	5,102,800	7,090,894	42,662,823	142
就職支度資金	14,085	0	4,998	9,087	6
住宅資金	856,120	0	0	856,120	2
転宅資金	1,085,306	880,396	1,414,067	551,635	8
医療介護資金	88,174	0	0	88,174	3
生活資金	44,684,021	5,579,000	9,835,131	40,427,890	280
修学資金	2,425,004,555	360,834,360	316,761,209	2,469,077,706	3,476
就学支度資金	970,121,673	92,126,619	104,302,068	957,946,224	3,617
修業資金	84,859,909	15,616,040	9,823,229	90,652,720	158
結婚資金	46,486	0	0	46,486	1
児童扶養資金	3,450,124	0	49,129	3,400,995	13
特例児童扶養資金	416,374		37,963	378,411	4

【平成31年3月31日現在の収入未済額、年度中の不能欠損額】

(単位：円)

調定年度	母子父子寡婦福祉資金 貸付金返納	母子父子寡婦福祉資金 貸付金違約金	年度中の不能欠損額※
昭和52年度	4,631		
昭和53年度	72,924	2,571	91,164
昭和54年度	60,770	361	51,964
昭和55年度	0	17,467	54,548
昭和56年度	15,181	1,647	17,967
昭和57年度	9,193	8,593	0
昭和58年度	267,511	1,701	58,971
昭和59年度	323,903	5,469	121,885
昭和60年度	522,695	5,151	396,497
昭和61年度	1,270,848	716	297,224
昭和62年度	2,244,241	2,837	458,503
昭和63年度	3,468,310		381,956
平成元年度	4,817,400	1,842	479,885
平成2年度	5,829,653	541	827,229
平成3年度	7,351,462	33,867	1,000,493
平成4年度	7,769,266	89,304	1,529,115

平成5年度	8,563,942	82,522	1,753,936
平成6年度	10,763,746	2,276	1,708,393
平成7年度	12,792,905	22,764	2,068,829
平成8年度	12,813,899	132,071	2,459,465
平成9年度	15,203,571	126,310	2,202,304
平成10年度	20,533,974	84,542	2,393,409
平成11年度	23,081,475	48,932	2,051,631
平成12年度	25,255,232	128,577	1,753,013
平成13年度	27,246,290	454,904	1,673,049
平成14年度	29,100,642	385,662	1,370,285
平成15年度	33,135,791	471,801	1,200,077
平成16年度	31,141,657	230,580	1,073,376
平成17年度	33,202,363	460,617	910,890
平成18年度	37,137,138		853,353
平成19年度	40,797,385	173,852	645,269
平成20年度	55,201,879	53,932	200,940
平成21年度	47,569,223	184,715	
平成22年度	73,094,247	2,323,659	
平成23年度	69,633,525	298,038	
平成24年度	64,742,272	460,792	
平成25年度	78,859,882	925,132	
平成26年度	85,742,658	243,259	
平成27年度	99,583,470	253,817	
平成28年度	46,303,436	521,056	
平成29年度	106,928,021	602,293	5,403
合計	1,111,456,611	8,844,170	30,091,023

※年度中の不能欠損額は、母子父子寡婦福祉資金貸付金返納と母子父子寡婦福祉資金貸付金違約金の合計額とする。

イ 検討

(ア) 収入未済額の増加に対する検討

母子等福祉資金貸付金の収入未済額は毎年増加している。収入未済額増加を解決するため、毎年度対策を検討して回収に取り組んでいる。

年度	取組内容	成果又は課題
26	債権回収業務の委託を実施	債権回収業務の委託対象債権額は限られている。
27	委託対象債権額を大幅に増額 2か月ごととしていた督促状の発行を毎月に変更	収入未済額が減少
28	平成 28 年 4 月から口座振替制度を導入	新規に調定に係る分に限れば 81.9%の収入率
29	本人や連帯保証人に対する催告など新たに発生した滞納に対する初期対応の一層の充実	債権回収業務委託による回収金額が減少、3年ぶりに悪化した。

回収体制は、大きく 2 つの方法で行われ、比較的少額で早期に回収できそうなものは県独自に、対応が難しい案件を専門家にするという考え方で債権回収業務委託を行っている。

(1) 子ども家庭課職員による償還指導・回収 個別の償還指導、訪問指導や滞納の発生時の電話連絡や家庭訪問
(2) 債権回収業者への委託による回収 滞納が長期且つ多額となっており、子ども家庭課職員による回収が困難であると判断した債権を債権回収業者へ委託して、専門的なノウハウによる回収。予算を 300 万円から 400 万円とし、案件が難しい事案から優先的に 160,000,000 円の債権を抽出している。

(イ) 子ども家庭課の役割

母子等福祉資金貸付金の借入れ等の一連の手続きは、県内保健福祉事務所、総務局総務室、子ども家庭課にて行っており、役割分担は次のとおりである。

内容	実施所管
母子等福祉資金貸付金の申請窓口、貸付に係る一連の手続き	県内の保健福祉事務所
平成 30 年度より子ども家庭課にて滞納整理を行い、支払督促事案の選定まで行うこととなった。納付期限までに支払がなかった者に対する督促状及び催告状の送付、債権回収業務委託契約や福祉資金システム貸借契約締結のための一連の手続き、各市町村、各保健福祉事務所との連絡調整	子ども家庭課
裁判所における支払督促申立て手続きのみを行う。	総務局総務室

現在、子ども家庭課の償還指導で実施していることは、次のような内容である。

① 電話催告・臨戸訪問などの個別催告

- ② 毎月納付期限までに支払のなかった者に督促状を送付する。
- ③ 年1回、11月に催告状を送付する。
- ④ 子ども家庭課職員が文書催告・臨戸訪問等で償還に応じない場合は、支払督促を行う。
- ⑤ 納付期限から遅れて返済があった場合には、遅延に数に応じて違約金が発生する。違約金のお知らせと納入通知書を送付する。それと併せて、違約金については、当該年度内に限り、違約金徴収免除が審査により可能となることがあるため、違約金免除申請書を送付する。

母子等福祉貸付金は、私法上の債権に該当する。そのため、取り立てのような強制徴収をすることができない。また、母子等福祉資金貸付金は貸付時点で、先の所得の見込みは立っていない者の経済的自立が目的のため、ある程度の未納の発生は当初から想定されているという特徴がある。

母子等福祉資金貸付金の制度設計上、返済開始が貸付を受けた者の子どもの大学等卒業後半年を過ぎた貸付後4年～5年後となる上に、返済期間が10年であるため、返済が終了する頃には、親は60歳前後、子どもは自立し30歳代～40歳代になっていることが大半である。この特性上、未納が出てきた場合に、いかに回収していくか、できる限り不能欠損処分とならないように徴収してくかが課題であり、対応が遅れると、転居・転職等によって所在不明となるリスクが高くなる。また、子どもが借入れの事実を知らない場合も想定される。

子ども家庭課の役割としては、収入未済額を増やさないための、滞納対策の「早期着手」と、母子等の子どもが卒業して自立したら分納を進めるなど早めの「分納計画対策」となる。実際に現場で償還指導、訪問指導を実施している市町村の支援員に対する滞納状況の伝達のみでなく、長期滞納者に対しては、通知の機会を増やすことが有効であると言える。実際、平成27年度には、2ヶ月毎としていた督促状の発行を毎月に変更したことによって、収入未済額が減少しているという成果が出ている。

毎月の督促状の発行と併せて、現在、年1回11月に送付する催告状の送付回数を増加する対策を採ることが望まれる。

(3) 指摘事項及び意見

(意見) 長期滞納者に対する催告状の送付回数

収入未済額を増やさないためには、滞納対策の早期着手が重要となる。母子等の子どもが自立した後、分納を進める等の早めの分納計画対策と、現在、年1回11月に送付する催告状の送付回数を増加し、接触頻度を多くする対策を追加することを要望する。

第2節 児童相談所

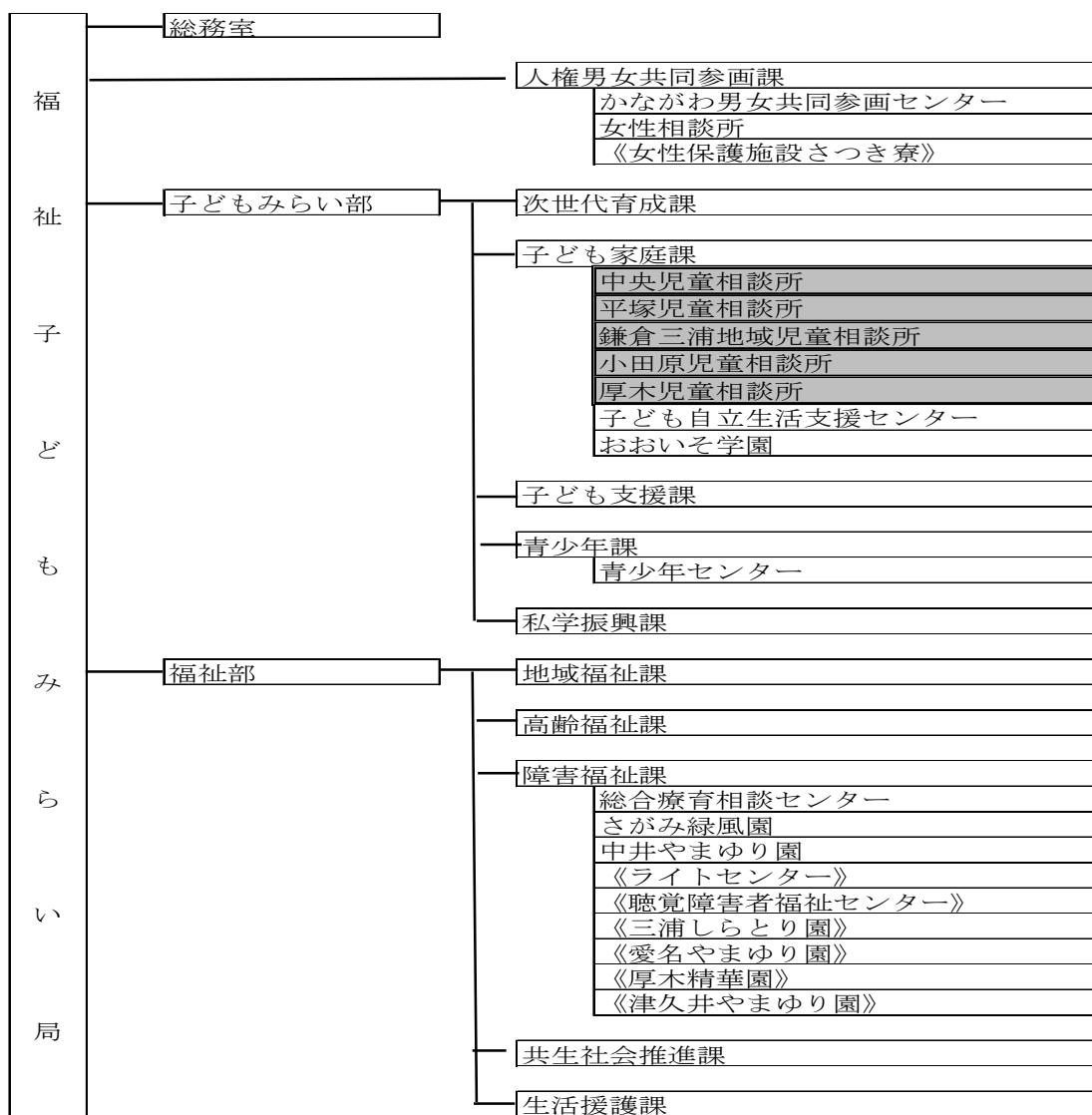
1 児童相談所の組織と分掌事務

(1) 概要

児童相談所は児童福祉法第12条に基づき設置され、神奈川県には、中央児童相談所、平塚児童相談所、厚木児童相談所、鎌倉三浦地域児童相談所、小田原児童相談所の5児童相談所が設置されている。

児童相談所は児童の福祉に関し、各市町村の区域を越えた広域的な見地から、実情の把握に努め、専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ、必要な調査及び判定を行い、その調査又は判定に基づいて指導を行い、また、一時保護を行っている。

(2) 組織



《 》は指定管理施設

(3) 分掌事務

組 織	分 掌 事 務
管理課	○ 職員人事、予算・決算、財産管理、一般庶務
子ども相談課	○ 子どもの福祉に関する相談・指導 ○ 子どもの心理判定・治療、療育手帳の判定等
子ども支援課	○ 子どもの福祉に関する相談・指導、里親制度の推進 ○ 地域関係機関との連絡調整等
虐待対策支援課	○ 虐待対策に関する各児童相談所への専門的な支援、研修等
養護課	○ 子どもの一時保護、子どもの自立支援等

※子ども相談課、養護課は中央児童相談所、平塚児童相談所、厚木児童相談所に設置

※虐待対策支援課は中央児童相談所に設置

(4) 所管区域の状況

児童相談所名	中央	平塚	厚木	鎌倉三浦	小田原
所管区域(市町村数)	藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、寒川町(3市1町)	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町(3市2町)	厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村(4市1町1村)	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町(3市1町)	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町(2市8町)
人口	953,731人	586,106人	614,081人	305,143人	342,668人
児童数	152,268人	84,679人	94,125人	43,006人	47,645人
職員配置	101人	82人	94人	28人	33人

※「平成30年度児童相談所事業概要」より抜粋

(5) 相談所別相談件数、一時保護件数、職員配置

児童相談所名	中央	平塚	厚木	鎌倉三浦	小田原	合計
相談受付件数	4,990件	2,531件	2,971件	874件	1,512件	12,878件
※	(38.7%)	(19.7%)	(23.1%)	(6.8%)	(11.7%)	(100%)
児福法第33条 一時保護委託	353件 (26.2%)	289件 (21.5%)	494件 (36.7%)	77件 (5.7%)	132件 (9.8%)	1,345件 (100%)
児福法第27条 第1項3号措 置委託	57件 (27.3%)	51件 (24.4%)	74件 (35.4%)	12件 (5.7%)	15件 (7.2%)	209件 (100%)
一時保護所定	30名	25名	25名	—	—	

員						
職員配置	101人	82人	94人	28人	33人	

※相談受付件数は面接相談件数とテレホン相談件数の合計とする。

※「平成30年度児童相談所事業概要」より抜粋

(6) 配当額・決算額

(単位：千円)

事業名	平成30年度					
	配当額	決算額				
		中央	平塚	厚木	鎌倉三浦	小田原
給与費、非常勤・日々雇用報酬、旅費	138,880	49,513	34,022	35,195	10,159	9,988
キャリア開発支援費	7	—	—	—	—	7
県有財産各所営繕費	446	—	—	446	—	—
県有施設長寿命化対策費	15,696	—	—	—	15,696	—
原子力災害事業費	2,606	—	—	—	2,606	—
福祉行政諸費	28	20	—	—	2	6
児童相談所費	200,814	69,464	42,575	46,719	25,220	9,814
里親制度推進費	23,935	5,592	4,445	4,271	4,263	4,323
児童保護措置費	267,362	7,7588	61,313	86,756	15,193	20,261
障害者地域生活支援事業費	2,675	602	516	516	180	516
障害者総合支援法等施行事務費	525	204	105	96	—	105
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進費	2,224	—	—	2,224	—	—
合計額	655,201	202,987	142,977	176,225	73,321	45,022

2 児童相談所の内部統制

(1) 概要

児童相談所の業務の特徴は、児童保護措置費自己負担金の調定、措置委託料の支払等、一つ一つの起案に対する金額が少額であるため、財務に関する事務の執行件数が予算規模に比例して多くなることが挙げられる。また、財務に関する事務の執行以外に、災害時の「配備編成計画」、「業務継続計画」の策定、消防防災耐震現況調査、自己情報の開示請求や情報公開請求があった場合の請求者への説明・起案等、ボリュームのある業務も多い。更に、職員数が多いほど、所属内部に対する配慮が重要な職員の健康管理、人事評価等の人事管理に関わる業務も増大し、一時保護所を有する児童相談所では一時保護児童の貴重品の預かり事務等、様々な業務も加わる。これら児童相談所全体に関わる業務は、管理課にて行っている。管理課人員配置について見てみると、平塚児童相談所、厚木児童相談所、鎌倉三浦地域児童相談所、小田原児童相談所は3名体制であった（中央児童相談所については後述する）。そこで、5児童相談所の財務に関する事務の執行体制について概観する。

(2) 監査の内容

ア 財務執行と人事管理の分離についての検討

(ア) 現状分析

鎌倉三浦地域児童相談所と小田原児童相談所には、副所長は配置されていない。管理課長は、必要に応じて、所長不在時の所長代理、管理課長、出納員の3つの役割を担っている。

平塚児童相談所及び厚木児童相談所は、管理課3名のうち、1名は副所長である。副所長は、管理課長と出納員も兼務している。したがって、鎌倉三浦地域児童相談所と小田原児童相談所と同様に、副所長は、所長代理、管理課長、出納員の3つ役割を担っていることとなる。鎌倉三浦地域児童相談所や小田原児童相談所と比較して、職員数が多い平塚児童相談所及び厚木児童相談所の組織の統轄に関わる業務や人事管理業務量は、多く要することが想定されるため、5児童相談所で確認したところ、人事管理については、それぞれ次の者が行っている。

児童相談所名	中央	平塚	厚木	鎌倉三浦	小田原
人事管理担当者	副所長	副所長	副所長	所長	所長

中央児童相談所の副所長は、5児童相談所の中で唯一、兼務でなく中央児童相談所専属の行政職となっており、副所長が人事管理を行う。鎌倉三浦地域児童相談所及び小田原児童相談所では所長が行い、平塚児童相談所及び厚木児童相談所では、副所長兼管理課長が行う。鎌倉三浦地域児童相談所及び小田原児童相談所と比較して職員数が約3倍の平塚児童相談所及び厚木児童相談所の人事管理を、所長代理、経理の執行についても担う副所長1人で行うのは業務量が不均衡である。

(イ) 改善への検討

管理課長として実施する財務の執行に関する決裁も副所長として行う人事管理や組織の統率も同様に細心の注意を払う必要がある。児童福祉司等の増員が続いている昨今、人事管理に関する業務は今後増えることが予想される。

平塚児童相談所及び厚木児童相談所においては、管理課の業務を遅滞なく円滑に遂行するために、副所長兼管理課長が課員と同様の事務処理を行っている状況が見られた。予算執行規模及び職員規模の違いや一時保護所の有無、庁舎管理の有無等について総合的に勘案し、副所長と管理課長の兼務体制は、十分なチェック体制のもと確実に遂行できるよう検討する必要があると考える。児童相談所の規模に応じて、「管理課長としての財務に関する事務の執行」と、「副所長としての職員・組織管理に関する事務の執行の業務」について、分離すべきか兼務体制とすべきかを検討することを要望する。

イ 財務に関する事務のチェック体制についての検討

(ア) 現状分析

厚木児童相談所では、業務を遅滞なく進行する必要性から、副所長兼管理課長が財務に関する事務の執行以外の起案に副所長が携わることによって補い、平行して多数の職員のケアや組織のマネジメントを行っているということであった。また、平塚児童相談所及び厚木児童相談所では、建物が県所有であるため、庁舎管理を行うことが加わり、これも管理課の業務となっている。児童相談所は、育ち盛りの児童の入退出が頻繁で、庁舎は日常的に破損等が起こり、小規模な破損等については管理課にて修理を行っている。

課員の実施した業務の確認や仕事の指示、組織内のマネジメントに専念している鎌倉三浦地域児童相談所や小田原児童相談所と比較すると、管理課人員に対する業務量が不均衡である。

(イ) 改善への検討

財務に関する事務の執行を確実に進めるためには、適正な職務の分離によるチェック体制の構築が必要である。人為的ミスが発生リスクは皆無にすることは不可能であるが、人為的ミスが発生しないよう、チェックするような仕組みの構築は重要である。

鎌倉三浦地域児童相談所及び小田原児童相談所における財務に関する事務の執行書類の決裁過程を確認すると、管理課長1人、常勤職員1人、非常勤職員1人にて管理課業務を行っている。管理課員1人の起案に対して、他の管理課員1人がチェックを行い、管理課長の決裁と出納処理により経理の執行が行われる。管理課長は決裁と出納処理に特化しており、起案は行っていない。相互のチェック機能が働くよう適正な職務の分離体制ができていると言える。

また、おおいそ学園では、別項でも述べたとおり、起案者以外に4名のチェックが入った後、出納に回され、適正に職務の分離がされている状態である。

【おおいそ学園の管理課の決裁過程】

起案	確認	確認	決裁	決裁	支出
課員	起案者ではない課員	管理課長	副園長	園長	出納員 (= 管理課長)

子ども自立生活支援センターにおいても、起案者に対して、最低4名のチェックをしている。

【子ども自立生活支援センターの管理課の決裁過程】

起案	確認	確認	決裁	決裁	支出
起案者	起案者ではない課員	管理課長	副所長	所長	出納員 (= 管理課長)

平塚児童相談所及び厚木児童相談所の管理課は、鎌倉三浦地域児童相談所及び小田原児童相談所、おおいそ学園、子ども自立生活支援センターと同水準のチェック体制を確立するには、絶対的に人数が不足している。

予算規模、職員数、その他の業務内容を勘案し、適正な財務の執行を行うための十分なチェック体制が確立されるよう、管理課人員配置について検討することを要望する。

ウ 他の所属機関との兼務体制の非効率性の検討

(ア) 現状分析

中央児童相談所については、平塚児童相談所及び厚木児童相談所と異なるのは、総合療育相談センター（以下「相談センター」という。）の管理課が中央児童相談所を兼務するという組織体制となっていることである。管理課は管理課長を含めて6名おり、全員、相談センターとの兼務となっている。他所属との兼務体制となっている理由は、同一建物内にあるためということであった。

副所長と管理課長が分離され、専属の副所長が配置されている点において、平塚児童相談所及び厚木児童相談所と異なっている。直属の管理課が中央児童相談所には無く、副所長が管理課長を兼ねる体制にできないためであった。

児童相談所の中で最大規模であるにも関わらず、行政職に該当する者が副所長のみであり、平塚児童相談所、厚木児童相談所の副所長以上に各種業務に対応しなければならない。人員に対する業務量が不均衡であることに起因して、現在の兼務体制の中にいくつかの問題点を発見した。

a 中央児童相談所に関係する経理的な業務を実施するにあたり、相談センターの管理課に依頼をする形式を取らざるを得ない。また、児童相談所において必ず必要な児童等の移送に携わる運転員についても、相談センターの管理課に依頼をする形式を取らざるを得ない。

b 加えて、中央児童相談所と相談センターの物品の発注等需用費を併合して執行できれば効率的であると言えるが、それぞれ起案する必要がある。中央児童相談所の執行をするためには、相談センターの管理課職員として一旦システムをログアウトして、再度中央児童相談所の管理課員としてログインしなければならない点において、時間のロスとなっている。

c 兼務することにより効率的に遂行できる業務があれば良いが、財務に関する事務の執行は別々に行う必要があり、一人当たりの起案数は2所属分で約2倍となっている。

(イ) 改善への検討

中央児童相談所は、他の児童相談所を統括する立場にあり、県内児童相談所の実情把握、連絡調整、技術的援助、情報提供、措置の調整等必要な援助も行っている。そのため、中央児童相談所の業務は、他の児童相談所よりも過重かつ重要である。

別項で述べたとおり、中央児童相談所の財務に関する事務の執行に遅延があり、非効率な兼務体制が一つの要因となっていると考えられる。中央児童相談所の財務に関

する事務の執行を遅滞なく効率的に遂行するならば、直接の指揮命令下にある管理課員が必要である。

(3) 指摘事項及び意見

(意見1) 財務執行と人事管理の分離の判断

副所長と管理課長、出納員の兼務体制は、管理課としての財務の執行と、副所長としての人事管理にかかる業務を、児童相談所の職員数に応じて検討するよう改善を要望する。

(意見2) 平塚児童相談所及び厚木児童相談所の財務に関する事務のチェック体制の充実

子ども家庭課の出先機関の財務に関する事務のチェック体制を概観すると、平塚児童相談所及び厚木児童相談所の管理課職員数が絶対的に少なく、チェック体制が不十分である。予算規模及び執行数に対して、十分なチェックができるような体制を確立するよう改善を要望する。

(意見3) 中央児童相談所の直接指揮命令下の管理課の必要性

中央児童相談所の財務に関する事務の執行状況は、5児童相談所の中でもっとも遅延が認められた。これは、直接指揮命令下の管理課員がおらず、相談センターの管理課員に依頼する形で業務を実施しなければならないことが一つの要因になっていると考えられる。中央児童相談所の財務に関する事務の遅延等の対策として、直接指揮命令下の管理課での執行体制を確立するよう改善を要望する。

3 5児童相談所の財務に関する事務の向上

(1) 概要

神奈川県の子童養護に関する具体的方策は、国の政策に沿う形で、平成27年3月より「神奈川県家庭的養護推進計画」に基づき進められてきた。その後、平成29年8月2日「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」で取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」が示され、相談件数の増加や児童虐待等諸問題の複雑化に対応するため、専門職である児童福祉司の増員等、県内5児童相談所が足並みを揃え、連携が図られている。

今回の監査で、5児童相談所のヒアリングを通じ、児童相談所の管理課の業務につい

でも、業務量が増加していることが判明した。業務量は可視化することはできないが、いずれの児童相談所においても、職員数の増加に比例して管理課職員が増加しないため、管理部門が脆弱であると自覚し、体制の整備が急務であるとの共通認識を持っていた。

そこで、5 児童相談所の事務が適正かつ効率的に行われているかを検証することは有意義と考え、比較検討を行う。

(2) 監査の内容

ア 現状分析

5 児童相談所の管理課職員のヒアリングにより、次のことが判明した。

- ① 常勤職員については、過去、他の児童相談所の管理課に配属となったことはない。
- ② 管理部門については、3 人のうち 1 人若しくは 2 人が非常勤職員や臨時的任用職員である。そのため、管理課の非常勤職員や臨時的任用職員は、県職員との面識が少ない。
- ③ 他の児童相談所でどのように日常業務を進めているのか聞く機会が少ない。
- ④ 初めて児童相談所に配属となった際には、前任者からの引継期間は短く、前任者からの引継内容と過去の書類の確認により、日常業務を試行錯誤しながら覚えていった。
- ⑤ 前任者が病気等のやむを得ない事情により、休職や退職をした場合、新任者配属時、既に引継ができる前任者が児童相談所にいない。その場合は、日常業務が遅延している場合が多く、引継がまったくないまま、日常業務に奔走する結果となった。
- ⑥ 不明点があった場合、他の児童相談所ではどのように進めているかを知りたいと思うこともあるが、面識がないため、電話で聞くこともしにくかった。ただ、電話等で話す機会ができた後は、不明点があったときにコミュニケーションが取りやすくなり連絡できるようになった。
- ⑦ 日常業務に忙しいことは事実であるが、管理課同士の情報交換をしたいとは感じている。

イ 5 児童相談所の財務に関する事務の執行の比較検討

ヒアリングにより、他の児童相談所での事務がどのようにされているかを把握していないとの意見を聴取したため、5 児童相談所の事務の執行について概観し、比較検討を行った。

(ア) 費用徴収台帳の備え付け

別項で指摘したとおり、中央児童相談所及び平塚児童相談所において、児童福祉法施行細則に定める費用徴収台帳が備え付けられていなかった。その一因として判明したのは、人事異動等のタイミングでの引継の不足又は欠如である。費用徴収台帳の記帳が滞

っていた場合、十分に引継がないと、新任者が費用徴収台帳の整理についてやるべき業務であることを知らないまま、日常業務が進行してしまい、その後、長期間に渡り、備え付けがない状態となってしまう。

措置児童の増加、収入未済額が増加している昨今、督促状の発行や不納欠損処分を速やかに行うために個別の債権管理をするための費用徴収台帳は今後更に重要となり、備え付けが必要である。

(イ) 不納欠損処理

児童保護措置費自己負担金の時効は5年で、時効経過後は遅滞なく不納欠損処分をするのが原則である。しかし、別項で示したとおり、不納欠損処分は遅延している状態にある。監査を通じて、次の要因により、人事異動のタイミングで作業に慣れた職員がいなくなると作業が滞るという事実が判明した。

- ① 不納欠損処分は、現年度の収入の調定及び支出の執行ではなく、過去の収入の調定を取り消す処理となるため、日常業務の中で優先順位が低くなる傾向にある。
- ② 不納欠損処分を起案は、調定番号ごとに措置等の状況、経済状況と時効成立に至るまでの経過と指導内容等について改めて取りまとめるため、児童相談所での業務に慣れた者であっても一定の時間を要する作業である。

(ウ) 児童相談所での経験

現在、児童相談所に配置されている職員の、児童相談所や出先機関での経験の有無について、人数と経験内容を確認した。子ども支援課、子ども相談課、養護課に配置されている児童福祉司、保育士、児童相談員等の職種については、児童福祉関係での専門的な経験のある者の配置がされていることが確認できた。

一方で、管理課に配置されている職員について、過去、児童相談所及び子ども家庭課出先機関での経験は次のとおりであった。

	中央	平塚	厚木	鎌倉三浦	小田原
人数	0人	3人	2人	0人	0人
経験内容		調理業務	調理業務		

すべての児童相談所で、常勤職員の事務職経験者は無いことが判明した。

ウ 原因と改善方法の検討

(ア) 原因

児童福祉司等の専門職については、5 児童相談所が足並みを揃えるための、各種研修が開催されている。また、福祉関係部署間での定期的な人事異動などにより、同じ福祉関係の職員との情報交換をする場がある。

それに対し、管理部門の事務職の人事異動は、局や課の垣根がないため、様々な部署に配属となる。したがって、配属先の管理事務については、配属先での引継や前任者の引継資料、過去の資料の閲覧により習得している。

児童相談所独自の業務については、独特の内容のものもあり、短期間での引継では十分な理解が難しい。引継資料が残されている場合もあるが、その充実度は前任者の裁量によるところが大きい。児童相談所での経験が長い職員はごく少数であり、人事異動のタイミングで、業務が停滞していた場合、次に配属された職員がその事実気付かずに、その後一部の業務が抜けてしまう結果となっている。

(イ) 改善に向けての検討

現在、児童相談所の同種の業務について、処理方法が統一されていない。担当者によると、過去、子ども家庭課の指揮の下、管理事務の研修会が実施されていた時期があったとのことであった。その後、研修会が実施されない期間があり、平成 29 年に平塚児童相談所の提案により情報交換会を実施している。その後継続を望む声も挙がったが、日々の業務の負担もあり、現在は行われていない。

個々の職員の自助努力により業務を遂行することはもちろんであるが、より効率的且つ効果的に業務が進められるような体制作りが必要である。継続していない研修会を再開して実施するほか、児童相談所の独自業務について列挙した、手引き等を作成することが効果的であると考え。児童福祉関係の部局における経験がない者でも、仕事を習得する指針として活用でき、日常業務の参考にすることで、前任者の引継資料がない場合でも、業務の遅延や欠落が防止できる。

(ウ) 管内施設との関係

平塚児童相談所では、平成 30 年度管内施設との連携強化に取り組むため、子ども自立生活支援センターの職員研修を行った。また、民間施設である心泉学園に対して研修の実施や、人材育成面での支援協力を行っている。

一方で、おおいそ学園の「社会的養護施設第三者評価結果」においては、長年にわたって児童自立支援施設での業務のみに精通する機会が少ないとの総評を受けている。

●児童自立支援施設における使命感・適確、適切な引継ぎ

児童自立支援施設の職員には、神奈川県内に数少ない児童の自立に携わる施設に勤務していることの自覚と、専門性を持つ職員として使命感を常に抱き、強く持つてほしいと考えます。おおいそ学園の職員は、神奈川県内の福祉職員として採用を受けた県の職員であり、公務員としての異動は必ずあり、異動サイクルは最近やや長くなっているとはいうものの、3年～5年の範囲での異動があります。職種は福祉全般となるため、必ずしも社会的養護関係施設のみというわけではありません。そのため、長年にわたり、児童自立支援施設での業務のみに精通する機会は少ないと思われるますが、福祉施設の中の児童自立支援施設の役割、それに伴う自分の役割を認識し、前任、同僚から綿密な引継ぎを受けた上で、前任以上の業務が推進できるよう、今後も研鑽を図られることを期待しております。

公務員の異動は人材の底上げの長期的な手法であり、民間施設にはない強み、利点とも言える。その前段階の短期的な手法として、ここで述べた5児童相談所の管理課の研修会等が有効であると考えます。現在、個々に実施している相互支援や研修等と併せて行うことにより、より効率的・効果的に管理課の業務の質の向上に繋がる。

必要に応じて、出先機関である子ども自立生活支援センターやおおいそ学園まで門戸を広げた継続研修について検討することが望まれる。

(3) 指摘事項及び意見

(意見1) 5児童相談所管理課の継続研修の実施

行政として果たすべき児童養護に関する事業を円滑に進めるためには、全般を取り仕切る管理課の業務についても、漏れなく且つ遅れることなく進め、5児童相談所で行政サービスの質を同程度に保持する必要がある。そのために定期的な研修や児童相談所の管理課の独自業務の方法等について情報交換する機会を設けることを要望する。

(意見2) 児童相談所管理事務に関する手引き等の作成

管理課としてすべき財務に関する事務処理、その他必要事項を列挙し、児童相談所共通の管理事務の手引き等を作成して、日常業務の参考にすることで、業務の遅延や欠落が防止できる。(意見1)の研修を補完するものとして、手引き等の作成し、重要な業務が途絶えることがないように改善を要望する。

(意見3) 児童相談所及び児童福祉施設等の連携による人材の底上げ

子ども家庭課の出先機関である以上、児童相談所と児童福祉施設等は関連している。

管理業務全般の質の向上を図るため、5児童相談所での継続研修は、必要に応じて児童福祉施設等にも門戸を広げて実施することについて検討することを要望する。

4 児童相談所の物品管理状況

(1) 概要

平成28年度決算に係る決算特別委員会の審査期間中に「財産に関する調書」に717件の誤りが判明し、平成29年第3回県議会定例会において、「決算特別委員会に係る資料の誤りについて猛省を求める決議」が可決された。そこで、神奈川県では「再発防止会議」が設置され、平成30年2月5日、県民局経理担当より各所属長宛に「決算関係資料の誤りの再発防止に向けた台帳登録内容のチェックの実施について（依頼）」が発せられ、財産台帳等の登録誤り、未登録のものの洗い出しが全庁で実施された。

(2) 監査の内容

子ども家庭課及び出先機関でも実施されて、備品台帳等の登録、整備が行われている。そこで、備品台帳等の登録、整備、その後の施設の維持管理状況を確認した。

ア 台帳登録内容のチェックの実施の状況

中央児童相談所の備品台帳を確認したところ、現物照合基準日が「20151201」と記載されていた。担当者に現物照合を行っているかを確認したところ、30年度末に現物照合作業を進めたが、台帳への反映が間に合っていないとのことであった。

神奈川県財務規則第167条第2項に違反するものである。

【神奈川県財務規則】

(備品等の照合等)

第167条

2 物品管理者は、少なくとも毎年度1回、その管理する備品及び借用物品（職員に使用させている備品及び借用物品を含む。）の管理の状況を、備品台帳若しくは借用物品台帳に記録されている事項又は物品管理票若しくは借用物品管理表に記載されている事項と照合するとともに、その結果を備品台帳または借用物品台帳に記録しなければならない。

イ 一時保護所の施設の維持管理の状況

一時保護所に保護される児童は、入所当初は精神的に不安定な場合もあるため、即時

集団の中に入れるのではなく、職員と児童のみで面談ができる面接室に通すことにより一時保護所での生活が始まる。その後、徐々に児童の状況に合わせて個室や集合部屋での生活に移行する。一時保護所は、児童が安全で快適な暮らしができるように施設の維持管理に十分に配慮しなければならないため、現地視察を行った。

(ア) 中央児童相談所

中央児童相談所は、5 児童相談所の中でも重篤な案件や警察が関わる案件を扱うため、他の児童相談所よりも細心の注意を払って、一時保護所での生活の安全対策が必要とされる。そのため、個室が用意されている点において、重篤な案件を受け入れる体制は構築されていると言える。その中で、現地調査の結果、次の問題点が発見された。

- ① 中央児童相談所の中庭に段差があるエリアがあった。担当者に確認したところ、本来は児童が使用できる砂場であったが、砂が少なくなっており、現在は使用できないとのことであった。職員が必ず同伴しているとのことであったが、職員同伴であっても、複数の児童が使用している場合、全員に目が行き届かない場合もある。計測したところ、縦 3 メートル 15 センチ、横 2 メートル 50 センチ、高さ 30 センチであった。段差は児童の怪我を誘引する恐れがあり危険である。安全面を考慮して、早急に対処すべきである。
- ② 男子トイレのドアが壊れたまま、修繕されていなかった。担当者に確認したところ、異動してきた時には既に破損しており、平成 30 年度以前から壊れているのは明確であるが、破損時期はわからないとのことであった。トイレは 2 室あるため、現在はもう一方のトイレは使用が可能である。しかし、一時保護所に入所する時には、人との接触が困難である児童もいることを考えると、そこが破損すれば、使用できるトイレがなくなるため、早急に対処すべきである。
- ③ 2 階男子フロアの居室 2 の壁が激しく破損しており、使用不能となっていた。一時保護所は 1 年を通じて満床であることが多く、1 室でも使用できないという状況は、保護すべき児童を収容できないという状況を招く。早急に使用可能な修繕をすべきである。
- ④ 中央児童相談所は、個室スペースの設置により、特別な配慮が必要な案件や、集合スペースで生活が困難な児童の収容が可能な施設となっている。しかし、共用スペースの廊下にはエアコンが設置されているが、個室にエアコンが設置されていないため、猛暑の際には、部屋のドアを開けた状態で風を循環させていて、個室スペースを持っているメリットが活かされない状況にあった。

(イ) 平塚児童相談所

平成 26 年 4 月 1 日に設置されたため、建物は新しく、エアコンが整備され、季節を

問わずに過ごしやすい環境は提供できている。また、設備や備品等については、破損は日常的にあるが、庁舎管理をしている管理課職員の尽力により修理がされて、一定水準の安全は確保できているが確認できた。一人部屋、二人部屋がともに用意されている点で、環境が整っていると言える。

(ウ) 厚木児童相談所

施設の老朽化に伴い、修繕を要すると思われる壁などの破損が目立つことは否めない。そのような中、新築移転が令和4年に予定されており、現在は管理課を別棟に移転して、児童福祉司等の人員増に対応するため、執務スペースの確保をするなど応急措置によって環境保全をしている。個室スペースの不足が現行の問題点と言えるが、新築移転の計画の段階で、既に新築されている平塚児童相談所や子ども自立生活支援センターの意見を取り入れて設計されていることから、新庁舎においては、現在の問題は解決できるものと予想される。

(3) 指摘事項及び意見

(指摘事項) 中央児童相談所の備品台帳の更新

現物照合後、備品台帳への反映が遅れている。神奈川県財務規則第167条第2項に違反するため、速やかに備品台帳の更新をすることが必要である。

(意見1) 中央児童相談所の一時保護所の緊急性のある修繕の実施

児童の生活空間は、常時、安全に維持管理する必要がある。砂場の安全性の確保、トイレのドア及び個室スペースの壁の修繕は早急に行うよう改善を要望する。

(意見2) 中央児童相談所の一時保護所の個室スペースの確保

中央児童相談所の一時保護所は、個室スペースがあることによって、特別な配慮が必要な児童の受け入れに適している施設である。しかし、エアコンの整備が十分にされていないため、猛暑の際には、ドアを開けて過ごさなければならず、個室スペースを持つ利点を生かせていない。平塚児童相談所及び厚木児童相談所との子どもの待遇の公平性を確保するとともに、エアコンについては、設置もしくは猛暑時に短期的にリリースするのか検討し、施設の有効利用の対策を講ずるよう改善を要望する。

5 児童保護措置費自己負担金の適正管理

(1) 概要

児童保護措置費自己負担金は、児童福祉施設に入所させた者について、国庫がその費用を支弁した場合に、本人又は扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）から、都道府県知事の認定する負担能力に応じ、費用の全部又は一部を徴収することができるとして、児童福祉法第 56 条に定められているものである。各種手続きは、各児童相談所において行われている。入所措置の決定から保護者負担金階層の認定までの一連の手続きは下記のとおりである。

【入所措置の決定→保護者負担金階層の認定】

児童相談所		扶養義務者
管理課	支援課・相談課	
	①入所措置の決定 措置に伴う費用負担の説明及び児童扶養手当等の受給資格喪失についての説明 ②必要書類の提出受理 ③納付方法の確認 ④保護者負担金階層の認定	→説明 ①前年度の納税額を証明する書類の用意 ②児童手当の受取人変更の説明 ③提出
①調定 ②納付書の発行→発送 （納付期限は調定の日から 20 日以内であり、通常は毎月 10 日に納付書を発送し、月末を納期限とする。）		←納付
未納の場合、督促状の発行 （財務規則第 66 条に基づき、督促状の発行は納付期限から 20 日以内に発送）	納付状況の確認の連絡	←納付
	協議後、さらに未納の場合は、 電話指導・訪問指導	
	再認定に係る作業	

(2) 監査の内容

ア 現状分析

児童保護措置費自己負担金に関して、管理課は債権管理を行う。支援課より「措置費費用徴収額決定(変更)通知書」を受け取ると、管理課で「調定伺票」により調定を起案し、扶養義務者に納付書を送付する。納期限内に納付が確認できなかった場合には、督促状を送付する。これらの一連の手続を管理する目的で、「費用徴収台帳」は、児童福祉法施行細則により作成することが義務付けられている。

(児童相談所の備付書類)

第3条 児童相談所長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項を整理しておかなければならない。

- (1) 児童記録台帳
- (2) ケース番号登載簿(第1号様式)
- (3) 費用徴収台帳(第2号様式)

5児童相談所で費用徴収台帳を確認したところ、中央児童相談所では、平成25年度までは作成がされていたが、現在は別形式での残高管理はされているものの、児童福祉法施行細則に定める様式での費用徴収台帳が備え付けられていなかった。平塚児童相談所では、費用徴収台帳が児童福祉法施行細則に定める備付書類であることは認識していたが、平成27年以降監査日現在まで記録されていなかった。

イ 改善への検討

督促状を送付するための納期限は、会計のシステムの中で確認することができる。しかし、会計システムの中で確認することができるのは、あくまで各時点での児童保護措置費自己負担金の金額や納期限、収入状況であるため、個人別に児童保護措置費自己負担金の発生と納付、金額の変更や措置解除等の全体の状況を把握することができない。5児童相談所の費用徴収台帳作成の業務負担は異なり、中央児童相談所、平塚児童相談所は、5児童相談所の中で措置児童数が多いため、費用徴収台帳の量も多く、事務負担は大きい。しかし、児童福祉法施行細則に「費用徴収台帳」の記帳を義務付けているのは、個人別に債権管理する補助簿が必要不可欠で、この記帳により児童保護措置費自己負担金の督促状の発行や不能欠損処分等の財務に関する事務の執行が効率的に遂行できるためである。

中央児童相談所及び平塚児童相談所においては、財務に関する事務の執行の効率化を検討して、費用徴収台帳の記帳ができるよう改善することを要望する。

(3) 指摘事項及び意見

(指摘事項) 費用徴収台帳の記帳の徹底

中央児童相談所及び平塚児童相談所において、児童福祉法施行細則に規定する「費用徴収台帳」の記帳が行われていなかった。児童保護措置費自己負担金に関する事務の執行を効率的に進めるため、5児童相談所統一して、費用徴収台帳を備え付ける必要がある。

6 児童保護措置費自己負担金収入未済額の処理

(1) 概要

昨今の措置児童の増加に伴い、児童保護措置費自己負担金の収入未済額も増加傾向にある。収入未済額の推移は次のとおりである。

【収入未済額推移（平成31年3月31日現在）】 (単位：円)

調定年度	収入未済額					
	中央	平塚	厚木	鎌倉三浦	小田原	合計額
平成24年度	508,839					508,839
平成25年度	1,596,342	141,200	379,200		49,420	2,166,162
平成26年度	2,465,265	553,549	747,460		497,920	4,264,194
平成27年度	1,847,019	479,112	1,170,922	53,200	486,020	4,036,273
平成28年度	1,727,041	508,047	2,010,222	437,470	690,360	5,373,140
平成29年度	2,050,224	584,473	2,107,633	525,453	729,686	5,997,469
平成30年度	2,668,739	832,163	2,548,692	789,539	711,013	7,550,143
合計額	12,863,469	3,098,544	8,964,129	1,805,659	3,164,419	29,896,220

児童保護措置費自己負担金は、公債権に該当し、時効は地方自治法第236条に基づく5年の時効完成により財務規則第69条によって欠損処分が行われる。鎌倉三浦地域児童相談所では、時効到来前に納入がされており、現在欠損処分をすべき債権は残っていない。他の4児童相談所では、不納欠損処分すべき債権が発生している。

【神奈川県財務規則】

第3節 債権の管理及び処分

(欠損処分)

第69条 債権管理者は、債権について次の各号のいずれかに該当する場合は、欠損処分の手続をとらなければならない。

(1) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例の規定により権利が消滅し、又は権利を放棄したとき。

2 債権管理者は、前項の規定による欠損処分をしようとするときは、調定伺票（欠損処分）により総務室長の決裁を受けなければならない。

(2) 監査の内容

ア 納期限が到来した児童保護措置費自己負担金の督促と欠損処分の手続きの流れ

児童保護措置費自己負担金の調定及び督促・欠損処分に関わる一連の手続きの流れは次のとおりである。

(1) 児童保護措置費自己負担金の調定過程

児童保護措置費自己負担金の納付期限は、納付は調定の日から 20 日以内であり、通常は 10 日に発送し、月末までに納めるようにする。

(2) 納付期限内納入が確認されなかった場合の督促過程

毎月、収入未済一覧を元に、財務規則第 66 条に基づき、督促状を納付期限から 20 日以内に発送する。督促状の指定期限は、他の法令に特別の定めがあるものを除き、督促状を発行する日から起算して 10 日を経過した日とする。

(3) 長期滞納者については、催告状を送付する。

(4) 滞納者に対しては、児童福祉司等のケースワーカーが随時電話等の連絡をしている。また、費用徴収会議を行い、督促状況、今後の方針などを検討する。

(5) 個人の債権管理は、費用徴収台帳により、個別に管理する。

(6) 督促、催告の甲斐無く、時効が到来した場合には、欠損処分を行う。

起案者→相談所課員→管理課長→児童相談所長→子ども家庭課（課長、副課長、養護 G L、課員）→子どもみらい局（経理担当課長、経理 G L、課員、こどもみらい部長）→福祉子どもみらい局総務室長

イ 問題点と改善への検討

(ア) 不納欠損処分の遅延

神奈川県財務規則では、債権の時効が到来した場合、債権管理者は、欠損処分の手続きをとらなければならないと定めている。原則的には、時効が到来した翌月に手続きをとる。しかし、時効 5 年を超え時効となっている債権が、収入未済額として残っ

ていることが監査において判明した。欠損処分が必要な滞納が発生していない鎌倉三浦地域児童相談所以外の4児童相談所の中で、毎月欠損処分を行っているのは、小田原児童相談所のみであった。

(イ) 還付金の支払の遅れ

中央児童相談所の障害児保護措置費自己負担金平成29年9月分について、平成30年2月27日に同じ調定について二重収納があった。中央児童相談所には、3月に会計課より通知があったが、手続きを失念しており、還付の起案が次年度に入った平成30年5月22日、当事者への関係書類の発送が平成30年5月23日となった。

二重収納があった場合には、速やかに還付をする必要がある。

(ウ) 不納欠損処分遅延の解決のための対応策の検討

欠損処分は、調定番号ごとに措置等の状況、経済状況と時効成立に至るまでの経過と指導内容についてまとめ等、慣れた者であっても一定の時間を要する上、通常の決裁過程よりも多くの決裁をうけるため、時間を要する。措置児童の多い児童相談所ほど欠損処分の件数が多くなり、遅延しやすい事情がある。

【過去3年間の欠損処分件数推移】

年度	中央	平塚	厚木	鎌倉三浦	小田原
平成28年度	0	56	111	0	67
平成29年度	0	66	168	0	50
平成30年度	179	53	92	0	34

中央児童相談所では、欠損処分が遅れていたため、平成30年度は4ヶ月分をまとめて不納欠損処理するように、秋口から努めて欠損処分を進めていたが、監査実施時点においても欠損処分が滞っている状態であった。

権利の消滅した債権を未処理の状態にしておくことは望ましくない。毎月滞りなく欠損処理を進めるためには、欠損処分をするために総務室経理グループから人員を一時的に割く等の対策により、現在遅延している収入未済額について整理して事務の遅れを解消する必要がある。

(エ) 定期的な納付書の送付

5児童相談所の督促状の発行状況を確認したところ、中央児童相談所にて、平成31年2月分児童保護措置費自己負担金について、翌月3月中に調定し、納付期限を3月末

とすべきところを、調定が平成 30 年 3 月 28 日と遅れ、納付期限が平成 31 年 4 月 17 日となっていた。そのため、納付期限を過ぎた者に対する督促状の発行が、平成 31 年 5 月 7 日となり、指定期限が平成 31 年 5 月 17 日まで遅れることとなった。原則通りに 3 月中に調定して納付期限が 3 月末となっていた場合には、4 月に督促状の発行がされていたこととなる。

【平成 31 年 2 月分児童保護措置費自己負担金の調定・督促】

	調定日	納付期限	督促日	指定期限
本来あるべき期日	3 月中 (20 日以内の枠内で 3/29 が納付期限となるよう調定)	3/29	納付期限から 10 日以降 20 日以内の枠内で 4 月中	督促日から 10 日後となる枠内で 4 月中
中央児童相談所での処理状況	3/28	4/17	5/7	5/17

過去の調定年月日、納付期限、督促状発行年月日等を確認したところ、中央児童相談所においては、毎月の調定のタイミングが不規則となっていることが確認された。本来の流れでは、調定年月日の月末（月末が土日祝祭日に該当する場合には月初）が納付期限となる。

納付する扶養義務者からすると、納付期限が月末に一定していないことは、行政の事務処理の信頼性を損なうことに繋がる。また、納付意識を低下させる要因ともなり得る。行政の信頼性を高めるため、また、収入未済額及び不納欠損処分となる債権額を減少させるためにも、調定が遅れることのないように進める必要がある。

小田原児童相談所では、児童保護措置費自己負担金に関わる「調定日」、「納付期限」「督促日」「指定期限（督促日から 10 日後）」、「欠損日」の年間スケジュールを作成し、一連の手続きが遅延しないような計画が立てられている。定期的に調定手続きを進められるよう、5 児童相談所で共通して年間スケジュールを立てる等の工夫により、遅延がないよう改善する必要がある。

(3) 指摘事項及び意見

(指摘事項 1) 欠損処分の遅延

収入未済額が毎年増加しているのは、時効成立後に欠損処分をしていないことが一つの要因となっている。時効が成立した保護措置費自己負担金については、遅滞なく欠損処分をする必要がある。

(指摘事項2) 還付金の支払の遅れ

中央児童相談所にて還付すべき障害児保護措置費自己負担金の還付が、2ヶ月ほど遅れていなかった。還付金は速やかに還付する必要がある。

(意見1) 不納欠損処分遅延の解決のための特例対策

権利の消滅した債権を未処理の状態にしておくことは望ましくない。現在の不納欠損処分の遅延を改善するため、総務室経理グループから人員を一時的に割く等の対策により整理して事務の遅れを解消することを要望する。

(意見2) 定期的な納付書の送付

児童保護措置費負担金は、通常毎月発生するものであるが、中央児童相談所における納付書の発送のタイミングが毎月異なっている。定期的に同時期に納付書を送付することも、納期限内での納付を促すことに繋がる。また、発送が不定期であると行政の信用を損なう要因ともなる。5児童相談所共通の年間スケジュールを作成することによって、納付書送付の事務処理を滞りなく進めるよう改善を要望する。

7 職員等賄料立替収入の適正な徴収

(1) 概要

一時保護所を設置している児童相談所の職員が給食、指導食若しくは検食として食事をした場合には、給食費を徴収している。職員から徴収した給食代は賄給食代として調定され、県の収入となっている。

(2) 監査の内容

ア 平塚児童相談所の給食費の徴収時期について

施設等の職員の給食費は、「神奈川県立児童養護施設等給食事務取扱要領」第6条により、毎月末日までに前月分の納入通知書を各職員に発行することとされている。

【神奈川県立児童養護施設等給食事務取扱要領】

(給食費の徴収時期及び納付方法)

第6条 給食費の収入事務は、神奈川県財務規則等の関係規則等によるものとする。ただし、前条に定める給食費の徴収時期及び納付方法は、次によるものとする。

(1)施設等の職員の給食費については、毎月末日までに前月分の納入通知書を各職員に発行し、各職員が県が定める納付期限までに納付するものとする。

(3月分の収入所属年度)

第7条 給食費の3月分にかかる収入所属年度は翌年度とする。

関係書類を確認したところ、平塚児童相談所の納入通知書を作成時期は、次のとおりとなっており、要領に規定する徴収時期と異なっていることが判明した。

給食月	調定日	納付期限
平成28年5～7月分	平成28年8月15日	平成28年9月5日
平成28年8～10月分	平成29年1月12日	平成29年2月1日
平成28年11～平成29年2月分	平成29年3月21日	平成29年4月10日
平成29年3月分転出者	平成29年5月8日	平成29年5月29日
平成29年3～5月分	平成29年10月18日	平成29年11月7日
平成29年6～9月分	平成30年1月12日	平成30年2月1日
平成29年10～平成30年2月分	平成30年3月12日	平成30年4月2日
平成30年3月分	平成30年4月9日	平成30年5月1日
平成30年4～6月分	平成30年12月3日	平成30年12月25日
平成30年7～9月分	平成31年1月7日	平成31年1月28日
平成30年10～12月分	平成31年2月18日	平成31年3月11日
平成31年1～2月分	平成31年3月31日	平成31年4月22日

担当者によると、前任者からは四半期ごとの処理であると引継ぎを受けており、貯めすぎないように事務処理しているとのことであった。

要領通りに毎月徴収しないことは、職員の賄料を県が一時的に立替えている状況を生み出している。毎月末日までに前月分の納入通知書を各職員に発行して賄料を徴収する必要がある。

イ 平塚児童相談所の賄料の集計のための管理表について

給食費は「職員等給食一覧表」で管理している。平成29年3月までは食堂にて「職員等給食一覧表」に職員が手書きで○印をつけ、それをもとに勤務日など確認の上、給食費を集計していた。平成29年4月分より「検食・指導食記入簿」をエクセルにて、○を入力して集計し、指導食計として月ごとの合計額も計算している。入力については給食を食べた職員が行っている。「検食・指導食記入簿」では、毎日実際の食数とも照合している。

監査の結果、平成29年3月分、平成29年4月分～8月分、12月分、平成30年1月分「職員等給食一覧表」の○の数の集計が実際より少ない数の職員がいることが判明した。職員等賄料は集計をもとに計算しているため、職員から徴収した金額は少なくな

っている。

また、平成30年4月分～平成31年3月分については、「検食・指導食記入簿」のエクセルが改良され、一か月分集計された食数に朝食、昼食、夕食の単価掛けて集計しているが、朝食の単価が昼食や夕食の単価になっている等、使用すべき単価が誤って計算されている職員がいた。

平成30年度は一年を通じて誤った計算がされていたことが判明した。過不足は、適正に精算する必要がある。

(3) 指摘事項及び意見

(指摘事項1) 給食費の徴収事務について

給食費の徴収事務については、「神奈川県立児童養護施設等給食事務取扱要領」に基づき、毎月末日までに前月分の納入通知書を各職員に発行する必要がある。

(指摘事項2) 給食費の集計誤りについて

平成30年度分について給食費の超過額及び不足額は、正しく計算しなおして、本来あるべき金額に訂正し、返金もしくは徴収する必要がある。

8 一時保護所の食事の比較

(1) 概要

児童福祉法では「家庭養育の原則」において、一時保護所は、家庭養育に至るまでの間に、緊急で一時的にケアが必要な子どもを、短期的に安全な環境に保護するとともに、「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供する役割があることを謳っている。「一時保護ガイドライン」の中には、一時保護のあり方として様々な役割を提示している。

【一時保護の役割】

- | |
|---|
| <p>(1) 一時保護期間中に、生活場面で子どもと関わり寄り添うとともに、児童相談所において関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援内容を検討する。</p> <p>(2) 子どもに自分自身や家庭のことを振り返り、周囲との関係や生活を再構築する時間を確保する。</p> <p>(3) 子どもが自身の生活等に関する今後の方針に主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行うとともに、環境を整える。</p> <p>(4) 子どもの精神状態を把握し、子どもの心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう支援する。</p> |
|---|

児童が一時保護所で生活する時間は、一時保護を開始した日から最大2ヶ月、必要があると認められる場合には、継続して一時保護をする。そのため、一時保護所は短期間過ごす緊急避難場所という側面よりも、子どもの生活の中心となり、子どもの今後の人生に大きな影響を与える重要な時間としての側面が大きい。

「一時保護所に関するガイドライン」どおりに子どもの権利を守り、保護を実施していくためには、子どもの生命の安全を確保できる一時保護所のハード、ソフト両面での体制整備が必要となる。

そこで一時保護所を設置している中央児童相談所、平塚児童相談所、厚木児童相談所がその目的を最大限に発揮できるような環境が整備されていることを検証することは重要なことであると考え、ソフト面に視点をおいて検討する。なお、ハード面については、「児童相談所の物品管理状況」の項で別途検証する。

(2) 監査の内容

ア 子ども成長に合わせた食事の提供に関する現状分析

一時保護所に入所する児童の多くは、入所前に満足な食事の提供を受けられなかった、もしくは偏った食事を取っていたケースが多く見受けられる。そのため、一時保護所の食事は、単なる栄養の提供にとどまらず、「家庭的雰囲気体験させる」、「家庭料理の堪能」、「家庭の温かみを知るための食育」という役割もある。また、入所児童は0歳～18歳と幅広く、成長期に該当する年齢層のため、子どもの成長に合わせた食事の提供が必要となってくる。

そこで中央児童相談所、平塚児童相談所、厚木児童相談所の一時保護所の食事の内容等について、児童福祉施設等である子ども自立生活支援センターとおおいそ学園も比較の対象として検討する。

(ア) 給食業務の運営方法の比較

所属名	運営方法
中央児童相談所	条件付き一般競争入札による給食業務委託
平塚児童相談所	直営
厚木児童相談所	直営
子ども自立生活支援センター	公募型プロポーザル方式による随意契約
おおいそ学園	直営

子ども自立生活支援センターは、旧中里学園が閉所し、平成29年度に開設された新しい施設である。開設前に給食業務を委託にするのか直営にするのかの検討があり、コ

スト面から委託とすることになった。委託を採用しているのは、中央児童相談所と子ども自立生活支援センターとなるが、選定方法が異なっている。

子ども自立生活支援センターが業者の選定方法に公募型プロポーザル方式を採用した理由は、児童福祉施設等での食事の提供には、入所者には好みや体調、症状等を把握してきめ細やかな配慮が必要で、コスト面だけを重視できず、委託業者のノウハウや提案内容を審査する必要があったためである。一方で、平塚児童相談所、厚木児童相談所及びおおいそ学園が直営を継続している理由は、単なる食事の提供にとどまらず、食育の一環として捉えて様々な取り組みを臨機応変に継続したいという方針があるためである。

委託化で最も懸念されることは、コスト面を重視して節約することによって、食事の質が低下することである。また、児童の様々な年齢層と体調等に配慮して臨機応変な柔軟な対応が委託化では困難となる可能性がある。中央児童相談所が、コスト面を重視した「一般競争入札」を採用している点において、他と性質を異にしていると言える。

(イ) コストの比較検討

中央児童相談所のみが給食業務でコスト面を重視していることが判明したため、コストの比較を行った。

所属	中央	平塚	厚木	子ども自立生活支援センター	おおいそ学園
運営方法	条件付き一般競争入札	直営	直営	公募型プロポーザル方式による随意契約	直営
コスト集計（単位：円）					
給食業務委託	24,521,207			44,971,200	
常勤職員給与		24,282,620	8,213,890		
非常勤職員報酬		6,083,920	2,166,901		2,756,640
栄養士報酬	2,738,484	2,962,107	3,154,071	13,366,966	5,171,001
臨時職員報酬			3,881,541		4,462,452
日々雇用職員報酬			352,264		21,668
再任用調理職員		8,685,406	8,119,145		13,122,636
賄材料代		7,302,494	8,608,650	39,627,284	19,901,830
合計額〈A〉	27,259,691	49,316,547	34,496,462	97,965,450	45,436,227

施設定員〈B〉	30人	25人	25人	96人	32人
〈B〉×365日 ×3食=最低必要食数=〈C〉	32,850食	27,375食	27,375食	105,120食	35,040食
〈A〉／〈C〉	829.8円	1801.5円	1260.1円	931.9円	1296.6円

※おおいそ学園は定員60名であるが、暫定定員が32名であるため、暫定定員を記載した。

※最低必要食数は、育ち盛りの児童等の栄養を考慮して、間食（おやつ）も提供されている。また、入退所が頻繁であるため3食の提供がない児童、野外行事で外出の場合もあるが、計算の便宜上、3食で計算している。

一時保護所はほぼ毎日満床状態にあるため、定員数をもとに児童一人当たりの給食業務のコストを計算した。試算の結果、条件付き一般競争入札がコスト面で抑えられていることがわかる。

イ 問題点

中央児童相談所の積算の問題点は、中央児童相談所の給食調理業務委託は、契約手続き及び業務の簡素化を図る目的で、中央児童相談所と同一建物内の総合療育相談センター（以下「相談センター」という。）と併せて一括契約している点である。

【委託取引の概要】

契約方法	条件付き一般競争入札
委託先	A社
委託業務の内容	給食及び配膳等業務
契約額（A）	22,271,760円
予定価格（B）	22,631,400円
割合（A／B）	98.4%

※一括契約しているため、契約額は中央児童相談所と相談センターの予算比率により按分している。

【契約額年度推移】

平成28年度	平成29年度	平成30年度
21,870,000円	22,012,560円	22,271,760円

積算内容の詳細を確認したところ、委託契約に相談センターの定員19名分も契約金額に含まれていた。

当該給食業務仕様書では、年間想定食数は、1日当たり食数93食×365日＝33,945

食として計算されている。1日当たり食数93食という食数自体、一時保護所の定員30名×3食=90食であるから、相談センターの定員19名分を考慮すると、入札の積算時点で、最低必要食数の積算が過小であることは明らかである。相談センターの定員19名分を含めて上記ア（イ）の計算を行うと一人当たりの給食業務のコストは更に安くなる。

【給食業務仕様書】

給食業務内容

（2）摂食者の定員及び食数はおおむね次のとおりであり、年間想定食数は3万4千食（1日当たり食数約93食。ただし、間食は昼食の一部として、この食数に含まれている。）とするが、食数は時季的に変動することがある。

ア 病棟入所者（定員19人）

整形外科的手術、機能訓練、障害程度の評価、短期入所等による入所者（乳児から成人までを対象とするが、主には幼児、学童が大部分である。）

イ 一時保護児童（定員30人）

幼児から18歳未満の児童を家庭の事情等により一時的に保護する。

ウ 検食・指導食・職員食等（1日平均約18食、前号の想定食数に含む）

エ 保存食は別途保存する。

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間想定数（A）	33,700食	33,700食	34,000食
実際年間食数（B）	38,564食	39,466食	40,837食
不足（A）－（B）	4,864食	5,766食	6,837食

3年間を通して年間想定数を超えていることがわかる。

平塚児童相談所及び厚木児童相談所において、児童の好みや体調、症状等を把握してきめ細やかな配慮をしていることと比較すると、契約において「年間の食数が想定食数の10%を超えて増減した場合は、10%を超える増減率を契約金額に乗じた額を契約金額に加減する。」との特記事項のみとなっているのは、簡単な積算をしているように感じる。

ウ 改善に向けての検討

（ア） 中央児童相談所の積算についての検討

中央児童相談所の入札の積算は、積算当初から年間想定食数が過小に見積もられてい

る上、当初から子どものおかわりは想定していない。そのため、成長期の男子からはおかわりがほしいとの意見もあるとのことであった。一方で、平塚児童相談所及び厚木児童相談所では、子どもが満腹感を味わえるよう、おかわりは十分できるだけの食事の提供はしているとのことであった。過去3年間の実績を見ても、毎年想定食数を超過していることを勘案すれば、仕様書に特記事項を付すのではなく、契約段階では定員数で想定し、できる限り現実に近似する年間想定数にて積算する改善が必要である。また、子どもの待遇の公平性確保の観点から、一食当たりの単価は、5児童相談所及び子ども自立生活支援センター、おいそ学園で同等となるように検討する必要がある。

(イ) 中央児童相談所の契約内容についての検討

各出先機関で食事に対する取組みや児童とのコミュニケーションの内容をヒアリングした。

【児童相談所と児童福祉施設等での取組み】

所属	取組みや児童とのコミュニケーション内容
中央児童 相談所	① おかわりができないという児童からの要望がある。 ② 厨房のところで食器の片付けで運んでくる子どもに食べたいメニューをヒアリング、食事の反応を観察することとしている。
平塚児童 相談所	① 子どもの意見を聞く取組 子どもの安心・安全な生活の確保のため、毎週末子どもから聞き取りを行うことを開始している。その中で、食事に関する要望やリクエストを聞き取り入れている。レトルト食品など単品の食事ではか食べたことがない児童もいることから、栄養のバランスだけではなく、家庭の味を知ってもらうために、主菜、副菜、汁物を揃えることによって彩りや家庭の味を楽しんでもらえるように努めている。 ② ふれあいノートの設置 子どもの悩みや要望を聞くために「ふれあいノート」を設置している。これにより、直接に話せない内容や直接話すことに慣れていない子どもからの声も聞いている。これにより、食事に対する希望や不満を聞くことを可能にしている。
厚木児童 相談所	一時保護所の食事は、単なる食事の提供にとどまらず、食育の一環として捉えて様々な取り組みを行っている。 ① いえそう会の設置 目的：神奈川県厚木児童相談所一時保護所の入所児童が一時保護所で安全で安心した生活が送れ、また、一時保護所での支援内容の充実を図るために児童の意見表明の機会を保証していく。 根拠：神奈川県厚木児童相談所一時保護所いえそう会実施要領

	<p>内容：毎月1回、一時保護所の職員が個別の面接により一時保護所の生活についての希望や悩み等を児童から聴取する。</p> <p>効果：支援内容の充実のために活用する。聴取内容に「食事のリクエストメニュー」を挙げて、児童の意思表示をする機会を提供する。児童からの意思表示をもとに、献立を検討し、定期的に献立にリクエストメニューを取り入れる。リクエストにより決定された料理には、週間献立表に「リクエスト」であることを表示し、児童に意思表示をする喜び、意思表示をして取り上げてもらえた場合の達成感や自信を与えることができる。</p> <p>② いえそう会以外にリクエスト会の実施</p> <p>目的：児童に意見を表明する機会を複数回作る。個人の目標を立てる訓練をする。栄養士にリクエストをすることにより、意見を直接言う機会を作る</p> <p>効果：食の楽しみを児童に知ってもらう。</p> <p>③ 食生活推進会議の実施</p> <p>平成30年度に食事について重点課題として取り上げて、年3回実施している。そこで、児童からの希望を取り入れて、調理実習によるおやつ作りの時間を新たに月1回行うこととした。また、普段の食事の様子から、子どもの感想や満足度について意見交換して、情報共有や改善を常時試みている。</p> <p>④ 手作りの徹底</p> <p>児童に手作りの食事を取ってもらうために出来合のものは使用せずに、手作りを徹底している。</p>
<p>子ども自立生活支援センター</p>	<p>① メニューは食育的な視点と取り入れて作成している。</p> <p>② 子どもからのリクエストは随時受け付け、栄養士と子どもが直接会話したり、職員から伝達されたり、相互協力の下、子どもが楽しんで食事ができるように取り組んでいる。</p> <p>③ 意見箱に、リクエストメニューが入ることがあり、メニューに取り入れるようにしている。平成30年度は220件のリクエストメニューを実施した。子ども達が自分のリクエストが取り入れてもらえたことを喜べるように、メニュー表にリクエストメニューであることがわかるように工夫している。</p>
<p>おいそ学園</p>	<p>① メニューの工夫</p> <p>成長発育期に必要な栄養素が不足しないよう、児童の嗜好を取り入れながら献立を考えている。家庭的な食事を基本としつつ、季節の料理や郷土料理、高等部が栽培した野菜を使ったメニューなど、自然の恵みや食文化に触れ、楽しんで食事できるように工夫している。</p> <p>② 食育の推進</p> <p>児童が食や健康に関する正しい知識や食習慣を身につけ、楽しく食事できるように給食便りの発行などを行っている。</p> <p>③ うmyめしプロジェクト（うまいめしぷろじえくと）</p> <p>児童自身が考案した献立を給食として提供し、プロジェクトを通し、バランスの良い食事の考え方を</p>

学び、自らが実践する力を育む。

出先機関の取組み内容を比較すると、直営の方が、臨機応変に様々な子どもの要望に応えやすいことがわかる。子ども自立生活支援センターでは、委託化を採用しても、公募方式プロポーザル方式により業者選定している点において、コスト面だけを重視していない。また、職員の創意工夫により、委託のデメリットを補っている。

中央児童相談所と相談センターとを一括契約にするならば、双方の施設入所者にあった食事の提供ができるよう多様なニーズに応える契約にする必要がある。それが困難であるならば、業者の選定方法を変更する、もしくは別契約にする等の検討により改善が必要である。

(ウ) 子どもの待遇の公平性確保の実現

いずれの児童相談所でも成長期の児童が集まるということは同じで、同じ県下にある児童相談所や児童福祉施設等において、保護される場所により、子どもの満足度が異なることは、子どもの待遇の公平性を欠く。現在の中央児童相談所の積算、契約方法は、他と比較し簡単な方法で算定され、1食あたりの単価が他の施設と比較し低額の設定となっている。業者の実際の人件費を把握することはできない競争入札の場合は、内容の詳細までは把握していないため、人件費等、別の経費が高騰すれば、それに充当するため、材料費をカットされるリスクもある。

実際に、中央児童相談所の児童から「おかわりがほしい」等、食事の量に満足感が得られていない様子が見られる。コスト面を重視するあまり、子どもの待遇が低下することは問題であり、最低限、人件費などを除いた1食当たり材料費単価が同等となるように契約方法、契約内容等に配慮する必要がある。

(3) 指摘事項及び意見

(意見1) 中央児童相談所の年間想定食数の改善

中央児童相談所の給食調理業務委託の積算の根拠となる「年間想定食数」は、当初より不足している。児童相談所は、一年を通して満床であることが多いため、積算時には、中央児童相談所と相談センターの定員分を最低限確保する必要がある。定員数に基づき年間想定数にて積算するよう改善を要望する。

(意見2) 中央児童相談所の業者選定方法の検討

一時保護所の食事の提供は、幅広い年齢層の子どもへの配慮と体調等アレルギーにも

十分な気配りが必要である。相談センターと一括契約にするならば、双方の施設入所者にあった食事の提供が必要である。多様なニーズに応えることが困難であるならば、業者の選定方法を変更する、もしくは別契約にする等の検討をし、施設間格差が生じないよう改善を要望する。

(意見3) 子どもの待遇の公平性の確保

同じ県下にある同質の施設で、入る施設により待遇に格差があるのは、子どもの待遇の公平性の観点から問題がある。給食調理業務が直営か委託であることを問わず、同質の待遇となるように、最低限、人件費などを除いた1食当たり材料費単価が同等となるように契約方法、契約内容の改善を要望する。

9 児童相談所費

(1) 事業の概要

ア 目的・内容

5 児童相談所の維持運営費経費

イ 概要

(ア) 児童相談所維持運営費

a 児童相談所維持運営費

(a) 目的：児童の養育についてのあらゆる相談を受け、必要に応じて児童の家庭状況、生育歴などを専門的な角度から調査・判定し、適切な保護・指導を行うために設置されている児童相談所の維持運営。

(b) 根拠：児童福祉法第12条

(c) 事業主体：県

負担割合 国定額

(d) 内容：児童相談所の維持運営経費。

・庁舎管理所属 平塚、鎌倉三浦地域、厚木

・合同庁舎等入庁所属 中央、小田原

(e) 執行額の性質別(節)内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額							内容説明
	本課	中央	平塚	厚木	鎌倉三浦	小田原	その他	
報酬		6,882	6,876	7,580	479	314		非常勤職員報酬
共済費		809	854	1,067				非常勤職員の社会保険料負担
報償費			5	2,111	124	441		講師等謝礼
需用費		1,462	2,703	2,625	3,246	1,001	8,016	消耗品、食料費、ガソリン代、賄材料費等
役務費	29	128	4,781	4,607	5,702	309	159	郵便料、措置児童送迎、面接通訳派遣費等
委託料		13,610	3,884	487	8,965		15,236	全国共通ダイヤル及びテレフォン相談業務委託、エレベーター保守点検委託、機械警備委託等
使用料及び賃借料		892	429	2,145	882	629	399	自動車借上料、駐車料金等
備品購入費		81		100				
負担金、補助及び交付金		14	14	14	14	14		全国児童相談所会費
計	29	23,881	19,549	20,738	19,414	2,710	23,813	

b 児童相談所一時保護所運営費

(a) 目的：児童の養育についてのあらゆる相談を受け、必要に応じて児童家庭状況、生育歴などを専門的な角度から調査判定し、適切な保護・指導を行う一つとして実施される一時保護施設の運営。一時保護所の維持運営を行うことにより、児童の福祉向上につながる。

(b) 根拠：児童福祉法

(c) 事業主体：県

(d) 内容：児童相談所の決定のより実施される一時保護施設の運営経費。

(e) 執行額の性質別(節)内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額						内容説明
	中央	平塚	厚木	鎌倉三浦	小田原	その他	
需用費	1,184	11,672	12,890			3,554	消耗品、食料費、賄材料費等
役務費	98	3	421				郵便料、一時保護児童の外出交通費、面接通訳派遣費
使用料及び賃借料	984	68	82			1,182	自動車借上料、リース料、入場料
備品購入費			147				避難車購入
計	2,266	11,744	13,541			4,737	

c 児童相談所一時保護所心理職員雇用費

(a) 目的：一時保護所に保護した児童の不安を解消し、心のケアを図る。もって、一時保護した児童の精神的健康の回復・保持・増進につながる。

(b) 根拠：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条第3項

(c) 事業主体：県

負担割合 県1/2 国1/2

(d) 内容：緊急保護した児童の心理療法の実施、保護児童の心理検査や評価の実施、一時保護所職員への助言。

(e) 執行額の性質別(節)内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額					内容説明
	中央	平塚	厚木	鎌倉三浦	小田原	
共済費	19	23				非常勤職員の社会保険料負担
計	19	23				

d 児童相談所業務強化対策事業費

(a) 目的：児童の複雑困難な問題に迅速かつ適切に対応できるよう児童相談所の機能強化を図る。専門性や多様な支援メニューを確保、提供することで適切な支援を行うことができる。

(b) 根拠：児童福祉法

(c) 事業主体：県

負担割合 県1/2、国1/2

(d) 内容：児童相談所の機能強化の推進

(e) 執行額の性質別（節）内訳 (単位：千円)

節の名称	30年度決算額					内容説明
	中央	平塚	厚木	鎌倉三浦	小田原	
報償費	2,421	1,397		62	1,867	講師謝礼
需用費	443	277	512	513	452	印刷製本費、消耗品、食料費、賄材料費
役務費	55	2	36	56		保険料、交通費
使用料及び 賃借料		36	3	69		リース料
計	2,920	1,714	551	700	2,319	

e 一時保護児童教育推進事業費

(a) 目的：虐待等の理由により児童相談所一時保護所に保護されている児童については、小中学校への通学ができず教育が受けられないことから、一時保護所において教育を実施する。一時保護児童の教育機会を保障するとともに、児童の年齢、学習の進捗状況に応じた学習指導を行い、児童の学力向上に寄与する。

(b) 根拠：児童虐待防止対策支援事業実施要綱

(c) 事業主体：県

負担割合 県1/2、国1/2

(d) 内容：一時保護所を併設している児童相談所（中央児童相談所、平塚児童相談所、厚木児童相談所）に各1名計3名の教員資格者を配置する。

(e) 執行額の性質別（節）内訳 (単位：千円)

節の名称	30年度決算額					内容説明
	中央	平塚	厚木	鎌倉三浦	小田原	
共済費		30				非常勤職員の社会保険料負担
計		30				

f 児童相談所車両整備費

(a) 目的：児童相談所における公用車の整備費。児童相談所の維持運営及び入所児童の処遇の向上を図ることができる。

(b) 事業主体：県

(c) 内容：児童相談所において業務に必要な公用車を整備する。

(d) 執行額の性質別（節）内訳 (単位：千円)

節の名称	30年度決算額					内容説明
	中央	平塚	厚木	鎌倉三浦	小田原	
備品購入費			784			軽自動車の購入
計			784			

(イ) ふれあい心の友訪問援助事業費

a 目的：不登校児童及び情緒障害児童に対し、大学生等（メンタルフレンド）を派遣し、児童及び保護者とのふれあいを通じて児童の健全な育成を援助する。ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助する。

効果：児童の健全育成につながる。

b 根拠：ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱、
神奈川県ふれあい心の友訪問援助事業実施要綱

c 事業主体：県

負担割合 県1／2、国1／2

d 内容：児童の兄・姉に相当する世代を中心に、児童福祉に理解と情熱を有する大学生等（メンタルフレンド）を、支援を要する児童の必要な家庭に派遣し、児童との交流を図る。

e 執行額の性質別（節）内訳 (単位：千円)

節の名称	30年度決算額					内容説明
	中央	平塚	厚木	鎌倉三浦	小田原	
報償費	51	99	67	6		メンタルフレンド活動費
需用費	20					複写代
役員費	3	2	1	4	1	メンタルフレンドボランティア保険、郵便料
計	74	101	68	10	1	

(ウ) 子どもの人権相談室推進事業費

a 目的：子どもの最善の利益及び意見表明権を確保し、子どもたち一人ひとりの主体性と人権を尊重する社会づくりを推進する。子どもの最善の利益や人権を尊重する社会づくりにつながる。

b 事業主体：県

負担割合 県 1/2 国 1/2

c 内容：基幹的職員研修事業、権利擁護研修等事業

d 執行額の性質別（節）内訳 (単位：千円)

節の名称	30年度決算額						内容説明
	本課	中央	平塚	厚木	鎌倉三浦	小田原	
報償費	138	199					児童福祉施設職員等研修費
委託料		13,608					全国共通ダイヤル及び子ども テレフォン相談業務委託
計	138	13,807					

(エ) 児童相談所業務支援システム費

a 目的：引き続き増加傾向にある児童虐待相談に対し、迅速かつ適切に対応できるよう、相談情報のデータベースシステムを運用する。

効果：情報の共有化を徹底することにより事故防止に寄与する。

b 根拠：児童福祉法

c 事業主体：県

d 内容：システム運用、改修

e 執行額の性質別（節）内訳 (単位：千円)

節の名称	30年度決算額						内容説明
	本課	中央	平塚	厚木	鎌倉三浦	小田原	
需用費		300	100	100	100	100	複写代、事務用品代、 プリンタートナー代
委託料	3,553						システム運営経費
計	3,553	300	100	100	100	100	

(オ) 虐待防止対策推進費

a 目的：児童虐待に適切に対応し、再発防止を図るため、保護者に対するカウンセ

リングや、医療機関による虐待事案への専門支援体制を整備する。また、法的に複雑なケースに迅速・的確に対応するため、児童相談所に弁護士を配置する。複雑かつ深刻化する相談について、医学、法律等、専門的見地から助言を得ることにより効果的に子どもや保護者へ支援する。広報・啓発等により地域全体としての関心を高め、未然予防にもつなげる。

b 根拠：児童虐待防止対策支援事業実施要綱

c 事業主体：県

負担割合 県1/2、国1/2

d 内容：〈カウンセリング強化事業〉精神科医等が、児童相談所職員に対し、定期及び随時、相談支援にあたっての専門的な助言・指導を行う。〈医療サポート事業〉児童虐待の事実認定のために、専門的な医学的所見を必要とする場合、医療機関に診断を依頼する。虐待相談のうち、親子関係再構築を促進するため、委託した医療機関に親子関係評価又はカウンセリング等を依頼する等〈児童虐待防止対策研修事業〉改正児童福祉法により義務化された児童福祉司任用後研修及び要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職任用後研修の実施。

e 執行額の性質別（節）内訳

（単位：千円）

節の名称	30年度決算額						内容説明
	本課	中央	平塚	厚木	鎌倉三浦	小田原	
報酬		11,546	7,824	7,933	4,242	3,678	非常勤職員報酬
共済費		1,601	984	976	534	445	非常勤職員の社会保険料負担
報償費		1,820					講師謝礼
旅費		135	134	4	134	134	非常勤職員旅費
需用費		457					印刷製本費、消耗品
委託料	270	604	324	1,971	60	402	代理人契約委託料、医療サポート事業委託料、児童相談所長研修委託
負担金、補助及び交付金		17	44	49	23	22	社会福祉士実習講習会受講料、専門講座受講料
計	270	16,182	9,312	10,935	4,996	4,683	

(カ) SNS児童虐待防止相談事業費

a 目的：虐待の早期発見・早期対応を目的として、虐待、子育ての不安、しつけ等の様々な子どもの悩みに関する相談を受け付けている「子ども・家庭110番」に、SNSを取り入れることで、若年層や電話（番号）を持たない生活困窮層など、より幅広い層からの相談を受け入れやすくする。

b 事業主体：県

c 内容：SNSを利用した相談窓口を開設し、虐待等に関する相談を、期間を限定して実施し、効果の測定、課題の検証等を行う。

d 執行額の性質別（節）内訳 (単位：千円)

節の名称	30年度決算額						内容説明
	本課	中央	平塚	厚木	鎌倉三浦	小田原	
需用費	160						カード等制作費
委託料		10,012					SNS相談業務委託料
計	160	10,012					

(キ) 予算額・決算額 (単位：千円)

細事業	細々事業	29年度	30年度	30年度							
		決算額	予算現額	決算額							
				本課	中央	平塚	厚木	鎌倉三浦	小田原	その他	
	児童相談所維持運営費	154,921	158,442								
	児童相談所維持運営費	—	—	29	23,881	19,549	20,738	19,414	2,710	23,813	
	児童相談所一時保護所運営費	—	—		2,266	11,744	13,541			4,737	
	児童相談所業務強化対策事業費	—	—		2,920	1,714	551	700	2,319		
	一時保護所教育推進事業費	—	—			30					
	児童相談所心理職員雇用費	—	—		19	23					
	児童相談所車両整備費	—	—				784				
	子どもの人権相談室推進事業費	14,611	14,398	138	13,807						
	虐待防止対策推進費	40,461	47,155	270	16,182	9,312	10,935	4,996	4,683		

ふれあい心の友 訪問援助事業費	345	709		74	101	68	10	1	
児童相談所業務 支援システム費	6,447	4,254	3,553	300	100	100	100	100	
S N S 児童虐待 防止相談事業費	—	10,278	160	10,012					
計	216,788	226,497	4,151	69,464	42,575	46,719	25,220	9,814	28,550

(2) 監査の内容

ア 立替金の処理の検討

児童相談所は、要保護児童の移送、担当家庭や里親等への訪問に車両による移動は欠かせない。そのため、緊急の場合も多く、出先での駐車料金やタクシー代、有料道路通行料が予期せずにかかることは頻繁に起こる。

事前の出張計画のもと、前渡金の支払を受けることが原則であるが、出先で駐車料金等を支払った場合には、職員の立替となる。立替金の請求をする場合には、神奈川県財務規則に従い、帰庁後又は支払後3日以内に請求する必要がある。

【神奈川県財務規則】

(立替金の請求)

第107条 緊急で、かつ、予期しなかった経費を立替払いした職員は、帰庁後又は支払後3日以内に証拠書類を添付して支出命令権者又は前渡金受領職員に立替金を請求することができる。

資金前渡により難しいもので、立替えて支払うことのできる経費

- (1) 出張先における通信、複写、運搬、借上、人夫雇上、自動車等の小破修理に要する経費
- (2) 公用車の有料道路通行料金、有料駐車場利用料金
- (3) 運賃着払等の場合の経費
- (4) 犯罪の捜査若しくは被疑者の護送に要する経費
- (5) 児童福祉施設等の要保護児童の移送に要する経費
- (6) 非常災害発生時及び事件又は事故に係る緊急対応の初動に要する経費

5児童相談所の監査を実施した結果、中央児童相談所にて3日以内の立替金の請求の請求期限が守られていなかった。3日以内に立替金請求がされないことが頻繁に起こらないように務める必要がある。

業務の繁忙の中、神奈川県財務規則に規定する3日以内の立替金の請求が過ぎてしまった場合において、業務でかかった経費を職員が自己負担してしまうことは望まし

くない。立替金の請求期限が守られていない児童相談所においては、改めて文書等により呼びかけ、業務上の経費については、3日以内に立替金の請求を挙げるよう、管理課で呼びかけ、財務規則に則り、確実に立替金請求がされる必要がある。

(3) 指摘事項及び意見

(指摘事項) 立替金請求の遅延

中央児童相談所にて、3日以内の立替金の請求が徹底されていなかった。業務の繁忙から後回しになる、もしくは少額であった場合に、自己負担としがちな立替金の精算であるが、3日以内に立替金請求を失念した場合に、業務上発生した経費を職員が自己負担することがあってはならない。管理課で、改めて文書等により、職員に呼びかけることにより、神奈川県財務規則の規定に従い、発生した諸経費の立替金が確実に請求されるよう徹底する必要がある。

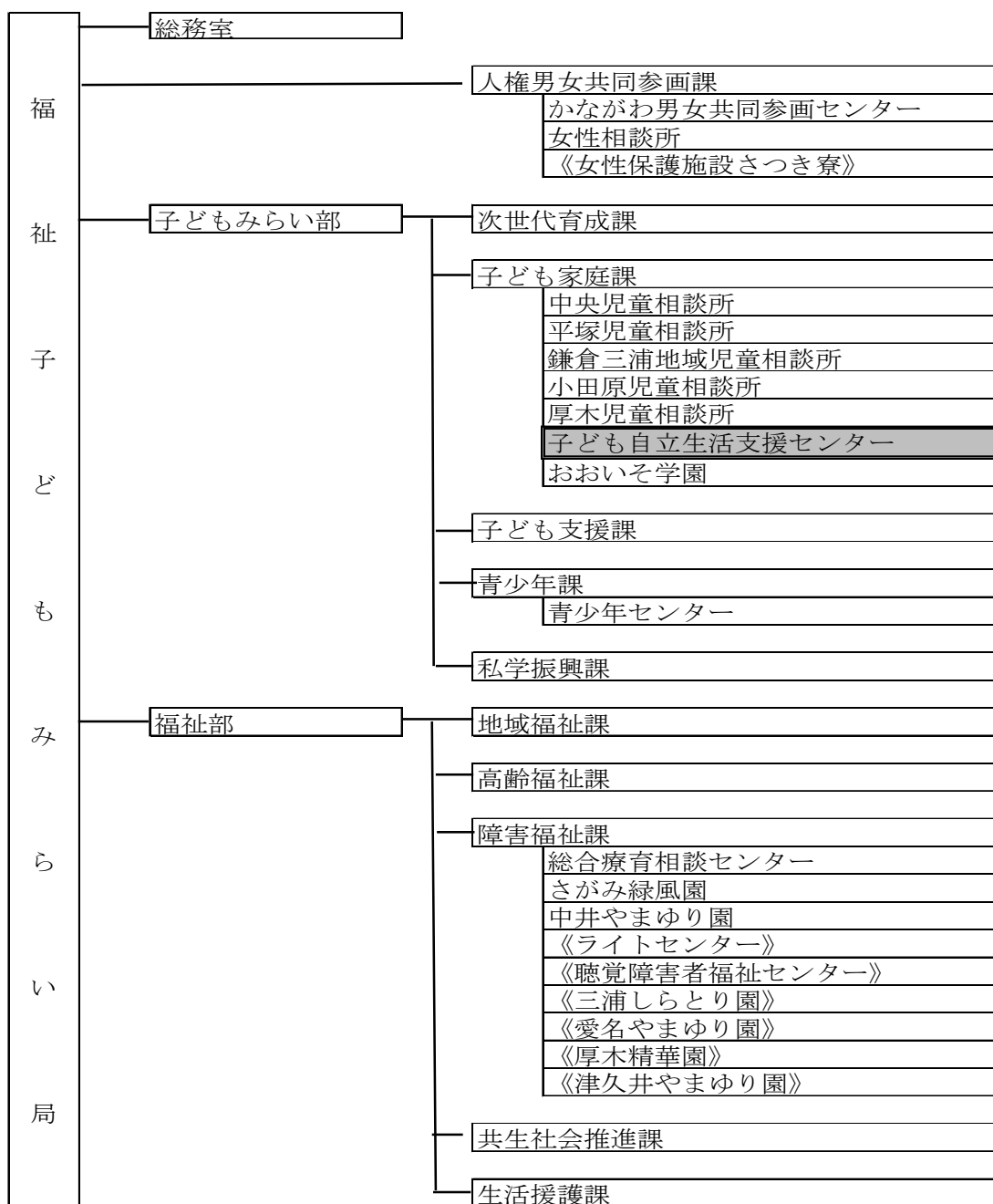
第3節 子ども自立生活支援センター

1 子ども自立生活支援センターの組織と分掌事務と予算執行状況

(1) 概要

子ども自立生活支援センターは、乳児院、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設の3つの施設を一体的に運営し、発達障害、知的障害のある子どもに対し、心理・医療等の専門的ケアを行うことを所掌している。

(2) 組織



《 》は指定管理施設

(3) 分掌事務

組 織	分 掌 事 務
管理課	○ 予算経理、財産管理、物品調達 ○ 給食 ○ 診療費、処置費、福祉サービス利用料
自立支援課	○ 入退所などに関する家庭や関係機関との調整 ○ 入所児童に関する相談対応 ○ 入所児童への心理治療および日中活動支援
子ども第一課（乳児院）	○ 乳幼児の生活支援 ○ 乳幼児の一時保護 ○ 入所児童の家族支援
子ども第二課（福祉型障害児入所施設）	○ 知的障害児の生活支援 ○ 在宅知的障害児の短期入所支援 ○ 在宅知的障害児の一時保護
子ども第三課（児童心理治療施設）	○ 情緒障害児や発達障害児への専門的な心理治療および生活支援 ○ 施設内教育（分校）との連携による教育補助 ○ 地域生活に向けた関係機関との調整
医務課	○ 入所児童の診療、健康管理、医学的指導 ○ 福祉専門職、学校教員への医学的知見からの助言・指導

(4) 子ども自立生活支援センターの予算執行状況

平成 30 年度予算執行状況（収入執行状況表、支出執行状況表計上額）の概要は、次のとおりである。

【歳 入】 (単位：千円)

科目（款）	収入済額
使用料及び手数料	22,022
諸収入	34,552
計	56,575

【歳 出】 (単位：千円)

科目（事業）	支出済額
(目) 一般管理費	
給与費等	75,605
(目) 人事管理費	
職員健康管理費	17
(目) 国際交流推進費	
国際交流・協力事業費	615
(目) 児童福祉総務費	
里親制度推進費	4,354
(目) 児童福祉施設費	

	県立児童福祉施設維持運営費	248,538
	合 計	329,130

2 職員賄料収入の納付遅延

(1) 概要

子ども自立生活支援センターでは、職員が給食、指導食若しくは検食として食事をした場合、職員から徴収した給食代は賄給食代として県の収入となっている。

賄給食代の徴収方法は、納付書を作成し職員に直接金融機関等で納付する方法、給与から控除する方法、現金徴収する方法があり、所属により徴収方法は様々である。子ども自立生活支援センターでは、納付書を作成して職員自らが直接金融機関等で納付する方法を採用している。

(2) 監査の内容

ア 賄料収入の徴収の現状

子ども自立生活支援センターは平成 29 年度の設置当初から、職員賄料給食代を納期限内に納付ができない者が見受けられ、平成 29 年度及び平成 30 年においては、毎月 10 件程度、未納が発生していた。未納者に対しては、管理課が督促状を発行している。

【職員賄料収入及び年度末現在の収入未済額】

年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入済額	6,255,163 円	8,483,492 円
収入未済額	124,344 円	58,113 円

別項で述べた通り、おおいそ学園は、給与から控除する方法を採用している。年度中途での職員の入れ替わりが少なく、勤務形態が比較的安定的なため、納付書作成業務よりも給与より控除する方が、効率的であると判断している。

一方、子ども自立生活支援センターで納付書による徴収する方法を採用しているのは、職員数が安定的なおおいそ学園と比較し、常時 160 名を超える職員数が在籍していること、宿直や変則勤務等、様々な勤務形態で働く職員で構成された職場であること等により、給与から控除することは管理課の負担を増大させ、納付書の作成業務の方が効率的な方法と判断されたためである。開所初年度から職員賄料収入について納付遅延が発生してしまっていることについて、平成 29 年度の中途から、納付遅延の対策を練っている。平成 30 年度より、障害福祉サービス費の収入未済額と併せて、職員賄料収入につ

いても費用徴収会議を開催して、解消へ向けた取り組み方法を検討することとなった。平成30年度においては、3ヶ月毎、合計4回開催したが、管理課主導のもと、職員の納付期限遅れの対策は取られているものの、毎月督促状の発行の業務は発生している。

イ 問題点

職員の納付期限の遅延が発生する要因は、宿直や変則勤務等、様々な勤務形態で働く職員で構成された職場であるため、金融機関へ納付に行く時間が取りにくい等を理由に多少遅れても問題ないという職員の意識も働いている。業務の繁忙等、仕事の性質上の問題も理解できるが、結果的に納入遅れは自己の職場に、自己の食事代を立て替えてもらっているという状況を生み出している。加えて、督促状の発行や、職員へ納付を促すことも管理課員の心理的負担となり、時間コストを掛けていることとなる。

ウ 改善への検討

神奈川県職員として納入意識の改革と、規則は守るべきものであるという認識を正しく持つことが基本である。管理課からの期限内納付の呼びかけと職員の意識改革をすることにより、納期限内に納付することを徹底する必要がある。

また、納付書により納付する方法の欠点は、金融機関の取扱時間帯内に納付しなければならないという時間制約があることである。必要に応じて費用対効果を検証し、現金徴収等、職員及び管理課職員双方の負担が軽減できる早期回収方法を検討することにより改善することを要望する。

(3) 指摘事項及び意見

(指摘事項) 職員の食事代支払遅延

職員の支払遅延は、県が県職員の食事代を立替えているという状況を生み出していることとなる。また、管理課職員の心理的負担を増大させ、督促状の発行等の管理課業務が無駄に追加される結果となっている。職員に対し、規則は守るべきものであるという意識改革を行い、納期限内での納付を徹底する必要がある。

(意見) 納付方法の検討

職員及び管理課職員の事務負担を軽減できるよう、納付書による納付方法に代わる方法について、必要に応じ、検討することを要望する。

3 給食調理業務の連携によるコスト削減の検討

(1) 概要

児童相談所の一時保護所と児童福祉施設等の給食業務の運営方法は、県の直営と委託がある。平成 29 年度開所の子ども自立生活支援センターは、実績・能力・企画内容とコスト削減の視点も取り入れた公募型プロポーザル方式による随意契約での委託化を採用した。

一方で、平塚児童相談所及び厚木児童相談所では、直営での継続を望む意見も聞かれた。そこで財務に関する事務の執行方法で、効率的にコスト削減できないかを検討する。

(2) 監査の内容

ア 子ども自立生活支援センターの委託化の概要

公募型プロポーザル方式による随意契約で、実績・能力・企画内容の視点から委託した業者の選定理由は次のとおりとなっている。

- | |
|--|
| <p>① 県立足柄上病院や東海大学医学部付属大磯病院など小児科及び産婦人科病床を有する病院での給食調理業務の受託実績があることから、<u>病気に伴う食事制限や障害に伴う多様な食形態、乳児への調乳など幅広い食事・食形態を提供するセンターにおいても、着実に食事を提供するノウハウを有している。</u></p> <p>② 茅ヶ崎市内及び南足柄市内に営業所を有し、エリアマネージャーとの密な連携を有していることから、<u>緊急時には営業所の従業員やエリアマネージャーがセンターに駆け付けて業務のフォローにあたる</u>など、危機管理面で優れた対応をとることができるとともに、全営業所において HACCP に基づく衛生管理マニュアルにより作業場の衛生管理を徹底していることから、衛生面でも信頼のおける対応を取ることができる。</p> <p>③ 入所児童の食事場面を直接見て、<u>児童の好みや体調、症状を把握し、献立への反映を検討するなど、センター入所児童の嗜好や特徴を積極的に把握し、業務に反映する姿勢を示しており、入所児童の健全な発育・発達に好影響を与えることが期待できる。</u></p> |
|--|

委託業者のノウハウを考慮した上で、子ども自立生活支援センターに 2 人、委託業者にも栄養士が配置されている。双方に栄養士が配置されているのは、担当者によると、センター栄養士と受託者栄養士の連携するため、両者の協力により、現在の食事水準を維持しているとのことであった。

コスト面を重視した場合、十分なノウハウを有する委託業者にも栄養士が配置されているのだから、神奈川県側では一施設に 1 人の栄養士を配置すれば足りるとの考えもあると考えられる。しかし、子ども自立生活支援センターのような特別な配慮が必要な施

設では、1人の栄養士で現在の業務水準を保持することは難しいとの声が聞かれた。

イ 現在の問題と課題

(ア) 経験ある調理師、栄養士の確保と経験・ノウハウの蓄積

コスト面以外の要因で給食業務が委託となる理由として、経験のある調理員、栄養士を雇用し続けることが困難となっていることが挙げられる。一時保護所の食事の提供には、調理師にも栄養士にも、様々な子どもに対して配慮が必要である。

平塚児童相談所では、現在は直営であるが、仮に退職等で現在の常勤職員の経験者がいなくなった場合、後継者がいなければ、委託を選択せざるをえないと予想している。また、現在の日々雇用の調理員の方も以前に勤務していた方をお願いしており、募集をして経験のある方を簡単に採用できる職種ではないということであった。

直営による食事の提供を継続するには、児童等に食事を提供することに対する経験とノウハウを持つ栄養士が必要である。委託化の選択をすとしても、委託業者に、経験とノウハウが求められる。

(イ) 現在の栄養士の配置と栄養管理のための補助ソフトの使用状況

乳児院、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設の栄養士の配置は、児童福祉法第45条に基づき、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定められている。

【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】

第三章 乳児院

第二十一条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

第八章 福祉型障害児入所施設

第四十九条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規程する事業実施区域内にある福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十

人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

第九章 児童心理治療施設

第七十三条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童心理治療施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第六項において同じ。）、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

第十章 児童自立支援施設

第八十条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

5 児童相談所と子ども自立生活支援センター、おおいそ学園の栄養士の配置と、栄養士が使用する栄養管理システムは、次のとおりである。

【栄養士の使用ソフト】

所属名	栄養士配置人数	栄養管理のための補助ソフト
中央児童相談所	1名	栄養マイスター
平塚児童相談所	1名	未使用
厚木児童相談所	1名	栄養マイスター
子ども自立生活支援センター	2名	栄養給食管理システム MEDIC DIET 1 ライセンス
おおいそ学園	1名	栄養給食管理システム MEDIC DIET 1 ライセンス

それぞれの施設で栄養士を1～2人を配置し、メニューの作成やカロリー計算、栄養管理のための補助ソフトをそれぞれ必要に応じて導入している。平塚児童相談所では、補助ソフトは導入していない

ウ 改善に向けての検討

(ア) 栄養士の兼務の可否

児童相談所、子ども自立生活支援センター、おおいそ学園の監査の結果、いずれの所

属でも、食事の提供に対して、工夫をして様々な取組みをしていることは、別項（「一時保護所の食事の比較」）で述べた通りである。

人材育成も今後の課題であり、各施設の自助努力に任せるのではなく、それぞれのノウハウを凝縮して相互に共有し合うよう出先機関が連携するのも効果的な方法の一つであると考えます。児童福祉法に規定する栄養士の配置は、兼務を禁止するものではない。

コスト削減のために、給食業務について直営か委託かの検討する際には、栄養士が連携するチーム体制、兼務体制も選択肢として検討するよう要望する。

（イ） コスト削減の可能性

栄養管理のための補助ソフトは、平塚児童相談所以外はそれぞれの施設において導入している。平塚児童相談所で導入していない理由は、現状、十分に業務を遂行しており、栄養管理ソフトの使用は必須とは考えていないということであった。これは、児童相談所という特殊な配慮が必要とされる食事の提供に関する経験値によるところと思われる。現在個別に導入している栄養管理ソフトを連携して使用すれば、情報共有も可能で、個別に導入するより総合的にコスト削減ができる可能性があると考えます。

（3） 指摘事項及び意見

（意見 1） 栄養士の連携によるコスト削減と人材育成の実現

充実した食事の提供と行政としてコスト面への配慮を実現するため、また、コスト削減と同時に後に続く人材育成を実現するために、子ども家庭課の出先機関が一体となり、チーム体制若しくは兼務体制で児童への食事の提供をすることについても検討することを要望する。

（意見 2） 児童相談所と児童福祉施設等の栄養管理の連携

上記（意見 1）のチーム体制若しくは兼務体制を進める場合、財務の執行の観点から後押しするために、必要に応じて、各所属、別々に導入している栄養管理システムを連携して使用できるよう検討することを要望する。

4 県有財産を使用した業者に対する契約内容の履行の確認の実施

（1） 自動販売機設置場所賃貸借契約の概要

子ども自立生活支援センターは、自動販売機を設置することを目的として、県有財産の一部場所を貸している。自動販売機設置場所賃貸に係る収入は、児童福祉費使用

料として、神奈川県収入となっている。

(2) 監査の内容

ア 売上状況等の報告

契約では、自販機の売上状況について、毎年4月30日までに前年度の各月の売上数量及び売上金額を県に報告することを「仕様書」にて求めている。しかし、関係書類を確認したところ、令和元年8月29日監査時現在、貸付業者から売上状況等の報告はなかった。また、子ども自立生活支援センターからも売上状況等の報告を求めている。

仕様書に記載されている事項については、契約当事者双方の取り決めである。また、売上状況等の報告は、契約満了時に賃貸借契約を今後継続して締結するか否かの判断材料の一つになると考えられる。仕様書に記載のとおり、売上状況等の報告を受け、契約が実行されているかを確認する必要がある。

(3) 指摘事項及び意見

(意見) 自動販売機設置場所賃貸に係る売上状況等の報告

仕様書にて求めている自販機の売上状況報告を受けておらず、売上状況等の確認を行っていない。県有財産の貸付に対して、貸付業者が契約内容を確実に履行しているか確認するよう改善を要望する。

5 非常勤職員退職者の給与精算事務の早期実施

(1) 退職者過年度戻入の概要

平成29年度の非常勤職員報酬について、平成30年度に戻入が発生した。これは、毎月25日から月末までの給与の支払は実績ではなく、見込での計算となるためである。

本来、平成29年度予算へ戻入手続きをとるが、平成29年度の出納整理期間は過ぎており戻入処理はできず、平成30年度の収入になっている。

(2) 監査の内容

非常勤職員報酬支払の具体的な流れは下記のとおりである。

[前月中旬以降]

入力担当者：当月末までの勤務予定をシステムに入力する。

[当月初めから当月 25 日前後]

入力担当者：勤務予定に変更が生じた場合は、システムを実績に合わせて修正する。

管理課：各フロアの入力に誤りがないか確認し、実績登録を行う。

[当月 25 日前後]

管理課：実績登録完了

[当月 25 日前後から当月末]

給与事務センター：実績登録をもとに給与の計算を行う。

[翌月 1 日前後]

給与事務センター：給与支払簿を配信する。

[翌月 7 日]

給与事務センター：給与支払

[翌月初めから翌月 25 日前後]

入力担当者：当月の実績登録完了後に勤務に変更が生じた場合は、システムを実績に合わせて修正する。

管理課：再度実績登録を行い、翌月の給与支払いで調整する。

退職者 2 人のうち 1 人の平成 29 年 5 月分報酬で精算が発生し、平成 29 年 8 月 3 日給与事務センター報酬旅費課より 5 月分給与「戻入書」を郵送している。しかし、期限内の納入が確認できなかったため、その後も督促状など郵送し、平成 30 年 6 月 29 日によりやく納付された。

退職者とは連絡を取りにくくなるため、精算までに長期間かからない対策が必要である。精算が必要な退職者には、予め精算金の支払を納期限にしてもらえるように伝達する等の改善を要望する。

(3) 指摘事項及び意見

(意見) 退職者に対する給与の精算事務

給与の精算が必要な退職者については、退職時にその旨を了承してもらい、精算までに長期間かからないように納付期限内に納付するよう退職者に徹底するよう改善を要望する。

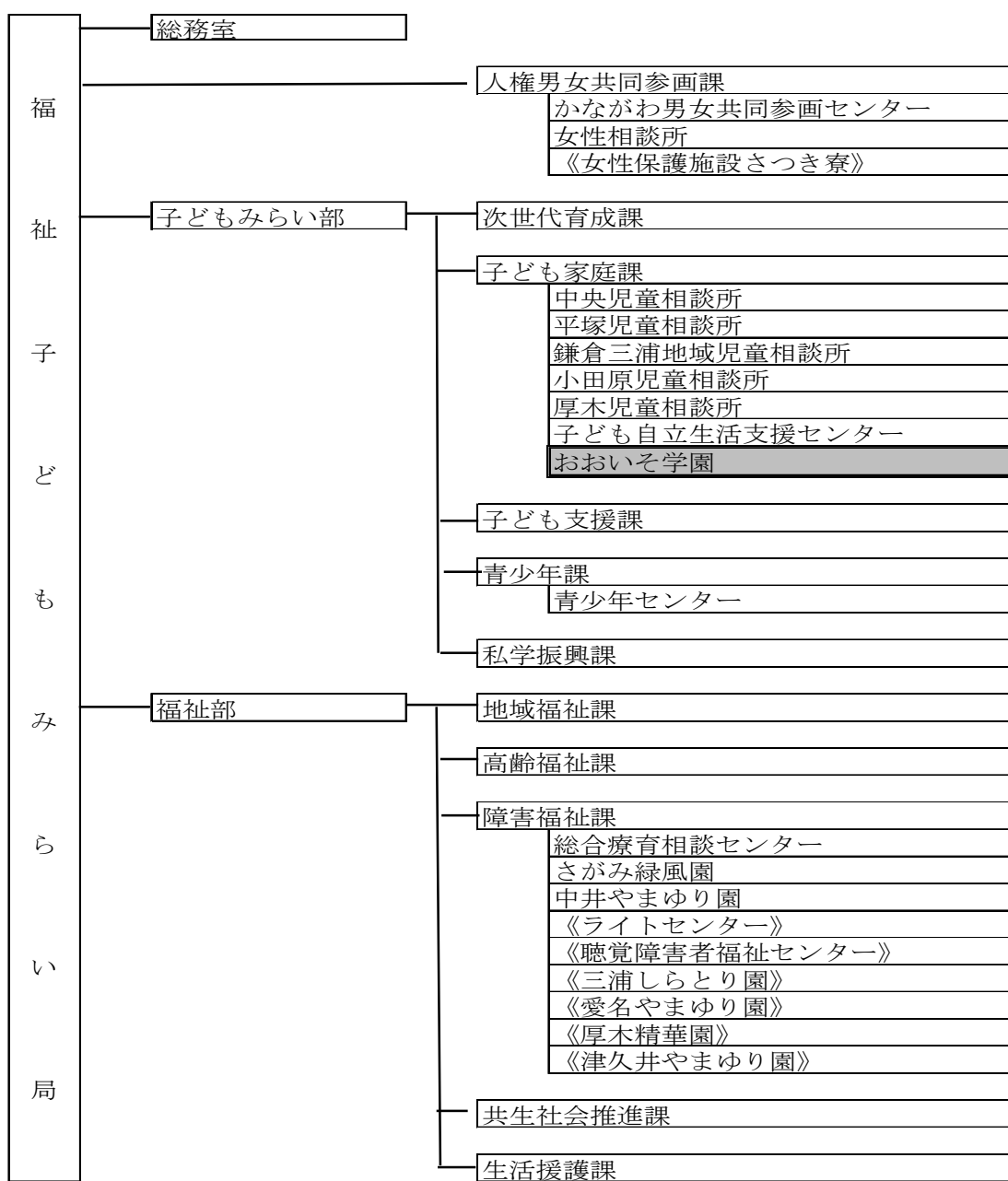
第4節 おおいそ学園

1 おおいそ学園の組織と分掌事務と予算執行状況

(1) 概要

おおいそ学園は、児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設として、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入園させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを所掌している

(2) 組織



《 》は指定管理施設

(3) 分掌事務

組 織	分 掌 事 務
管理課	○ 庶務経理、財産管理、栄養・衛生管理等
自立支援課	○ 生活指導、作業指導及び心理的治療等

(4) おおいそ学園の予算執行状況

平成 30 年度予算執行状況（収入執行状況表、支出執行状況表計上額）の概要は、次のとおりである。

【歳 入】 (単位：千円)

科目（款）	収入済額
分担金及び負担金	87,023
財産収入	151
諸収入	2,843
計	90,018

【歳 出】 (単位：千円)

科目（事業）	支出済額
(目) 一般管理費	
給与費等	46,437
(目) 財産管理費	
県有財産各所営繕費	3,865
県有施設長寿命化対策費	3,238
(目) 児童福祉施設費	
県立児童福祉施設維持運営費	65,043
合 計	118,585

2 職員等賄給食代の調定遅延

(1) 概要

おおいそ学園では、職員が給食、指導食若しくは検食として食事をした場合には、「神奈川県立児童自立支援施設等給食事務取扱要領」に基づき、給食費を徴収している。職員から徴収した給食代は賄給食代として調定され、県の収入となっている。

(2) 監査の内容

職員賄給食代は、当月分は翌月に管理課で確認・集計し、翌々月に給与から控除する。例えば、4月分は5月中に管理課で確認・集計し、6月に給与から控除する。したがって、6月に控除された4月分の職員賄給食代は、6月に調定される必要がある。

平成30年度の調定の進捗状況は次のとおりであった。

【常勤職員分】

徴収月	収入日	金額	当初年度	遅延
平成30年2月分	平成30年4月27日	176,325円	平成30年	
平成30年3月分	平成30年10月1日	197,610円	平成30年	有
平成30年4月分	平成30年10月1日	216,970円	平成30年	有
平成30年5月分	平成30年10月1日	205,337円	平成30年	有
平成30年6月分	平成30年12月27日	190,377円	平成30年	有
平成30年7月分	平成30年12月27日	227,667円	平成30年	有
平成30年8月分	平成30年12月27日	192,907円	平成30年	有
平成30年9月分	平成30年12月27日	189,307円	平成30年	有
平成30年10月分	平成31年2月12日	210,067円	平成30年	有
平成30年11月分	平成31年6月14日	189,525円	平成30年	有
平成30年12月分	平成31年6月14日	193,430円	平成30年	有
平成31年1月分	平成31年6月14日	197,086円	平成30年	有
平成31年2月分	平成31年6月14日	184,025円	平成31年	有
平成31年3月分			平成31年	有

【非常勤職員分】

徴収月	収入日	金額	当初年度	遅延
平成30年2月分	平成30年12月10日	61,655円	平成30年	有
平成30年3月分	平成30年12月10日	61,792円	平成30年	有
平成30年4月分	平成30年12月10日	53,680円	平成30年	有
平成30年5月分	平成30年12月10日	54,587円	平成30年	有
平成30年6月分	平成30年12月10日	51,562円	平成30年	有
平成30年7月分	平成30年12月27日	53,515円	平成30年	有
平成30年8月分	平成30年12月27日	45,677円	平成30年	有

平成 30 年 9 月分	平成 31 年 1 月 31 日	46,585 円	平成 30 年	有
平成 30 年 10 月分	平成 31 年 1 月 31 日	55,412 円	平成 30 年	有
平成 30 年 11 月分			平成 30 年	有
平成 30 年 12 月分			平成 30 年	有
平成 31 年 1 月分			平成 30 年	有
平成 31 年 2 月分			平成 31 年	有
平成 31 年 3 月分			平成 31 年	有

監査時点において、収入調定が終了していたのは、常勤職員分については平成 31 年 2 月分まで、非常勤職員分については平成 30 年 10 月分までであった。

常勤職員分については給与から控除され、給与事務センターからおおいそ学園の普通預金口座に入金されている。一方で、非常勤職員分については、報酬から控除することができないため、担当職員が該当する非常勤職員から、給食費を現金徴収している。現金管理上の問題や、事務処理の適性化や迅速化の観点から、徴収した給食費は、前年度 2 月から現年度 1 月までの給食費については、現年度に調定処理を行い、現年度の収入とする必要がある。

(3) 指摘事項及び意見

(指摘事項) 職員給食代の調定遅延

平成 30 年度は、年度を通じて職員給食代の調定執行が遅延していた。職員給与収入については、現金の適正な管理、事務処理の迅速化に務め、毎月調定して県の口座に入金するよう改善する必要がある。

3 職員等賄給食代の徴収額残高の効率的な管理

(1) 概要

職員等賄給食代の徴収方法は、納付書を作成し職員に直接金融機関等で納付する方法、給与から控除する方法、現金徴収する方法があり、所属により徴収方法は様々である。おおいそ学園では、職員等賄給食代の調定方法は、給与から控除して徴収する方法を採用している。

(2) 監査の内容

ア 職員等賄給食代の徴収方法に関する検討

給与から控除することの利点は、納付書により職員自ら納付してもらう方法と比較して、職員の納付遅れがなくなることである。他の出先機関と異なる徴収方法を採用する理由を確認したところ、おおいそ学園の場合は、年度中途での職員の入れ替わりが少なく、勤務形態が多種多様な児童相談所や子ども自立生活支援センターと比較して安定的なため、納付書作成業務より給与より控除する方が、効率的であると判断しているとのことであった。

おおいそ学園の規模では、納付書形式は職員及び管理課双方に負担が出てくる上、職員の納付遅延があった場合に、遅れた職員に徴収を促すという心理的負担の伴う事務処理が管理課に増えるため、給与から控除して徴収する方法は、おおいそ学園の職員配置に合致している。

イ 賄給食代の徴収額の残高管理に関する検討

賄給食代の金額は、「神奈川県立児童自立支援施設等給食事務取扱要領」に定められている。

(経費負担)			
第4条 第2条第2号から第5号までに掲げる給食にかかる経費（以下、「給食費」という。）の負担は、次表の通りとする。			
種類	負担区分		
指導食	1 / 2 県費負担	1 / 2	当該職員負担
検食及び保存食	県費負担		
その他の給食	当該者負担		
(給食徴収額)			
第5条 給食徴収額は次によるものとする。			
朝食	昼食	夕食	日額
275 円	385 円	440 円	1,100 円

給食費を計算すると、指導食について、1 / 2 を乗ずる必要性から、10 円未満の端数は発生する。給食費の計算書類を確認したところ、10 円未満の端数について、職員毎の給食代の計算の過程で、10 円未満の端数を切上げ若しくは切捨をして、毎月の給食代控除額を計算していた。担当者に確認したところ、給与システムの控除額が 10 円未満の端数まで入らない仕様となっているため、切捨の端数処理をした場合は、切捨した金額相当分が徴収不足となり、別の月において、切上げの端数処理をして調整しているとのことであった。端数処理した金額の残高は別途管理している。

関係書類を閲覧したところ、端数の切上げ、切捨ての記録を「賄給食費等請求一覧表」の空欄部分に手書きで記録しており、非常に煩雑かつ時間を要する作業をしていることが判明した。

計算間違い等が起こらないため、かつ端数処理した残高を正確に把握するために、現状、表計算ソフトなどを利用して記録、計算するよう改善を要望する。

※平成 29 年 8 月から、給与システムにおける 1 円単位の控除が可能になっている。

(3) 指摘事項及び意見

(意見) 職員給食費徴収額残高の効率的な管理

現状の方法は、端数を手書きで記録しているため、検算や残高の管理が煩雑で時間を要する作業となっている。表計算ソフト等を利用して記録、計算することにより効率的に作業ができるように改善することを要望する。

4 生産物売払収入の調定遅延

(1) 概要

おおいそ学園には、小学校高学年から 18 歳までの男子児童が入所しており、高等部に進学すると、高等部で農作物の栽培や実習等を行う。食育の推進に力を入れており、栽培した野菜を使ったメニューを考案することは、自らが栽培した野菜を食べる喜びを学ぶ機会となっている。また、年に 1 度「秋の収穫祭」を開催し、地域との交流を深めることに繋がっている。栽培した野菜は、学園の調理部門に出荷されて県の収入となる。

【過去 3 年間の生産物売払収入推移】

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
25,276 円	186,578 円	151,967 円

(2) 監査の内容

ア 評価方法

高等部の野外活動の一環で育てられた野菜等を学園の食事の材料として使う際は、「生産物収穫予定表」に収穫品目が高等部より示されて、調理員に納入されている。生産物収穫予定表は、翌月 1 日に一ヶ月分を集計し、生産物評価額の計算に回される。

生産物評価額は、市場に出荷される野菜等と比較すると、不揃いなものが多く、数量や品質等において 50%を下回るもの見込んで、豊洲市場の市場価格を調査し、評価割

合を 35%として評価額を算定している。

「生産物収穫予定表」の記録を確認したところ、依頼数量、納入希望日に基づき、高等部担当者→管理課→高等部担当者→栄養士と巡回されて、実際の納入日、時刻、数量の記録のうえ、出荷されていた。また、評価額は、市場価格を調査して、一連の算定を実施しており、適正と認められた。

イ 調定手続き

生産物評価額の算定が終わると、管理課で調定手続きに入る。

平成 30 年度の調定伺い及び収入状況を確認したところ、生産物売払収入について、次のとおりに処理がされていた。

内容	収入月	収入日	金額	遅延
収穫祭	平成 30 年 11 月 23 日	平成 31 年 1 月 23 日	123,450 円	有
生産物売払収入	平成 30 年 4 月分	平成 31 年 1 月 31 日	2,033 円	有
生産物売払収入	平成 30 年 5 月分	平成 31 年 1 月 31 日	171 円	有
生産物売払収入	平成 30 年 6 月分	平成 31 年 1 月 31 日	3,126 円	有
生産物売払収入	平成 30 年 7 月分	平成 31 年 1 月 31 日	4,792 円	有
生産物売払収入	平成 30 年 8 月分	平成 31 年 1 月 31 日	3,047 円	有
生産物売払収入	平成 30 年 9 月分	平成 31 年 1 月 31 日	4,021 円	有
生産物売払収入	平成 30 年 10 月分	平成 31 年 1 月 31 日	756 円	有
生産物売払収入	平成 30 年 11 月分	平成 31 年 1 月 31 日	220 円	有
生産物売払収入	平成 30 年 12 月分	平成 31 年 1 月 31 日	2,282 円	
生産物売払収入	平成 31 年 1 月分	平成 31 年 2 月 25 日	3,028 円	
生産物売払収入	平成 31 年 2 月分	平成 31 年 4 月 26 日	1,955 円	有
生産物売払収入	平成 31 年 3 月分	平成 31 年 4 月 26 日	3,086 円	

平成 30 年 11 月 23 日に開催された収穫祭の収入が平成 31 年 1 月 23 日まで調定されていなかった。また、平成 30 年 4 月～12 月までの合計 20,448 円については平成 31 年 1 月 31 日に調定、平成 31 年 2 月分については平成 31 年 4 月 26 日に調定されていた。

遅滞なく調定処理が進められたのは、平成 30 年 12 月分、平成 31 年 1 月分及び平成 31 年 3 月分のみで、担当者に確認したところ、平成 30 年度中は、日々の業務の繁忙のため、生産物売払収入に関する一連の処理が遅れてしまったとのことであった。

現金の取り扱いについては、「神奈川県財務規則」により規定されている。現金は長期間、手元に保管することはできないにもかかわらず、秋の収穫祭の売上金が 2 ヶ月間、

手元に保管されていた。また、毎月の生産物売払収入についても、長期間まとめることなく、原則毎月調定しなければならない。

【神奈川県財務規則】

(現金領収等の場合の納付)

第 90 条 会計管理者等は、領収した現金を領収した日の翌日から起算して 5 日以内に納付書により指定金融機関等（郵便貯金銀行等を除く。）に納付しなければならない。ただし、保管現金が 20 万円を超えたときまたは証券を収納したときは、即日又は翌日にこれを納付しなければならない。

(3) 指摘事項及び意見

(指摘事項) 生産物売払収入の調定遅延

生産物売払収入について、5 日以内に納付書により納付がされていなかった。財務規則第 90 条に従って現金管理を適正に行い、滞りなく調定処理をする必要がある。

5 県立児童福祉施設維持運営費

(1) 事業の概要

ア 目的・内容

教護を要する児童などへ、児童福祉施設において養育・指導を行うことにより、児童の権利擁護、適切な処遇の確保を図る。

イ 概要

(ア) 県立児童福祉施設維持運営費

a 目的：教護を要する児童などについて、児童福祉施設において養育・指導を行うことにより、児童の権利擁護、適切な処遇の確保を図る。それにより、おおいそ学園の円滑な維持運営に資するとともに、児童の権利擁護、適切な処置を確保する。

b 根拠：児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律

c 事業主体：県

負担割合 国定額

d 内容：おおいそ学園の維持運営を行う。

(イ) 県立児童福祉施設入所者処遇費

a 目的：教護を要する児童などについて、児童福祉施設において養育・指導を行うことにより、児童の権利擁護、適切な処遇の確保を図る。それにより、おおいそ学園入所児童の権利擁護、適切な処遇を確保する。

b 根拠：児童福祉法

c 事業主体：県

負担割合 県 1 / 2 国 1 / 2

d 内容：おおいそ学園（児童自立支援施設）の入所児童に係る養育経費。

(ウ) おおいそ学園入所児童支援費

a 目的：施設内学校教育に必要な経費を負担することにより、入所児童の教育を受ける権利を保障する。また、外出を通じて社会経験を積むことにより児童の自立につなげる。

b 根拠：児童福祉法、

c 事業主体：県

負担割合 県 1 / 2、国 1 / 2

d 内容：

教育推進事業：おおいそ学園内に設置される公立小・中学校の教育に必要な経費を負担する。

施設機能強化事業費：入所児童が外出を通して社会経験を積み、社会性を養う機会を確保するとともに、友人や職員との共有体験や楽しい体験を積むことにより、精神的な充足感や心の安定を図る。小グループでの外出を通じて、入所児童に交通機関の利用方法や公共の場におけるマナー等の社会体験を積ませる。

(エ) 県立児童福祉施設車両借上事業費

a 目的：老朽車両の計画的な低公害車への更新を図る。

b 根拠：NOx・PM法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例

効果：安全かつ円滑な児童移送等に寄与する。

c 事業主体：県

d 内容：県立児童福祉施設における庁用自動車についての、リースによる更新整備を行い、業務を円滑に遂行する。

(オ) 県立児童福祉施設車両整備費

a 目的：県立児童福祉施設における公用車の整備をすることによって、県立児童福祉施設の維持運営及び入所児童の処遇の向上を図る。

b 事業主体：県

c 内容：県立児童福祉施設において業務に必要な公用車を整備する。

ウ 執行額の性質別(節)内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額			内容説明
	本課	おおいそ 学園	その他	
報酬		905		非常勤職員の給与 30年4月～31年3月分
共済費		3		非常勤職員の労働保険料負担
賃金		148		日々雇用職員賃金
報償費		1,953		講師、第三者委員への謝礼
旅費	128	529		県内・県外旅費
需用費	686	35,359	6,453	賄材料代、消耗品購入、水道料金、小規模修繕他
役務費	18	6,206		清掃、樹木剪定、ケーブルテレビ利用料他
委託料	69	11,596		洗濯業務委託、警備委託、廃棄物処分委託他
使用料及び賃 借料		2,687		駐車場代、児童外出経費、タクシー借上げ 料、トラック再リース料
備品購入費		2,295		救命用担架、小型自動車他購入
負担金、補助 及び交付金		3,355		衣類訓練経費、マラソン大会費用、職員研 修費他
補償、補填及 び賠償金		2		遅延利息
計	902	65,043	6,453	

エ 予算額・決算額

(単位：千円)

細事業		29年度	30年度		
細々事業	決算額	配当額	決算額		
			本課	おおいそ 学園	その他

県立児童福祉施設維持運営費						
	県立児童福祉施設維持運営費	16,232	—	128	17,627	551
	県立児童福祉施設入所者処遇費	53,829	—	774	43,063	5,902
	おおいそ学園入所児童支援費	2,278	—		2,080	
	県立児童福祉施設車両借上事業費	937	—		473	
	県立児童福祉施設車両整備費	—	—		1,799	
	おおいそ学園備品整備費	2,991	—		—	
	計	76,269	116,393	902	65,043	6,453

(2) 監査の内容

ア 遅延利息の支払発生に関する検討

地方公共団体は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」により、契約書等を交わした相手方からは、適法な支払請求を受けてから 30 日以内に、それ以外の場合には相手方の支払請求を受けてから 15 日以内に支払わなければならないと規定されている。また、支払期限が過ぎた場合には、遅延利息を支払わなければならない。

【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】

(支払の時期)

第六条 第四条第二号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については四十日、その他の給付に対する対価については三十日以内の日としなければならない。

(支払遅延に対する遅延利息の額)

第八条 国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであってはならない。

(この法律の準用)

第十四条 この法律の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

平成 30 年度の執行書類を確認すると、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて支払うべき請求について、支払期限を過ぎても支払われていなかったため遅延利息が発生していた。支払遅延のあった執行は、次のとおりである。

業者	請求月日	支払期限	遅延日数	請求金額	遅延利息
A	平成 29 年 5 月 1 日	平成 29 年 5 月 30 日	21 日	71,360 円	100 円

B	平成 29 年 5 月 2 日	平成 29 年 5 月 31 日	26 日	449,100 円	800 円
C	平成 29 年 6 月 2 日	平成 29 年 7 月 1 日	20 日	239,328 円	300 円
	平成 30 年 1 月 15 日	平成 30 年 1 月 29 日	74 日	145,216 円	700 円
D	平成 30 年 3 月 2 日	平成 30 年 3 月 16 日	35 日	66,690 円	100 円
E	平成 30 年 3 月 28 日	平成 30 年 4 月 11 日	6 日	460,080 円	200 円
F	平成 30 年 6 月 28 日	平成 30 年 7 月 12 日	22 日	127,500 円	200 円
G	平成 29 年 8 月 10 日	平成 29 年 8 月 24 日	12 日	246,240 円	0 円
合計額			2,400 円		

各業者には、平成 30 年 9 月 5 日、支払うべき遅延利息を算定した上で、謝罪文を送付して対応している。遅延利息は平成 30 年 9 月 5 日現在、財務省令により年 2.7%とされていた。

業者Gについては、遅延利息の受け取りを辞退する意思表示があったため、「債権放棄通知書」の提出を受け、遅延利息の支払はしないこととなった。遅延利息の受け取りを了承した業者については、平成 30 年 9 月 12 日に遅延利息合計額 2,400 円を支払った。担当者に原因を確認したところ、送付されてきた請求書の起案の失念によるということであった。

今回のような問題は、対外的には遅延利息を支払うことによって解決することである。しかし、対内的には、単に人為的ミスとして、済ますのではなく、今後人為的ミスが発生しないよう、チェックするような仕組みを構築することが重要であると考えます。

現在、おおいそ学園の管理課は、下記のような流れで、起案から決裁を実施している。

起案	確認	確認	決裁	決裁	支出
課員	起案者ではない課員	管理課長	副園長	園長	出納員 (= 管理課長)

起案後のチェック体制については、起案者以外に 4 名のチェックが入った後、出納に回され、適正に職務の分離がされている状態である。

今回の起案の失念は、請求書を受領した課員が請求書をしまい込んでしまったことによって発生した。現状の起案後のチェック体制の他、毎月定期的に発生する賃借料等については、事務の進行状況を把握できる一覧表を作成する等の方法、不定期に発生する支出については、請求書を受領し遅滞なく支払に回されたかを課員同士で確認する作業を追加することで、人為的ミスを防止する分業体制ができる。

人為的ミスを皆無にすることは困難であるが、起案に回すべき請求書が遅滞なく処理

されるよう、チェックが可能となる体制構築により、平成 30 年度に発生したような遅延利息の支払を防止するよう改善を要望する。

イ 賄材料費の執行区分に関する検討

おおいそ学園では、賄材料費について、全額「県立児童福祉施設入所者処遇費」で執行している。それに対し、子ども自立生活支援センターでは、職員が供する給食及び検食等にかかる分は「県立児童福祉施設維持運営費」で入所児童の給食にかかる部分は「県立児童福祉施設入所者処遇費」に予算比率で按分している。おおいそ学園では按分は行っておらず、全額「県立児童福祉施設入所者処遇費」で執行していることについて、理由を確認したところ、指導食の集計等に時間を要し、賄材料費の支払遅延とならないよう速やかに支出を行うため、職員が供する給食及び検食についても入所児童の給食に係るものに合わせて一括して執行しているとのことであった。

職員が供する給食及び検食等にかかる賄材料費は「県立児童福祉施設維持運営費」で、入所児童の給食にかかる部分は「県立児童福祉施設入所者処遇費」に、予算額の比率どおりに按分するのが予算編成及び執行上のルールとなっている。ルールに従い、職員の給食及び検食等の分について、「県立児童福祉施設維持運営費」と「県立児童福祉施設入所者処遇費」で按分するように改善する必要がある。

ウ 施設管理に関する検討

おおいそ学園は全寮制で、子どもの年齢、発達、行動面等を考慮の上、生活寮 3 寮（梅寮、竹寮、桂寮）のいずれかに入所して、生活習慣の確立に向けた生活指導が行われている。入所している児童は、これまでの家庭での養育や地域での様々な人との関わりの中で、問題とされる行動を生じるようになり、入所に至ったと考えられる。おおいそ学園は、そのような児童の心理的側面からの治療に力を入れ、情緒的安定、心理的成長を目指した教育、働きかけを行っている。その教育の一環として、平成 17 年 3 寮を改修して個室化を実現した。個室化は、孤独を体験し、自分と向き合い自立していくための時間を確保するためである。

現地視察の結果、竹寮の児童用の個室にはエアコンの設置がないことが確認された。梅寮、桂寮の児童用の個室にもエアコンの設置が無く、各室、扇風機の提供はあるものの、猛暑の時期の夜は、個室のドアを開けた状態で過ごしているとのことであった。生活寮の共用スペースではエアコンが設置されているが、夏の短期間とはいえ、個室スペースを持っているメリットが生かされない状況にある。子ども自立生活支援センターにおいては、集合スペースでの生活が困難な児童の収容するための個室スペースを確保し

ている。個室化した寮の施設の特性を最大限生かせるように、対策を講じることが望まれる。また、校舎棟等の各教室にはエアコンが設置されていない。猛暑時の熱中症対策等児童の健康確保のためにも、各寮の児童の個室同様、環境整備が望まれる。

なお、学園内敷地の現地視察の結果、その他のエリアは、老朽化は進んでいるものの、日常使用する場所は、使用可能な状況に整備して利用しており、安全面は確保されていることが確認された。

(3) 指摘事項及び意見

(指摘事項1) 支払の遅れ

支払遅延による遅延利息の発生は、限りある予算の一部を削る結果となる。また、行政機関が支払遅延することは、行政の財務の執行に対する信頼性を損なう要因となる。支払の遅れがないよう、支払うべき期間内に遅滞なく支払う必要がある。

(指摘事項2) 職員の給食検食等の執行科目の適正化

職員が供する給食及び検食等にかかる賄材料費は「県立児童福祉施設維持運営費」で、入所児童の給食にかかる部分は「県立児童福祉施設入所者処遇費」に按分することが、予算編成及び執行上のルールとなっている。予算額の比率どおりに按分するように改善する必要がある。

(意見1) 相互確認するための体制整備

支払が遅延したことについては、遅延利息を支払うということでは解決するのではなく、再発防止策を考えることが重要である。起案に回すべき請求書が遅滞なく処理されるよう、チェックが可能となる課員同士の相互確認やチェックリストを作成する等、管理課の体制構築を検討するよう改善を要望する。

(意見2) 個室化した生活寮等の環境整備

3寮個室化によって、生活寮での支援体制の充実に取り組んでいるが、寮の児童用の個室エアコンの設置が進んでいないために、個室のドアや窓を開放せざるを得ず、個室を有するメリットが生かせない期間がある。また、校舎棟等の各教室も同様にエアコンがなく、開放せざるを得ない。猛暑時の熱中症対策等児童の健康確保のためにも、生活寮の児童用の個室及び校舎棟等の各教室の環境整備を行うよう改善を要望する。

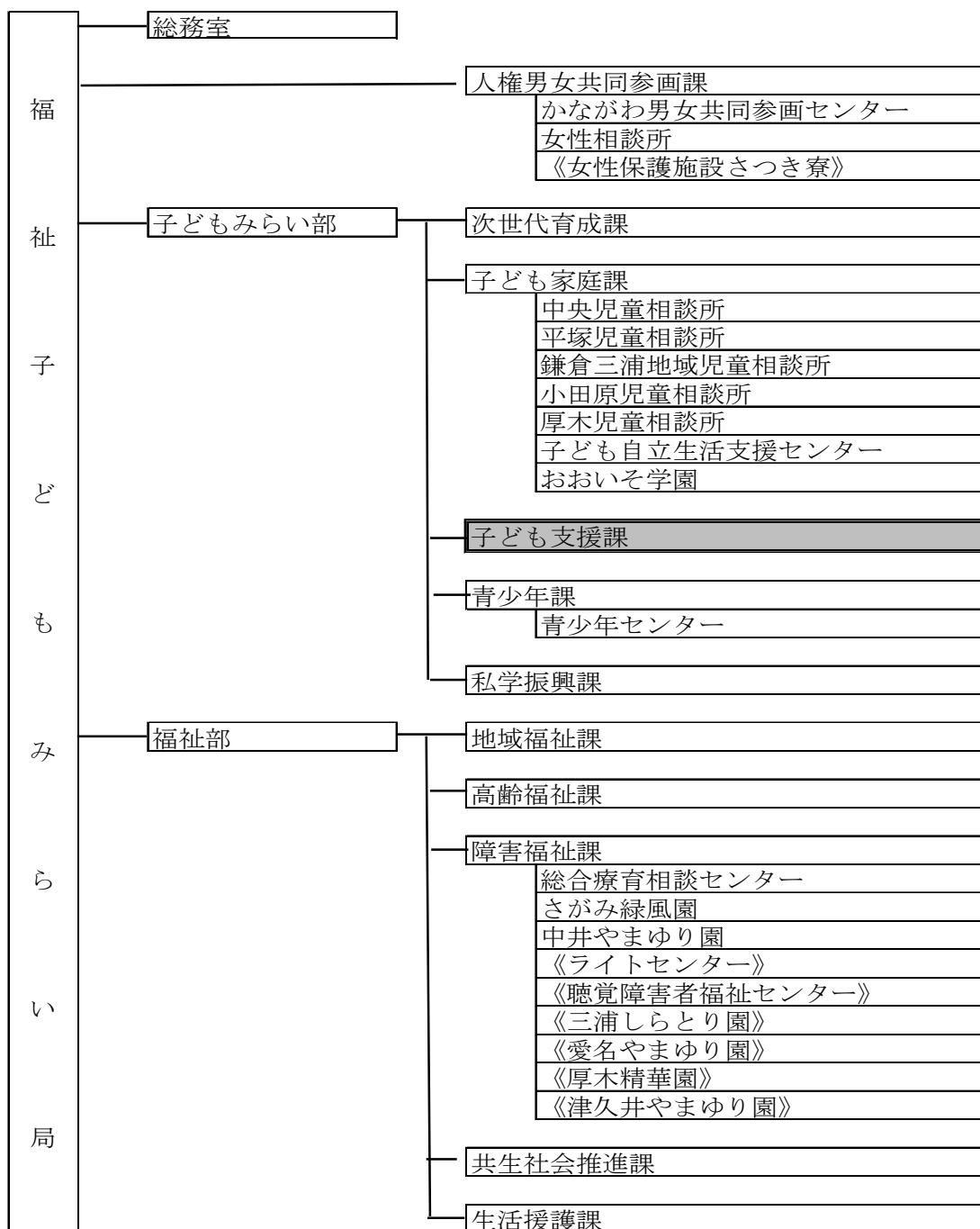
第3章 子ども支援課

1 子ども支援課の組織と分掌事務と予算執行状況

(1) 概要

子ども支援課は、子どもの貧困対策の企画、推進及び総合調整並びに子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行に関する事務を行っている。

(2) 組織



(3) 分掌事務

組 織	分 掌 事 務
推進グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 神奈川県子どもの貧困対策推進計画の進行管理に関すること。 ○ 神奈川県子ども・青少年みらい本部子どもの貧困対策推進部会に関すること。 ○ かながわ子ども支援協議会に関すること。 ○ かながわ子どものみらい応援団に関すること。 ○ 電話相談事業の運営に関すること。 ○ ポータルサイトに関すること。

(4) 子ども支援課の予算執行状況

平成30年度予算執行状況の概要は、次のとおりである。

【歳入】

(単位：千円)

科目(款)	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
国庫支出金	5,594	5,569	5,569	0
寄附金	1,030	1,030	1,030	0
計	6,624	6,599	6,599	0

【歳出】

(単位：千円)

科目(事業)	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
(目) 児童福祉総務費	37,567	33,010	0	4,556
子どもの貧困対策推進事業費	37,567	33,010	0	4,556
合 計	37,567	33,010	0	4,556

他に、他課からの再配当に係る支出計画による執行分(支出済額)が416千円ある。

2 子どもの貧困対策推進事業費

(1) 事業の概要

ア 目的・内容

子どもの視点を施策に反映する体制の整備や啓発事業を行い、経済的に厳しい状況に置かれた家庭のための支援をし、子どもの貧困対策をする。

イ 概要

(ア) 子どもの貧困対策推進事業費(県単事業)

a 目的：支援者、有識者や若者たちの視点を施策に反映する体制の整備や県、市町村、NPO、企業等で構成する「かながわ子どものみらい応援団」が実施する普及啓発事

業等により、子どもの貧困対策の推進を図る。

b 事業主体：県

c 内容：子どもの貧困に対する取り組みについて議論する会議の運営や「かながわ子どものみらい応援団」による普及啓発事業等の実施。

d 執行額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
報償費	751	会議参加者・構成員への支払い謝礼
需用費	250	手話通訳交通費・チラシ代
使用料・賃借料	49	会議開催の会場使用料等
計	1,050	

(イ) 子どもの貧困対策推進事業費（国庫対象）

a 目的：生活困窮により支援が必要な方に情報を直接かつ総合的に届け、子どもの貧困対策の推進を図る。

b 根拠：国庫補助

c 事業主体：県・負担割合、国定額

d 内容：子どもの貧困対策の総合的な支援情報の提供

e 執行額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
委託料	1,913	子どもの貧困対策ポータルサイト事業委託

(ウ) 子どもの貧困対策推進事務費

a 目的：子どもの貧困対策を推進するための適切な運営を行う。

b 事業主体：県

c 内容：課全体の運営に関する事務費

d 執行額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
需用費	367	経常物品購入

(エ) 子どもの貧困対策電話相談事業費

- a 目的：ひとり親家庭の自立の支援に向け、電話相談窓口を開設し、それらの方に必要な行政サービスを提供するため、適切な相談機関につなぐことを目的とする。
- b 根拠：国要綱 ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱
- c 事業主体：県 負担割合 県1/2・国1/2
- d 内容：様々な課題が背景にある相談を1ヶ所で総合的に受け、支援に繋ぐ電話相談窓口を設置する。
- e 執行額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
需用費	173	広報用チラシ代
委託料	20,424	かながわひとり親家庭相談ダイヤルの事業委託
計	20,598	

(オ) SNS子どもの貧困対策相談事業費

- a 目的：ひとり親家庭の自立の支援に向け、実施している「かながわひとり親家庭相談ダイヤル」に、SNSを取り入れることで、若年層より幅広い層からの相談を受け入れやすくする。
- b 事業主体：県
- c 内容：「かながわひとり親家庭相談LINE」を開設し、ひとり親家庭からの相談を受け付ける。
- d 執行額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
需用費	89	広報用チラシ代
委託料	8,991	かながわひとり親家庭相談LINEによる相談事業委託
計	9,081	

ウ 予算現額・決算額

(単位：千円)

細事業		29年度	30年度	
	細々事業	決算額	予算現額	決算額
	子どもの貧困対策推進事業費	13,217	27,581	9,081
	子どもの貧困対策推進事業費（県単事業）	1,196	1,531	1,050
	子どもの貧困対策推進事業費（国庫対象）	966	2,191	1,913
	子どもの貧困対策推進事務費	---	1,231	367
	子どもの貧困対策電話相談事業費	11,054	22,628	20,598
	SNS子どもの貧困対策相談事業費	---	9,986	9,081
	SNS子どもの貧困対策相談事業費	---	9,986	9,081
	計	13,217	37,567	33,011

(2) 監査の内容

当該事業は主に委託により執行されている。委託取引に係る予定価格の積算、業者選定方法、完了検査に係る書類の確認及び担当者への質問を行った。

監査の結果、指摘すべき問題点は認められなかった。

第4章 青少年課

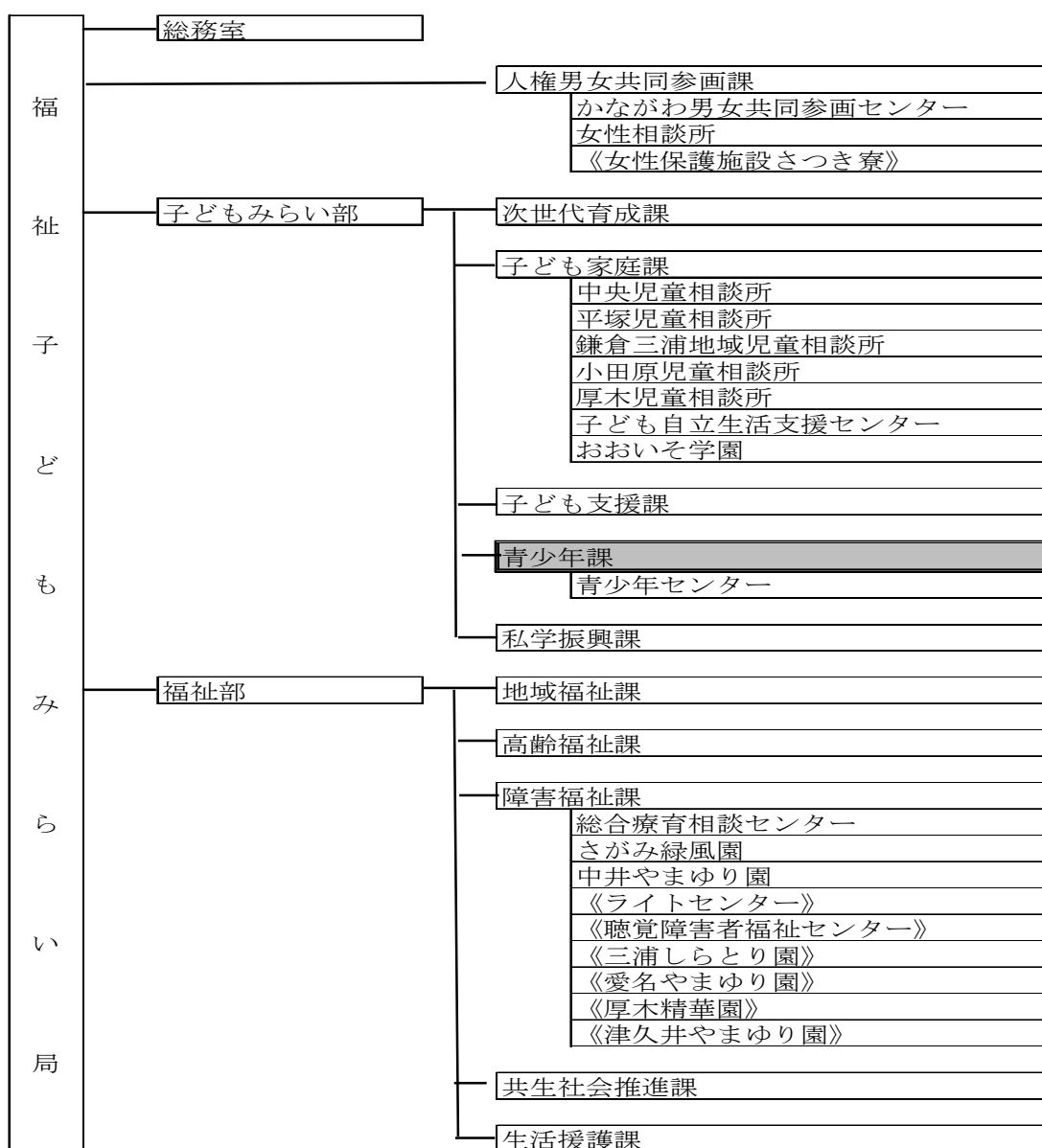
第1節 青少年課実施事業

1 青少年課の組織と分掌事務と予算執行状況

(1) 概要

青少年課は、青少年の健全な育成を推進するため、青少年行政の総合的な企画調整を行うほか、青少年関係団体の指導及び育成、青少年の社会参加活動の促進、社会環境健全化及び青少年非行防止活動の推進等の事業を展開するとともに、県立青少年施設の管理運営を実施している。

(2) 組織



(3) 分掌事務

組 織	分 掌 事 務
調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予算の編成、決算及び監査に関すること。 ○ 人事、服務等に関すること。 ○ 物品の出納及び保管に関すること。 ○ 青少年課所管施設の維持管理に関すること。 ○ 青少年育成表彰に関すること。
企画グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年行政の総合的企画及び調整に関すること。 ○ 子ども・青少年みらい本部部会に関すること。 ○ 青少年問題協議会に関すること。 ○ かながわ青少年育成・支援指針に関すること。 ○ 子ども・若者総合相談センターに関すること。 ○ 地域若者総合相談センターに関すること。 ○ ひきこもり支援サイトに関すること。 ○ 恋カナ！プロジェクトに関すること。
地域環境グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会環境の健全化の推進に関すること。 ○ 青少年に係る地域活動及び非行防止活動に関すること。 ○ 青少年保護育成条例の施行に関すること。 ○ 青少年喫煙飲酒防止条例の施行に関すること。 ○ 青少年関係団体への支援に関すること。

(4) 青少年課の予算執行状況

平成 30 年度予算執行状況の概要は、次のとおりである。

【歳 入】

(単位：千円)

科目(款)	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
使用料及び手数料	12,345	12,173	12,173	0
国庫支出金	22,534	22,121	22,121	0
財産収入	1,588	1,636	1,636	0
諸収入	3,854	3,295	3,295	0
寄附金	---	735	735	0
計	40,321	39,961	39,961	0

【歳 出】

(単位：千円)

科目(事業)	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
(目) 青少年健全育成費	149,764	145,376	0	4,387
青少年対策企画調整費	6,980	6,295	0	684
青少年人材養成費	11,000	10,003	0	996
青少年社会環境健全化推進費	9,170	7,210	0	1,959
青少年施設維持運営費	8,240	7,695	0	544

	藤野芸術の家運営費補助	79,020	79,020	0	0
	子ども・若者支援事業費	24,577	24,568	0	8
	結婚支援推進事業費	2,817	2,739	0	77
	子ども・青少年の居場所づくり推進費	7,960	7,844	0	116
	(目) 青少年センター費	431,773	371,774	50,700	9,298
	維持運営費	169,630	167,269	0	2,360
	事業費	58,000	55,426	0	2,573
	青少年センターホール特定天井改修工事設計費	15,700	0	15,700	0
	青少年センター機能強化推進費	135,243	131,076	0	4,166
	もみじ坂景観改善事業費	18,200	18,002	0	197
	もみじ坂景観改善工事費	35,000	0	35,000	0
	合計	581,537	517,150	50,700	13,686

他に、他課からの再配当に係る支出計画による執行分（支出済額）が 24,451 千円ある。

2 藤野芸術の家運営費補助

(1) 事業の概要

ア 目的・内容

平成30年4月以降、指定管理から民間法人へ無償貸付に移行する宿泊型体験活動施設である藤野芸術の家の管理運営に必要な経費を補助する。

イ 概要

(ア) 目的：藤野芸術の家の民間貸付に伴い、多くの方が自然及び人とのふれあい並びに芸術体験を通して豊かな感性と創造性をはぐくむための施設として運営することから、必要となる運営費（光熱水費等維持管理に必要な経費）及び修繕費を補助する。

効果：適切な施設の維持管理・運営を行うことができる。

(イ) 根拠：藤野芸術の家運営費補助金交付要綱

(ウ) 事業主体：県

(エ) 内容：藤野芸術の家の維持管理・運営にかかる必要な運営費及び修繕費を補助する。

(オ) 執行額の性質別 (節) 内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
負担金、補助及び交付金	79,020	維持運営費補助 62,681 修繕費補助 16,339
計	79,020	

ウ 予算現額・決算額

(単位：千円)

細事業	29年度	30年度	
細々事業	決算額	予算現額	決算額
藤野芸術の家運営費補助			
藤野芸術の家運営費補助	0	79,020	79,020
藤野芸術の家指定管理費			
藤野芸術の家指定管理費	123,670	0	0
計	123,670	79,020	79,020

平成29年度までは指定管理により施設を運営。指定管理期間満了に伴い、平成30年度から土地建物を無償貸付し、補助金を交付することに変更された。

(2) 監査の内容

ア 藤野芸術の家運営費補助事業の概要

(ア) 補助金の概要

補助金の目的	藤野芸術の家の運営費・修繕費補助
根拠法令・条例・要綱等	藤野芸術の家運営費補助金交付要綱
創設年度／終期	創設：平成30年度／終期：平成39年度
補助対象事業	藤野芸術の家運営事業
補助対象経費及び補助率	運営に要する次の経費 (1) 人件費 (2) 施設の維持管理費 (3) 修繕費 補助対象経費の10/10以内の定額
補助金の金額	79,020千円 (運営費補助62,681千円、修繕費補助16,339千円)
補助金の交付先	一般社団法人かながわ青少年協会 (注)

(注) 一般社団法人かながわ青少年協会 (以下「協会」という。) とは、平成23年3月まで指定管理を受けて藤野芸術の家を運営していた(社)神奈川県青少年協会が解散した後、藤野芸術の家の運営に携わっていた職員(県職員OB含む。)が中心となって設立された法人であり、平成23年4月以降指定管理を受けて藤野芸術の家を運営していた法人である。藤野芸術の家の運営に特化しており、他の事業はほぼ行っていない。(平成29年3月1日県民・スポーツ常任委員会における青少年課長の答弁を要約。)

年度推移（平成28年度、29年度は指定管理費）

平成28年度	平成29年度	平成30年度
123,670千円	123,670千円	79,020千円

(イ) これまでの経緯及び今後の活用方針

「藤野芸術の家の活用方針（平成28年10月決裁）」より抜粋

平成24年10月	神奈川県緊急財政対策 「民間への移譲が適当」と判断 (理由) 地元と県外の利用者が全体の7割 近隣に相模原市が設置した類似施設が設置
平成30年3月末	指定管理者の期間（平成23年4月から）満了に伴い 設置条例を廃止し、公の施設「住民の福祉を増進する目的を もってその利用に供する施設」としては廃止
平成30年4月以降	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「多くの人が自然及び人とのふれあい並びに芸術体験を 通して豊かな感性と創造性をはぐくむための施設として 運営」という公益目的を担保する用途指定 ○ 「工房」「宿泊室（レストラン・浴室含む）」の機能は 維持 ○ 「ホール」「スタジオ」は、機能として維持せず、設備 の更新は行わず、利用できる限り有効活用 ○ 10年間土地建物を無償貸付 ○ 指定管理料の半額程度を10年間運営費助成、及び県によ る修繕費負担

(ウ) 運営の仕組みの変更

平成29年度まで	平成30年度以降
協会が指定管理者として 「藤野芸術の家」を運営	協会が土地建物の無償貸付（注） を受け「藤野芸術の家」を運営
県が指定管理費 年間123,670千円 他に修繕費21,422千円を県が実施	県が運営費補助金 年間 62,681千円 修繕費補助金16,339千円 他に修繕費4,809千円を県が実施 国有資産等所在市町村交付金（県によ る試算額22,946千円）を令和2年度以 降相模原市に納付必要。

(注) 法人運営業務に使用する部分については、業務処理運営時間に基づき、協会が県に
賃借料（年額37千円）を支払っている。

(エ) 収支比較

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度
宿泊料金	27,692	32,467
工房	17,110	17,647

ホール等	7,181	10,656
その他収入	111	1,698
収入合計	52,097	62,469
給料手当	67,514	41,246
臨時雇賃金	6,477	5,535
需用費	29,129	28,927
委託費	54,763	37,875
公租公課	6,045	4,971
その他経費	6,440	5,287
支出合計	170,371	123,844
運営費収支差額	△ 118,274	△ 61,375
指定管理料	123,670	0
補助金（維持運営費）	0	62,681
修繕費	0	△ 16,337
補助金（修繕費）	0	16,339
収支余剰	5,395	1,307

(オ) 補助金の実績報告

(単位：千円)

項 目		交付申請	実績
補助対象経費			
	人件費	47,333	41,246
	維持管理費	72,679	66,398
	修繕費	16,339	16,337
	計	136,351	123,981
補助対象外経費			
	事業費（工房等の人件費及び材料費等）	18,889	11,228
	公租公課	0	4,971
	計	0	16,199
支出合計		155,240	140,181
収入			
	事業収入	76,220	62,469

補助金収入	79,020	79,020
収入合計	155,240	141,489
収支全体の余剰額	0	1,307

イ 検討

(ア) 問題点の整理

関係資料の閲覧、担当者への質問、藤野芸術の家の現地調査を行い、以下の問題点について詳細な検討を行った。

- 補助対象外経費の区分の妥当性及び不明瞭な問題
- 実績報告書（収支計算書）の誤り（消費税等の過大計上）
- 補助金の算定に充たり事業収入を考慮しない問題（収支余剰）
- 県有財産の修繕を補助金により他団体で執行する問題
- 補助金の前倒し支出の問題
- 貸付先事業者選定委員会に県の課長が委員長に就任している問題

(イ) 補助対象外経費の区分の妥当性及び不明瞭な問題

a 問題点の指摘

協会からの収支計算書で事業費として表示されている、工房、キャンプ、ホール・スタジオに係る臨時雇いのアルバイト人件費及び材料費等（11,228千円、以下「工房等に係る経費」という。）及び公租公課（4,971千円）について、県は補助対象外経費として整理している。

県の担当者によれば、青少年課が作成した補助金交付要綱において補助対象経費は（１）人件費、（２）施設の維持管理費、（３）修繕費と規定されており、要綱に規定のない事業費は補助対象としていないとのことである。

「補助金の交付対象としていないから問題ない。」ということではなく、補助対象とする経費の区分については明確な規定及び合理的な理由が必要であるが、以下の点について納得できる合理的な説明は県から得られなかった。

- 施設の維持管理費と事業費の区分の基準
- なぜ、事業費を補助対象経費から除くのか。
- なぜ、宿泊施設等の活動施設の事業実施に係る人件費等も事業費であるにもかかわらず補助対象としているか
- なぜ、工房等に係る経費だけが事業費として補助対象外になるのか。

そもそも、補助金交付要綱では、「第1条(趣旨)、施設の運営に要する経費に対し補助金を交付。」と規定されている。また、藤野芸術の家の活用方針でも「総経費から料金収入等を差し引いた額を運営費助成額。」とされており、事業費を補助対象から除くことは規定されていない。

【「藤野芸術の家」活用方針】

- 8 (1) 運営費助成の目的
当該施設の立地条件、施設規模及び一定の公益目的を果たすための用途指定を行うことから、民間の経営努力に期待しつつも、料金収入のみで維持管理することは困難であると想定される。
また、宿泊施設や工房等の設備を整えているため、一定の維持管理費(法定点検費等)の負担が必要になる。
このため、運営に必要な最低限の維持管理費(光熱費、法定点検費及び人件費等)を運営費補助額として助成する。
- (2) 略
- (3) 提案者(貸付応募者)の積算方法
提案者は、運営に必要な収支計画を立て、総経費から料金収入等を差し引いた額を、運営費助成額として提案する。

県と協会との間の「藤野芸術の家の運営事業に関する基本契約書」においても「工房等に係る経費及び公租公課」について補助対象としないとは規定されていない。

【藤野芸術の家の運営事業に関する基本契約書(抜粋)】

- 第5条(業務の内容等)
- (1) 施設の維持管理に関する業務
 - (2) 施設の運営に関する業務
 - (3) 維持する施設機能に関する業務
 - ア 工房の利用に関する業務
 - イ 宿泊室(レストラン・浴室を含む)の利用に関する業務
 - (4) 任意に活用する施設機能に関する業務
 - (5) 地域振興に寄与する業務
 - (6) 安全管理に関する業務
- 第23条(補助金の支払等)
補助金の支払等については、別に定める「藤野芸術の家運営費補助金交付要綱」のとおりとする。
- 第24条(口座の管理及び経理の区分)
2 乙(協会)は、本契約の業務に係る経理とその他の経理は区分して経理するものとする。

県で補助対象外経費と整理されている工房等に係る経費及び公租公課は、協会の経理区分において特別会計として区分されておらず、補助対象経費とまとめて計上されている。

藤野芸術の家運営費補助については、議会でも質疑がされているが、工房等にかかる経費及び公租公課を補助対象としない、とは説明答弁されていない。

【平成30年3月1日県民・スポーツ常任委員会記録(抜粋)】

- 青少年課課長
藤野芸術の家の運営に当たりましては、今回、かながわ青少年協会が相手方なのですが、その相手方の経営努力に期待しつつも、料金収入等のみで施設を維持管理することは困難であるという部分も考えられましたので、施設運営に必要な最低限の維持管理費というところ

を運営費として補助することとしております。

補助対象外経費としている公租公課（4,971千円）のうち大半は、宿泊及び工房等の事業収入の際に預かった消費税等（4,893千円）であり、その全額を補助対象外経費とすることは会計的に全く妥当性がない。

監査の結果として、工房等に係る経費だけを補助対象外経費と整理することの妥当性を確認することはできなかった。また、施設の利用料金収入に係る消費税等を補助対象外経費とすることは妥当ではない、と判断した。

県有財産を無償で貸付、さらに、79,020千円もの多額の運営費補助金を交付しているにもかかわらず、青少年課が作成した補助金交付要綱について青少年課と協会だけで通用する独自の解釈に準拠しているから問題ない、ということでは県民の理解は得られないと考える。

事業費を補助対象外経費とするのであれば、施設の維持管理費と事業費の区分の基準を明確にし、工房等に係る経費を補助対象外経費とすること及びその理由を補助金交付要綱で明確に規定し、適正な承認手続き及び説明責任を果たす必要がある。

公租公課等の維持管理費と事業費の共通経費については、適正な基準に基づく配賦を行い、補助対象経費と補助対象外経費の適正な区分経理を行う必要がある。

b 青少年課の見解

活用方針では、「公益目的を果たしつつ施設を維持管理できる必要最低限の運営費を助成すること」としており、その趣旨に添い、補助金要綱で補助対象経費の範囲を定めた。宿泊施設等の運営に要する費用は事業に係る部分と維持管理に要する部分とで明確に区分できないため、すべて維持管理費として補助対象として扱っている。

c 更なる検討

維持管理費を補助対象としているとのことだが、実際には協会の人件費のうち臨時雇賃金（5,535千円）を除く役職員の人件費（41,246千円）が補助対象となっている。

明確に区分できないという理由で、補助対象外経費を補助対象とすることは妥当ではない。会計的には、適切な基準により配分すべきである。

青少年課からは、「県内部で作成した活用方針、要綱等の文言規定に従っている。」との説明を繰り返し受けたが、なぜ事業費を補助対象外経費にしているかという本質的な質問に対して納得できる説明は得られなかった。

県所有の施設を民間法人に無償で貸与し事業による料金の徴収を認め、さらに運営費及び修繕費の補助金を交付しているにもかかわらず、事業に係る経費及び収入（エ

で検討)を補助金の算定対象から除くことは、県内部で作成した規定にかかわらず、本質的に妥当ではないと外部監査人として考える。

(ウ) 実績報告書(収支計算書)の誤り(消費税等の過大計上)

a 問題点の指摘

協会から県へ4月22日に実績報告が提出されたが、その収支精算書には4月以降に支払等が行われる3月分経費等が計上されておらず、5月22日に3月分経費を含めた収支精算書が再提出され、この再提出された収支計算書が最終正式な収支精算書とされている。

【平成30年度藤野芸術の家運営費補助金交付要綱】

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、事業完了の日から30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、実績報告書に事業結果報告書及び工事完了報告書並びに収支精算書を添えて知事に提出しなければならない。

4月30日までに未払の3月分経費等を計上した適正な収支精算書を提出する必要がある。

また、平成31年5月31日に提出された消費税等の確定申告により948,400円の消費税還付が発生し、協会の財務諸表(平成30年度)には計上されているが、県へ提出された最終の(補助金)収支精算書に計上されていない。

項目	金額
消費税等中間納税額(収支精算書の計上額)	4,893,600円
納税過大額(還付額)	△948,400円
平成30年度消費税等の発生・負担額(本来の計上額)	3,945,200円

消費税の還付額というものは、収支精算書に計上されている中間納税額が過大であったために修正返金されるものであり、還付金額を修正した3,945,200円が平成30年度の藤野芸術の家の運営に係る発生負担額である。

なお、確定申告により金額が最終決定される消費税等の還付又は納税額については、確定した年度(当該事例では令和元年度)に処理計上することも実務上許容されると考えられる。

しかし、協会の財務諸表において確定申告に伴う消費税等の還付又は納税額は平成30年度に計上されており、協会の経理方法と同じ処理で収支精算書を作成しないと確定申告に伴う消費税等の過不足修正額が県への(補助金)収支精算書に計上されなくなってしまうことになる。

なお、指定管理者の時代から、確定申告に伴う消費税等の過不足額の精算は、県へ

の収支報告に発生年度及び翌年の申告年度にも計上されていなかった。

県への補助金の実績報告（収支精算書）に消費税等が948千円過大に計上されている。消費税等の確定申告を反映した適正な金額での収支精算書の提出を求める必要がある。

b 青少年課の見解

今後は消費税等の確定申告を反映した金額での収支精算書の提出を求めることとする。

c 更なる検討

特になし。

(エ) 補助金算定にあたり事業収入を考慮しない問題（収支余剰）

a 問題点の指摘

運営費補助金79,020千円が交付され、平成30年度は協会からの収支精算書では1,307千円、(ウ)で指摘した消費税等の誤りを修正した上では2,256千円の収支余剰が発生している。

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度
収入	52,097	62,469
支出（補助対象）	170,371	123,981
支出（補助対象外）		16,199
運営費収支差額	△ 118,274	△ 77,712
指定管理料又は補助金	123,670	79,020
収支精算書の収支余剰金	5,395	1,307
消費税還付額（△不足額）	△387	948
収支余剰金	5,008	2,256

運営費補助金とは、運営に必要な資金を助成するものであり、収支余剰金が発生した場合は、返還を求めるのが原則であると考えます。

【平成30年度藤野芸術の家運営費補助金交付決定通知書（抜粋）】

3. この補助金に係る実績報告は、実績報告書に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに知事に提出しなければなりません。（中略）この精算の結果、補助金に残額が生じた場合は、速やかに返還しなければなりません。

しかし、県の説明によれば、補助金交付要綱では経費の一部を補助すると規定され「事業収入を経費から控除する。」との規定がないため、補助対象経費が補助金交付額を超えている以上、収支余剰金について補助金の返還を求めることはない、とのことであった。

【藤野芸術の家運営費補助金交付要綱（抜粋）】

別表（第2条関係）	
補助対象経費	補助額の算出
藤野芸術の家の運営に要する次の経費 (1) 人件費 (2) 施設の維持管理費 (3) 修繕費	定額（補助対象経費の10/10以内の額）

無償で貸付をうけて運営している施設の事業収入の増加等により収支余剰金が生じても、補助金の返還について協議することはできるとのことであるが、平成30年度の収支余剰の返還について、県と協会と協議は監査時点（9月）でまだ行われていない（今後協議を行うとのこと）。

【藤野芸術の家の活用方針（抜粋）】

8 運営費助成の取扱い
8 (1) 運営費助成の目的 当該施設の立地条件、施設規模及び一定の公益目的を果たすための用途指定を行うことから、民間の経営努力に期待しつつも、 <u>料金収入のみで維持管理することは困難</u> であると想定される。（略）
(2) 予算措置 (略)施設機能を維持するために運営費助成を行うことから、貸付を受けた者には毎年、決算報告の提出を義務付けることとし、 <u>余剰金が発生した場合は、精算等について県と協議</u> する。
(3) 提案者（貸付応募者）の積算方法 提案者は、運営に必要な収支計画を立て、総経費から料金収入等を差し引いた額を、運営費助成額として提案する。

平成29年度までの指定管理料は利用料金制を採用していたため、収支余剰金が発生しても指定管理者の経営努力によるものとして、県への返還は不要であり指定管理者（協会）の利益とされてきた。平成29年度までの指定管理者として協会が獲得した利益の累積は30,581千円（平成30年3月31日現在の貸借対照表、特別会計の一般正味財産計上額）である。

しかし、平成30年度からは仕組みが大きく変わり、県が所有する土地建物を民間法人である協会に無償で貸付、利用料金の徴収が認められ、かつ、収入で賄えない運営経費及び修繕費を運営費補助金として交付している以上、収支余剰金が生じた場合は当然に返還を求める必要があると考える。

補助金は、文字どおり不足分を補い助成するものであり、収支の実績報告を求め、収支余剰が生じた場合は返還をしてもらうのが本来のあり方であり、補助対象金額の

算定にあたり事業収入を控除しないとしている青少年課が作成した補助金交付要綱には欠陥があると考えます。

藤野芸術の家を運営している協会が継続して活動するためには利益の獲得は必要かもしれないが、そのことは協会が考えるべきことであり、補助金交付に当たり県が考慮すべきではない。

運営費補助金である以上、補助対象金額の算定にあたり事業収入を控除しないとしている青少年課が作成した補助金交付要綱には問題がある。経費から事業収入を控除した金額を補助対象とするよう補助金交付要綱を改正する必要がある。平成30年度の収支余剰（2,256千円）についても協会と協議し返還を求める必要がある。

b 青少年課の見解

- 補助対象経費に対して必要な費用を予算の範囲内で定額で補助を行うことを要綱で定めており、庁内合意も得ており改正の必要はない。
- 施設全体の収支余剰金の取扱いについては、県と協会が協議を行うこととされており、その活用方法を含め、今後協議を行うこととしている。

c 更なる検討

県所有の施設を民間法人に無償で貸与し事業による料金の徴収を認め、さらに運営費及び修繕費の補助金を交付しているにもかかわらず、事業に係る経費及び収入を補助金の算定対象から除くことは、県内部で作成した規定にかかわらず、本質的に妥当ではないと考える。補助金である以上、運営経費から事業収入を控除した収支差額を補助対象とし、その収支差額よりも補助金が多い収支余剰が発生した場合、補助金である以上当然に返還を求めるべきであり、補助金交付要綱の見直しも含め、対応を早急にする必要がある。

県議会でも「内容を聞いていると指定管理とどこが違うのかと感じてしまう。」との質疑があったが、「指定管理から無償貸付・補助金交付への移行」のリーディングケースに当たる事業であり、まずは県職員の意識を変える必要があると考える。

(オ) 県有財産の修繕を補助金で他団体が執行する問題

a 問題点の指摘

藤野芸術の家の施設修繕について、平成29年度までの指定管理の時代は県が直接発注し県の修繕費として財務執行が行われていたが、平成30年度は施設の修繕予定額を県から補助金として交付し協会が発注者として修繕を行う方法に変更されている。な

お、平成30年度においても中央監視装置更新工事等（4,809千円）については、補助金ではなく県の修繕費として実施されている。

【修繕費】 (単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度
補助金により協会が実施	0	16,337
県が実施	21,422	4,809
合計	21,422	21,146

県有財産使用貸借契約書及び藤野芸術の家に関する基本契約書では、1件50万円以上の修繕については県の業務と規定されているが、これは費用負担の取り決めとのことであり、補助金を交付して協会が修繕を実施することは議会でも説明されており、財務執行の方法として認められることであることは監査人としても認識している。

【県有財産使用貸借契約書】

第10条（修繕義務等）

乙（協会）は、目的物件の維持管理に必要な通常の修繕義務を負うものとし、50万円以上の修繕については甲（県）乙（協会）協議するものとする。

【藤野芸術の家の運営事業に関する基本契約書】

第6条（甲（県）が行う業務の範囲） 甲は次の業務を行うものとする。

(1) 芸術の家の修繕業務

（施設・物品の経年劣化、損傷、滅失等で、経年劣化によるもの及び第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないものの修繕にかかる費用が**1件当たり50万円以上**のものに限る。ただし、クリエーションホールの音響・舞台・照明・可動式座席等の設備の補修・更新については甲（県）による負担は行わない。

(2) 甲（県）による50万円以上の費用負担については、乙（協会）の申し出により、甲と乙で協議するものとする。

【平成30年3月1日県民・スポーツ常任委員会記録（抜粋）】

青少年課長

これ（修繕工事）については、県のほうでかながわ青少年協会と事前によく確認、調整をさせていただいて、かながわ青少年協会の現場の状況から、来年度こういうことをやりたいという事前にやり取りをさせていただいた上で、それでお互いにこの項目とこの項目ということ調整させていただいて、予算計上するという形です。そういう意味では双方の意向を合わせた形で内容を計画を組ませていただいて、その事業として、それを**修繕費の補助金**として、県からかながわ青少年協会に渡させていただいて**相手方が執行**するという形です。

しかし、補助金方式では余剰が生じた場合には県へ返還することになるため、修繕費を補助金で交付し協会が修繕工事を発注し実施することになると、手間をかけて厳しい価格の査定・折衝を行い、少しでも低い金額で修繕工事を行おうとする意欲が協会には生じず、いわゆる「予算使い切り意識。」により予算とおりで修繕工事を発注実施されるのではないかと懸念される。

さらに、修繕工事は突発的な故障等により必要になることがあるため、それに備え高めの見積金額で予算を確保しておき、高めに設定された予算を流用して突発的な修

繕工事に対応する、いわゆる「どんぶり勘定。」で予算が執行されることも懸念される。

平成30年度に補助金により協会で開催した修繕工事は以下のとおりである。

【平成30年度補助金により協会で開催した修繕工事】

工事名	交付決定時 (見積)	実績	工事期間		業者	値引額
屋根さび止め等	1,944,000	1,944,000	6/28	7/20	A社	
冷暖房用ファンコイル温度制御機器交換	1,836,000	1,836,000	7/3	7/3	B社	
自動混合水栓交換工事	2,154,772	2,154,772	9/10	9/11	B社	
ピアノ部品交換工事	1,886,760	1,886,760	12/26	2/20	C社	
加圧給水装置交換工事P 1	2,235,600	2,098,440	12/18	12/18	D社	137,160
加圧給水装置交換工事P 2	2,235,600	2,097,360	12/18	12/18	D社	138,240
冷温水分解整備工事	3,504,492	3,240,000	11/29	12/12	D社	264,492
温水ボイラー分解整備工事	540,000	539,892	11/19	11/19	D社	108
吸収冷温水機マイコン基盤他交換工事		540,000	6/20	6/26	D社	
修繕費計	16,337,224	16,337,224				540,000

修繕工事を執行している協会では県の財務規則に従えば不可欠な予定価格の積算、入札、見積合せ等の手続きは行われず、予算取りのために平成30年3月に入手した参考見積書の金額のとおりに入札・発注・支払が行われている。

なお、吸着冷温水機マイコン基盤の故障に伴う修繕は、急な故障に対応したもので事前に把握し予算計上することができなかったため、上記の一覧のとおり同じ業者（D社）の他の工事費を同額減額してもらい、予算を流用して財源を確保している。

D社に無理をして対応してもらったとのことであるが、予算取りのための見積りは高めの金額で作成されるのが一般の取引慣行であり、適正な金額よりも高い見積金額で予算が設定され、発注・契約が行われたのではないかと懸念される。

補助金を交付し所有者ではない協会が修繕を実施する以上、修繕工事費を減額しても補助金を返還する結果になるため、修繕を実施する協会には厳しい価格査定を行い業者と価格折衝をして修繕工事費を引き下げるインセンティブは働かず、補助金を交付し修繕を協会に実施してもらう方法では、仕組みとして最少の経費で財務を執行することは期待できない。

藤野芸術の家は公の施設（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設。）ではなくなったものの土地・建物・物品等は依然として県の所有資産であり、最少の経費で財務執行を行う観点から、修繕工事は補助金ではなく、協会の協

力を得たうえで従来と同様に県が実施し、県の財務規則に従った適正な手続きで適正に修繕を行うことを要望する。なお、監督検査について協会に委託をすることも検討することも要望する。

【監督検査の委託に関する法令】

地方自治法第234条の2（契約の履行の確保）

1 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

地方自治法施行令第167条の15（監督又は検査の方法）

4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第234条の2第1項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によって監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、当該**普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。**

b 青少年課の見解

- 県の財産規則では、県有財産の修繕等を必ずしも県で直接執行しなければならないとはしていない。もし、県が直接執行した場合、修繕等のたびに職員が見積徴取時から工事打合せ、現場監督等を行うことになり、それに要する人件費及び旅費が多くなるのが予想できる。
- 現実的な方法としては、現地のかながわ青少年協会で工事執行は行いつつ、工事業者の選定方法等について助言指導を積極的に行い、効率的な維持管理が出来るようにしていくことである。

c 更なる検討

たしかに、青少年課の説明のとおり、実際に施設を使用し維持管理を行っている協会が修繕を実施した方が効率的に修繕を実施できることは理解できる。

一方、修繕費を補助することは「補助金使い切り意識」により、仕組み上、費用削減の意識が十分に機能しないことも危惧される。

県の担当者に修繕の内容、費用の妥当性について質問を行い、修繕工事について協会任せではなく県も助言指導をしていることは確認できたが、ほぼ当初の予算取りの見積金額とおりで修繕工事が発注実施されている平成30年度の修繕費の実績金額からは改善の余地があると考えられる。

県の助言指導の更なる徹底等、修繕工事を最少の経費で執行できるよう検討することを要望する。

(カ) 補助金の前倒し支出の問題

a 問題点の指摘

協会からの補助金交付申請書の概算払要望書に基づき、以下のとおり補助金を交付している。

(単位：千円)

支払日	運営費補助金	修繕費補助金
4月16日	23,541	9,440
7月2日	15,670	5,012
10月1日	15,670	1,887
1月7日	7,800	
計	62,681	16,339

運営費補助金の交付は、団体の支出時期に合わせて交付するのが原則である。

【財政課作成、執行管理における事務処理の手引（抜粋）】

- 第三セクター等団体への運営費補助は、団体の資金が不足するときにそれを補うためのものです。
 - 留保資金の状況を勘案しつつ、不足する時期に不足額を支出するといった支出時期の妥当性について判断することが重要となります。
 - (略)補助金の前倒し支出は極力行わないこととし、団体の支出時期に合わせて交付することとします。
- 概算払いが認められるもの（ア）運営費補助
- 団体の資金において、給与等の当月（当期）分の支払準備金が不足するおそれがある場合が該当します。

協会の運営費は毎月ほぼ定額が発生し支払が行われる人件費及び委託費が多くを占めており、修繕費も年度の後半で支払が行われているが、補助金は前倒しで交付が行われている。なお、平成29年度までの指定管理料は資金計画に基づき毎月支出されていた。

【修繕費の補助金交付日と工事費請求日】

(単位：千円)

修繕工事名	見積金額	補助金交付		請求書日
屋根さび止め等	1,944	9,440	4月16日	8月23日
冷暖房用ファンコイル温度制御機器交換	1,836			7月31日
自動混合水栓交換工事	2,155			9月30日
冷温水分解整備工事	3,504			2月1日
吸収冷温水機マイコン基盤他交換工事	0			8月7日
加圧給水装置交換工事P1	2,236	5,012	7月2日	2月1日
加圧給水装置交換工事P2	2,236			2月1日

温水ボイラー分解整備工事	540			12月27日
ピアノ部品交換工事	1,887	1,887	10月1日	2月20日
修繕費計	16,339	16,339		

また、運営費補助金の概算払いは、留保資金の状況を勘案し団体の支払準備金が不足する場合にできるとされているが、協会は多額の現金預金を保有（平成30年度期首：43,124千円、期末32,783千円）しており、その要件には該当しない。

補助金については、協会から月別の資金収支計画表を提出してもらい、それに基づき補助金の前倒し支出にならないよう適切な時期に交付することを要望する。

b 青少年課の見解

- 計画的運営をさせることは当然であるが、十分な運営資金のない中で月ごとの補助金支出では、緊急的な支払に対応できない可能性もあることから、協会側から申請のあった四半期ごとの補助金支出とすることに問題はないと考える。
- なお、今後は執行伺いには、月別収支見込（計画）調書を添付させるようにする。

c 更なる検討

月別収支見込（計画）等により協会の資金収支を確認し、補助金の前倒し支出にならないよう改善することを要望する。

（キ） 貸付先事業者選定委員会に県の課長が委員長に就任している問題

a 問題点の指摘

平成28年10月に藤野芸術の家の施設運営主体（貸付先）の募集が行われ、2法人から申込があり、応募内容に係る評価、採点を行い貸付候補者の順位付けを所管事務とする事業者選定委員会が設置され、委員会を2回開催し、評価点・順位が以下のとおり決定された。

【採点結果の概要】

	協会	地元のA会
貸付先業者としての適性（50点）	36	38
施設の管理運営（250点）	176	171
収支計画（100点）	76	56
業務遂行能力（100点）	74	58
合計点（500点）	362	323

管理運営の基本的な考え方及び地域振興の寄与等では、地元のA会の方が評価点は高かったものの、収支計画の積算の適切性、これまでの実績等、従来から施設運営を行っている法人が当然有利な項目の評価点が高く、結果として協会が高い評価点をとることとなった。

【平成29年3月1日県民・スポーツ常任委員会記録（抜粋）】

青少年課長

（略）精査された収支見込みがなされて、それに基づく適切、良好な収支計画となっている。また、施設運営の実績があつて、業務遂行能力も問題がない。こういった点から、全体としてこの提案が実現可能性が高いということで、選定委員会での評価結果も踏まえ、検討して、総合的に貸付先事業者候補として最もふさわしいものとして判断したものです。

なお、事業者選定委員会は「貸付先を評価する上で、その透明性・公平性を確保し、専門的立場からの評価や意見等を聴取」するために設置するものであり、「付属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」に準じて設置されたものである。

【付属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱】

（付属機関の委員の任命）

第4条 委員の任命は、設置目的に応じて、県民の幅広い意見及び専門的視点からの意見の反映並びに公正性の確保等を図るため、次の事項に留意するものとする。

- (1) 付属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任するものとする。
- (2) 女性の登用については、「審議会等の委員への男女共同参画推進要綱」に、外国籍県民の登用については、「外国籍県民の懇話会委員等への登用促進指針」に、障害当事者等の登用については、「審議会等への障害当事者等の参画促進要綱」によるものとする。
- (3) 審議等の項目が市町村に関連するものにあつては、市町村職員（市町村長を含む。）を委員に任命するよう努めるものとする。
- (4) 委員には、県職員及び県職員であつた者を任命しないものとする。ただし、法令、条例、規則、規程、告示等に定めがあるなど特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。

このとおり当該要綱には、「県民の幅広い意見及び専門的視点からの意見の反映並びに公正性の確保等を図る」ため、「委員には県職員は任命しない。」と定められている。

しかし、藤野芸術の家貸付先事業者選定委員会では、事業を所管している青少年課の課長が委員になり、かつ、委員の互選により委員長にも就任している。

このような委員会は、県民の幅広い意見及び専門的視点から施策を決定しようとするものであり、いわゆる前例踏襲主義に陥りがちである行政（県）の意向が審査に影響を及ぼし公平性・適正性が損なわれることのないよう、要綱に準拠し県の職員が委員に就任することは避けるべきであつたと考える。

また、専門的知見等を有する県民等から意見を聴取して委託業者を選定する方法として県でも広く用いられている「プロポーザル方式」でも県の職員が審査会の委員に就任することは望ましくないものとされている。

【プロポーザル方式事務要領(抜粋)】

第9条(審査会等)

5 契約担当者の意向が審査会の審査等に影響を及ぼし、公平性・適正性が損なわれることのないよう、神奈川県職員を審査会の委員等に着ける場合には、原則として契約担当者が直接指揮監督する職員以外の職員から選考する。

事業を所管する青少年課の課長が事業者選定委員会の委員及び委員長に就任しているが、公平性・適正性について県民から疑義を受けることのないよう、要綱等の規定に従い委員に就任すべきではなかったと考える。

b 青少年課の見解

- 各専門家の委員は、提出された2者の応募内容に基づいて、公平性、適正性をもって選定したものであるので問題はない。
- 今回の選定にあたっては、局内でも初めての事例として明確な指針のない中で、施設管理者として、廃止した施設の適切な貸付先を選ぶことが重要であった。
- そのため、外部委員を選定し意見や要望をしっかりと受け止めて議論しており、その上で、施設の概況や政策的な方針を把握している青少年課長も委員として選定したものである。
- 県庁内の同様の貸付の場合でも選定委員会のメンバーに担当課県職員を充てている例もあり、本件のみ特別な対応を行っているものではない。
- ただ、今後このような機会がある場合は、今回の意見を参考とさせていただく。

c 更なる検討

特になし。

(3) 指摘事項及び意見

(指摘事項1) 収支余剰についての補助金返還

藤野芸術の家の運営にあたり、収入で運営費を賅えない部分を助成するのが本補助金の目的だと考える。補助金である以上、収支余剰(平成30年度2,256千円)については返還を受ける必要がある。

青少年課が作成した補助金交付要綱では補助対象経費の算定にあたり収入を規定していないので返還を求められないとのことであるが、要綱を改正する必要がある。

指定管理から無償貸付・補助金への移行のリーディングケースであり、まず県職員

の意識を変える必要がある。

(指摘事項2) 補助対象外経費の区分の妥当性

青少年課で作成した補助金交付要綱では、藤野芸術の家の運営経費のうち工房等に係る経費及び消費税等の公租公課だけを事業費として補助対象外経費とし、宿泊事業の経費及び臨時雇を除く協会の役職員の人件費の全額を補助対象経費としている理由に監査人として納得することはできなかった。共通経費の配賦等の区分経理も行われていない。「規定の文言がそうになっている。」だけでなく、しっかり説明責任を果たす必要がある。

(指摘事項3) 実績報告書(収支精算書)の誤り(消費税等の過大計上)

県への補助金の実績報告(収支精算書)に消費税等が948千円過大に計上されている。消費税等の確定申告を反映した適正な金額での収支精算書の提出を求める必要がある。

(意見1) 県有財産の修繕を補助金により他団体が執行している問題

ほぼ当初の予算算定のための見積金額のとおりで修繕工事が発注されている。現地の協会が実施した方が効率的に修繕を実施できるという県の説明は理解できるが、一方、補助金方式は「使い切り意識」により最少の経費での発注の意識が機能しないことも懸念される。県の助言指導の更なる徹底又は県の発注等、最少の経費で修繕を実施できるよう検討することを要望する。

(意見2) 運営費補助金の前倒し交付

協会での経費支出時期よりもかなり前倒しで運営費補助金が交付されている。協会から月別収支見込等の提出を受け、協会の資金収支を把握しより適切な時期に補助金を交付することを要望する。

(意見3) 貸付先事業者選定委員会の委員長に県の事業所管課の課長が就任

事業を所管する青少年課の課長が選定委員会の委員長に就任しているが、県の意向に沿った事業者選定が行われたのではないかと疑念を与えることのないよう、要綱等の規定に従い委員に就任すべきではなかったと考える。

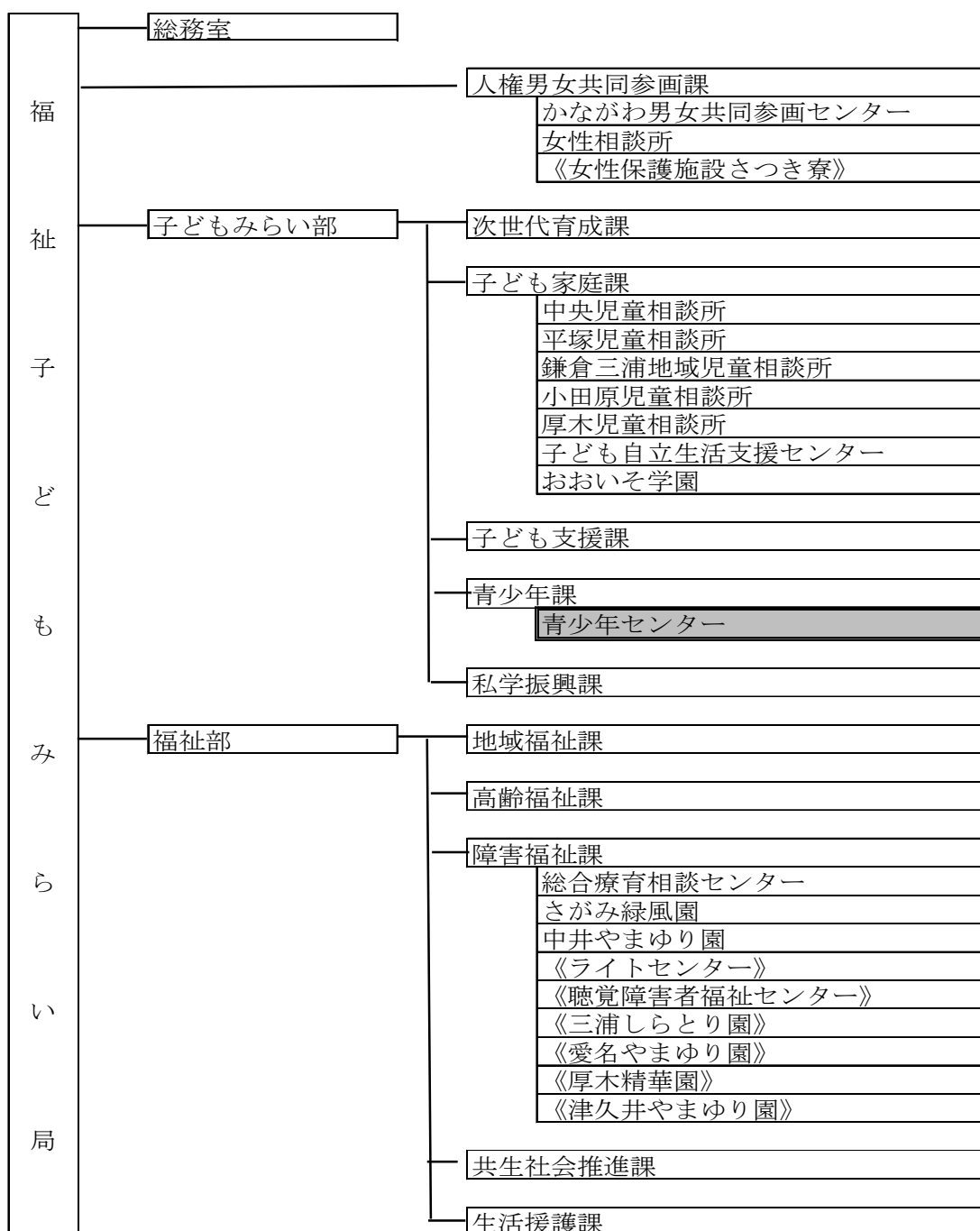
第2節 青少年センター実施事業

1 青少年センターの組織と分掌事務と予算執行状況

(1) 概要

青少年センターは、青少年の健全な育成を図り、併せて県民の教養の向上に資することを所掌している

(2) 組織



(3) 分掌事務

組 織	分 掌 事 務
管理課	○ 館内の案内、広報、管理事務 ○ 予算経理事務、財産管理
指導者育成課	○ 青少年支援・指導者の育成 ○ 青少年活動に関する情報収集、提供
青少年サポート課	○ ひきこもり、不登校、非行等に関わる相談 ○ NPO活動の支援、情報の提供
科学支援課	○ 科学体験活動の普及、啓発 ○ 科学体験指導者の育成
ホール運営課	○ ホール、多目的プラザ、練習室の利用受付

(4) 青少年センターの予算執行状況

平成 30 年度予算執行状況（収入執行状況表、支出執行状況表計上額）の概要は、次のとおりである。

【歳 入】 (単位：千円)

科目（款）	収入済額
使用料及び手数料	12,173
国庫支出金	1,429
諸収入	3,182
計	16,786

【歳 出】 (単位：千円)

科目（事業）	支出済額
(目) 青少年健全育成費	8,865
青少年対策企画調整費	443
子ども・若者支援事業費	205
青少年人材養成費	8,217
(目) 青少年センター費	340,255
維持管理費	165,707
事業費	43,531
青少年センター機能強化推進費	131,016
計	349,121

他に、他課からの再配当に係る支出計画による執行分（支出済額）が 54,514 千円ある。

2 事業費

(1) 事業の概要

ア 目的・内容

青少年の科学活動の促進・推進、ひきこもり・不登校等の悩みを抱えた青少年やご家族の相談（ひきこもり地域支援センターを設置するほか相談活動を行うNPO法人への支援）及び青少年の自立支援を目的としたコミュニケーション・人間関係講座を実施している。

イ 概要

(ア) 青少年科学活動推進事業費

a 目的 青少年の科学活動を促進、支援する。

効果 青少年の科学に対する興味・関心を喚起し、科学技術分野における次世代を担う人材の育成に資する。

b 事業主体 県

c 内容

(a) 科学活動普及・啓発事業費

青少年向けに科学体験イベントの開催や、おもしろ科学実験や科学工作教室等の講座を開催、作品展や発表会等により、科学の楽しさを実感する機会を提供する。

- ・科学活動啓発事業
- ・科学体験支援事業
- ・ものづくり子どもサイエンス事業

(b) 科学技術系人材育成事業費

理科や科学に進んで関わる青少年人材を育成するとともに、地域の指導者や理科教育に取り組む指導者人材の育成を図る。

- ・青少年科学人材育成事業
- ・科学体験指導者育成事業
- ・理科教育人材育成事業

(c) 科学活動情報発信事業費

広く県民に科学体験の情報やプログラム・事例など各種の関係情報を発信・提供する。

- ・インターネット科学館
- ・科学相談

d 決算額の性質別（節）内訳

（単位：千円）

節の名称	30年度決算額	内容説明
報償費	774	教室、フェスティバルの講師アシスタント謝礼
需用費	507	トナー他
役務費	347	科学事業用品運搬
使用料及び賃借料	324	パソコン賃貸借（月27千円）
計	1,953	

（イ） 青少年科学活動推進事業費（機能強化）

a 目的 子どもたちに科学を身近に感じてもらうため、県内大学、理研、JAXA等、県内に集積した様々な研究機関や企業との連携を深め、先端科学を直接体験できる講座やイベントを県内各地で開催するなど、アウトリーチ事業を強化しながら、事業展開していく。

b 事業主体 県

c 内容

（a） 先端科学連携体験事業

県内の試験研究機関や民間企業などと連携し、先端の科学に触れる機会を作り、子どもたちの科学技術に対する興味・関心を喚起する。

（b） 科学活動普及・啓発事業

青少年向け科学体験イベント、講座、作品展、発表会等により、年齢層や地域に応じたきめ細かな普及啓発を行い、科学の楽しさを実感する機会の充実を図る。

d 決算額の性質別（節）内訳

（単位：千円）

節の名称	30年度決算額	内容説明
報償費	2,009	フェスティバル等の講師アシスタント謝礼
需用費	2,013	アダプタセット他の購入
役務費	275	宅配便配達業務、科学事業用品運搬
使用料及び賃借料	1,235	ロボットのレンタル他
計	5,533	

（ウ） 演劇活用青少年支援事業費

a 目的 演劇手法を活用し、総合的な青少年支援を行う。

b 事業主体 県

c 内容

(a) 演劇ワークショップ事業

不登校・ひきこもり等の青少年を対象に演劇ワークショップを行う。

(b) 演劇手法ビルトイン事業

地域の青少年支援・指導員、教員を対象に演劇の考え方やスキルを身につけるためのセミナーを行う。

(c) 広報及び普及教材作成

演劇ワークショップ等を地域に普及させるために教材を作成する。

d 決算額の性質別(節)内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
報償費	1,192	ワークショップ等の講師アシスタント謝礼
委託料	641	演劇活用青少年支援事業報告書作成委託他
使用料及び賃借料	30	演劇ワークショップ会場使用料
計	1,863	

(エ) フリースペース等事業費補助

a 目的 ひきこもり等の青少年やその家族等への支援をする。

効果 身近な地域でフリースペース等を運営するNPOが相談窓口を開設することにより、ひきこもり等青少年やその家族の相談利便性を高める。

b 事業主体 NPO等

負担割合 1/2(但し、50万円以上80万円以下)

c 内容

・相談事業費補助

・対象事業 不特定の青少年・保護者への支援(相談事業)

d 決算額の性質別(節)内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
負担金、補助及び交付金	7,480	10法人に交付
計	7,480	

(オ) ひきこもり等青少年自立支援事業費

a 目的 平成18・19年度にNPOと協働で作成した「自立支援プログラム」において必要性が指摘されている、仲間とともに安心して参加できるコミュニケーションの練習になるような取組みをNPOと協働で相談事業との連携を図りながら実施し、自立を促進する。

効果 ひきこもりの予防も含め、青少年の社会的自立が促進される。

b 事業主体 県

c 内容

- ・NPO等と協働した自立支援事業の実施
- ・自立支援事業の普及推進（シンポジウム開催、広報）

d 決算額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
報償費	112	コミュニケーション・人間関係講座、講師謝礼
需用費	68	コミュニケーション・人間関係講座、リーフレット印刷代
委託料	3,075	コミュニケーション・人間関係講座、業務委託（5法人）
計	3,255	

(カ) ひきこもり等相談関係事業費

a 目的 青少年の悩みに継続的、包括的に対応するため相談体制の充実を図るとともに、NPO等に対する情報や活動の場の提供、人材育成支援を推進し、NPO間のネットワーク形成を促進する。

効果 ひきこもりや不登校などで悩んでいる青少年の学業復帰や社会的自立を促進するとともに、支援活動を行っているNPO団体等の活性化に資する。

b 事業主体 県

負担割合 県1/2、国1/2

c 内容

(a) 相談関係事業費

地域相談会、相談員研修会等の実施、NPOや公的機関との意見交換会の開催を通じて相談体制の充実を図る。

(b) NPO支援事業費

NPO活動に必要な場や機器の提供、情報コーナーの開設、スタッフ研修会の開催

等で、場、情報及び人材の面で支援する。

(c) 啓発・研究事業費

ひきこもり等に悩む青少年や家族、関係者及び県民に広報、啓発を行うことで地域における関係団体、機関等のより一層の連携強化を図り、相談や地域サポート体制の適切な対応方法を探る。

(d) 地域理解促進事業

NPOと講演会等を共催して、ひきこもり等の問題について県民向け講演会等を実施する。

d 決算額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
報酬	9,864	非常勤職員報酬
共済費	1,231	労働保険料、社会保険料
報償費	4,686	講師アドバイザー謝礼
需用費	1,080	相談機関紹介カード
委託料	4,980	地域相談事業委託（小田原、厚木の一部）
使用料及び賃借料	35	会場使用料
計	21,878	

(キ) ひきこもり等相談関係事業費（機能強化）

a 目的 ひきこもり、不登校など様々な悩みを抱える子どもや若者、その家族等からの相談支援により孤立化を防ぐため、県内市町村と連携した相談体制の強化を図る。

b 事業主体 県

c 内容・ひきこもり等委託相談窓口運営事業

ひきこもり当事者やその家族等からの相談の利便性向上を図るため、県内市町村と連携し、委託相談窓口の充実を図る。

d 決算額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
委託料	1,500	地域相談事業委託（伊勢原、厚木の一部）
計	1,500	

ウ 予算現額・決算額

(単位：千円)

細事業	29年度	30年度	
細々事業	決算額	予算現額	決算額
青少年文化活動等推進事業費	9,025	22,000	9,418
青少年科学活動推進事業費	2,035	2,150	1,953
青少年科学活動推進事業費（機能強化）	—	5,850	5,533
演劇活用青少年支援事業費	—	2,083	1,863
青少年舞台芸術活動推進事業費	6,989	7,053	(注) 67
青少年舞台芸術活動推進事業費（機能強化）	—	4,864	(注) 0
青少年相談等支援事業費	33,829	36,000	34,113
フリースペース等事業費補助	7,997	8,000	7,480
ひきこもり等青少年自立支援事業費	3,707	3,870	3,255
ひきこもり等相談関係事業費	22,124	22,630	21,878
ひきこもり等相談関係事業費（機能強化）	—	1,500	1,500
合 計	42,854	58,000	43,531

(注) 監査対象である青少年センターの支出執行状況表の計上額を記載

(2) 監査の内容

ア フリースペース等事業費補助（フリースペース等事業費補助）

(ア) 補助金の概要

補助金の目的	ひきこもり等の青少年やその家族等に対して、フリースペース等の活動にあわせて相談活動を実施する民間団体へ補助を行う。
根拠法令・条例・要綱等	フリースペース等事業費補助金交付要綱
創設年度／終期	平成16年から、終期の設定はなし
補助対象事業	不特定の青少年・家族を対象とする相談事業
補助対象経費及び補助率	相談事業に要する経費を対象とし、経費の2分の1と80万円（第1種）、60万円（第2種）のいずれか低い額を上限とする。
補助金の金額	7,480千円
補助金の交付先	13法人申請有、審査会により10法人に交付

年度推移

平成28年度	平成29年度	平成30年度
7,997千円	7,997千円	7,480千円

(イ) 検討1

a 実績報告（収支決算書）の内容

補助金交付要綱第15条の規定に基づき、事業結果報告書と収支決算書が提出されているが、収支決算書の金額は収支予算書と全く同じであり、かつ、事業結果報告書に記載された事業内容と収支決算書の支出金額及び備考欄の記載に以下のとおりの不整合があった。

(サンプルとして抽出したK法人)

【収支決算書 II 支出の部】

II 支出の部		
1. 事業費(1)人件費		
事業①②③	1,440,000	30,000×4名×12ヶ月臨床心理士等相談員
事業①②③	480,000	非常勤40,000×12ヶ月
支出合計(B)	1,920,000	

上記支出金額については、人件費詳細及び領収書を提出して頂き、金額の一致を確認した。

【事業結果報告書と収支決算書 備考】

	事業結果報告書	収支決算書 備考
従事者	外部講師8名、支援ネット専門職10名、内部スタッフ15名、ボランティア20名	臨床心理士等相談員4名 非常勤職員1名(12か月)
実施場所	県民サポートセンター、横浜市健康福祉総合センター、神奈川区地区センター、マンションリーデンスフォート東神奈川他	会場使用料の計上無し
広報	法人HP、モバサイトHP、チラシ配布	チラシ印刷費等の計上無し

このとおり、事業結果報告書では補助対象に係る多種多様な活動を実施していることが記載されているが、収支決算書にはその一部しか計上されていない。

提出された収支決算書では、交付された補助金以上の支出が行われていることは確認できるが、会計報告である収支決算書の提出を求める本来の目的は、相談や研修等の補助対象事業全体の収支を把握することにあると考えられる。

支出の一部を抜き出すのではなく補助事業に係る収入・支出をすべて正しく表示している収支決算書の提出を求めるよう指導することを要望する。

b 青少年センターの見解

当該団体においては、明らかに補助金80万円の倍(補助率1/2)をはるかに超える多額の事業費が団体負担で支出されているため、団体側に核となる相談の人件費等以外の部分まで決算書への記入を求めていなかったものである。今後は、事業全体にかかる収入・支出を決算書に取り込むよう指導する。

c 更なる検討

特にない。

(ウ) 検討2

a 消費税等の仕入控除税額の報告

補助金交付要綱第16条では、消費税等についての仕入税額報告書の提出が規定されている。しかし、消費税等の課税事業者であるにもかかわらず、非課税団体と報告されていた団体があった。

適正な報告を指導することを要望する。なお、当該団体は、消費税法第60条第4項の規定の適用により、補助金等によって賄われる課税仕入れ等の税額を仕入税額控除の対象から除外しているため、補助金の減額・返還の必要はない。

【フリースペース等事業費補助金交付要綱（抜粋）】

第16条(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)
 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、すみやかに知事に対して報告しなければならない。
 (以下略)

【県財政課作成資料（抜粋）】

	納付税額計算方法	国、地方公共団体等か	特定収入割合	補助金減額の可能性	県への報告
免税事業者				無	要
課税事業者	簡易課税			無	要
	一般課税	消費税法別表3に掲げる法人等	5%超	無	要
			5%以下	有	要
		上記以外		有	要

b 青少年センターの見解

補助金交付要綱に基づく消費税の報告がなされた際に、免税事業者か否か、課税事業者ならば簡易課税か一般課税かの別については、相手方の申告によるものとし、相

手方に関係書類の提出又は提示を求めていなかった。今後は、関係書類を確認した上で、報告を受理することとする。

c 更なる検討

特にない。

イ コミュニケーション・人間関係講座業務委託（ひきこもり等青少年自立支援事業）

(ア) 委託取引の概要

契約方法	随意契約（公募型プロポーザルによる契約）
委託先	NPO法人S（他に3法人と1団体も受託）
委託業務の概要	企画提案に基づく講座の実施
契約金額（A）	415,260円
予定価格（B）	400,000円
割合（A/B）	104%

(イ) 検討

a 委託料上限額を超過した契約

業者選定の方法として公募型プロポーザル方式を採用し、予定価格を委託上限額（400,000円）として公表している。

しかし、契約をした5団体のうち、1団体との契約において予定価格（委託料上限額）を超過した金額（415,260円）で契約をしていたものがあつた。

なお、当該契約は委託料の精算条項が付され精算戻入が行われており、最終的な支払金額は377,798円であり、予定価格の範囲内であつた。

b 青少年センターの見解

当該事業は、講座開催日数ごとに委託上限額を設定し、プロポーザル方式で、数団体を相手方として選定している。当該団体においては、講座開催日数に照らし合わせると、委託上限額40万円であつたが、それを超えて契約をしていた。

これは、収支予算書にあるように、当センターと当該団体ともに支払上限額40万円であることを承知していたが、委託料を含み募集時に計画書に添付されていた予算書記載の当該団体負担分を含む想定経費全額を契約額としてしまったものである。

今後は、このようなことがないように、仕様を複雑化せず、提案書及び契約書等の書類を確認して慎重に契約行為を行うこととする。

c 更なる検討

特にない。

ウ 演劇活用青少年支援事業報告書作成委託（演劇活用青少年支援事業費）

(ア) 委託取引の概要

契約方法	一者随意契約（予定価格50万円未満）
委託先	特定非営利法人T
委託業務の概要	演劇活用青少年支援事業について、事業記録及び市町村及び関係団体等への周知を行うための報告書作成
契約金額（A）	479,952円
予定価格（B）	486,000円
割合（A／B）	99%

(イ) 検討

a 予定価格積算

演劇活用青少年支援事業広報用の報告書製作（60 頁程度、200 部印刷）は、構成、製本、編集、装丁、印刷を業務内容としているが、予定価格は一式 486,000 円（税込）とされており、仕様書に基づいた適正な積算が行われていない。

本来は、事業記録、報告書の内容作成及び印刷等に業務内容を分解したうえで価格を査定する必要がある。予定価格の適正な積算を行うことを要望する。

【予定価格に関する規定（「会計事務の手引き」より）】

予定価格とは、契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準としてあらかじめ設定するもの

その決定にあたっては、常に厳正・公正に行われなければならない。

契約の目的になる物件又は役務について、取引の実例価格、実例価格、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短、消費税等を考慮して適正に定める必要がある

さらに、受託会社は芸術文化施設の運営管理や舞台芸術を中心とした教育普及、交流促進等の事業を展開している法人であるが、印刷業務まで委託することの妥当性について特に検討していない、とのことであった。

最少な金額で財務執行を行うためには、印刷業務を専門業者に分割発注した場合との検討を行うことを要望する。

b 青少年センターの見解

本事業の実施時期については、事業協力者である関係団体や関係機関の意向を最大限に尊重し、実施時期を決定している。

昨年度は、1月下旬まで事業を実施しており、事業報告書に掲載する原稿の提出も2月中旬となるなど、デザイン委託と印刷製本委託を別個に契約し3月中に報告書を制作するための時間的な余裕がなかったため、一括契約としたものである。

地方財務実務提要第2巻P4093・2によると「絵はがきの基本的要素であるデザイン及び原画の作成を業者にまかせた絵はがきの製作委託であって、支出科目は一括して委託料が適当。なお、デザイン、原画作成と印刷を別個に契約すれば、前者は委託料、後者は需用費が適当。」とされている。

今回の委託契約は、デザイン及び報告書の作成を業者にまかせた契約であるため、支出科目は一括して委託料が適当であったものとする。

なお、デザイン委託と印刷製本委託を個別に契約できる時間的な余裕がある場合は、ご指摘の様にそれぞれで契約を行うなど検討する。

仕様については、参考見積を徴したり、センター内の先行事例を参照して、業務を極力細分化して、予定価格を積算することとする。

c 更なる検討

特になし。

エ 報償費の源泉税（演劇活用青少年支援事業費）

(ア) 報償費支払の概要

件名	金額	支払先
「演劇ワークショップ事業」講師等謝礼	183,000	B a o b a b 主宰A氏
「演劇ワークショップ事業」講師等謝礼	142,000	B a o b a b 主宰A氏
「演劇ワークショップ事業」原稿執筆謝礼	40,800	B a o b a b 主宰A氏

(イ) 検討

a 源泉税の控除が不要であることの確認の不備

上記のとおり法人格のない団体に対して演劇ワークショップの講師等謝礼を、源泉税を控除することなく支払っている。税務上の取扱いでは、源泉税の控除が不要な「人格のない社団等。」であることを事前に確認する必要があるとされているが、当該団体が

「人格のない社団等」に該当することを確認していなかった。

【所得税基本通達】

204-1 法第 204 条第 1 項各号に掲げる報酬、料金、契約金又は賞金の支払を受ける者が、官庁等の部、課、係、研究会又は劇団若しくは楽団等の名称のものであって、人格のない社団等に該当するかどうか明らかでない場合には、その支払を受ける者が次のいずれかに掲げるような事実を挙げて人格のない社団等であることを立証した場合を除き、同項の規定の適用があるものとする。（平 13 課法 8-2、課個 2-7 改正）

- (1) 法人税を納付する義務があること。
- (2) 定款、規約又は日常の活動状況からみて個人の単なる集合体ではなく団体として独立して存在していること。

なお、後日当該団体から団体規約の提出を受け、「人格のない社団等」であり、源泉税を控除する必要がないことを確認した。

b 青少年センターの見解

団体に対して、規約や活動状況について、事前に口頭での確認はしていたが、書面による確認を怠ってしまった。

今後は、事前に規約や活動状況について書面により提出を求めることとする。

c 更なる検討

特になし。

(3) 指摘事項及び意見

(意見 1) 適正な収支決算書の提出の指導

提出された収支決算書には、補助対象事業の一部の収支しか計上されていないものがある。補助対象事業全体の収支を計上した収支決算書の提出を求めるよう指導することを要望する。

(意見 2) 適正な消費税等仕入税額報告書の指導

消費税等の課税事業者であるにも関わらず、非課税団体と報告されている団体があった。適正な報告を指導することを要望する。

(意見 3) 委託上限額を超過した契約

予定価格（400,000円）を超過した金額（415,260円）で契約が行われていた。契約事務のチェックを徹底することを要望する。なお、当該契約には精算条項があり、精算戻入が行われた後の最終的な支払金額は377,798円であり、予定価格の範囲内であった。

（意見 4） 予定価格積算の不備及び印刷業務の分割発注の検討

予定価格が一式で算定されているが、業務を細分化し適正に査定した予定価格の適正な積算を行うことを要望する。また、印刷業務をデザイン委託と印刷製本委託のそれぞれで契約を行う場合との検討を行うことを要望する。

（意見 5） 源泉税の控除が不要な団体であることの確認

法人格のない団体に講師謝金等を支払う場合、事前に人格のない社団等に該当するか確認していなかった。税務上の規定に従い、事前の確認を行うことを要望する。

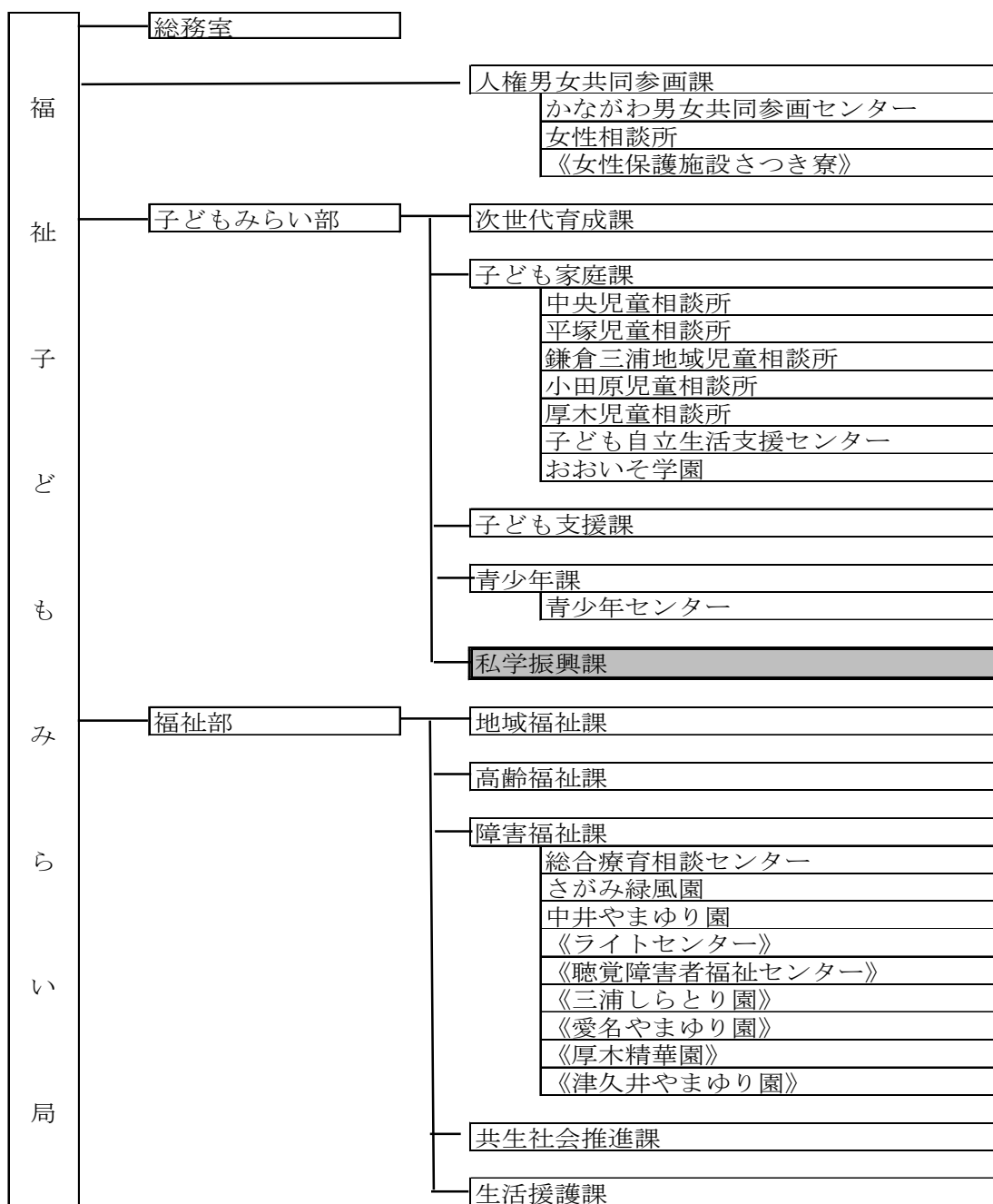
第5章 私学振興課

1 私学振興課の組織と分掌事務と予算執行状況

(1) 概要

私学振興課は、私立学校（幼・小・中・高・中等教育・特別支援・専修・各種）に対する設置認可や各種の助成、運営指導等に関する事務を行っている。

(2) 組織



《 》は指定管理施設

(3) 分掌事務・体系

組 織	分 掌 事 務
教育指導グループ	○ 人事、予算等に関すること。 ○ 私学行政の企画調整及び教育相談・指導に関すること。 ○ 私立学校教職員の叙位叙勲等に関すること。 ○ 物品の出納及び保管に関すること。
認可グループ	○ 私立学校、学校法人の設置認可等に関すること。 ○ 公私協調に関すること。
助成グループ	○ 私立学校に対する助成に関すること。 ○ 私立高等学校等への就学支援に関すること。
検査分析グループ	○ 学校法人等の検査指導に関すること。 ○ 私立学校教育職員の表彰に関すること。 ○ 私立学校の財務状況調査及び財務分析に関すること。

(4) 私学振興課の予算執行状況

平成30年度予算執行状況の概要は、次のとおりである。

【歳入】

(単位：千円)

科目(款)	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
国庫支出金	13,870,455	13,866,721	13,866,721	0
繰入金	0	0	0	0
諸収入	1,292	1,507	1,507	0
計	13,871,747	13,868,228	13,868,228	0

【歳出】

(単位：千円)

科目(事業)	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
(目) 私立学校費	58,771,852	58,647,123	0	124,729
私立学校審議会費	1,942	1,675	0	267
私立学校振興諸費	9,785	8,154	0	1,631
私立学校教職員等研修事業費	2,422	1,473	0	949
私立学校経常費補助	43,424,798	43,389,724	0	35,074
私立高等学校等生徒学費補助金	4,436,930	4,432,193	0	4,737
私立専修学校高等課程生徒学費補助金	151,466	150,820	0	646
私立学校生徒学費緊急支援事業費	32,557	23,410	0	9,147
私立幼稚園特別支援教育費補助	1,875,720	1,871,016	0	4,704
私学団体助成費	6,400	6,400	0	0

私立学校教職員退職金制度補助金	923,996	923,594	0	402
日本私立学校振興・共済事業団補助金	636,481	631,783	0	4,698
私立学校振興資金利子補給費	8,412	8,219	0	193
私立学校施設耐震診断調査費補助	2,404	2,404	0	0
公私立学校協調事業費	3,116	3,094	0	22
私立幼稚園施設整備費等補助	80,699	76,291	0	4,408
高等学校等就学支援事業費	6,459,190	6,446,687	0	12,503
外国人学校生徒等支援事業費	156,847	156,748	0	99
私立専門学校生徒支援検証事業費	7,830	7,828	0	2
私立高校生等奨学給付金事業費	547,154	502,572	0	44,582
私立学校国際バカロレア推進事業費	3,703	3,038	0	665
(目) 諸費	21,908	21,908	0	0
私立幼稚園施設整備費等補助金返納金	21,908	21,908	0	0
合計	58,793,760	58,669,031	0	124,729

他に、他課からの再配当に係る支出計画による執行分（支出済額）が15,591千円ある。

2 私立学校経常費補助

(1) 事業の概要

ア 目的・内容

私立学校の教育条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的に、学校の設置者が行う教育に必要な経常的経費に対し補助する。

イ 概要

(ア) 私立幼稚園経常費補助（県単事業）

- a 目的：教育条件の維持・向上、修学上の経済的負担軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、私立学校の経常的な経費に補助する。
- b 根拠：私立学校経常費補助金交付要綱、私立学校法、私立学校振興助成法、地方自治法

- c 内容：(a) 交付対象校
 学校法人立園、学校法人化予定園 389園 非学校法人立園 46園
 (b) 対象園児数（定員内実員）
 学校法人立園、学校法人化予定園 74,535人 非学校法人立園 5,036人
- d 執行額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
負担金、補助及び交付金	10,573,575	学法389園、非学法46園に交付
計	10,573,575	

(イ) 私立幼稚園等預かり保育推進費補助

- a 目的：保護者の保育ニーズに応えるため、預かり保育を実施する幼稚園等に補助することで、保護者及び幼稚園等の経費負担の軽減を図る。
 効果：事業費の一部を補助することで預かり保育の内容の充実が図られる。
- b 根拠：私立幼稚園等預かり保育推進費補助金交付要綱
- c 内容：継続的に預かり保育を実施している幼稚園等に対して補助を行う。
- d 執行額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
負担金、補助及び交付金	437,155	学法281園、非学法25園、法人化予定園1園に交付
計	437,155	

(ウ) 私立幼稚園等地域開放推進費補助

- a 目的：地域との連携を深めるための子育て支援事業を行う幼稚園等の支援を図る。
 効果：地域開放実施園の経費負担の軽減
- b 根拠：私立幼稚園等地域開放推進費補助金交付要綱
- c 内容：地域住民に対して、園地園舎の開放や、子育て講演会・子育て相談・親子のふれあい交流・地域とのふれあい交流等の事業を実施している学校法人立幼稚園（含む法人化予定園）の人件費・管理経費に対し補助する。
- d 執行額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
負担金、補助及び交付金	156,609	251園（内 認定こども園加算44園）に交付
計	156,609	

ウ 予算額・決算額

(単位：千円)

細事業		29年度	30年度	
	細々事業	決算額	予算現額	決算額
私立学校経常費補助				
	私立幼稚園経常費補助（県単事業）	11,455,995	10,636,416	10,573,575
	私立幼稚園等預かり保育推進費補助	483,320	477,225	437,155
	私立幼稚園等地域開放推進費補助	161,089	169,200	156,609
計		12,100,404	11,282,841	11,167,339

(2) 監査の内容

ア 私立幼稚園経常費補助（県単事業）

(ア) 補助金の概要

補助金の目的	私立学校の教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減、学校経営の健全性を高める
根拠法令・条例・要綱等	私立学校経常費補助金交付要綱、私立学校法、私立学校振興助成法、地方自治法
創設年度／終期	昭和26年から令和3年
補助対象事業	幼稚園の経常的経費に対する補助の交付事業
補助対象経費及び補助率	園の運営に要する人件費及びその他教育経費で、教職員数、園数、学級数及び園児数に応じて補助する一般補助と、特色ある教育を支援するための特別補助に分けて算定する
補助金の金額	10,573,575千円
補助金の交付先	学法389園、非学法46園に交付

年度推移

(単位：千円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度

12, 136, 346	11, 455, 995	10, 573, 575
--------------	--------------	--------------

(イ) 検討

a 平成30年度私立学校経常費補助金（一般補助）交付申請書及び平成30年度私立学校経常費補助金（一般補助）実績報告書が「私立学校経常費補助金交付要綱」及び「私立学校経常費補助金交付要綱〔幼稚園〕」に適合しているかについて監査を行った。関係書類を閲覧したところ、「補助事業の経費の配分及び使用方法」と「補助事業の実績」の記載金額が1円単位まで同額の園が確認された。経常費という性質上、1円単位まで同額となる可能性は極めて低く、記載金額について検証を行う必要があった。

b 私学振興課の見解

当初、私学振興課では、私立学校経常費補助金交付要綱第8条に規定する学校法人以外の者が提出する学校法人会計基準に準じたものは、経常費交付申請書に添付される「補助事業の経費の配分及び使用方法」及び経常費実績報告書に添付される「補助事業の実績」であるとの説明があった。その後、財務諸表については、課内の検査分析グループが提出を受けていると追加説明があった。

私立学校経常費補助金交付要綱

(交付条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(4) 学校法人については、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に従い会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務諸表に関する書類及び収支予算書を、学校法人以外の者については、学校法人会計基準に準じたものを作成し、別に知事が定める日までに提出しなければならない。

c 更なる検討

この「補助事業の経費の配分及び使用方法」及び「補助事業の実績」の記載事項は、補助対象経費とその内訳として人件費、その他教育経費の3行に金額を記載するのみである。学校法人会計基準により義務付けられている財務諸表は、「資金収支計算書」、「事業活動計算書」、「貸借対照表」等である。準じたものとして相当と認めるものは、これらの財務諸表に相当する内容が盛り込まれているものでなければならないと考える。資金収支計算書を作成していない個人立の幼稚園の場合は、所得税の確定申告の青色申告決算書の損益計算書より4月から翌年3月部分を抜き出して転記をすれば正規の簿記の原則により作成された帳簿からの転記となり信憑性が高まると考える。

(添付する様式を記載)

補助事業の経費の配分及び使用方法		
幼稚園名 _____		
(単位：円)		
科 目		金 額
補助対象経費		
内 訳	人 件 費	
	その他教育費	

(添付する様式を記載)

補 助 事 業 の 実 績		
学校法人名 (幼稚園名) _____		
(単位：円)		
科 目		金 額
補助対象経費		
内 訳	人 件 費	
	その他教育費	

また、経常費交付申請書の記入例には、「対象事業費積算書」があり(1)教員人件費から(22)図書費までの明細を収支予算書から転記する雛形が存在する。これは、保管を要求しているのみで、提出は求めている。しかし、この「対象事業費積算書」の提出があれば「補助事業の経費の配分及び使用方法」の検証は行えるため、学校法人会計基準に準ずるものの内容を補完する内容に相当すると考える。

(添付する様式を記載)

*この様式は、交付申請中の「補助事業の経費の配分及び使用方法」の補助資料なので提出の必要はありませんが、経常費補助金関係書類と共に保管しておいてください。	
学校コード _____	幼稚園名 _____

対 象 事 業 費 積 算 書			
	科 目	金 額 (円)	
人 件 費	(1) 教員人件費		
	(2) 職員人件費		
	小 計		
そ の 他 教 育 経 費	(3) 消耗品費		
	(4) 光熱水費		
	(5) 旅費交通費		
	(6) 修繕費		
	(7) 厚生費		
	(8) 通信費		
	(9) 印刷製本費		
	(10) 報酬費		
	(11) 諸会費		
	(12) 車両燃料費		
	(13) 委託費		
	(14) 賃借料		
	(15) 損害保険料		
	(16) 公租公課		
	(17) 保健衛生費		
	(18) 行事費		
	(19) 研修会費		
	(20) 教育研究用機器備品費		
	(21) 管理用機器備品費		
	(22) 図書費		
		小 計	
		合 計	

学校法人会計基準により義務付けられている財務諸表の内容に相当する個人立の幼稚園の青色申告決算書を補完する「対象事業費積算書」の提出を義務付けるよう改善を要望する。

イ 私立幼稚園等預かり保育推進費補助

(ア) 補助金の概要

補助金の目的	保護者の多様な保育ニーズに弾力的に対応するとともに、地域での子育て支援を図る
根拠法令・条例・要綱等	私立幼稚園等預かり保育推進費補助金交付要綱
創設年度／終期	平成9年から
補助対象事業	私立幼稚園等が預かり保育担当教員を配置し、園地園舎内で、年間を通じて継続的に開園日の半分以上の日数により2時間以上行う預かり保育、休業日（長期休業日を除く）にあつては1日2時間以上かつ19日以上行う預かり保育又は長期休業日にあつては1日2時間以上かつ10日以上行う預かり保育事業
補助対象経費及び補助率	預かり保育の実施に要する人件費及び保育経費 補助額：1日の平均保育担当教員数に応じた額
補助金の金額	437,155千円
補助金の交付先	学法281園、非学法25園、法人化予定園1園に交付

年度推移

(単位：千円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度
523,580	483,320	437,155

(イ) 検討

a 「補助事業にかかる収支予算書」と事業実績として提出される補助事業に要した経費が同額である「私立幼稚園等預かり保育推進費補助金実績報告書」の問題について

補助金の交付を受けようとする設置者は、私立幼稚園等預かり保育推進費補助事業計画書（第1号様式）及び「補助事業にかかる収支予算書」（第1号様式（別紙2））を提出している。そして、預かり保育推進費交付要綱には、「県の会計年度終了後45日以内の実績報告を行わなければならない。」となっており、その際提出される「私立幼稚園等預かり保育推進費補助金実績報告書」では事業実績を報告し、補助事業に要した経費の報告も行われる。この補助事業の補助対象経費は人件費及び保育経費であるが、事業計画時に提出される「補助事業にかかる収支予算書」と事業実績として提出される補助事業に要した経費が同額という園を確認した。人件費や保育経費が計画時と事業終了時に同額になることは極めてまれであるが、私学振興課ではその点について園に問い合わせをしていなかった。預かり保育推進費交付要綱の第14条

には「補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。」とあることから、実績報告書の検証は可能であり、実績報告書に疑義があるときはその帳簿及び証拠書類を確認する必要があった。

私立幼稚園等預かり保育推進費補助金交付要綱

(書類の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた設置者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間(学校法人以外の者が設置する私立幼稚園等(学校法人化予定園を除く。))にかかるものにあつては10年間)保存しなければならない。

ウ 私立幼稚園等地域開放推進費補助

(ア) 補助金の概要

補助金の目的	幼稚園と地域との連携を深める事業を実施する幼稚園を支援することにより、子育て支援の充実を図る
根拠法令・条例・要綱等	私立幼稚園等地域開放推進費補助金交付要綱
創設年度／終期	平成9年から
補助対象事業	子育て相談・教育相談事業、子育て講演会・セミナー等開催事業、親子のふれあい交流事業、園地園舎の開放事業、地域とのふれあい交流事業のうち2事業以上かつ各事業の補助基準回数を満たして実施していること
補助対象経費及び補助率	事業実施にかかる人件費及び管理経費 補助額：1園あたり60万円以内(認定こども園加算1園あたり20万円以内)
補助金の金額	156,609千円
補助金の交付先	251園(内 認定こども園加算44園)に交付

年度推移

(単位：千円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度
159,245	161,089	156,609

(イ) 検討

a 補助条件及び様式の書式について

私立幼稚園等地域開放推進費補助事業計画書の別紙である地域開放推進費補助事業計画書の記載項目である「(2) 事業にかかる収支予算書」の金額の根拠になる基準が明確ではない。そのため、例えば事業実施時にバザー等を行う場合の収入の記載方法について、収入欄に記載してある園がある一方で記載していない園があり記載内容にばらつきがある。また、私立幼稚園等地域開放推進費補助事業実績報告書の別紙である「地域開放推進事業実施報告書」の記載項目である「(2) 事業にかかる収支決算書」の収入金額及び支出金額の根拠について検証を行っていなかった。

私立幼稚園等地域開放推進費補助金交付要綱

(事業計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする設置者は、知事が別に定める期日までに、私立幼稚園等地域開放推進費補助事業計画書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

第1号様式雛形

(2) 事業にかかる収支予算書

収入の部		支出の額	
科目	金額	科目	金額
県補助金		人件費	
設置者負担金		行事費	
		給食費	
合計		合計	

私立幼稚園等地域開放推進費補助金交付要綱

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、私立幼稚園等地域開放推進費補助事業実績報告書(第4号様式)により県の会計年度終了後45日以内に行わなければならない。

第4号様式雛形

(2) 事業にかかる収支決算書

収入の部		支出の額	
科目	金額	科目	金額
県補助金		人件費	
設置者負担金		行事費	
		給食費	
合計		合計	

私立幼稚園等地域開放推進費補助金交付要綱

(書類の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた設置者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

b 更なる検討

提出された収支予算書のお茶菓子代又は管理経費の金額と、収支決算書のお茶菓子代又は管理経費の金額が同額の報告書が散見された。実務的には予算と決算が1円単位まで同額であることは奇跡的であると言わざるを得ない。

「収支決算書」は事実に基づき、実際に支出した金額による作成を指導し提出させる必要がある。

(3) 指摘事項及び意見

(意見1) 「対象事業費積算書」の提出

「補助事業の実績」に記載される金額を検証するために「対象事業費積算書」の提出を求めるよう要望する。

(意見2) 補助対象経費の検証可能性の確保

個人立幼稚園の場合は、所得税の確定申告を実施しており、財務会計において検証性が確保される青色申告決算書の損益計算書による転記も認めるなど、補助対象経費の証拠を検証可能なものにするよう要望する。

（意見3）実績報告書の改善

私立幼稚園等預かり保育推進費補助の実績報告書に記載される補助事業に要した人件費及び保育経費は、補助事業終了後に算出される実際に事業に要した検証可能な金額を記載するよう要望する。

（意見4）「収支決算書」の改善

私立幼稚園等地域開放推進費補助の「私立幼稚園等地域開放推進費補助事業実績報告書」の収支決算書には実際に支出した検証可能な金額を記載するように指導することを要望する。

3 財務事務の総括

一 高等学校等就学支援事業費などにおける全般的な事項として一

（1） 現状

神奈川県私学振興課職員は、助成グループ21人（令和元年7月1日現在）で年間2,641件にわたる学校設置者からの補助金等の書面による申請書の提出に対し、それぞれ内示、申請及び実績報告を手作業で集計し、書面にて交付決定通知書等を発行し事務処理を行っている。

（2） 監査内容

監査の結果、改善を検討する事項が認められたので次に記載する。

既にデジタルが前提の社会が到来しており、現状の書面での申請のみでなく、電子による申請を検討することも事務執行の合理化となると考える。

神奈川県は、既に全庁をあげて電子化に取り組んでおり、【電子化全開宣言】において、「最新のICT技術を活用して、業務の効率化により生産性を高め、県民サービスの向上につなげるとともに、内部管理に要するトータルコストの削減やペーパーレス化の徹底を目指していく。」と宣言している。現在行っている書面による補助金の申請と並行して電子化に向けた検討も行うことがこの宣言に合致していると考えられる。

年間2,641件という申請件数は、膨大であり、働き方改革の叫ばれるなか申請時期の県職員の申請書の確認作業の事務負担は大きい。申請書のチェック等一連の事務処理を合理化することは、優秀な県職員を他のクリエイティブな作業に時間を割くことを可能にし、人材活用の面からも有効である。

その一方で、その他立の幼稚園の約10%は、電子メールさえ使えない園があり、私

学振興課の電子化に対応できない者に対し寄り添う姿勢は評価できる。補助金の交付手続きの行えなくなる者に対する配慮は怠ってはならないと考える

(3) 指摘事項及び意見

(意見) 補助金等の申請及び実績報告の電子化に向けた検討

職員21名で年間2,641件の補助金等の処理をまだ書面のみで行っているが、事務処理の合理化の観点から電子化に向けた検討を進めることを要望する。

4 神奈川県私立学校検査

(1) 概要

ア 目的

学校法人等及び私立学校に係る業務及び会計の状況等について検査し、必要な指導助言又は指摘、勧告を行い、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

イ 根拠

神奈川県私立学校検査実施要綱

ウ 内容

神奈川県私学振興課は私立学校に対する設置許可や各種の助成、運営指導等に関する事務を行っている。令和元年5月1日現在、県内私立学校は901校あり、専従県職員5～6名で検査を実施している。

(ア) 定期検査

4年に1回の周期で行う学校法人等及び私立学校に対する検査

(イ) 継続検査

- a 構造改革特別区域計画の認定により設置された学校法人等及び私立学校に対する検査（認可後、連続3カ年度の検査）
- b 前年度において財務上不適切な理由で経常費補助金が（一部）不交付となった学校法人等及び私立学校に対する検査
- c 前回の検査結果において、引き続き検査が必要と認められた学校法人等及び私立学校に対する検査

(ウ) 随時検査

その他、随時に検査が必要と認められる学校法人等及び私立学校に対する検査

エ 平成30年度の定期検査の実績

学校区分	検査件数
幼稚園	120件
小中高等学校	18件
特別支援学校	2件
専修学校・各種学校	29件
合計	169件

(2) 監査の内容

ア 平成30年度の私立学校検査の実績は169件あり、その指導（指摘）事項の回答があったものの進捗状況を書面監査した。

(ア) 検討

a A幼稚園の平成26年度検査と平成30年度検査の指摘事項とその回答

平成26年度指摘事項（抜粋）

私立学校検査指摘事項	幼稚園からの回答
<p>防災・消防について</p> <p>消防計画が作成途中でした。消防法施行規則第3条により、防火管理者は作成した消防計画を所轄消防長又は消防署長に届け出ることとされています。速やかに、消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出てください。</p> <p>（前回指摘事項）</p>	<p>7月までに消防署長へ届出ができるよう準備中です。</p>
<p>財務について</p> <p>会計業務を税理士に委託していますが、契約書を確認できませんでした。会計業務の委託に当たっては、契約期間、業務内容、報酬額及び守秘義務等の契約内容を明確にするため、書面により契約を取り交わしてください。</p> <p>（前回指摘事項）</p>	<p>別添のとおり、契約書が見つかりました。</p>

平成30年度指摘事項（抜粋）

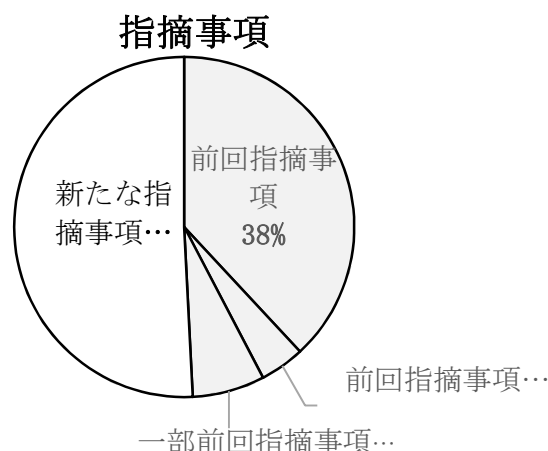
私立学校検査指摘事項	幼稚園からの回答
<p>防災・消防について</p> <p>消防計画の作成及び消防計画の所轄消防長等への届出を確認することはできませんでした。消防計画の届出状況について、所轄消防長等に確認し、作成及び届出をしていない場合は、消防法施行規則第3条により、速やかに消防計画を作成し所轄消防長等に届け出てください。（前回指摘事項）</p>	<p>消防計画は所轄消防署と相談の上計画書を作り直しています。</p>
<p>財務について</p> <p>会計業務を税理士に委託していますが、契約書を作成していませんでした。契約期間、業務内容、報酬額及び守秘義務等の契約内容を明確にするために、書面により契約を取り交わしてください。（前回指摘事項）</p>	<p>税理士と検討の上前向きに早目に対処します。</p>

定期検査は、4年に1回の周期で行われているので少なくとも8年間は指摘事項を改善しなかったことになる。これは、私立学校経常費補助金交付要綱第5条の取扱要領第2条の不交付事由の「その他不適正な行為」に該当すると言える。

(イ) 更なる検討

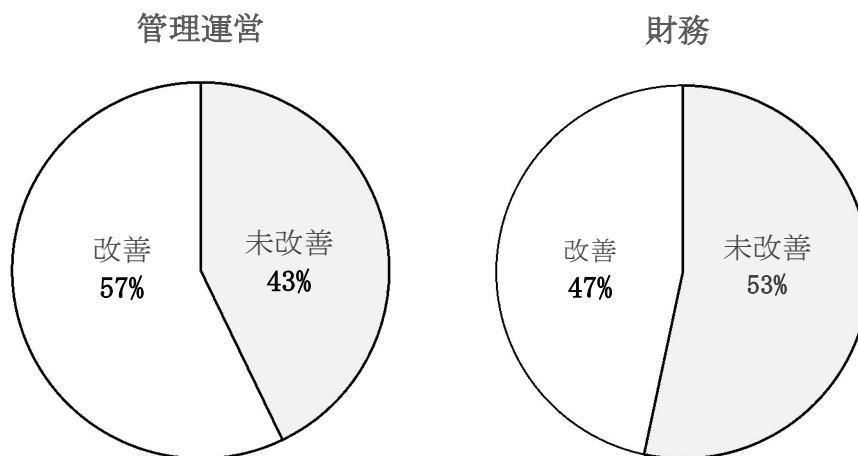
平成30年度の定期検査実績169件のうち18件（前出のA幼稚園は含まれていない。）を抽出しサンプリング調査を行った。

平成30年度の 指摘事項 189項目	前回指摘事項	72項目	189項目に占める割合 49%
	前回指摘事項関連	8項目	
	一部前回指摘事項	13項目	
	新たな指摘事項	96項目	189項目に占める割合 51%



また、前回の学校検査において指摘された事項の結果は下記のとおりである。

管理運営に関する指摘事項 133項目	未改善 57項目 (一部改善7項目含む)	財務に関する指摘事項 90項目	未改善 48項目 (一部改善6項目含む)
	改善 76項目		改善 42項目



(ウ) その他立幼稚園の資金収支計算書について

学校検査においては、資金収支計算書についても検査が行われている。

資金収支計算書に準じたものの作成は、私立学校経常費補助金交付要綱第8条第4項に「学校法人以外の者については、学校法人会計基準に準じたものを作成し、」とあり、交付条件となっている。しかし、その他立幼稚園が作成している資金収支計算書に準じたものの中には、経常費補助金の不交付事由に該当するものが散見され、以下のような学校検査における指摘事項と幼稚園からの回答書の提出があった。

a B幼稚園の指摘事項

B幼稚園の指摘事項	B幼稚園からの回答
資金収支計算書の「前年度繰越支払資金」及び「次年度繰越支払資金」の額について、帳簿と一致していませんでしたが、その原因が不明でした。内容を確認して適切に処理してください。【前回指摘事項関連】	会計事務所に内容を確認し、処理する予定です。

b C幼稚園の指摘事項

C幼稚園の指摘事項	C幼稚園からの回答はなかった。
資金収支計算書において、「前年度繰越支払資金」及び「次年度繰越支払資金」に記載がなかった。また、「収入の部合計」及び「支出の部合計」の金額が一致しないなど不備があった。	神奈川県私立学校検査実施要綱第12条に基づき基準日において督促は行われているが、最初の回答期限から10か月経過しても未だに回答が提出されていない。尚且つ、前回検査の平成26年の検査時の回答書の提出も行われていない。

c 文書指摘とはしなかった事例

帳簿外の預金を把握しているが、学校法人立ではないという理由等で文書指摘はしていない事例が2例あった。

d 帳簿の閲覧を拒否された事例

適正な処理をしているにもかかわらず、県の学校検査を受けなければならないことに納得ができないとのことで、帳簿の閲覧を拒否された事例があった。

検査員は検査時において、学校検査対象の資金収支計算書（様式2）の記載金額については、細かく丁寧に指導し、一定のレベルのものを要求している。

あくまで学校法人会計基準の基準どおりの資金収支計算書を要求するのであれば、上記の例は、私立学校経常経費補助金交付要領第2条に規定する不交付事由に該当すると言わざるを得ない。

また、経常費補助金は補助金支給を当該事業年度の6月末日までに30%を交付し、残額を11月末日までに交付する予定となっている。よって、2回目の交付時期の11月末日より概ね1か月前までに指摘事項について回答がない場合は私立学校経常費補助金交付要領の第2条第2項ア私立学校検査結果に対する無回答に該当すると言える。

一方で、個人立の幼稚園の場合、個人の所得税確定申告の暦年の帳簿のうち4月から3月部分を抜き出して資金収支計算書を作成している場合がある。精緻な資金収支計算書を作成しようとするならば、この方法では難しい。したがって、個人立の場合、2種類の帳簿を作る必要があり、幼稚園側の負担になっていると思われる。そのため、上記の例のような、適正な会計処理が行われているのか検証不可能な資金収支計算書が提出されていると考えられる。検証不可能な形だけの資金収支計算書を検査することは効率的ではない。このような資金収支計算書に代えて、所得税確定申告の青色申告決算書の損益計算書をベースに記載するような様式を作成することにより、

証憑書類に基づく記載事項と確認することができ、学校検査の目的である私立学校の健全な発達に資すると考える。

私立学校経常費補助金交付要綱

(補助金の不交付等)

第5条 知事は、学校の設置者が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の命令、処分又は寄附行為に違反していると認めるとき、又は、学校の管理運営が適正を欠き、かつ補助の目的を有効に達成することが困難若しくは不可能と認めるときは、その状況に応じ、別に定める要領によりこの要綱の規定による補助金の一部又は全部を交付しないものとする。

(交付条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(4) 学校法人については、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に従い会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務諸表に関する書類及び収支予算書を、学校法人以外の者については、学校法人会計基準に準じたものを作成し、別に知事が定める日までに提出しなければならない。

私立学校経常費補助金交付要領

(不交付事由)

第2条

(2) 次のアからウまでの該当自由により、経営管理状況、財務状況、事務処理状況等で学校法人等の管理運営に適正を欠いているもの

- ア 私立学校検査結果に対する無回答
- イ 財務計算に関する書類の提出遅延
- ウ その他不適正な行為

神奈川県私立学校検査実施要綱

(回答の督促)

第12条 私学振興課長は、第10条の結果通知に対して回答書の提出がなく、基準日において（9月1日及び3月1日）、検査結果通知書に記載された回答期限を3か月経過している場合は、前条の改善状況の回答について督促を行うものとする。

イ 「神奈川県私立学校検査実施要綱」について

神奈川県私立学校検査実施要綱第2条では、「必要な指導助言又は指摘、勧告を行い」とあり、学校検査に強制力はない。そのため、県の指導監督が徹底されず、指摘事項のおよそ半数は改善されないまま放置され、次回の学校検査時に同じ指摘が行われ、その指摘が繰り返される背景があると考えられる。私立学校なので各学校等の独自性や自主性を尊重することは重要であるが、このような状態で学校検査の目的が十分達成されているか疑問である。例えば、学校法人等に事前通知する際に、補助金等の不交付事由に該当する場合があることや検査員の立場を説明した文書を同封するなど、経済性、効率性及び有効性の観点から神奈川県私立学校検査実施要綱を改善する必要がある。

神奈川県私立学校検査実施要綱

(目的)

第2条 検査は、私立学校法第6条、私立学校振興助成法第12条第1号及びその他の法令に基づき、学校法人等及び私立学校に係る業務及び会計の状況等について検査し、必要な指導助言又は指摘、勧告を行い、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

(3) 指摘事項及び意見

(指摘事項) 要改善対象への指導監督の徹底

学校検査における指摘事項を長期間改善しない者は神奈川県私立学校検査実施要綱の目的を達していないため、県が改善を促すよう指導監督を徹底すること。具体的には、検査結果によっては補助金の不交付事由に該当する場合があること等の項目を検査実施要綱に追加する必要がある。

(意見) 「学校法人会計基準に準じたもの」に青色申告決算書の損益計算書をベースにした様式を含めることの検討

個人立の幼稚園については、私立学校経常費補助金交付要綱第8条に規定する「学校法人会計基準に準じたもの」に、所得税確定申告の青色申告決算書の損益計算書をベースに記載するような様式も含めることを要望する。

第6章 障害福祉課

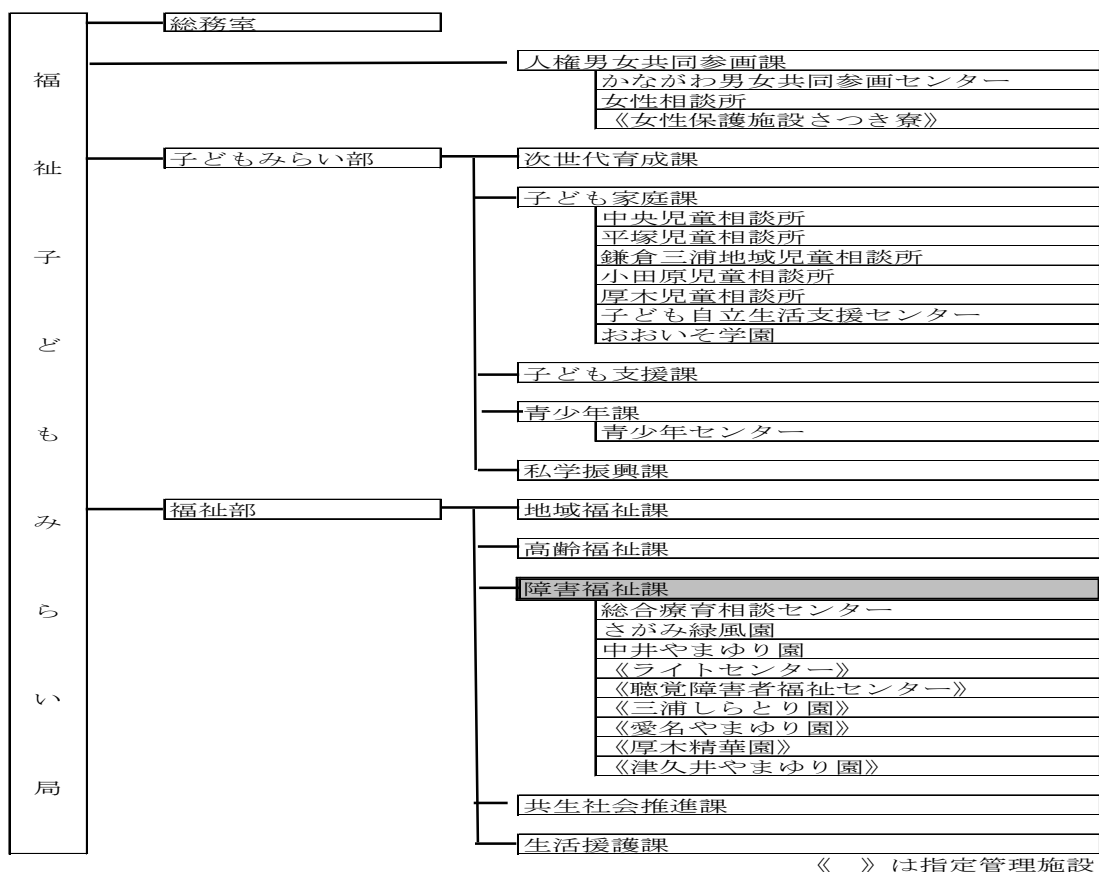
第1節 障害福祉課実施事業

1 障害福祉課の組織と分掌事務と予算執行状況

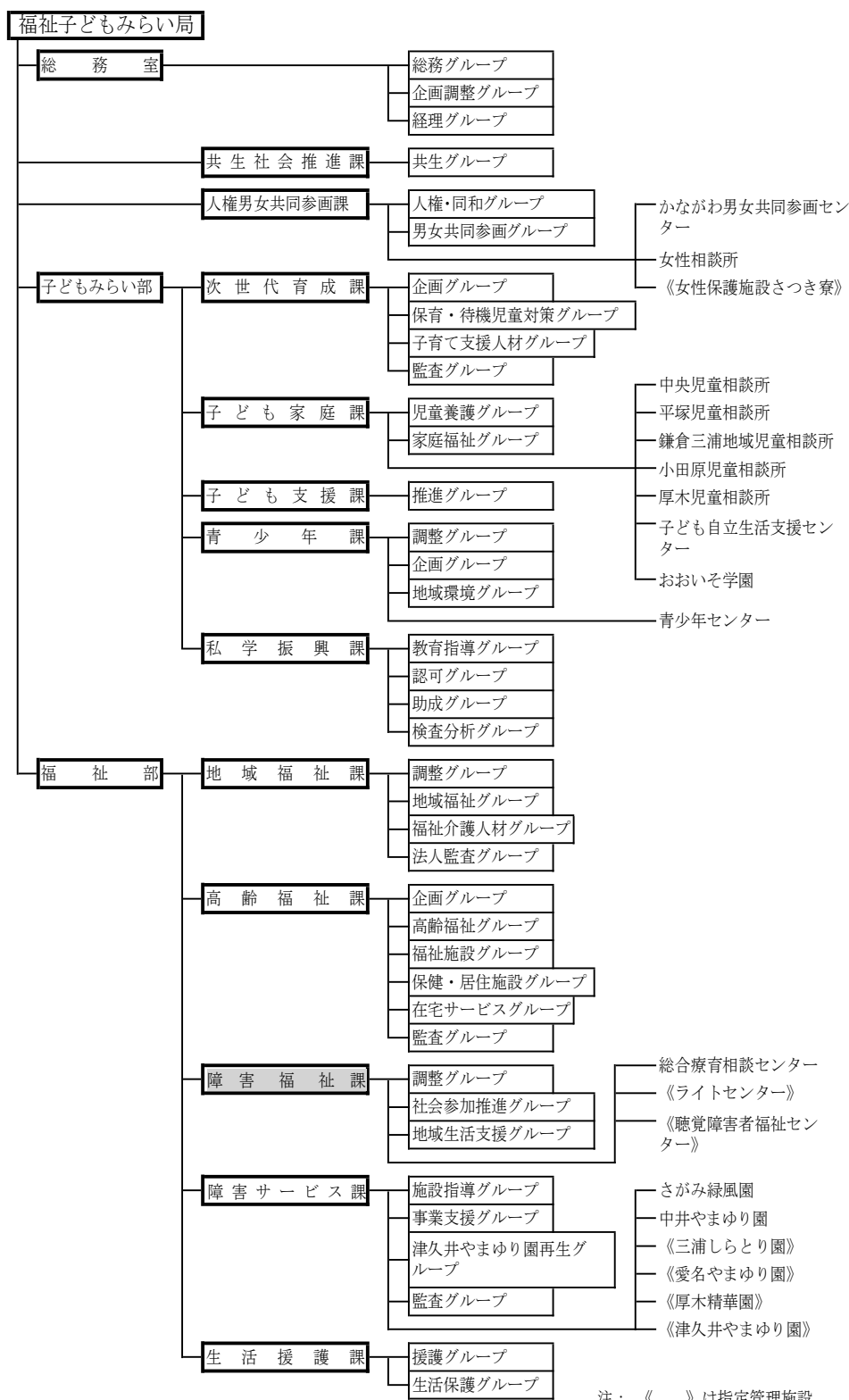
(1) 概要

障害福祉課は、障害者基本法（昭和45年法律第84号の施行に関すること・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の施行（他課の主管に属するものを除く。）に関すること・知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の施行（他課の主管に属するものを除く。）に関すること・特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行（障害児福祉手当等に係るものに限る。）に関すること・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の施行に関すること・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の施行に関すること・心身障害者扶養共済制度に関すること・障害者の文化の振興に関すること・総合療育相談センターに関すること・その他障害者に関し他課の主管に属しないことを行っている。

(2) 組織



令和元年6月に障害福祉課が障害福祉課と障害サービス課に分割されたため、令和元年度組織図を記載している。



(3) 分掌事務・体系

組 織	分 掌 事 務
調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人事、予算等に関すること。 ○ 広報、広聴に関すること。 ○ かながわ障がい者計画、神奈川県障がい福祉計画に関すること。 ○ 障害者関係団体の指導育成に関すること。 ○ 心身障害者扶養共済制度に関すること。 ○ 障害者手帳に関すること。 ○ 障害者の差別解消に関すること。 ○ 総合療育相談センターに関すること。
社会参加推進グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の就労支援等に関すること。 ○ 障害者自立支援医療等に関すること。 ○ 神奈川県ライトセンター、神奈川県聴覚障害者福祉センターの運営指導に関すること。
地域生活支援グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者自立支援給付費負担金及び地域生活支援事業費補助金に関すること。 ○ 相談支援体制の整備に関すること。 ○ 障害児療育支援に関すること。 ○ 在宅重度障害者等手当の支給に関すること。 ○ 障害者虐待防止に関すること。

(4) 障害福祉課の予算執行状況

平成 30 年度予算執行状況の概要は、次のとおりである。

【歳 入】

(単位：千円)

科目(款)	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
使用料及び手数料	153,534	138,971	138,721	250
国庫支出金	2,755,705	2,761,669	2,761,669	0
財産収入	2,209	1,548	1,548	0
諸収入	308,463	316,832	304,693	11,544
計	3,219,911	3,219,022	3,206,632	11,794

【歳 出】

(単位：千円)

科目(事業)	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
(目) 障害福祉総務費	56,333,024	56,012,672	0	320,352
神奈川県障害者施策審議会	1,413	1,266	0	146
障害福祉諸費	20,522	17,400	0	3,121
障害者生活環境改善促進事業費	21,605	20,211	0	1,394
障害福祉施設等地域サービス事業費	26,073	23,188	0	2,884
在宅重度障害者等手当支給費	569,465	567,419	0	2,045

特別障害者手当等給付費	66,223	65,783	0	439
重度障害者医療給付事業費補助	5,150,553	5,008,434	0	142,119
心身障害者扶養共済制度実施費	476,651	471,552	0	5,098
障害者地域活動支援事業費	111,253	111,252	0	0
障害福祉施設指定管理費	435,723	435,723	0	0
障害者自立支援等給付費	47,377,286	47,226,025	0	151,260
障害者地域生活支援事業費	2,040,363	2,034,050	0	6,312
障害虐待防止・権利擁護推進事業費	6,260	6,152	0	107
障害者総合支援法等施行事務費	8,001	6,813	0	1,187
軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助	3,297	2,573	0	724
意思決定支援推進事業費	1,200	1,200	0	0
精神障害者措置費	7,894	7,193	0	700
精神障害者地域生活支援事業費	9,242	6,431	0	2,810
(目) 障害福祉施設費	136,283	128,809	0	7,474
総合療育相談センター費	136,283	128,809	0	7,474
(目) 諸費	20,817	20,816	0	0
障害者自立支援医療費負担金返納金	20,817	20,816	0	0
合 計	56,490,124	56,162,297	0	327,827

他に、他課からの再配当に係る支出計画による執行分（支出済額）が 51,021 千円ある。

2 聴覚障害者福祉センター（障害福祉施設指定管理費）

(1) 事業の概要

ア 目的・内容

指定管理施設の運営に関することを行う。

イ 予算額・決算額

(単位：千円)

細事業	29年度	30年度	
細々事業	決算額	予算現額	決算額
障害福祉施設指定管理費			
神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理費	145,733	145,733	145,733

計	145,733	145,733	145,733
---	---------	---------	---------

(2) 神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理費

ア 概要

(ア) 神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理費

- a 目的：聴覚障がい者を対象に、字幕入りビデオ等の貸出し、各種の指導訓練事業及び情報提供を行うとともに、手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣等を行う。
- b 根拠：神奈川県聴覚障害者福祉センター条例
- c 事業主体：県
 負担割合 点字図書館等事務費：県1/2、国1/2
 地域生活支援事業費：県1/2、国1/2
 その他：県10/10
- d 内容：神奈川県聴覚障害者福祉センターの管理運営を行う。

施設概要

- (a) 所在地 藤沢市藤沢933-2
- (b) 設置年月日 昭和55年4月1日
- (c) 指定管理者 (社福)神奈川県聴覚障害者総合福祉協会
- (d) 指定管理期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日

e 施設の概要

土地の面積 1,459.21 m²
 建物の面積 1,678.78 m²
 鉄筋コンクリート造地上2階地下1階建

f 沿革

昭和55年「神奈川県ろうあセンター」として開所する。管理運営は日本赤十字神奈川県支部が行う。

平成3年1月 身体障害者福祉法第34条に基づく聴覚障害者情報提供施設として指定される。(全国で第1号)

平成14年4月 施設の名称を「神奈川県聴覚障害者福祉センター」に改め、社会福祉法人 神奈川県聴覚障害者総合福祉協会に管理運営を委託。

平成18年4月 社会福祉法人 神奈川県聴覚障害者総合福祉協会が、指定管理者として運営を開始。

g 事業内容

【相談】

(a) 聴覚障がい(児)者と家族及び関係者を対象に相談を行っている。継続的な来所相談者等では、担当別に、乳幼児、学齢児、成人ろうあ者、中途失聴者、難聴者相談を行うとともに、耳鼻科医師による医療相談を行っている。(原則予約制)

相談件数は、2,322件(来所相談等2,211件、電話等相談111件)うち聴覚障がい児等は338件であった。

a' 対象別内訳

区分	件数	対象別内訳	件数
聴覚障がい児等	338件	乳幼児	287件
		学齢児	51件

b' 年齢・年代別内訳

聴覚障がい児等										
乳幼児							学齢児			計
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生	中学生	高校生	
18件	46件	84件	75件	35件	10件	19件	32件	18件	1件	338件

c' 主訴別内訳(合計338件)

区分	聴力検査	補聴器関係	コミュニケーション関係	指導機関・進路	医療関係	福祉関係	関係機関連絡調整	その他
件数	101件	55件	36件	26件	31件	15件	51件	23件

(b) 各種検査・補聴器適合

乳幼児、学齢児、成人ろうあ者、中途失聴者、難聴者等の聴力検査をはじめ各種検査を行い、聴覚状況の管理、分析、適正な補聴器の調整等を通じて、聴覚障がい、補聴器、コミュニケーション等の理解の促進等の支援を行った。尚、利用者が自らのきこえの程度を理解し、補聴器を有効活用しながらも、家族等の支援により生活環境が改善することを体験することで、日常生活が向上し、他者との関わりや社会参加の促進につながっている。

内容	件数
聴力検査	405件
言語機能検査	0件
知能検査	0件
発達検査等	11件
補聴器適合	569件
合計	985件

(c) 支援

聴覚障がい乳幼児指導：聴覚障がい乳幼児とその家族を対象に聴能、言語及びコミュニケーションについての指導を実施し、原則として週1回、同年齢でのグループ指導を行い、外部講師による助言指導（年11回）を行っている。

在室児数

1歳児	2歳児	3歳児	合計
1人	3人	2人	6人

指導区分

区 分	回 数	延 人 数
来所指導(グループ指導 週1回)	83回	337人
訪問指導(家庭等)	2回	6人
懇談会・勉強会	8回	38人
行事	2回	43人
合 計	95回	424人

h 財務計算書

平成30年度神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理料財務

【収入】管理運営委託料 145,733千円

【支出】

(単位：千円)

科 目	予算摘要項目	予 算 額	決算摘要項目	決 算 額
人件費	職員・非常勤職員報酬	82,279	職員・非常勤職員報酬	81,100
	社会保険料等負担金	11,041	社会保険料等負担金	11,866
管	需用費			
	燃料費	1,200	燃料費	1,464
	修繕費	937	修繕費	412
	通信運搬費	576	通信運搬費	623
	電気料・水道料	3,498	電気料・水道料	3,873
	その他	467	その他	496
理	委託料			
	空調設備等運転管理	7,340	空調設備等運転管理	6,961
	空調設備等点検管理	2,780	空調設備等点検管理	2,571
	自家用電気工作物保守管理	321	自家用電気工作物保守管理	320
	消防設備保守管理	302	消防設備保守管理	480
費	昇降設備保守管理	642	昇降設備保守管理	660

		その他保守管理等業務	793	その他保守管理等業務	1,139
	管理 諸費	福利厚生（健康診断料）	154	福利厚生（健康診断料）	94
		コピー機等リース料	864	コピー機リース料	574
		会費・手数料等	646	会費・手数料等	668
	情報提 供事業 費	自主企画作品制作	234	ビデオ機器等リース料	5,296
		制作機器リース料	6,358	修理代	547
		修理等	100	手話・字幕挿入等経費	284
		字幕製作費	486	消耗品等	2,340
		ビデオ、スタジオ関係消耗品費	92	職業研修等委託費	1,345
		委託研修	1,345	指導講座開催等経費	270
		講座関係	245	ネットワーク等保守料	78
		聴覚障害を知る講座等	198	地域での子育て	44
		子育て支援事業	44	市町村意思疎通支援担当	150
		意思疎通支援事業担当者研 修会等	291	者研修会等経費	
		センターだより	1,020	センターだより費用	781
		その他	703		
事 業 費	指導訓 練事業 費	相談関係講師	384	聴覚障害児指導等経費	614
		聴覚障害児指導	299	中途失聴・難聴者講座等経費	724
		中途失聴・難聴者支援	846	補聴器装用指導及び補聴用品	384
		補聴器・聴力検査関係	686	検査機器等リース料	798
		ろうあ者相談関係	215	旅費・通信運搬費	359
		相談関係消耗品等	385	消耗品等	2,675
		検査機器等リース料	2,640	各種機器保守料	1,465
		旅費	221		
		消耗品等	1,156		
	普及啓 発事業 費	手話通訳者養成講習会関係	2,509	手話関連講習会等経費	1,852
		手話通訳者研修会等	227	要約筆記関連講習会等経費	3,705
		要約筆記者養成講習会関係	3,842	頸肩腕障害検診経費	1,421
		要約筆記者研修会等	236	その他	446
		頸肩腕障害検診	1,066	手話通訳者登録試験料等	726

	その他	560		
手話通 訳派遣 費	手話通訳派遣関係	3,267	手話通訳派遣費	2,916
	要約筆記派遣関係	1,900	要約記者派遣費	2,562
	派遣運営委員会	158	その他	118
	その他	180		
合 計		145,733		145,203

イ 監査の内容

【財務内容】

(ア) 財務内容について、指定管理者、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会より下記の資料の提供を受けて監査を行った。

- a 平成30年度聴覚障害者福祉センター管理運営予算額内訳書
- b 平成30年度聴覚障害者福祉センター実績額内訳書
- c 平成30年度聴覚障害者福祉センター指定管理料精算書
- d 本部・県聴覚障害者福祉センター拠点区分資金収支明細書
- e 平成30年度神奈川県聴覚障害者福祉センターの管理に関する協定書
- f 施設管理の委託業者明細書

(イ) 事業内容や財務その他についてはセンター施設長及び施設事業課長よりヒアリングを行った。

(ウ) 財務については次の点を指摘する。

- a 事業費中次の科目の内訳書項目が揃っていない。

	予 算 書	決 算 書
情報提供事業費	12項目	10項目
指導訓練事業費	9項目	7項目
普及啓発事業費	6項目	5項目
手話通訳派遣費	4項目	3項目

- b 内訳書の項目名称が違うもの実例

予 算 摘 要 項 目	決 算 摘 要 項 目
制作機器リース料	ビデオ機器等リース料
手話通訳者養成講習会関係費	手話関連講習会等経費

c その他と消耗品等

予算書では表記されていない消耗品等の科目が決算書において突然に表記されている。また、その他の予算金額の積算と異なる科目で決算書が作成されているため、予算と決算との対応が取れていない。

その結果、予算額よりも多額に費用がかかっていると見受けられる科目がある。

例：事業費 情報提供事業費 (単位：円)

予 算 書		決 算 書	
その他	703,000	消耗品等	2,339,645

ウ 指摘事項及び意見

(意見) 実績報告書の改善

予算積算時の科目と決算書の科目を対応して作成することにより、実績を明確に示す決算書となるように指導等を行い、作成するよう改善を要望する。

3 ライトセンター（障害福祉施設指定管理費）

(1) 事業の概要

神奈川県ライトセンター指定管理費

a 目的：県内の視覚障がい者を対象に、点字、録音図書等の貸出し及び各種の指導訓練事業、スポーツ振興事業等を行うとともに、視覚障がい者に対するボランティア活動を振興する。

b 根拠：神奈川県ライトセンター条例

c 事業主体：県

負担割合 点字図書館等事務費：県1/2、国1/2

その他：県10/10

d 内容：神奈川県ライトセンターの管理運営を行う。

施設概要

(a) 所在地 横浜市旭区二俣川1-80-2

(b) 設置年月日 昭和49年8月8日（新築開所年月日平成5年10月1日）

(c) 規模 敷地面積 9,014.78㎡ 建物床面積 6,540.97㎡

(d) 指定管理者 日本赤十字社

(e) 指定管理期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日

e 執行額の性質別内訳

(単位：千円)

名称	30年度決算額	内容説明
人件費	203,306	職員給料、法定福利費ほか
事業費	29,841	賃借料、消耗器具備品費ほか
事務費	56,937	保守料、事務消耗品費ほか
計	290,084	

(2) 監査の結果

視覚障がい児への指導及びその保護者への支援は神奈川県内の視覚障がい福祉の向上のためには欠かせない。学校やその他の施設、地域との連携を深め視覚障がい児への手厚い指導及び支援を期待する。

監査の結果、指摘すべき問題点は認められなかった。

4 神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）

(1) 沿革

平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、医療、教育、福祉、就労等の関係機関が連携を図り、乳幼児から成人までの一貫した支援が明確化されるとともに発達障害者支援センターの設置も謳われた。そこで、神奈川県では県域（横浜市、川崎市、相模原市を除く）を対象地域とし発達障害者とその家族、関係者の方々への支援等を実施する専門機関として平成17年4月に、中井やまゆり園内に「神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）」を開設した

(2) 監査の結果

監査の結果、指摘すべき問題点は認められなかった。

第2節 総合療育相談センター

1 総合療育相談センター費

(1) 事業の概要

ア 目的・内容

総合療育相談センターの維持運営を行う。

イ 概要

(ア) 総合療育相談センター維持運営費

- a 目的：児童の心身の健全な発達に関する複雑又は困難な問題について相談に応じ、並びに身体障がい者及び知的障がい者に関する総合的な相談、判定、指導等を行い、併せて、これらの者に対して診療、療育訓練等を実施するための施設として設置した総合療育相談センターの維持運営を行う。

効果：子どもの心身の健全な発達や、障がいのある方の障がいの軽減と自立支援に寄与できる。

- b 根拠：神奈川県立総合療育相談センター条例
神奈川県立総合療育相談センター条例施行規則
- c 事業主体：県
- d 内容：総合療育相談センターの維持運営を行うための経費を計上する。
- e 執行額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
需用費	19,397	ガス代、水道代ほか
役務費	5,453	保守点検料、洗濯料ほか
委託料	55,281	庁舎総合管理業務委託料ほか
使用料及び賃借料	2,616	LED型蛍光灯ほか賃借料
計	82,749	

ウ 予算額・決算額

(単位：千円)

細事業	29年度	30年度	
細々事業	決算額	予算現額	決算額

維持運営費			
総合療育相談センター維持運営費	90,582	96,360	95,636
計	90,582	96,360	95,636

(2) 監査の内容

ア 総合療育相談センター使用料の収入未済について

総合療育相談センター使用料の収入未済額について、金額は少額であるが毎年件数及び金額ともに増加している。

年度	21年	23年	25年	27年	28年	29年	30年
件数	2件	2件	1件	3件	7件	15件	18件
金額(円)	5,016	48,420	1,252	21,949	25,008	101,966	100,314

収入未済について、管理課は、「神奈川県財務規則第66条」及び「神奈川県財務規則の運用について第66条」のとおり、督促状の発行を行い、その後も支払が確認できない場合には、不定期で督促を行っている。しかし、一連の手續について、いつ、だれが、どのように行ったかといった記録を残していないため、督促回数、督促時期、督促の手段等を確認できる状況になかった。

「神奈川県立総合療育相談センター条例第4条」及び「神奈川県立総合療育相談センター施行規則」において、必要があると認められるときは、使用料又は手数料の免除又は減免を認めている。サービス向上のためにも管理課の体制を強化し、利用者や保護者と接している療育課において督促状況などを記録し、納付すべき者の生活状況等を把握するとともに、必要と認めるものには、管理課において使用料及び手数料の減免に関する手続きを進める等の対応を取ることにより収入未済額を長期間放置することがないように対応することを要望する。

神奈川県立総合療育相談センター条例

(使用料及び手数料の減免)

第4条 前条の規定にかかわらず、知事は、納付すべき者の生活状態その他から特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

イ 業務委託契約の遅延

(ア) 業務管理の機構

総合療育相談センター管理課は、中央児童相談所の管理課を兼務している。
管理課の配置（7名 内1名は電話交換手）

中央児童相談所・・・2名担当（不足は課長応援）

総合療育相談センター・・・3名にて全管理業務を担当

(イ) 業務委託契約の遅延

表 題	(株) A 社	(株) C 社	(株) E 社
契約の目的	身体障害者手帳及び療育手帳データ処理業務委託	機械設備保守点検・管理業務委託	庁舎総合管理業務委託契約（2年間）
契約期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで
契約金額	3,132,000円（月額261,000円）	10,419,840円（月額は異なる月がある）	20,725,200円（内訳）平成29年4月1日から平成30年3月までは10,362,600円（月額863,550円）平成30年4月1日から平成31年3月までは10,362,600円（月額863,550円）
契約締結日	平成30年6月11日	平成30年6月15日	平成29年5月25日
第1回請求日	平成30年5月2日	平成30年5月14日	平成29年6月6日
委託方式	入札方式	入札方式	入札方式

総合療育相談センターの業務委託契約は事業年度開始日前月の3月に入札方式によって事業者を募集して決定し、契約開始が平成30年4月1日であるにもかかわらず、契約日は6月にずれ込みかつ受託業者からの第1回請求は契約締結以前となっている。

(ウ) 遅延の原因についての検討

過去5年の受託事業者を確認したところ、「データ処理業務委託」については、平成26年から、「機械設備保守業務委託」については、平成27年から契約が継続している。

年度	データ処理業務委託	機械設備保守業務委託	庁舎管理業務委託
H26	(株) A 社	B 社 (株)	(株) D 社
H27	(株) A 社	(株) C 社	—
H28	(株) A 社	(株) C 社	—

H29	(株) A 社	(株) C 社	(株) E 社
H30	(株) A 社	(株) C 社	—

取引関係が長期間継続していることにより、正式な契約手続きを踏まなくても問題と認識することなく、業務を開始してしまう状況が生み出されていると推測できる。

前述のとおり、管理課が総合療育相談センターと中央児童相談所の兼務となっていることにより、管理課員の業務負担が重く、遅延を生み出している可能性もある。しかし、契約締結日が請求開始日よりも後となる契約手続きは、予測しえない不測の事態が発生した場合の責任の所在が不明確となり問題である。契約手続きを確実にいき、委託業務を開始するよう改善を要望する。

ウ 医療費窓口収入の還付漏れ

(ア) 還付漏れ発生 の経緯と要因

総合療育相談センターでは、療育事業として障がい児者の入院、外来診察などを行っているが、使用料及び手数料の支払い時に健康保険証の提示の無い者は、自由診療での診療として扱い、窓口で10割を請求している。

後日保険証を提示し、その時点までの保険割合で徴収し、支払い済みの自由診療分の窓口収入は、還付請求が有った段階で「医療費還付依頼書」を提出させ管理課から返還する事を原則とした手続きを行っていた。

このため、管理課から返還を受けるまでは二重払いの状況が生じていた。総合受付（委託）から引き継がれた「医療費還付依頼書」を処理すべき管理課において担当が内容確認の上、出納員である管理課長の確認印を受けて事務執行を行うべきところ、その手続きを経ず、しまい込んでしまうという、文書管理の不適切から生じたものである。総合療育相談センターにおける医療費の還付事務は、遅滞なく還付漏れを把握し、還付金額、診察日、還付依頼日、遅延利息等を調査し、還付処理を行う必要がある。また、還付処理を行うと共に遅延利息受領の意向確認を行って支払うといった一連の作業は経常事務に上乘せして行わなければならない。しかし、一連の手続きが遅延しており、平成28年から平成30年までの還付漏れ全件について調査し、還付処理を行うと共に保護者28名33件の合計7,500円遅滞利息を支払っている。

平成28年度分	3件	14,620円
平成29年度分	101件	497,420円
平成30年度分	10件	67,780円
計	114件	579,820円

平成30年8月31日、総合療育相談センターとして、部課長を中心とする事故原因の検証委員会を設置し、問題点の指摘と今後の課題を検討し、検証委員会報告書「還付漏れ事故の再発防止について」を、所として取りまとめた。

エ 公有財産の管理

毎年作成保存している実績確認事績を記録した帳票類の提示を求めたところ平成28年の帳票類の提示は有ったが、平成29年及び平成30年の帳票は見当たらないとして、提示されなかったので、公有財産の管理が不十分な状況である事が判明した。

神奈川県財務規則

(備品等の照合等)

第167条

2 物品管理者は、少なくとも毎年度1回、その管理する備品及び借用物品（職員に使用させている備品及び借用物品を含む。）の管理の状況を、備品台帳若しくは借用物品台帳に記録されている事項又は物品管理票若しくは借用物品管理票に記載されている事項と照合するとともに、その結果を備品台帳又は借用物品台帳に記録しなければならない。

神奈川県財務規則に則り、備品及び借用物品の照合後、管理状況を備品台帳又は借用物品台帳に記録する必要がある。

(3) 指摘事項及び意見

(指摘事項1) 総合療育相談センター使用料の収入未済について

収入未済については、原因を究明し、規定に沿って処理を行う必要がある。

収入未済については、督促状況についての記録を残すことにより、原因を把握し、必要と認めるものについては、「使用料（手数料）免除（減免）申請書」を提出するよう促す必要がある。

(指摘事項2) 医療費窓口収入の還付漏れ

年度ごとに適正な事務処理を行う必要がある。

(指摘事項3) 公有財産の管理の不備

物品管理者は、平成29年、平成30年と自所属の公有財産管理の実態を把握していないので、規則第167条第2項に違反している。早急に自所属の公有財産の実態を把握す

る必要がある。

(意見) 業務委託契約の遅延

契約締結前に契約期間が開始されていることは、予想しえない不測の事態が発生した場合に、責任の所在が不明確となり問題である。契約締結は県の会計上の規則に則り、确实に行うよう改善を要望する。

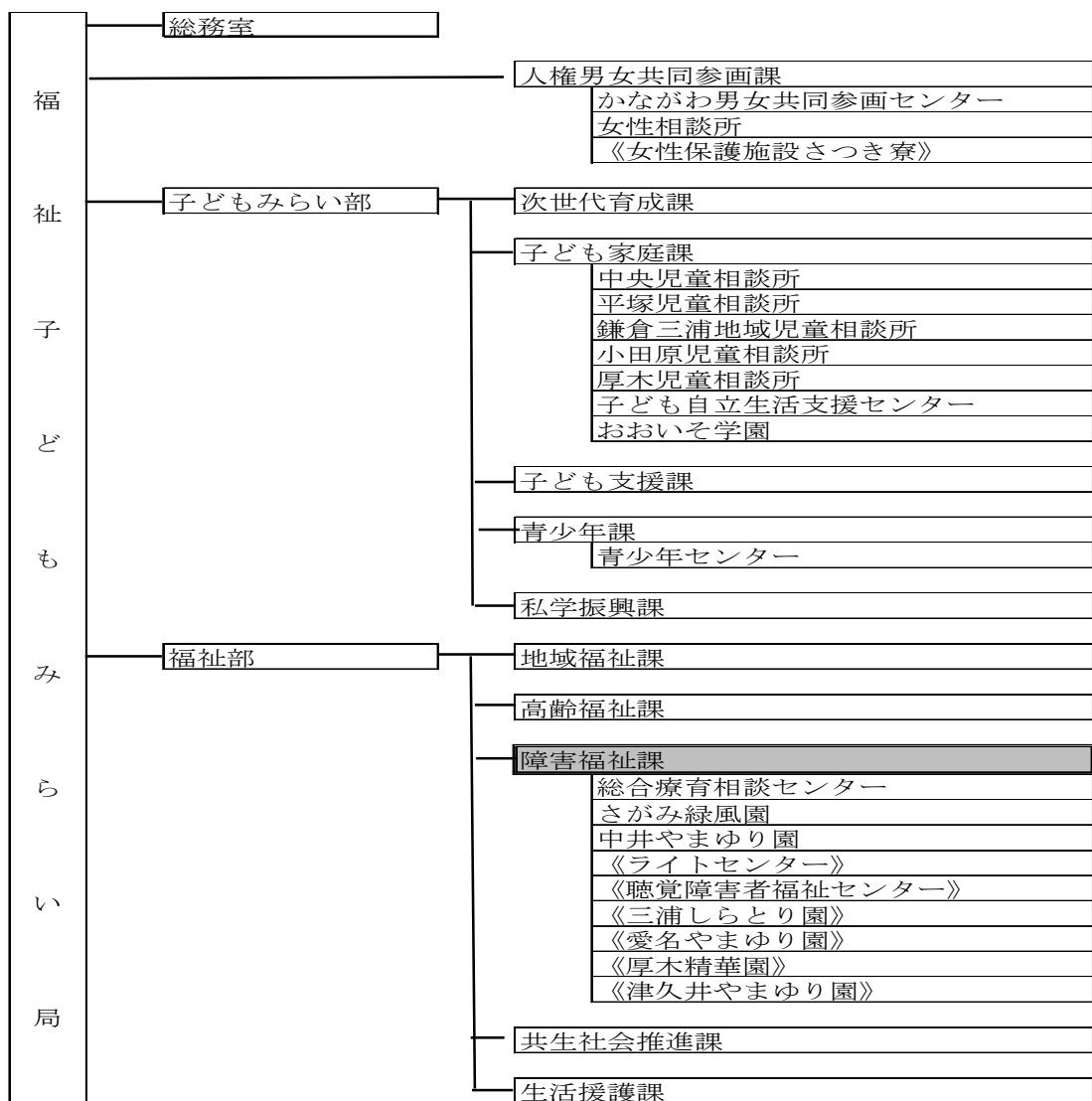
第7章 障害サービス課

1 障害サービス課の組織と分掌事務と予算執行状況

(1) 概要

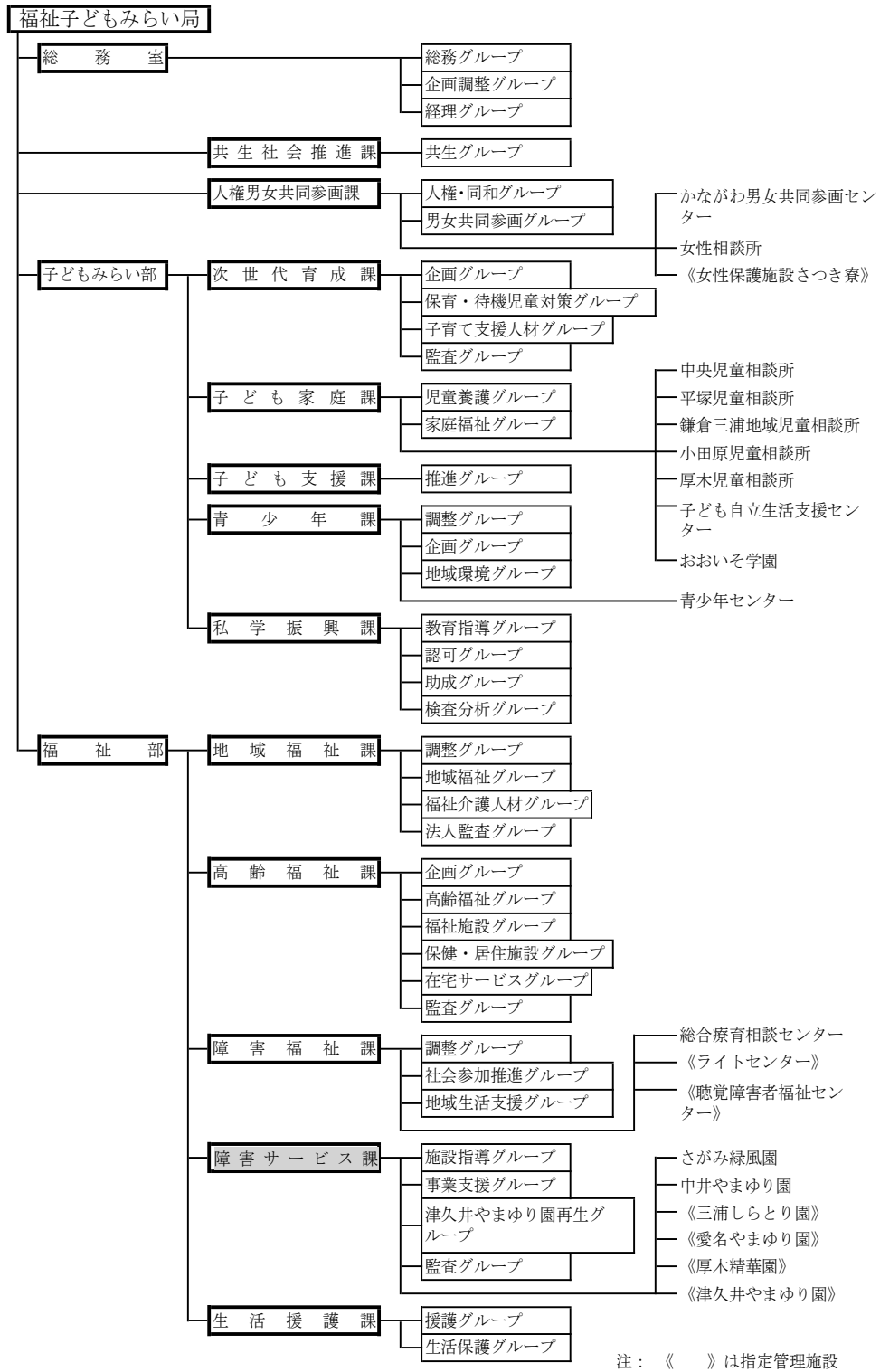
障害サービス課は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の施行に関すること・児童福祉法の施行（障害児福祉に係るものに限る。）に関すること・社会福祉法の施行（障害福祉に係るものに限る。）に関すること・障害福祉施設の整備、運営指導等に関すること・身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく施設の検査等に関すること・津久井やまゆり園の再生に関すること・さがみ緑風園及び中井やまゆり園に関することを行っている。

(2) 組織



《 》は指定管理施設

令和元年6月に障害福祉課が障害福祉課と障害サービス課に分割されたため、令和元年度組織図を記載している。



(3) 分掌事務・体系

組 織	分 掌 事 務
施設指導グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人事等に関すること。 ○ 広報、広聴に関すること。 ○ 障害児者施設の援護措置費等支弁及び補助に関すること。 ○ 障害児者施設（県立を除く。）の整備及び許認可、運営指導に関すること。 ○ グループホーム等に関すること。 ○ 児童福祉法に基づく事業者（児童福祉施設に係るものに限る。）の指定及び指導に関すること。 ○ さがみ緑風園及び中井やまゆり園に関すること。 ○ 県有財産に関すること。 ○ 愛名やまゆり園、厚木精華園、津久井やまゆり園及び三浦しらとり園の運営指導に関すること。
事業支援グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援法の施行に関すること。 ○ 障害者総合支援法に基づく事業者の指定及び指導に関すること。 ○ 児童福祉法に基づく事業者（児童発達支援センター以外の障害児通所支援に関するものに限る。）の指定及び指導に関すること。
津久井やまゆり園再生グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予算に関すること。 ○ 津久井やまゆり園の利用者の意思決定支援に関すること。 ○ 津久井やまゆり園の施設整備に関すること。 ○ 津久井やまゆり園の利用者の地域生活に関すること。
監査グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指導及び監査に関すること。 ○ 社会福祉法に基づく事業者等の指導監査の実施に関すること。 ○ 県障害者介護給付費等不服審査会の運営に関すること。

(4) 障害サービス課の予算執行状況

平成30年度予算執行状況の概要は、次のとおりである。

【歳 入】

(単位：千円)

科目(款)	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
分担金及び負担金	34,341	40,744	33,443	6,456
使用料及び手数料	499,859	500,735	498,266	2,469
国庫支出金	605,834	636,084	636,084	0
財産収入	5,164	5,334	5,334	0
繰入金	10,511	10,342	10,342	0
諸収入	757,707	734,478	734,478	0
計	1,913,416	1,927,717	1,917,947	8,925

【歳 出】

(単位：千円)

科目(事業)	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額

(目) 障害福祉総務費	2,186,589	2,131,522	21,081	33,986
障害福祉諸費	2,446	1,730	0	716
障害福祉施設等地域サービス事業費	46,288	43,321	0	2,967
民間障害福祉施設整備費補助	52,056	28,356	21,081	2,619
障害福祉施設指定管理費	1,334,471	1,329,292	0	5,179
障害者地域生活支援事業費	30,109	29,731	0	378
障害福祉地域サービス推進事業費	29,585	26,419	0	3,166
障害者総合支援法等施行事務費	35,704	33,920	0	1,784
民間障害福祉施設整備借入償還金補助	475,388	474,589	0	799
民間社会福祉施設運営費補助	133,232	127,404	0	5,828
民間障害福祉施設安全管理体制緊急整備費補助	4,658	4,266	0	392
津久井やまゆり園再生推進事業費	42,652	32,494	0	10,158
(目) 障害措置費	1,292,930	1,265,440	0	27,490
障害児保護措置費	1,100,216	1,073,228	0	26,988
民間障害福祉施設利用者処遇費	192,714	192,212	0	502
(目) 障害福祉施設費	1,626,748	1,540,202	30,974	55,572
県立障害福祉施設維持運営費	1,000,798	982,946	0	17,852
秦野精華園改修工事費	148,376	136,549	0	11,827
津久井やまゆり園除却費	368,595	343,817	0	24,778
津久井千木良園舎(仮称)新築工事設計費	54,000	22,080	30,974	946
津久井やまゆり園新築工事推進費	54,979	54,810	0	169
(目) 諸費	10,447	10,446	0	1
障害者自立支援対策臨時特例交付金返納金	10,447	10,446	0	1
合 計	5,116,714	4,947,610	52,055	117,049

他に、他課からの再配当に係る支出計画による執行分(支出済額)が54,639千円ある。

2 愛名やまゆり園（障害福祉施設指定管理費）

（1）事業の概要

ア 目的・内容

指定管理施設の運営に関することを行う。

イ 予算額・決算額

（単位：千円）

細事業	29年度	30年度	
細々事業	決算額	予算現額	決算額
障害福祉施設指定管理費			
愛名やまゆり園指定管理費	269,208	280,798	230,877
計	269,208	280,798	230,877

（2）愛名やまゆり園指定管理費

ア 概要

（ア）施設概要

- a 名称 愛名やまゆり園
- b 所在地 厚木市愛名1000
- c 種別 障害者支援施設（施設入所定員 100名）
- d 指定管理者 社会福祉法人かながわ共同会

（イ） 目的：障がい者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行うほか、診察等を行う。

効果：愛名やまゆり園の管理運営を指定管理者として、社会福祉法人かながわ共同会に行わせることで、地域福祉の中核的な役割を果たし、重度重複障がい者の受入れや地域移行の積極的な取組み等、効果的な運営を行うことができる。

（ウ） 根拠：神奈川県立の障害者支援施設に関する条例

（エ） 内容：主に重度の知的障がい者への適切な処遇を目指し、利用者及び在宅の知的障がい者に専門的サービスを提供、かつ地域の拠点施設機能を有する愛名やまゆり園について、その管理運営を指定管理者に行わせる。

（オ） 執行額の性質別（節）内訳

(単位：千円)

節の名称	30年度決算額	内容説明
指定管理費	278,696	愛名やまゆり園指定管理費

イ 監査の内容

(ア) 指定管理についての検討

愛名やまゆり園は、平成12年4月に神奈川県から「社会福祉法人かながわ共同会」が運営の委託を受け、平成18年4月神奈川県より第1期指定管理者制度による運営を同法人が指定を受けて始め、平成28年4月からは第2期指定管理者制度による運営が開始され現在に至っている。

神奈川県は平成27年1月8日に指定管理者制度の運用に関する指針を示し、公の施設の管理運営は高い公共性を有する事から、実行性ある指針を目指し一部改正を繰り返しながら運用している。その、指針ではⅦ 協定の締結の項で1基本協定(1)基本協定の内容を指定管理者の特性を勘案したうえで、施設の管理運営に関する基本的な事項を規定し指定管理者の指定後、指定管理開始までに締結する。と定めている。

平成27年神奈川県告示第377号で「社会福祉法人かながわ共同会」が引き続き第2期の指定管理者と決定した事を受け、甲・県と乙・「社会福祉法人かながわ共同会」は平成28年3月11日に愛名やまゆり園の管理に関する基本協定書を締結している。

(イ) 指定管理者が管理する管理物件について

平成28年3月11日の愛名やまゆり園の管理に関する基本協定書(第2期)に添付されている別表1管理施設、別表2貸付物品の一覧表は第1期取得年月日が平成12年3月31日、つまり、県から運営委託を受けた時点で貸し付けた管理物件だけが計上されており、その後16年間増加した物はない。

平成28年3月11日 愛名やまゆり園の管理に関する基本協定書 抜粋
(管理物件)
第5条 <u>管理業務の対象となる物件</u> (以下「管理物件」という。) は、管理施設と管理物品からなる。
2 <u>管理施設は別表1、管理物品は別表2のとおりとする。</u>
3 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。
(管理施設の修繕等)
第34条 <u>管理施設の改修、改造、増築又は移設</u> (以下「施設改修等」という。) については、 <u>甲が自己の費用と責任において実施するものとする。</u>

2 乙は、管理業務の効率的又は効果的な運営を目的として施設改修等を行おうとする場合には、甲に協議を申し出ることができる。

3 前項の規定により協議を行った結果、甲が必要性、妥当性等を認めた場合、乙は当該施設改修等を自己の費用と責任において実施することができるものとする。

4 管理施設の修繕（以下「施設修繕」という。）に係る費用については、次の表の左欄に掲げる内容に応じ、右欄に掲げる者が負担するものとする。

内容		負担者		備考
		甲	乙	
施設修繕	計画修繕工事・各所営繕	○		計画修繕工事執行要領及び各所営繕工事執行要領の定めによる。
	工事により甲が行う工事			
	上記以外		○	

5 乙は、施設改修等及び施設修繕を行った場合には、その内容について第47条第1項、第2項又は第3項の規定による月例業務報告に合わせ、甲に報告するものとする。

6 甲は、前項の規定による報告を受け、別表1の修正が必要となった場合には、別表1を修正し、乙に通知するものとする。

7 乙が施設改修等又は施設修繕を行った場合には、当該箇所に係る所有権は甲に帰属するものとし、乙は将来にわたってその権利を主張しないものとする。

（管理物品の使用、帰属に関する事項）

第35条 甲は、乙に対し、別表2に記載する管理物品を普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第78号）第8条の規定により無償で貸し付けるものとする。

2 別表2に記載する管理物品の修繕又は更新（以下「物品修繕等」という。）に係る費用については、乙が負担するものとする。

3 乙が利用料金又は指定管理料で購入した単価100千円以上の物品については、甲の所有とする。

4 乙は、管理物品をき損した場合、管理物品を滅失した場合、物品修繕等を行った場合及び管理業務に付随して新たに物品を購入した場合には、その内容について第47条第1項、第2項又は第3項の規定による月例業務報告に合わせ、甲に報告するものとする。

5 甲は、前項の規定による報告を受け、別表2の修正が必要となった場合には、別表2を修正し、乙に通知するものとする。

6 乙は、管理物品が神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）第159条に定める備品又は借用物品に該当する場合は、備品の現物照合等実施要領（平成23年12月16日会指第68号）に基づき確認を行い、その結果を甲に報告しなければならない。

7 乙は、善良な管理者の注意を怠り、管理物品をき損又は滅失したときは、それによって生じた損害・損失

や増加費用を甲に賠償し、又は自己の費用で当該物品と同等の機能及び価値を有する物品を購入若しくは調達しなければならない。指定期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とする。

ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

8 前項の損害・損失や増加費用を、緊急な対応が求められる等の理由により甲が支出した場合には、乙は甲からの請求にしたがって直ちに当該支出額を甲に対して支払うものとする。指定期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とする。

9 乙は、指定期間が終了後、又は第39条第3項、第41条第2項、第61条第1項及び第5項の規定に基づく指定の取消し後に、管理物品を速やかに甲に返還し、又は甲が指定する者に引き継ぐとともに、乙が利用料金又は指定管理料で購入した単価100千円未満の物品のうち使用可能な物品を、甲が指定する者に無償譲渡するものとする。

甲 神奈川県知事

黒 岩 祐 治

乙 社会福祉法人かながわ共同会

理事長 米 山 勝 彦

(ウ) 指定管理者が管理する貸付物品についての検討

a 愛名やまゆり園の指定管理施設には、別表2に登載されていない物品が法人の固定資産管理台帳に多数登載管理されている。

b 愛名やまゆり園では、指定管理第1期の時は、利用料金で購入した物品と指定管理料で購入した物品で取り扱いが異なっており、明確な取り扱いが定められていなかった。

c 愛名やまゆり園では、指定管理第2期は、処理に疑義のある物品については、県に対し問い合わせた法人固定資産管理台帳を整理している。処理にあたっては、県に問い合わせ整理しているが、県は口頭での確認のため、都度記録は残していないとの事。

管理業務に欠かせない指定管理者からの管理物件の処理の照会について記録がなければ、後日の検証が困難となる。

d 県に対して5年保存文書、愛名やまゆり園からの「管理物件」の変更や備品の現物照合の報告事績について、平成26年分から開示して欲しい旨申し入れたところ各年の県での処理「備品の現物照合の結果について」の開示を受けた。また管理施設については、変更なしとの回答を受けた。

e 平成28年から平成30年の①「備品の現物照合の結果について」②「基本協定書別表2の貸付物品一覧表」③愛名やまゆり園法人固定資産管理台帳を比較検討したとこ

ろ、各年度に③法人固定資産管理台帳で新規取得した物品が②基本協定書別表2の貸付物品一覧表には記載されていない物品がある。

平成30年度中に取得し法人の固定資産管理台帳に記載されていて、貸付物品一覧表別表2に記載の無い資産は次のとおりである。

(単位：円)

資産の種類及び名称	取得年月日	取得価格
あおば寮 便器	平成30年5月29日	285,886
外テント	平成30年5月20日	175,500
間仕切りカーテン	平成30年8月25日	2,258,820
1課 食堂出入口扉	平成30年8月20日	494,100
1課 食堂出入口扉	平成30年8月20日	494,100
あおば居室扉	平成30年8月20日	742,586
あおば居室扉	平成30年8月20日	742,587
2課 トイレ便器	平成30年9月28日	151,200
西側テント	平成30年10月19日	261,360
110番通報装置	平成31年3月11日	540,000
暖房便器	平成31年3月1日	158,760
せせらぎ便器	平成31年3月1日	727,000
加湿装置	平成31年3月14日	1,500,660
加湿装置	平成31年3月14日	1,500,660
加湿装置	平成31年3月14日	1,533,060
ガスコージェネレーション	平成31年3月28日	4,968,000
ガスコージェネレーション	平成31年3月28日	2,160,000

(3) 指摘事項及び意見

(指摘事項1) 貸付物品の確認

貸付物品一覧表 別表2に記載の無い資産について確認する必要がある。

(指摘事項2) 管理業務の対象となる物件に関する処理照会及び回答文書の保管

指定管理者からの管理業務の対象となる物件に関する処理の照会については、後日検証が出来る様に文書による事とし、処理照会文書及び回答文書を保管しておく必要がある。

(意見) 県と社会福祉法人かながわ共同会・愛名やまゆり園との協議

指定期間の終了後等に、返還又は県が指定する者に引き継ぐ事となる管理物件の取り扱いについて、県と社会福祉法人かながわ共同会・愛名やまゆり園とで協議し明らかにしておく事を要望する。

3 三浦しらとり園（障害福祉施設指定管理費）

(1) 事業の概要

三浦しらとり園の概況

昭和38年1月 精神薄弱児施設「神奈川県立長沢学園」開設から始まり、昭和47年2月に社会福祉法人「清和会」として認可を受ける。平成23年4月、県の指定管理者として指定され現在に至っている。

(イ) 目的：知的障がいのある児童を入園させてこれを保護し、独立自活に必要な知識技能を与えるほか、診療等を行い、及び障害者につき、施設入所支援を行うと共に施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行うほか、診療等を行う。

効果：三浦しらとり園の管理運営を指定管理者として社会福祉法人清和会に行わせることで、地域のニーズに応じたより効果的・効率的な運営を行う事が出来る。

(ウ) 根拠：三浦しらとり園条例

(エ) 内容：県立の横須賀三浦地区の拠点施設として、重度・重複障がい、強度行動障がい等、支援の難しい知的障がい児者を積極的に受け入れ、医療健康管理を含め、日常生活上のサービスを提供するとともに、地域で生活する障がい児・者の支援や福祉人材の養成を行う機能を有する三浦しらとり園についてその管理運営を指定管理者に行わせる。

(2) 監査の結果

監査の結果、指摘すべき問題点は認められなかった。

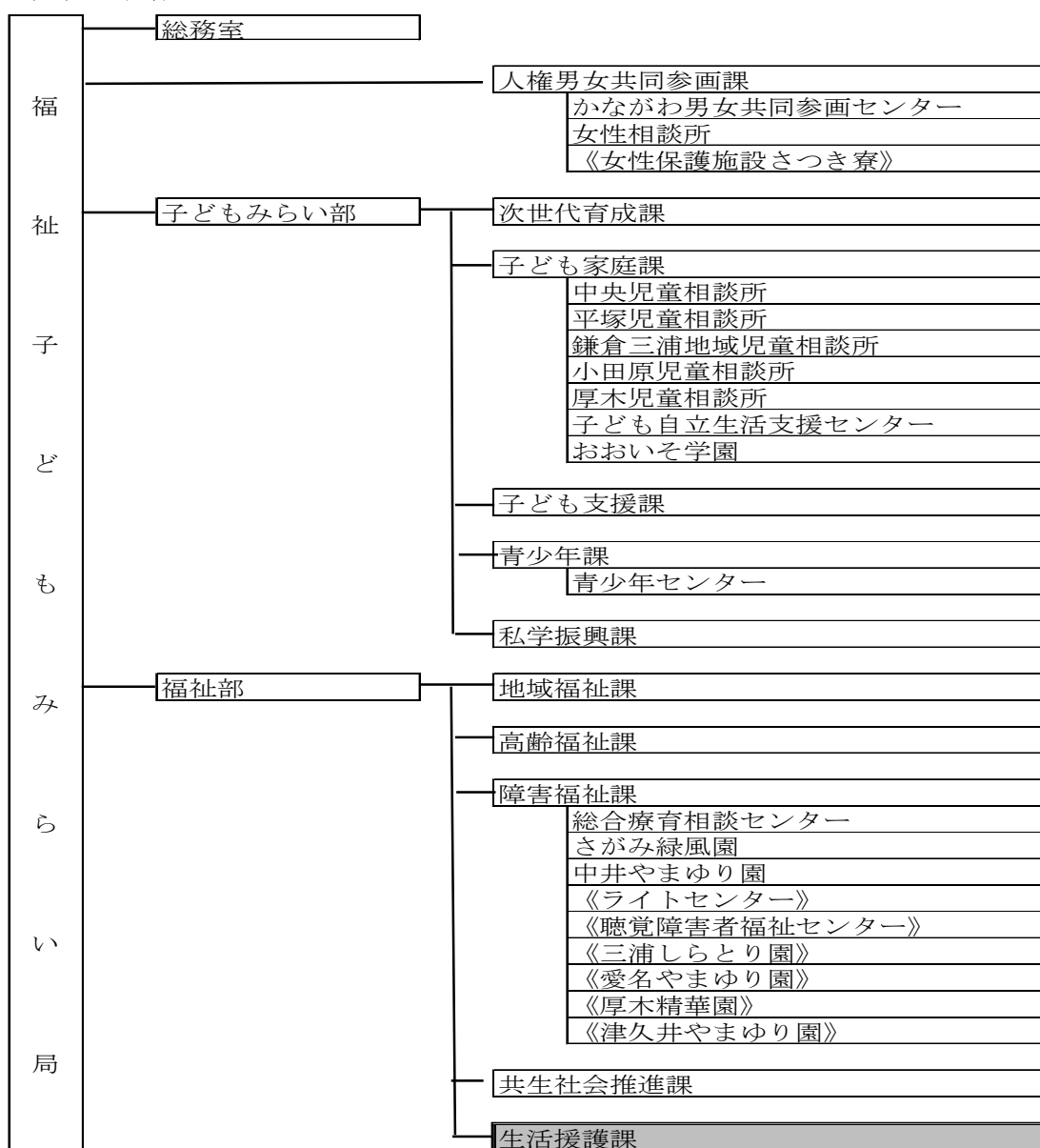
第8章 生活援護課

1 生活援護課の組織と分掌事務と予算執行状況

(1) 概要

生活援護課は、生活保護法の施行、生活困窮者自立支援法の施行、生活福祉資金等貸付事業の補助、ホームレスの自立の支援、無料低額宿泊事業の指導、旧軍人軍属等の恩給及び遺族年金等の進達、特別弔慰金等の裁定、戦傷病者援護、遺家族援護、中国帰国者等援護、戦没者追悼、原子爆弾被爆者援護等の業務を行っている。

(2) 組織



《 》は指定管理施設

(3) 分掌事務・体系

組 織	分 掌 事 務
援護グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人事、予算等に関すること。 ○ 生活福祉資金等に関すること。 ○ 中国残留邦人等帰国者の自立の支援に関すること。 ○ 未帰還者留守家族等援護法及び未帰還者に関する特別措置法の施行に関すること。 ○ 戦傷病者戦没者遺族等援護法、恩給法（旧軍人、軍属関係）及び戦傷病者特別援護法の施行に関すること。 ○ 旧軍人軍属等の身分の取扱い事務に関すること。 ○ 戦没者の慰霊及び戦没者慰霊堂に関すること。 ○ 戦没者等の妻、父母等に対する特別給付金及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に関すること。 ○ 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 ○ 無料低額宿泊事業の届出等に関すること。 ○ 生活困窮者自立支援法の施行に関すること。 ○ ホームレスの自立の支援に関すること。 ○ 原子爆弾被爆者に対する援護事業に関すること。 ○ 旧相模海軍工廠ガス障害者援護対策事業に関すること。
生活保護グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護法の施行に関すること。 ○ 生活保護法指定医療機関及び指定介護機関の指定、指導及び検査に関すること。 ○ 生活保護法施行事務監査の実施に関すること。 ○ 生活保護関係職員の実務指導・研修に関すること。 ○ 生活保護法に規定する審査請求に関すること。 ○ 生活保護費国庫負担金の交付、調定及び実績報告に関すること。 ○ 生活保護費市分県負担金に関すること。 ○ 生活困窮世帯の子どもの健全育成に関すること。 ○ 医療扶助診療報酬、介護扶助介護報酬の審査及び支払に関すること。 ○ 自立支援プログラムに関すること。 ○ 保護施設事務費、補助金及び通所事業等に関すること。 ○ 社会保障生計調査に関すること。

(4) 生活援護課の予算執行状況

平成 30 年度予算執行状況の概要は、次のとおりである。

【歳 入】

(単位：千円)

科目(款)	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
使用料及び手数料	37	38	38	0
国庫支出金	6,413,103	6,498,788	6,498,788	0
財産収入	63	46	46	0
寄付金	268	155	155	0
諸収入	82,027	335,475	108,120	220,188
計	6,495,498	6,834,502	6,607,147	220,188

【歳出】

(単位：千円)

科目(事業)	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
(目) 遺家族等援護費	1,843,718	1,786,873	0	56,845
援護業務等国庫委託事業費	15,850	13,424	0	2,426
遺族等援護費	13,432	12,839	0	593
中国残留邦人等援護費	25,819	20,150	0	5,669
戦没者追悼事業費	8,618	8,232	0	386
戦没者慰霊堂等管理費	7,823	7,822	0	1
南方諸地域戦没者追悼沖縄神奈川の塔整備基金積立金	280	156	0	124
原爆被爆者援護対策費(国庫補助)	1,769,937	1,724,121	0	45,816
旧相模海軍工廠ガス障害者援護対策費	1,959	129	0	1,830
(目) 生活保護総務費	349,332	316,658	0	32,674
生活保護法施行事務費	185,270	168,689	0	16,581
行旅病人、同死亡人取扱費	6,502	2,916	0	3,586
ホームレス自立支援事業費	1,300	1,157	0	143
生活福祉資金貸付事業費補助	56,995	56,995	0	0
生活困窮者自立支援事業費	79,083	69,651	0	9,432
生活保護施設運営費補助	20,182	17,250	0	2,932
(目) 扶助費	7,678,509	7,623,978	0	54,531
生活保護扶助費	7,675,882	7,622,034	0	53,848
就労自立給付金	2,627	1,944	0	683
(目) 諸費	89,143	85,723	0	3,420
生活保護費国庫負担金返納金	78,595	75,175	0	3,420
生活福祉資金貸付事業費補助金返納金	10,548	10,548	0	0
合計	9,960,702	9,813,231	0	147,471

他に、他課からの再配当に係る支出計画による執行分(支出済額)が81,808千円ある。

(5) 監査の結果

県では、平成22年度から生活保護世帯の子どもの健全育成事業を実施していた。平成27年度からは生活困窮者自立支援法の任意事業として、対象者に生活保護世帯を含

む生活困窮世帯の子どもへと拡大し、経済的な困窮によって、子どもの健全な成長や自立が妨げられることがないよう県内6箇所生活保護と子育てについての専門的知識を持つ子ども支援員を配置し、家庭訪問や個別相談など、積極的なアウトリーチによる寄り添い型の支援を実施している。

監査の結果、指摘すべき問題点は認められなかった。

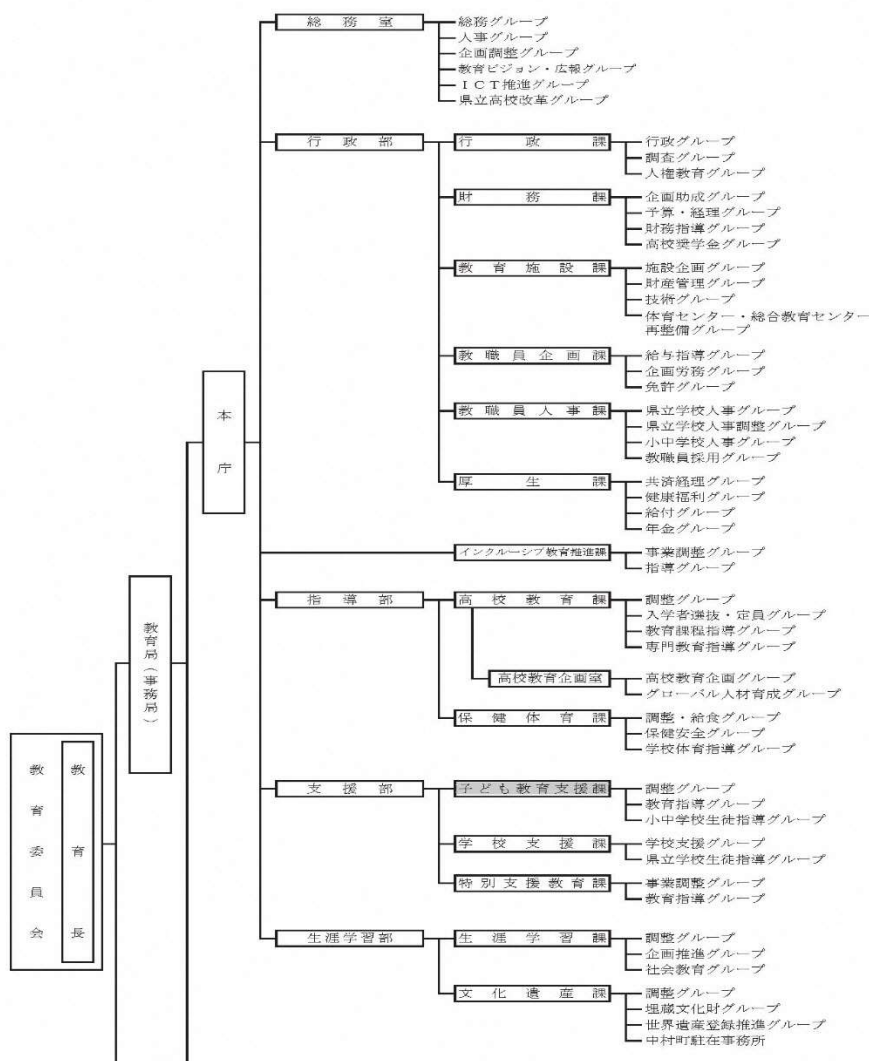
第9章 子ども教育支援課

1 子ども教育支援課の組織と分掌事務と予算執行状況

(1) 概要

子ども教育支援課は、公立幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の教育の振興、学校管理、教育課程、学習指導についての指導・助言、公立小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒指導についての企画及び調整、いじめ・暴力行為などの問題行動及び不登校等に関する対策についての企画及び調整に関することを実施している。

(2) 組織



(3) 分掌事務・体系

組 織	分掌事務（保健体育課の所掌に属するものを除く。）
調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援部内各課の総合調整に関すること。 ○ 就業困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）に基づく国庫補助金の事務に関すること。 ○ 神奈川県立のふれあいの村に関すること。
教育指導グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校（以下「義務教育学校等」という。）並びに特別支援学校の教育に係る総合的企画、調査及び調整に関すること。 ○ 義務教育学校等の教育の内容の取扱いに関すること。 ○ 義務教育学校等に係る学校管理、教育課程、学習指導その他学校教育についての指導、助言等に関すること。 ○ 義務教育学校等の教育に係る教育職員の現職教育及び養成の計画及び実施に関すること。 ○ 義務教育学校等の教育に係る教育職員の研修に関する総合的企画及び実施に関すること。 ○ 教科書の発行に関する臨時措置法の施行に関すること（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に限る。）に係るものに限る。）。 ○ 小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に限る。）の教科用図書に関すること。 ○ 義務教育学校等に係る教材教具に関すること。 ○ 義務教育学校等への就学についての指導、助言等に関すること。 ○ 神奈川県教科用図書選定審議会に関すること。
小中学校生徒指導グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義務教育学校等における教育上支援を必要とする児童生徒に対する教育に関すること。 ○ 義務教育学校等に係る児童生徒指導についての指導、助言等に関すること。 ○ 義務教育学校等に係る児童生徒指導についての企画、連携及び調整に関すること。

(4) 子ども教育支援課の予算執行状況

平成30年度予算執行状況の概要は、次のとおりである。

【歳 入】

(単位：千円)

科目(款)	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
国庫支出金	118,468	112,412	112,412	0
諸収入	145	291	291	0
計	118,613	112,703	112,703	0

【歳 出】

(単位：千円)

科目(事業)	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
(目) 教育指導費	781,008	659,758	108,050	13,200
教育課程研究費	10,933	7,940	0	2,993

児童生徒指導推進費	300,056	292,635	0	7,421
指導研究調査諸費	713	504	0	209
県立ふれあいの村指定管理費	198,913	198,913	0	0
かながわ学力向上実践推進事業費	9,115	8,525	0	590
被災児童生徒就学支援等事業費	12,128	10,505	0	1,623
三浦ふれあいの村改修工事費	199,054	90,865	108,050	139
三浦ふれあいの村改修工事 施設費	48,030	48,030	0	0
県立ふれあいの村備品等整備費	2,066	1,841	0	225
合 計	781,008	659,758	108,050	13,200

他に、他課からの再配当に係る支出計画による執行分（支出済額）が 4,353 千円ある。

2 児童生徒指導推進費

(1) 事業の概要

ア 目的・内容

いじめ・暴力行為や不登校など児童・生徒指導上の諸課題への総合的な対策を検討するとともに、市町村教育委員会と一体となり推進を図るため、各種事業を行う。

臨床心理士等のスクールカウンセラーを中学校全校（政令市を除く。）に配置するとともに、社会福祉士等のスクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置し、課題の改善に取り組む。

イ 概要

(ア) スクールソーシャルワーカー活用事業費

- a 目的：社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者をスクールソーシャルワーカーとして教育分野に導入し、問題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて、問題行動等の予防や早期解決に向けた対応を図る。

- 効果：(a) 各学校における児童・生徒指導の充実
 (b) 問題行動等の未然防止や早期解決
 (c) 関係機関等との連携強化

- b 根拠：教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策・不登校支援等総合推進事業)
 交付要綱

- c 事業主体：県
負担割合 県2／3、国1／3
- d 内容：社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置するとともに、スーパーバイザーを教育局内に2名配置する。
- e 執行額の性質別（節）内訳 （単位：千円）

節の名称	30年度決算額	内容説明
報酬	39,449	スクールソーシャルワーカー報酬
旅費	1,971	スクールソーシャルワーカー旅費
計	41,420	

(イ) スクールカウンセラー活用事業費（国庫対象）

- a 目的：児童・生徒の問題行動の未然防止や早期対応に向けて、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを活用し、学校における教育相談体制の充実を図る。
- 効果：（a） 校内における教育相談体制の充実
（b） 子どもたちのストレスなどの緩和
（c） 問題行動の未然防止・早期解決
- b 根拠：教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策・不登校支援等総合推進事業）
交付要綱
- c 事業主体：県
負担割合 県2／3、国1／3
- d 内容：「心の専門家」であるスクールカウンセラー（臨床心理士等）を、政令市を除く県内の公立中学校175校及び県立中等教育学校2校へ配置する。
- e 執行額の性質別（節）内訳

（単位：千円）

節の名称	30年度決算額	内容説明
報酬	239,063	スクールカウンセラー報酬
共済費	633	社会保険料（スクールカウンセラー労災保険料）
旅費	771	スクールカウンセラー等旅費
計	240,467	

ウ 予算額・決算額

(単位：千円)

細事業		29年度	30年度	
細々事業		決算額	予算現額	決算額
教育相談体制整備費（子ども教育支援課）				
	スクールソーシャルワーカー活用事業費	36,156	43,423	41,420
	スクールカウンセラー活用事業費（国庫対象）	242,869	244,003	240,467
計		279,025	287,426	281,886

(2) 監査の内容

ア 神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所において、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）の報酬と通勤のための交通費について閲覧した。

SCは特別職の非常勤職員であり、その基本報酬は、「市町村立学校等スクールカウンセラー等の雇用等に関する取扱要領」（以下「取扱要領」という。）のとおり、資格及び経験により1時間あたり5,000円、4,500円、3,500円、3,000円が支払われていた。また、通勤手当も「公立義務教育諸学校の非常勤講師の取扱いについて」のとおり支払われていた。

取扱要領には、SCの勤務日及び勤務時間が記載されている。さらに、非常勤職員雇用書には、ただし書きに「予算の範囲内とする。」と明記されている。

この限られた条件の中で勤務することがこの事業を含めたチーム支援としての機能に影響を与えているのではないか。

この事業は、問題を抱える児童・生徒の支援をより効果的に行うために、SCやスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）といった専門的な知識や経験を有する者を活用し、教育相談体制や生徒指導体制の充実を図るものである。

神奈川県では、SSWは児童・生徒への個別支援だけでなく、教職員へのコンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）も重視している。SC・SSWが有効に機能するためには、SC・SSWと学校・保護者をつなぐ役割を担う教育相談コーディネーターである教職員が、チーム支援を行う上で重要な役割を果たしている。

SCには勤務条件により勤務時間に制限があり、緊急事態が発生すれば担当外の学校に勤務しなければならず、担当校における勤務時間が減ってしまうため、不在時に支援が手薄にならないようにする必要がある。また、教職員は学級担任と同時に教育

相談コーディネーターを兼務することになるケースもある。学級担任の傍らで行う業務としては、質・量ともに過重と言わざるを得ない。結果として、手が回らないために、チーム支援に支障をきたすことは避けなければならない。また、勤務時間に配慮し、万が一にも教育相談コーディネーターの業務負担の増加とならないようにする必要がある。

この点については、県教育委員会では、緊急事態が発生した場合、SCやSSWの勤務割振の変更等により柔軟に対応しており、また、教育相談コーディネーターがコーディネート業務に当たる時間を確保し、校内支援体制を整備できるよう、令和元年度から15市町の15校を指定し、教育相談コーディネーターの授業時間を代わりに受け持つ非常勤講師の配置を行っているとのことである。

今後、SC・SSWを活用した児童・生徒へのチーム支援がより一層充実するよう、県教育委員会としては、非常勤講師の配置の拡充や、教育相談コーディネーターの定数化について、国に対し、引き続き要望していくことが必要である。

イ スクールソーシャルワーカースーパーバイザー（以下「SSWSV」という。）の報酬の支給漏れ

SSWSVは、勤務実績報告書を勤務日ごとに随時メールで子ども教育支援課の担当者へ送付している。その勤務実績報告書1か月分を担当者が集計した後、執行担当者に報告し報酬の支払いを行っている。SSWSVの勤務条件は、原則として1日7時間、週1日又は週2日の勤務日となっており不定期である。今回の支給漏れもSSWSVの勤務日が子ども教育支援課の担当者が出張のため不在であり、実績報告書がメールで送付されたことに気づかなかつたためにおきている。これは当該業務を担当者が一人きりで行っており、ミス防止するシステムが無かつたために発生したものである。本事案については、当該月の支払明細をSSWSV本人に渡したところ、支給漏れが判明し、翌月に追加で支払いを行っているが、SSWSVに勤務日に勤務実績報告書を送付してもらうことと同時に月末に1か月分の勤務実績を集計した報告書をSSWSVが担当者にメール送信し、副担当者にCC（カーボンコピー）でメール送信することが支給漏れを防ぐ効率的なシステムと考える。

スクールソーシャルワーカー等の雇用等に関する取扱要領

（報酬の支給方法）

第10条 スクールソーシャルワーカー等への報酬の支給方法等は、次のとおりとする。

（1）報酬の計算期間は月の初日から末日までとし、支給日は、原則として翌月の7日

(この日が日曜日に当たるときは5日、土曜日に当たるときは6日)とする。・・・

(3) スクールソーシャルワーカー等は、勤務状況を1ヶ月ごとに取りまとめ、勤務実績報告書(様式6)により、配置された教育事務所に報告する。教育事務所長は、これにより報酬の支給額を算定する。

(4) 子ども教育支援課長は、前号に準じてスーパーバイザーの報酬の支給額を算定する。

(3) 指摘事項及び意見

(指摘事項) S S W S Vの報酬支給漏れ防止のための報告書確認の徹底

報酬の支給漏れはあってはならず、報告書の確認を徹底する必要がある。